

岩手県 2011.3.11 東日本大震災津波の記録



岩手県 2011.3.11
東日本大震災津波の記録

はじめに

岩手県知事

達増拓也

岩手県東日本大震災津波の記録 発行にあたって



平成23年3月11日午後2時46分。

三陸沖を震源とする巨大地震が発生し、
大きな揺れと大津波が岩手県を襲い、沿岸地域を中心に
甚大な被害を受けた。

知事は、県民の生命と生活を守るため、
大震災津波発生直後から
陣頭指揮を執ってきた。

今回、「岩手県東日本大震災津波の記録」の発行に当たり、
あらためて大震災津波の発生当時を振り返るとともに、
亡くなられた方々に対する鎮魂の思いと
岩手の復興に向けた決意を語った。

東日本大震災津波が発生したとき、私たちはどのような困難に直面し、それにどう立ち向かっていったのか。そのことを行政の担当者はもとより、今を生きるすべての方々に参考にさせていただき、今後、発生が懸念される大災害への対応に大いに生かしてもらいたいと考えています。また、この大震災津波では、本県だけでも約4,700人の尊い命が失われ、いまだ約1,200人の行方不明者がおられますが、このような方々の故郷に対する思いに報いるためにも、私たちが大震災津波で経験したことを教訓として、後世にしっかりと語り継いでいかなければなりません。そうした思いを込めて、県は「岩手県東日本大震災津波の記録」を発行しました。

人命救助が最優先

県は、発災と同時に災害対策本部を設置するとともに、自衛隊や緊急消防援助隊の派遣要請を行うなど、災害応急対応を進めていくための防災関係機関との連携体制を直ちに構築しました。発災から約1時間後に1回目の災害対策本部員会議を開催しましたが、この時点では、被災地の詳しい情報がほとんど入ってこない状況であったものの、かなり高い津波が岩手県の沿岸地域に押し寄せてきていることはわかっていました。私は災害対策本部長として、人命救助を最優先に、被災者に寄り添った支援を行っていくことを指示しました。

発災翌日の3月12日に、ヘリコプターで被災地の状況の確認に行きました。最初に、陸前高田市に入りましたが、津波により街の中心部であったところには何もなく、がれきが内陸の山側まで押し寄せられ、一方では、沖にも流されている状態でした。その後、大船渡市、釜石市、大槌町、山田町と北上し、宮古市まで確認しましたが、上空から見る沿岸地域は、とても現実とは思えないような大きな被害でした。そのような中で、高台にある学校等に避難している人たちも確認できましたので、急ぎ県庁に戻り、一刻も早い救助や必要な物資の提供等の対応をとらなければいけないことを、災害対策本部員会議で関係者に伝えました。



平成23年3月13日 県災害対策本部員会議



平成23年3月18日 発災1週間目の黙祷（宮古市田老地区）

岩手県東日本大震災津波の記録 発行にあたって



平成23年4月6日 避難所慰問（旧釜石第一中学校）



平成23年4月11日 応急仮設住宅視察（上中島グランド）

また、3月12日から自衛隊が本格的に被災地に入ったことにより、沿岸被災地域の状況が見えてきました。救助に向かった自衛隊が、現地で救助を求めている被災者の情報をもたらしてくれました。このほか、災害派遣医療チーム（DMAT）も県内外から集まってきましたし、国、県等の道路管理者は、がれきで埋まっている道路の啓開作業を進めていきました。それぞれの機関の担当者が各現場で、それぞれができることを進めていくことで、新たな状況が見えてくるので、それを皆で共有してさらに作業を進めました。言葉を失うほどの苛酷な状況にありながらも、誰もが必死で作業にあたりました。

一方、津波被害を受けていないところにも、様々な命の危険がありました。停電や燃料不足の状態にありましたので、内陸部においても、例えば酸素吸入や人工透析等の医療が必要な方々に命の危険が及ぶことがないように、自家発電で動いている最寄りの病院へ相談できるよう手配するなど、様々な対策を実施してきました。

答えは現場の中に

3月15日には内陸部の市町村長に集まっていたさき、津波被害を受けた沿岸市町村への支援を依頼しました。また、3月16日から4日間で沿岸市町村を回った際にも、市町村長や幹部職員から状況を直接聞くとともに、県は全面的にコミット（関与）し、一緒に闘っていくことを伝えました。原則として災害対策基本法は市町村が災害に対応する仕組みとなっており、それが機能しない事態は想定していませんでした。しかし、大槌町のように、町長御本人や職員の多くが犠牲になられたところもあります。御家族を亡くされ、住まいを失われるなど、沿岸市町村では首長をはじめ、多くの職員の方々が被災しており、市町村をサポートしていく体制を構築していく必要性を強く感じました。このため、県職員を被災市町村に一斉に派遣し、状況把握を行わせるとともに、必要に応じて自らの判断で市町村の業務支援を行ってくるよう指示をしました。

地域防災計画や防災マニュアルでは、市町村と県との間の連絡が万全であることが前提となっていますが、今回は、市町村自体が被害を受けて連絡手段がほとんど絶たれてしまったため、計画やマニュアルにはないところでの判断を迫られました。今まで経験したことがない現実を直視し、特に現場の実態を見極めることで、やらなければいけないことが見えてきます。答えは現場の中にあるという信念のもと、通常の組織体制にとらわれることなく、前例のないことを進めていきました。

絆はひと筋の光

発災から数日間は、避難所等において、暖も取れず、食料も十分でない状況で耐えていただきました。そうした中で、一筋の光となっていたものが、岩手

における絆の強さでありました。緊急的に避難している数万人の人たちが助け合い、困難を乗り越えたことは素晴らしいと思います。避難所となっている学校では、先生と生徒が協力して避難所の運営にあたり、住民の皆さんと共に力を合わせていこうとしている姿勢を見て、非常にありがたく思いました。

釜石市のある避難所を市長とともに訪ねた時のことです。避難されている方々に「県も市も、力を合わせてしっかりやっていきますから」と話すと、支援が十分でない状態にあったにも関わらず、拍手が沸きあがったのです。大変な状況にありながらも、一緒に頑張っていこうという住民の皆さんの気持ちが感じられ、被災者の方々への支援に万全を期さなければいけないと、あらためて身の引き締まる思いがした瞬間でした。



平成23年4月11日 「がんばろう! 岩手」宣言（釜石高等学校）

岩手県東日本大震災津波の記録 発行にあたって



平成23年4月22日 国等に対する要望活動（東京都）

復興は恩返し

今回の大震災津波では、実に多くの方々から様々な支援を受けました。国内はもとより、海外からも多くの物資や義援金を送っていただきました。また、国内外から多くの方々被災地に入り、救助活動や様々な被災者支援に御尽力くださいました。こうした善意と支援は、まさに世界規模のものであり、大変感謝しています。

一方、今回の大震災津波への対応とその後の復旧・復興の動きの中で、地元の底力というものがかなり掘り起こされたと感じています。そして、国内外から被災地へ多くの御支援をいただいたことから、様々なつながりの力が増えました。こうした地元の底力と様々なつながりの力を合わせて復興の力としていけば、前よりも安全、前よりも安心、前よりも豊かな岩手になると思っています。様々な力を結集して、力強く復興を進め、全国に、そして世界に恩返しをしていきたいと考えています。

希望郷いわてに向けて

県の東日本大震災津波復興計画では、復興の目指す姿として「いのちを守り 海と大地と共に生きる ふるさと岩手・三陸の創造」を掲げています。この実現のためには、今回のような大震災津波が再び発生しても、人命が失われないように安全を確保することが重要です。また、岩手県には世界三大漁場の一つである三陸沖からの豊かな恵みがあり、そして地域に根ざした、農業・林業をはじめ、商工業など様々な活動が盛んな大地があります。豊かな海と大地を生かしていくような社会・経済を構築していくことで、暮らしやすく、働きがいのある岩手を創造することができると思っています。

また、岩手の復興を推し進めるためには、沿岸地域と内陸地域をこれまで以上に強く深く結びつけていく必要があります。県土が広く、沿岸地域と内陸地域の間には北上山地があるという地理的条件が、両者の密接な交流の障壁になっていました。沿岸地域

と内陸地域を結ぶ交通基盤の整備は、明治維新以来、岩手の近代化における課題でもありました。

今回、復興道路として沿岸地域を縦に貫く高規格道路、沿岸地域と内陸地域を結ぶ高速道路や高規格道路を早急に整備することが決定しています。大震災津波からの復興を通じて、ようやくその課題が解決すると言っていると思います。本当の意味で岩手の沿岸地域と内陸地域が一体となって、お互いの地域振興を図っていくことができると考えます。そして、その先には、人と物の流れがさらに活発になって、県外からの流入も盛んになり、さらに素晴らし

い岩手があると期待しています。

県の総合計画である「いわて県民計画」の基本目標である「希望郷いわて」には、「希望」という言葉を掲げています。県民一人ひとりが、自分なりの復興計画を持って進んでいけば、すべての県民が希望を持つことができる「希望郷いわて」が実現すると考えています。そして、敬虔に追悼の思いを持ち続け、亡くなられた方々のふるさと岩手に対する思いに答えていくことは、残された私たちの使命です。この使命を果たすべく、スピードを上げ復興を進めていこうと、決意を新たにしています。



平成23年4月26日 こいのぼり掲揚式（県庁前広場）

目次

岩手県 東日本大震災津波の記録 2011.3.11

はじめに	002
第1章 地震と津波の概要	
第1節 地震の概要	014
① 地震の概要	014
② 連動型の巨大地震	015
③ 南北に強い揺れが拡大	016
④ 地殻が大きく変動	018
第2節 津波の概要	018
① 津波の概要	018
② 観測史上最大級の規模	018
③ 津波警報について	018
第2章 被害の概要	
第1節 被害の状況① 全国の被害	022
① 6県64市町村で561km ² が浸水	022
② 大震災津波がもたらした広範な被害	023
③ 産業にも甚大な被害	024
第2節 被害の状況② 岩手県の被害	025
① 県内全域に多大な被害	025
② 県内の産業経済に深刻な影響	025
第3節 市町村別被害状況	
陸前高田市	028
① 地震・津波の概要	028
② 市中心部を襲った津波	029
③ 各地区にも甚大な被害	029
④ 奇跡の一本松	030
⑤ 主な公共施設の被害	030
大船渡市	031
① 地震・津波の概要	031
② 市中心部で大きな被害	031
③ 特養老人ホームを襲った津波	032
④ 高台移転が奏功した吉浜地区	032
⑤ 主な公共施設の被害	032
釜石市	034
① 地震・津波の概要	034
② 最も被害の大きかった鶴住居地区	034
③ 中心市街地・釜石東部地区の被害	035
④ 津波防災教育の大きな成果	035
⑤ 鶴住居地区防災センターを襲った津波	036
⑥ 唐丹町本郷地区の被害	036
⑦ 主な公共施設の被害	037
大槌町	037
① 地震・津波の概要	037
② 人口に対する被災者割合の高さ	038
③ 地区別の被害状況	038
④ 想定を超えた津波	038
⑤ 長引く町長の不在	039
⑥ 主な公共施設の被害	039
山田町	040
① 地震・津波の概要	040
② 山田湾沿岸・中心部の被害	040
③ 船越半島沿岸地区の被害	041
④ 広域火災の発生	041
⑤ 介護老人保健施設の被害	042
⑥ 主な公共施設の被害	042
宮古市	043
① 地震・津波の概要	043
② 津波防災のまち・田老地域の被害	043
③ 被害が広範囲にわたった中心部	044
④ 高い波が襲った重茂半島	044
⑤ 先人の教えが集落を救う	045
⑥ 宮古港の観光、レジャー施設の被害	045
⑦ 主な公共施設の被害	045
岩泉町	046
① 地震・津波の概要	046
② 大きな被害を受けた小本地区	046
③ 小本小児童88人を救った避難階段	046
④ 県内初の他自治体のがれき受入れ	046
⑤ 主な公共施設の被害	047
田野畑村	048
① 地震・津波の概要	048
② 各地区の被害の状況	048
③ サッパ船アドベンチャーズの復興	048
④ 主な公共施設の被害	049
普代村	050
① 地震・津波の概要	050
② 村を守った普代水門	050
③ 和村村長の言葉	051
④ 主な公共施設の被害	051
野田村	052
① 地震・津波の概要	052
② 2線堤を破った津波	052
③ 各地区の被害と村の孤立	052
④ 日頃からの防災意識が園児を救った	053
⑤ 県内初の集団移転正式決定	053
⑥ 主な公共施設の被害	053
久慈市	054
① 地震・津波の概要	054
② 各地区の被害の状況	054
③ 避難所の状況	055
④ 早期回復した港湾機能	055
⑤ 主な公共施設の被害	055

洋野町	① 地震・津波の概要 ② 沿岸部唯一の人的被害ゼロ ③ 洋野町の津波に対する備え ④ 主な公共施設の被害	056
内陸部	① 地震の概要 ② 一関市と東北自動車道の被害状況	058
コラム	「職員の記憶」	059
コラム	消防団員の安全確保	060

第3章 災害対策本部設置・初動対応

第1節	災害対策本部の動き	062
	① 発災 ② 災害対策本部員会議 ③ 災害対策本部支援室の対応 ④ 国への緊急要望等 ⑤ 地方支部の対応 ⑥ 被災市町村への支援 ⑦ 制度にとられない対応 ⑧ 一斉捜索 ⑨ 災害対策本部支援室の組織改編 ⑩ 報道機関への対応 ⑪ 陸上自衛隊感謝式 ⑫ 災害対策本部の廃止	063 067 068 069 070
コラム	発災当初における釜石地方支部の対応	071
第2節	DMATの救助対応と医療機関の活動	072
	① 発災直後のDMAT派遣要請 ② 2トップで展開された統括運営 ③ 岩手方式によるDMAT活動の開始 ④ ヘリコプターの運用 ⑤ 病院間の連携とDMATによる支援 ⑥ 日本初のSCUを拠点としたの広域医療搬送 ⑦ 9日間に及んだDMATの活動期間	073 076 077 078 079
コラム	DMAT活動が残した課題	079
第3節	通信/電源/燃料/移動手段の確保	080
	① 固定電話回線等の通信設備の被災 ② 防災行政情報通信ネットワークシステム等の障害 ③ 衛星携帯電話の確保と通信インフラの復旧 ④ 防災機関の通信機能と対応 ⑤ 津波によるエネルギー供給機能の停止 ⑥ ガソリン供給の停滞等	081 083 084 086 088
コラム	釜石漁業無線局の活躍	089
第4節	消防、自衛隊などの救助活動と捜索活動	090
	① 地元警察署と消防団の避難誘導 ② 被災地に来援した60万人 ③ 被災地で大規模火災発生 ④ 名古屋市消防局が指揮支援部隊を担当 ⑤ ヘリコプターの活躍と調整 ⑥ 行方不明者の捜索 ⑦ 警察の主な活動 ⑧ 釜石海上保安部の主な活動 ⑨ 自衛隊の主な活動 ⑩ 海外支援の受け入れ	091 093 094 095 097 098 099 100
コラム	避難所の運営にあたった教職員	101
第5節	支援物資の供給とそのシステム	102
	① 発災当初における物資の供給 ② 物資集積拠点をアピオに設置 ③ 24時間体制による災害物資物流 ④ 国内外から寄せられる支援物資 ⑤ 変化していく被災地のニーズ ⑥ 様々な問題と対応 ⑦ 古着への対応 ⑧ 被災地支援を実現するために	104 105 106
第6節	犠牲者への対応	108
	① 遺体安置所の確保 ② 収容される遺体と検視 ③ 困難をきわめた身元確認 ④ 埋火葬の対応	110 111
第7節	被災市町村の行政機能の回復	112
	① 被災した市町村の行政機能 ② 行政機能回復に向けた3ステップ	

目次

岩手県 東日本大震災津波の記録 2011.3.11

コラム	大槌町で起こったこと	116
第4章 応急復旧期		
第1節	公共施設の復旧	
	① 幹線道路の復旧	118
	② 港湾施設の復旧	119
	③ 海岸保全施設の復旧	120
	④ 教育施設の復旧	122
	⑤ 上下水道・ガスの復旧	123
第2節	災害廃棄物の処理と対策	
	① 災害廃棄物処理における県の関わり	126
	② 処理能力を超えた災害廃棄物と仮置場の問題	127
	③ 災害廃棄物対策特命チームの発足	128
	④ 広域処理の問題	129
	⑤ 災害廃棄物の放射性物質問題	130
	⑥ 災害廃棄物の破砕分別施設 ⑦ 処理量の推移と災害廃棄物由来の再生資材	131
第3節	医療・社会福祉施設の復旧	
	① 震災による医療・社会福祉の被害状況 ② 救急医療から救護体制へのシフト	
	③ 「いわて災害医療支援ネットワーク」の設立と運営	132
	④ ネットワークによる支援と医療チームの情報共有	134
	⑤ 医療救護体制の確保から専門診療と衛生環境整備へ	
	⑥ 仮設診療所の整備と運用	135
	⑦ 避難所等での健康・食生活支援 ⑧ 要介護高齢者のための福祉施設	136
	⑨ 障がい者のための福祉施設等	137
第4節	こころのケア	
	① 「こころのケアチーム」派遣まで	
	② 全国から派遣された「こころのケアチーム」	
	③ 「岩手県こころのケアセンター」の設置	138
	④ 「岩手県こころのケアセンター」の活動	141
	⑤ こころのケア活動における保健師の役割とこころのケアセンターとの連携	
	⑥ 児童の養育支援活動	142
	⑦ 学校における子どもたちのこころのサポート	
	⑧ 震災孤児・遺児の養育環境への支援と地域力のボトムアップ	143
第5節	応急仮設住宅の建設と対策	
	① 東日本大震災直後の対応と応急仮設住宅建設	144
	② 建設会社との調整	145
	③ 県営住宅及び民間住居の活用	146
	④ 応急仮設住宅受入れ体制及びクレーム対応	147
	⑤ 応急仮設住宅における生活支援	149
第6節	産業復興支援	
	① 農林水産業の復旧・復興	150
	② 中小企業等の復興支援	152
	③ 商工施設の復旧 ④ 観光施設の復旧	154
第7節	被災者生活再建支援	
	① 復興局の設置 ② 相談窓口の設置と義援金等の支給	160
第8節	天皇・皇后両陛下のお見舞い	
	① 天皇后両陛下のお見舞い	161
	② 皇族のお見舞い	162
コラム	被災地病院からの視線	164

第5章 放射線対策の概要

第1節	原発放射線影響対策の基本方針	① 原発事故の影響の波及 ② 県産牛肉から基準を超える放射性物質を検出 ③ 知事を本部長に原発放射線影響対策本部を設置	166
第2節	3つの方針の策定とその概要	① 放射線影響対策特命チームを設置	168
第3節	測定・検査の実施と各種措置の状況	① 空間線量率の測定とモニタリングポストの増設 ② 降下物質の測定 ③ 県立病院等での空間線量率の測定 ④ 県庁舎や公共施設での測定 ⑤ 児童福祉施設等での測定と除染 ⑥ 県立学校等での測定と除染 ⑦ 市町村立学校等の測定と除染に対する支援 ⑧ 公園等の測定 ⑨ 農林水産物の測定 ⑩ 流通食品の測定 ⑪ 給食食材の測定 ⑫ 工業製品や加工食品等の測定 ⑬ 災害廃棄物の測定 ⑭ 工業用水の測定 ⑮ 低減措置等の実施状況 ⑯ 放射線の影響に関する健康相談の実施 ⑰ 子どもの放射線健康影響調査の実施	175 176 177 178 179
第4節	放射線影響をめぐるその他の動き	① 県南3市町が汚染状況重点調査地域に指定 ② 東京電力㈱に対する損害賠償請求	180
コラム	仏像となってふるさとに帰った高田松原の松の木		181

第6章 ボランティア活動など民間支援の動き

第1節	災害発生からの動向	① 発災直後の状況 ② 災害ボランティアセンター設置状況 ③ 受入れとコーディネート ④ 沿岸被災地の主な災害ボランティアセンターの動き ⑤ ボランティア活動支援募金	184 186 188
第2節	活動者数の推移	① ボランティア活動者数の変化 ② ボランティア活動の概況	189 190
第3節	被災地での動き	① 現地ニーズ ② 時間の経過による被災地ニーズの変化	191 193

第7章 復興等に向けた取組

第1節	「東日本大震災津波に係る災害対応検証報告書」概要	① 検証の目的・方法 ② 岩手県防災会議幹事会議分科会による検証 ③ 検証結果について（概要） ④ 東日本大震災津波に係る災害対応検証結果と防災対策への反映	196 197
第2節	「岩手県東日本大震災津波復興計画」の概要	① 策定の趣旨 ② 計画の役割 ③ 計画の構成 ④ 計画の期間 ⑤ 復興の主体 ⑥ 対象地域 ⑦ 復興の目指す姿と3つの原則 ⑧ 復興に向けたまちづくりのランドデザイン ⑨ 復興に向けた具体的取組 ⑩ 復興の進め方	204 205 206 207 208 212
第3節	復興の足跡	「いわて復興だより」から	214

第8章 資料編

第1節	被災状況等を伝える新聞記事	224
第2節	来県者リスト	244
第3節	ボランティア支援団体一覧	248
	発行協力者一覧	255

岩手県東日本大震災津波の記録





岩手県東日本大震災津波の記録

第1章

地震と津波の概要

地震の概要 ● 第1節

津波の概要 ● 第2節

第1章

地震と津波の概要

第1節 地震の概要

1 地震の概要

- **発生日時** 平成23年(2011年)3月11日14時46分18秒
- **名称について** 3月11日、気象庁はこの地震を「平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震」と命名。4月1日、政府は地震による震災の名称を「東日本大震災」とすることを発表した。なお、岩手県では「東日本大震災津波」と表記することとしている。
- **震央地** 三陸沖・牡鹿半島の東南東約130km付近(北緯38.1度/東経142.9度)
- **震源の深さ** 約24km
- **震源域** 長さ約450~500km・幅約200kmの領域(岩手沖~茨城沖)
- **モーメント・マグニチュード** 9.0

2 連動型の巨大地震

平成23年東北地方太平洋沖地震は、近代地震学が確立(明治19年=1886年、東京帝国大学に世界初の地震学講座が開講)して以来、わが国が経験した最大の巨大地震である。世界的に見ても、昭和35年(1960年)のチリ地震(マグニチュード9.5)、平成16年(2004年)のスマトラ・アンダマン地震(マグニチュード9.3)、昭和39年(1964年)のアラスカ地震(マグニチュード9.2)に次ぐ規模で、昭和27年(1952年)のカムチャッカ地震(マグニチュード9.0)と並んで4番目の大きさである。

この巨大地震は、東日本を乗せた北米プレートの下に太平洋プレートが沈み込み、それに伴って引きずり込まれた北米プレートの先端部が耐え切れなくなって跳ね返り、大きな地震や津波が発生する、いわゆる「プレート間地震(=海溝型地震)」であったと考えられている(図1-1、図1-2)。

今回の地震の震源域は岩手県沖から茨城県沖まで、南北約450~500km、東西約200kmと非常に広い範囲に及んでおり、これまで海溝型の震源域として観察、評価が続けられてきた6つの震源ブロック(三陸沖中部、宮城県沖、三陸沖南部海溝寄り、三陸沖から房総沖の海溝寄り、福島県沖、茨城県沖)が連動するかたちで断層の破壊が発生したものと考えられている(図1-3)。宮城県牡鹿半島の東南東約130km付近(三陸沖南部海溝寄り)で断層の破壊が始まり、北は三陸沖中部、南は茨城県沖まで連鎖的に破壊現象が広がった。

仙台管区気象台の資料によれば、今回の震源域にある宮城県沖は、これまで平均37.1年周期で大きな地震が発生してきたエリアである。しかし、昭和53年(1978年)にマグニチュード7.4の地震が発生して以来、今回の地震が発生するまで30年以上

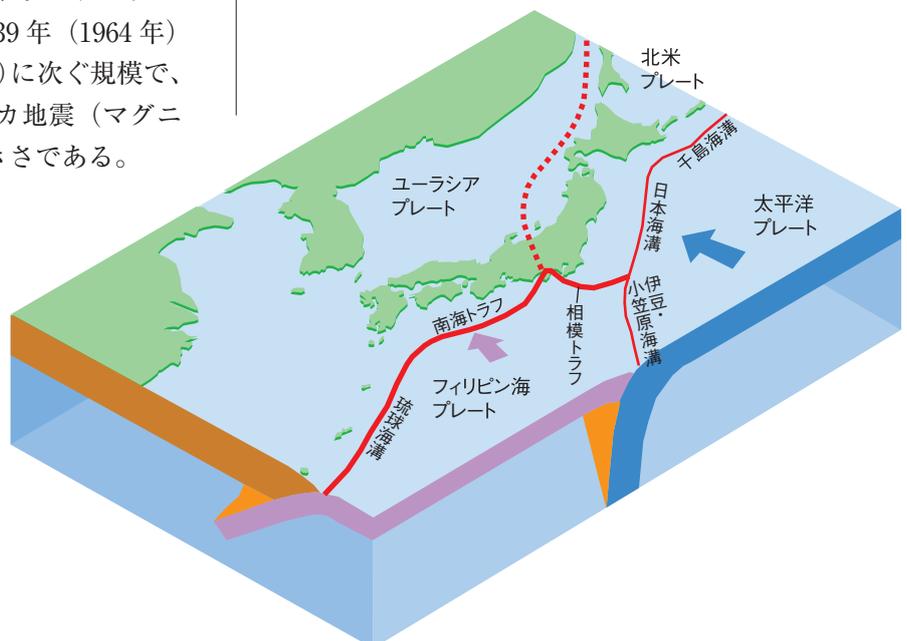


図1-1 日本付近のプレート

(地震調査委員会(1999)
「日本の地震活動」(追補版)より)

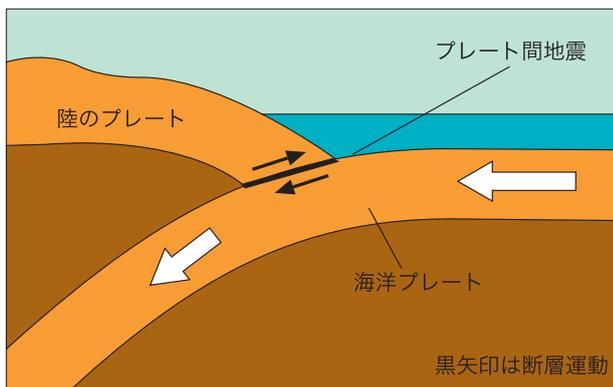
にわたって大きな地震は発生していなかった。そのため、30年以内に地震が発生する確率は99%、10年以内では70%程度と極めて高いものと予測されていた。

しかし、その場合の予測規模はマグニチュード7.5、東側にある震源域と連動して地震が発生した場合はマグニチュード8.0前後と考えられており、それより広い領域が連動して起きる今回のようなケースは想定されていなかった。

3 南北に強い揺れが拡大

東京大学地震研究所が、全国約1,800カ所に設置されている防災科学技術研究所の高密度強震観測網（K-NET/KiK-net）データを用いて、東北地方太平洋沖地震の揺れの広がる様子を可視化した画像

図1-2 プレート間地震



(地震調査研究推進本部資料より)

図1-3 海溝型地震の領域と東北地方太平洋沖地震の震源



(気象庁、地震調査研究推進本部資料より作成)

データによると、揺れは以下のように広がった（図1-4）。

- ①地震による強い揺れは、地震発生から約35秒後に牡鹿半島に到着し、40秒後には気仙沼から仙台へ。さらに50秒後には釜石からいわきを通過して、70秒後には東北全域に広がった。
- ②揺れは、90秒後には東北～関東全域に広がっている。110秒後、東北の太平洋沿岸は再び強い揺れに襲われた。
- ③180秒後に、東北の強い揺れは関東地方に移動し、長時間にわたって強い揺れが継続した。この段階では、揺れは北海道～近畿地方の広い範囲に拡大している。

この画像データから、南北方向に長く連動した震源域の破壊によって東北から関東へと南北を軸に強い揺れが広がって行ったことがわかる。また、以下の各地の震度や図1-5（17ページ）のとおり、最大震度7が宮城県栗原市で観測されたのをはじめ、岩手、宮城、福島、茨城、栃木の各県で震度6強、6弱が記録されており、やはり南北に長く強い揺れが広がったことを裏付けている。

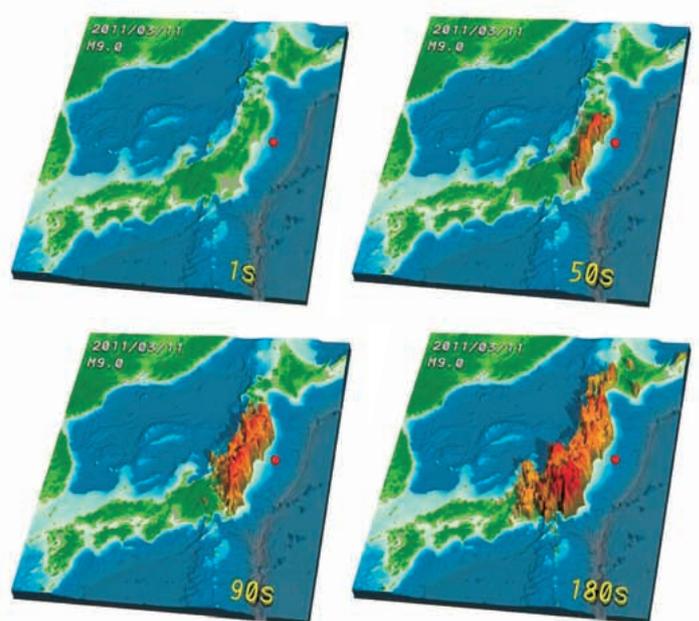
■主な東日本各地の震度(震度6弱以上)

震度7—宮城県栗原市

震度6強—宮城県登米市、大崎市、名取市、仙台市、塩釜市、東松島市、福島県白河市、須賀川市、茨城県日立市、笠間市、筑西市、鉾田市、栃木県大田原市、宇都宮市、真岡市

震度6弱—岩手県大船渡市、釜石市、花巻市、一関市、

図1-4 揺れの広がる様子



(東京大学地震研究所)

奥州市、矢巾町、藤沢町(現・一関市)、滝沢村、宮城県気仙沼市、白石市、角田市、岩沼市、石巻市、福島県郡山市、田村市、伊達市、いわき市、相馬市、南相馬市、二本松市、茨城県常陸太田市、水戸市、高萩市、北茨城市、ひたちなか市、常陸大宮市、小美玉市、土浦市、石岡市、取手市、つくば市、鹿嶋市、坂東市、稲敷市、かすみがうら市、行方市、桜川市、つくばみらい市、栃木県那須塩原市、那須烏山市、群馬県桐生市、埼玉県宮代町、千葉県成田市、印西市

(* 岩手県各地の震度の詳細は表 1-1 を参照)

4 地殻が大きく変動

今回の巨大な断層運動により、大きな地殻変動が起きた。国土地理院のGPS観測によれば、震源域に近い宮城県石巻市(電子基準点・牡鹿)で東南東に約5.3m移動するとともに約1.2m沈降したのをはじめ、北海道から近畿地方にかけての広い範囲で地殻の変動が確認されている。

■液状化現象

今回の地震では東北から関東まで広い範囲で液状

化現象が起き、建物が傾いたり地盤が沈下したりする被害も発生した。断層が大きいため地震動の大きい領域が広範囲にわたり、しかも震動が長時間続いたことが、その理由として挙げられている。震源から遠い関東地方においても極めて広い範囲で液状化現象が見られた。特に東京湾岸部、利根川下流域の埋立地、旧河道・旧池沼等で集中して被害が発生し、建物の基礎、道路や地下に埋設されたライフラインに大きな影響が出た。

■余震

平成23年3月11日の本震以後、震源域では余震が頻発した。

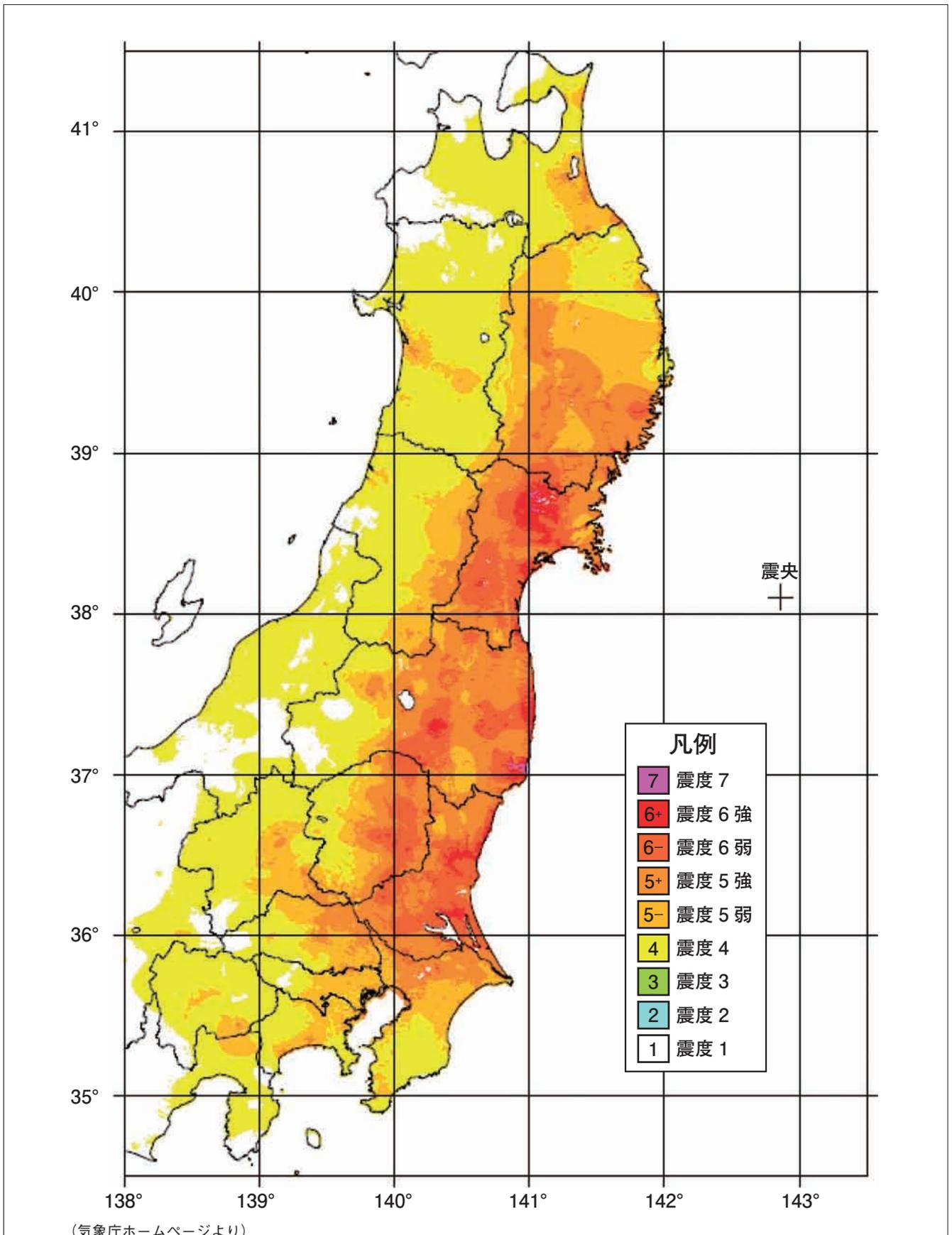
気象庁の統計によれば、平成23年3月11日から3月31日までに発生した震度4以上の余震は115回、4月は52回、5月は16回となっている。以後、次第に頻度は下がってきたが、平成24年8月31日までの約1年半の間に震度4以上の余震が262回発生している。このうち、最大震度6強が2回、最大震度6弱が2回、最大震度5強が12回、最大震度5弱が40回、最大震度4が206回記録された。

表1-1 岩手県各地の震度 (震度4以上)

震度6弱	一関市山目(5.8)、一関市千厩町(5.8)、矢巾町南矢幅(5.7)、釜石市中妻町(5.7)、大船渡市猪川町(5.6)、大船渡市大船渡町(5.6)、一関市花泉町(5.6)、滝沢村鶴飼(5.6)、藤沢町藤沢(現・一関市)(5.6)、花巻市大迫町(5.5)、奥州市前沢区(5.5)、奥州市衣川区(5.5)、一関市室根町(5.5)
震度5強	釜石市只越町(5.4)、盛岡市玉山区薮川(5.4)、北上市柳原町(5.4)、北上市相去町(5.4)、奥州市江刺区(5.4)、花巻市東和町(5.3)、普代村銅屋(5.3)、盛岡市玉山区渋民(5.3)、遠野市松崎町(5.3)、平泉町平泉(5.3)、八幡平市田頭(5.2)、金ヶ崎町西根(5.2)、八幡平市野駄(5.2)、奥州市水沢区佐倉河(5.2)、花巻市材木町(5.2)、住田町世田米(5.1)、奥州市水沢区大鐘町(5.1)、盛岡市山王町(5.1)、一関市東山町(5.1)、一関市川崎町(5.1)、山田町大沢(5.1)、一関市大東町(5.0)、花巻市石鳥谷町(5.0)、宮古市茂市(5.0)、遠野市宮守町(5.0)
震度5弱	宮古市門馬田代(4.9)、野田村野田(4.9)、大船渡市盛町(4.9)、二戸市浄法寺町(4.9)、紫波町日詰(4.9)、宮古市五月町(4.8)、一戸町高善寺(4.8)、八幡平市大更(4.8)、宮古市鎌ヶ崎(4.8)、盛岡市馬場町(4.7)、岩手町五日市(4.7)、山田町八幡町(4.7)、宮古市田老(4.7)、宮古市川井(4.7)、軽米町軽米(4.6)、久慈市川崎町(4.6)、二戸市石切所(4.6)、久慈市長内町(4.6)、雫石町千刈田(4.6)、二戸市福岡(4.5)、宮古市長沢(4.5)、花巻市大迫総合支所(4.5)、葛巻町葛巻元木(4.5)
震度4	八幡平市叭田(4.4)、九戸村伊保内(4.4)、西和賀町沢内川舟(4.3)、西和賀町川尻(4.2)、岩泉町岩泉(4.2)、洋野町種市(4.2)、西和賀町沢内太田(4.1)、洋野町大野(4.1)、葛巻町消防分署(4.1)、葛巻町役場(4.0)、田野畑村田野畑(3.9)、久慈市山形町(3.9)、田野畑村役場(3.6)

(注) カッコ内の数値は、計測震度、気象庁資料より

図1-5 推計震度分布図



第1章

地震と津波の概要

第2節

津波の概要

1 津波の概要

- 最大浸水高 18.3m(調査地点：岩手県釜石市両石湾)
- 最大遡上高 40.1m(調査地点：岩手県大船渡市三陸町綾里南側湾口)
- 遡上距離 48.88km(調査地点：北上川/宮城県登米市大泉)
- 浸水範囲面積 561km²

2 観測史上最大級の規模

地震に伴って発生した津波は青森県から千葉県にかけての太平洋沿岸地域を襲い、多くの市町村に壊滅的な被害をもたらした。

地震発生から30～50分後に東日本の太平洋沿岸に観測史上最大級の巨大な津波が押し寄せた。国土地理院は陸上GPS観測と海上保安庁による海底地殻変動観測のデータから、日本海溝に近い領域(震央付近)では50m以上の断層の水平移動(断層滑り)があり、これによってこの周辺域では海底が12m以上も隆起したものと推定されると発表した。この地殻変動が巨大な津波の原因になったと考えられている。

各地の検潮所の測定による津波高(海上での津波の高さ)は、岩手県宮古市で8.5m以上、大船渡市

で8.0m以上、宮城県石巻市鮎川で8.6m以上、福島県相馬市で9.3m以上などとなっている(図1-7)。

津波は震源域に近い三陸沿岸だけでなく、日本列島全体に及び、北海道の一部で3mを超え、東京湾周辺でも1～1.5mが記録されている。

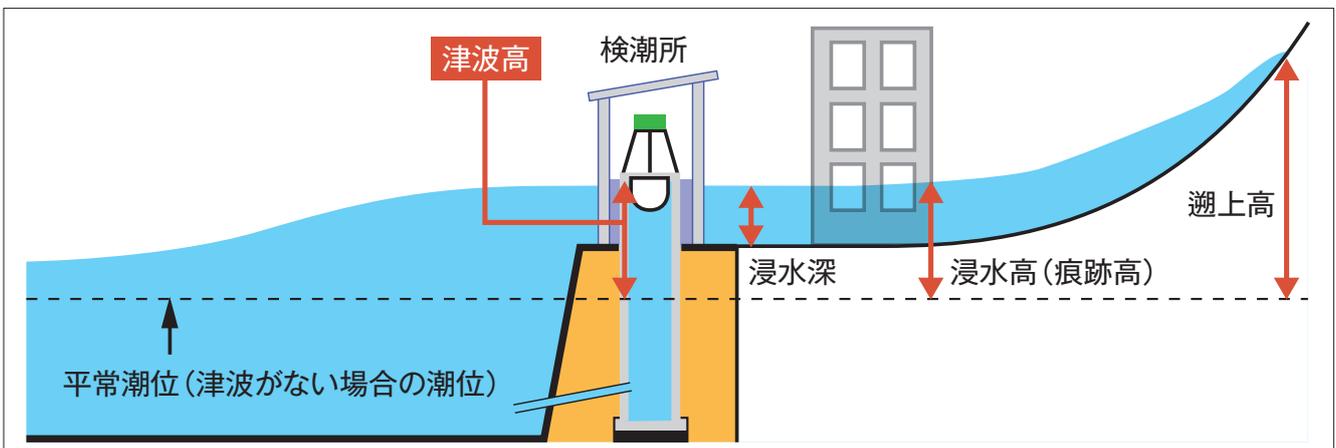
陸上の海岸に近い地点での津波の高さ(浸水高)は、建物に残された浸水の痕跡などから測定されており、岩手県北部から宮城県牡鹿半島までの三陸海岸では10～15mのところが多く、仙台湾岸では高いところで8～9m前後となっている。

津波が陸地を駆け上がった高さである遡上高は、岩手県大船渡市綾里湾で40.1mというわが国の観測史上最大の数値が、東北地方太平洋沖地震津波合同調査グループによって計測された。また、今回の津波では各地で河川を遡上した津波が堤防を越え、被害を拡大した。国土交通省東北地方整備局の調査では、北上川で津波が河口から内陸約49km地点まで達していたことが確認されている(津波高、浸水高、遡上高の関係は図1-6のとおり)。

3 津波警報について

気象庁は地震の規模を気象庁マグニチュードにより7.9と推定し、地震発生3分後の14時49分に岩手県、宮城県、福島県に大津波警報、その他の太平洋沿岸に津波警報又は津波注意報を発表し、予想

図1-6 津波の高さ

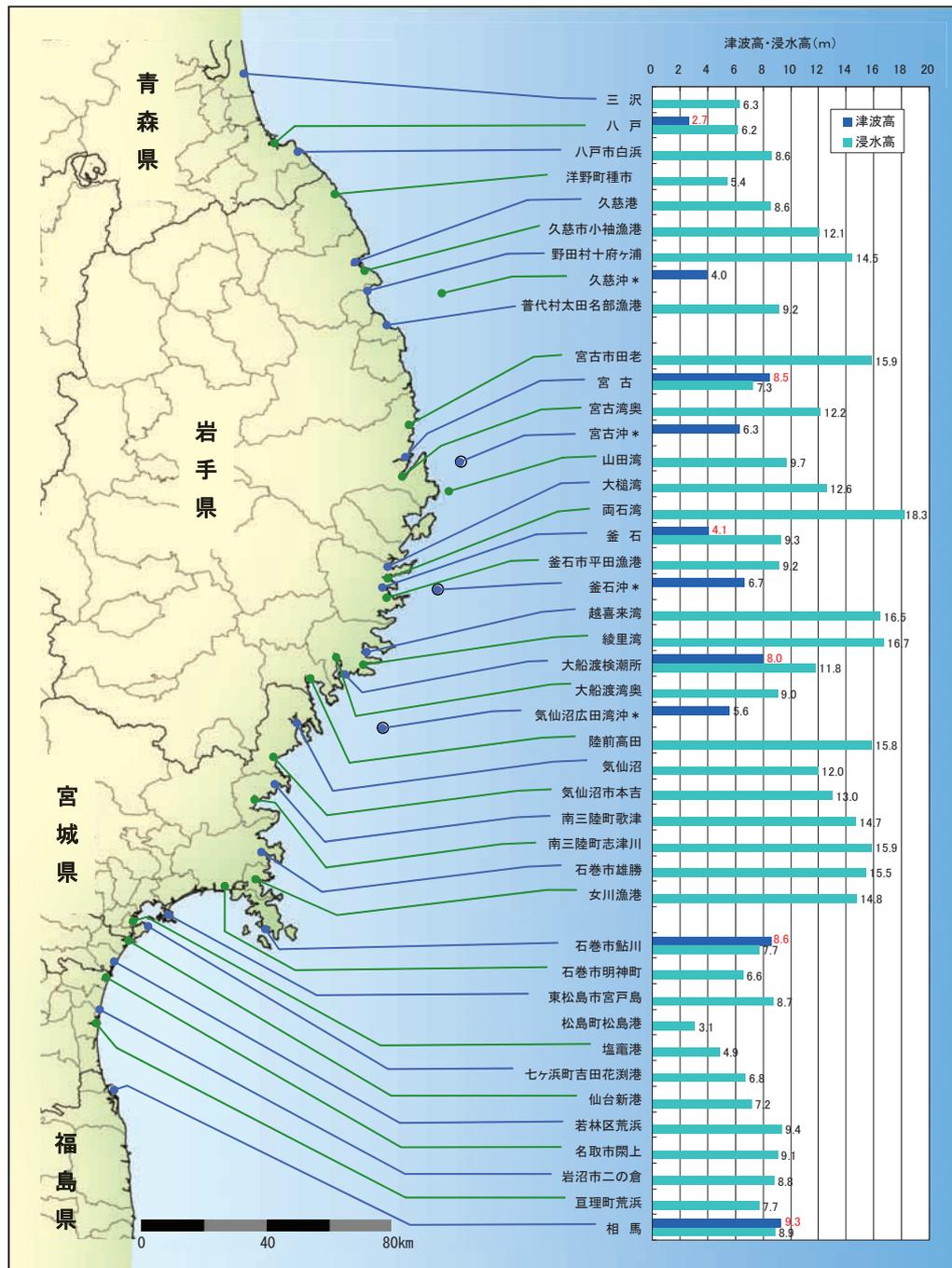


(気象庁ホームページを参照して作図)

される津波の高さを宮城県で6m、岩手県及び福島県で3mとする第1報を発表した。しかし、15時10分頃から各地のGPS波浪計において潮位の急激な上昇が観測されたため、15時14分に津波警報の第2報を発表し、予想される津波の高さを宮城県で10m以上、岩手県と福島県で6mなどに引き上げた。この地震では国内の広帯域地震計がほとんどすべ

て振り切れ、巨大地震の規模を推定するモーメント・マグニチュードの算出に手間取り、地震規模の精査が遅れたため津波警報に生かせなかった。気象庁では、第1報の「予想される津波の高さ3m」という情報が避難の遅れに繋がったとして、その後、迅速な避難や警戒を促すことを主眼に、津波警報の発表方法の大幅な見直しを行っている。

図1-7 各地の津波高・浸水高



(一般財団法人日本気象庁協会ホームページ平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震津波の概要(第3報)青森県～福島県の津波高・浸水高および青森県～千葉県の浸水状況)] (赤字は、津波観測施設が津波により被害を受けたためデータを入手できない期間があり、後続の波でさらに高くなった可能性があることを示す。*はGPS波浪計による観測値)



脱線した JR 山田線(宮古市津軽石)

岩手県東日本大震災津波の記録



岩手県東日本大震災津波の記録

第2章

被害の概要

- 被害の状況① 全国の被害 ● 第1節
- 被害の状況② 岩手県の被害 ● 第2節
 - 市町村別被害状況 ● 第3節
 - 職員の記憶 ● コラム
 - 消防団員の安全確保 ● コラム

被害の状況①
全国の被害1 6県64市町村で561km²が浸水

今回の大震災津波では、東日本の太平洋沿岸部の多くの地域が津波によって壊滅的な被害を受けた。

国土地理院が空中写真と衛星画像を用いて分析した浸水状況によると、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、千葉県の6県64市町村の浸水面積の合計は561km²となっている(注1)。

県別で見ると、宮城県が最も多く327km²で、次いで福島県112km²、岩手県58km²となっている(図2-1)。宮城県の浸水面積が圧倒的に大きいのは、仙台平野を中心にした平地が多いことによる。宮城県は県全体の面積の約16.3%が浸水した。岩手県は津波の浸水高は大きかったが、宮城県、福島県と比較して低地が少ないため、浸水面積は2県より少ない状況となっている。

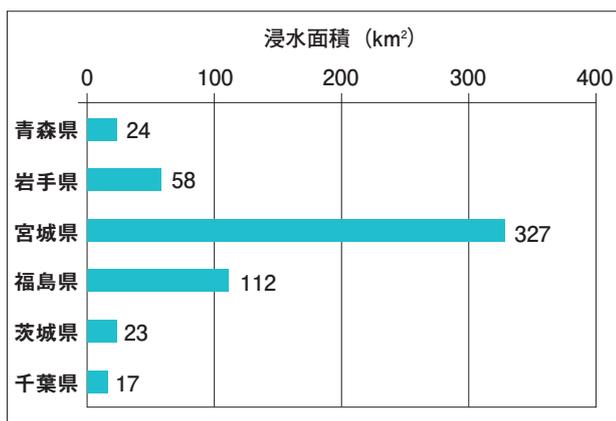
各地で地盤沈下や液状化現象も発生し、液状化による被害は、東北から関東にかけての1都8県(岩手県、宮城県、福島県、茨城県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県)で確認されている。このうち、宅地の液状化被害が、岩手県、茨城県、埼玉県、千葉県の10市6町において確認されている(注2)。

■人的被害

全国の人的被害は、死者15,880人、行方不明2,694人、負傷6,135人となっている(表2-1)。

津波によって大きな被害を受けた岩手県、宮城県、

図2-1 県別浸水面



(国土地理院資料より)

福島県の3県では、犠牲者の死因の92.4%が溺死となっている(図2-2)。また、死者のうち60歳以上が約65%を占めており、沿岸市町村の人口構成比(60歳以上の割合は約31%)の2倍以上となっている(注3)。

■住宅・建築物の被害

大震災津波により全壊した住家は128,931戸、半壊は269,045戸、一部破損は736,323戸となっている。非住家の建築物も56,034戸に被害が及んでおり、役場や学校、病院等の公共施設も大きな被害を受けた(表2-1)。

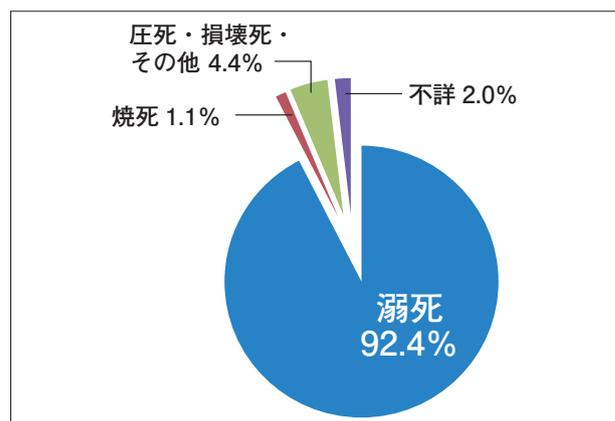
また、建築物の被害では、津波による建築物の流失や崩壊のほか、体育館、文化ホール、空港等の大規模な空間を有する建築物において天井の落下被害も発生している。

■避難、帰宅困難

地震、津波の被害に加え、東京電力福島第一原子力発電所の事故も重なり、多数の避難者が発生した。震災から3日目の3月14日には最大46万8千人の避難者が報告されており、震災から4か月以上過ぎた7月28日時点においても、避難施設等での生活を余儀なくされた人の数は約5万2千人にのぼった(注4)。

震災発生当日、首都圏(東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県、茨城県南部)では鉄道の多くが運休し、また、道路も大規模な渋滞が発生したため、通勤・通学をしている人々の帰宅手段が失われ、約515万

図2-2 東日本大震災における死因



岩手県・宮城県・福島県/平成23年4月11日現在
(警察庁資料より内閣府作成)

人（内閣府推定）に及ぶ帰宅困難者が発生した。

2 大震災津波がもたらした広範な被害

■火災の発生

地震及び津波に伴って、沿岸地域の市街地や石油コンビナート施設・危険物施設等で多くの火災が発生し、火災による被害も拡大した。北海道から神奈川県までの13都道県で330件の火災発生が確認されている。火災件数が最も多かったのは宮城県の137件で、次いで福島県38件、東京都35件、岩手県33件などとなっている（注5）。

■河川堤防被害、土砂崩れ

河川堤防の被害も東北・関東地方の広範囲にわたって発生しており、堤防の決壊や大規模崩落等により、北上川、利根川等の国の直轄管理河川で2,115カ所が損傷を受けた。また、県・市町村管理河川では、1,360カ所の被害が報告されている。地震動が大きかったことに加え、継続時間が長かったことにより、基礎地盤あるいは堤体で液状化現象が発生し、被害が生じたと推測される事例が多数確認されている。

また、土砂災害は、岩手県、宮城県、福島県など12県において136件発生したほか、多数の山腹崩壊が確認されている（注6）。

■交通インフラの被害

〈道路〉道路橋の流出や法面崩落等により、高速道路15路線、直轄国道69区間、都道府県等管理国道102区間、県道等540区間が通行止めとなった。特に、宮城県仙台市から三陸沿岸地域を縦走する国道45号が津波で寸断されたのをはじめ、東北地方を中心に太平洋沿岸における道路の被災が激しく、国道、県道等多くの区間で通行不能となった。このため、救急支援活動や物資輸送に大きな困難を伴う状態がしばらく続いた。

〈鉄道〉東北・秋田・山形新幹線のほか、太平洋沿岸の路線では駅舎や線路が流出するなど、甚大な被害が発生した。震災発生から48時間後の3月13日15時時点で22事業者64路線で運休となった。内陸地域を走る東北新幹線や東北本線は、4月中に全線で運転が再開された一方、沿岸地域の一部の路線については、今なお復旧の見通しが立っていない。

■港湾・海岸の被害

青森県から茨城県までの11の国際拠点港湾及び重要港湾を含む、太平洋に面したすべての港湾において、防波堤、係留施設、荷役機械等の港湾施設に甚大な被害が発生した。また、航路、泊地等には、津波によって、がれき等の浮遊・堆積、土砂による埋塞が生じた。このため、被災地域のすべての港湾機能が停止し、応急復旧までの間、被災地エリアの

表2-1 全国の人的被害・建物被害

	人的被害					建物被害									
	死者 人	行方不明者 人	負傷者			全 壊 戸	半 壊 戸	流 失 戸	全 焼 戸	半 焼 戸	床 上 浸 水 戸	床 下 浸 水 戸	一 部 破 損 戸	非 住 家 被 害 戸	
			重 傷 人	軽 傷 人	合 計 人										
北海道	1			3	3		4			329	545	7	469		
東北	青森	3	1	25	86	111	308	701					1006	1402	
	岩手	4673	1169			208	18370	6502	15	1761	323	13078	4909		
	宮城	9535	1310			4144	85414	152527	135	14678	12894	224180	26296		
	秋田			4	7	11							3	3	
	山形	2		8	21	29							21	96	
関東	福島	1606	211	20	162	182	21116	72544	77	3	1061	338	165140	1117	
	東京	7		20	97	117	15	198	1				4847	1101	
	茨城	24	1	34	677	711	2623	24178	31		1798	779	183617	19613	
	栃木	4		7	128	135	261	2110					72538	295	
	群馬	1		13	26	39		7					17246		
	埼玉			7	38	45	24	199	1	1		1	1800	33	
	千葉	20	2	26	226	252	800	10036	15		157	728	52352	660	
	神奈川	4		17	120	137		39					454	13	
	新潟				3	3								17	9
	山梨				2	2								4	
中部	長野				1	1									
	静岡			1	2	3						5	13	9	
	岐阜														
四国	三重				1	1					2			9	
	徳島										2	9			
全国	高知				1	1					2	8			
	合計	15880	2694			6135	128931	269045	279		19790	15630	736323	56034	

（警察庁 平成25年2月27日現在／平成24年12月7日までに発生した余震の被害を含む）

（※）余震による被害の計上方法が異なるため、岩手県総合防災室がまとめた数値（27ページ表2-3）とは、一致しない。

みならず東北一円の生活・産業に必要な物資が供給されない状況が生じた（注7）。

海岸保全施設については、岩手県、宮城県及び福島県3県の海岸堤防・護岸延長約300kmのうち190kmが全壊・半壊する被害が生じた。

■ライフラインの被害

大震災津波による発電所、変電所等の被災により、東京電力及び東北電力管内を中心に広範囲にわたって停電が発生し、延べ891万戸が停電した。

都市ガスは、津波や液状化現象等により、ガスの製造設備や供給設備が破損し、延べ48万戸で供給が停止した。

水道は、187市町村で水道施設が被災し、一時約220万戸が断水、また、下水道については、1都12県の処理施設120カ所が被災した（注8）。

情報通信インフラにも甚大な被害が発生し、固定通信（固定電話、光ファイバー、ADSL）は約190万回線が被災、携帯電話及びPHSの基地局は最大29,000局が停波した（注9）。

3 産業にも甚大な被害

■資本ストック被害額

（株）日本政策投資銀行は、被害が甚大だった岩手県、宮城県、福島県、茨城県の4県について資本ストックの被害額を試算している。この試算によれば、4県の推定被害額の合計は約16兆3,730億円で、最も被害額が大きいのは宮城県となっている。また、被害率で見ると岩手県沿岸地域が最も数値が高く、

推定資本ストックに対して47.3%の被害率となっている（表2-2）。

■農林水産業被害

農林水産省の統計によれば、大震災津波による全国の農林水産業の被害総額は約2兆4,268億円にのぼる（平成24年3月5日現在）。内訳は、農地・農業用施設被害が8,841億円、農産物等被害が635億円、林野関係被害が2,155億円、水産業関係被害が1兆2,637億円となっている。このうち岩手県、宮城県、福島県の被害合計額は2兆2,093億円で、全体の91%を占めている（注10）。

■観光への影響

大震災津波は、直接的な被害にとどまらず、様々な経済活動や社会動向に影響を与えた。観光関連でも大きな影響があり、訪日外国人旅行のキャンセルや日本人の旅行自粛が相次いだ。平成23年3月と4月の訪日外客数は、前年同月比で、それぞれ約36万人減（50%減）、約49万人減（63%減）となり、2カ月連続で過去50年間の減少幅の記録を更新した。また、観光庁の調査によれば、3月から4月にかけて、東北地方では61%、関東地方では48%、全国でも36%の宿泊予約のキャンセルが報告されており、大震災津波に関連した旅館やホテルの倒産・休業が相次いだ（注11）。

注1：出典－国土地理院「市区町村別津波浸水範囲面積（概略値）第5報」／注2、4、6、7、11：出典「国土交通白書2011」／注3、8：出典「平成23年版防災白書」／注5：出典－総務省消防庁ホームページ／注9：出典「平成23年版情報通信白書」／注10：出典－農林水産省ホームページ

表2-2 東日本大震災における推定資本ストック被害額（日本政策投資銀行HPより）（単位：10億円）

	推定資本 ストック A	推定資本ストック被害額				合計 B	被害率 B/A	
		生活・社会 インフラ	住宅	製造業	その他			
岩手県	内陸地域	26,369	457	22	64	211	754	2.9%
	沿岸地域	7,449	1,943	607	191	781	3,522	47.3%
	合計	33,818	2,400	629	255	992	4,276	12.6%
宮城県	内陸地域	31,443	856	40	148	551	1,595	5.1%
	沿岸地域	23,182	2,031	1,446	290	1,130	4,897	21.1%
	合計	54,625	2,887	1,486	438	1,681	6,492	11.9%
福島県	内陸地域	34,314	630	7	263	370	1,270	3.7%
	沿岸地域	15,941	1,244	145	151	319	1,859	11.7%
	合計	50,254	1,874	152	414	689	3,129	6.2%
茨城県	内陸地域	47,827	460	40	175	318	993	2.1%
	沿岸地域	21,727	766	87	355	275	1,483	6.8%
	合計	69,553	1,226	126	530	593	2,476	3.6%
4県計	内陸地域	139,952	2,403	109	650	1,451	4,612	3.3%
	沿岸地域	68,299	5,985	2,285	987	2,504	11,761	17.2%
	合計	208,251	8,387	2,394	1,637	3,955	16,373	7.9%

（備考）沿岸地域は海岸線を有する市町村、内陸地域はその他の市町村としている／福島第一原子力発電所事故がもたらした様々な被害は、本推計には含まれていない。

被害の状況②
岩手県の被害

※本文、図表における被害の数値は、
出典により統計の年月日が異なっている。

1 県内全域に多大な被害

今回の大震災津波では、本県各地で深刻な被害が発生した。

津波は、明治29年、昭和8年の三陸地震津波、昭和35年のチリ地震津波を凌ぐ大きなもので、沿岸地域における人的、物的被害は甚大なものとなった。沿岸各地の被害の状況は、市町村や地域によって大きく異なっており、壊滅的な被害を受けて集落・都市機能をほとんど喪失した地域、臨海部の市街地は被災したものの、後背地の市街地は残存している地域など、様々な状況となっている。

また、内陸地域においても、強い揺れによって人的被害や公共土木・農林業などの被害が発生したほか、物流面の混乱や風評被害等もあって、社会経済的な影響は県内全域に及んだ。

平成23年3月11日の地震発生後も、大小含めた数多くの余震が断続的に発生した。特に、平成23年4月7日には、宮城県沖を震源とするマグニチュード7.1の強い余震が発生し、大船渡市、釜石市、矢巾町、一関市、平泉町、奥州市で震度6弱を観測するなど、県内各地で強い揺れを観測した。

■人的被害

今回の大震災津波による人的被害は、死者4,672人、行方不明者1,151人、合計で5,823人となっており、負傷者を含めた人的被害の人口割合は、本県人口の0.5%、沿岸地域の人口の2.1%を占めている（平成25年2月28日現在、表2-3）。

■家屋被害

家屋被害は、全壊・半壊が24,916棟にのぼっており、そのほとんどが津波による被害である。なお、津波によって浸水した地域の人口は約8万8千人で、沿岸市町村の全人口の約3割を占める状況となっている（平成25年2月28日現在、表2-3）。

■避難者

避難者数は平成23年3月13日の約5万4千人をピークに減少していったが、応急仮設住宅が完成した後も自宅修理の終了を待つ避難者があり、すべての避難所が閉鎖されたのは平成23年10月7日

であった（図2-3）。

なお、応急仮設住宅は、平成23年3月19日、陸前高田市、釜石市から建設に着手し、8月11日に、全13,984戸が完成している。

2 県内の産業経済に深刻な影響

■産業被害

産業被害は、農林水産関係の被害が最も多く6,633億円にのぼる。内訳は農業関係が688億円、林業関係が296億円、水産・漁業関係が5,649億円となっている（平成24年3月1日現在）（注1）。

また、工業（製造業）被害が890億円、商業（小売・卸売業）被害が445億円、観光業（宿泊施設）被害が326億円となっている（平成23年7月25日現在）（注2）。

上記の被害に加え、震災発生後においては、旅行キャンセルや自粛ムードによる様々な行事の中止等も相次ぐなど、本県の産業経済のあらゆる分野に深刻な影響を与えた。

■公共土木施設被害

公共土木施設被害は、全体で2,752カ所、2,573億円となっている。このうち、防潮堤や水門などの海岸施設の被害が特に甚大であり、被害額は1,289億円となっている。次いで、港湾施設が442億円、下水道施設が306億円、道路施設が252億円の被害額となっており、大震災津波に加え、断続的に発生した余震等により、内陸地域の道路施設を中心に被害が増大した（平成23年6月30日現在）（注2）。

また、今回の津波被害では、防災施設の多くが被災していることに加え、各地で地盤沈下が起こっており、潮位が上がるたびに浸水がみられる。

■ライフラインの被害

ライフラインの被害について、県災害対策本部が把握した最大値で見ると、停電が約76万戸（5月28日復旧完了）、ガス供給停止が約9,400戸（4月26日復旧完了）、断水が約18万戸（7月12日復旧完了）、電話回線の不通が約6万6,000回線（4月17日復旧完了）となっている（注2）。

■資本ストックの被害額

(株)日本政策投資銀行の試算(表2-2)によると、今回の大震災津波による資本ストックの被害額(推計)は、県全体で4兆2,760億円となっている。このうち、沿岸地域が3兆5,220億円と被害額全体の約8割を占めており、沿岸地域の資本ストック(7兆4,490億円)の約半分が被害を受けた試算結果となっている。

■雇用情勢の悪化

今回の大震災津波により、雇用情勢は厳しさを増し、沿岸地域の有効求人倍率(原数値)は、震災直後の平成23年4月には0.24となり、前年同月比24.3%減となったほか、震災発生直後から平成23年7月24日までの沿岸4カ所の公共職業安定所における離職票等の交付件数は12,711件に及び、平成22年度1年間の交付件数(11,185件)を上回った。

注1: 出典「東日本大震災津波による農林水産業関係の被害状況について(確定)」(岩手県) / 注2: 出典「[岩手県東日本大震災津波復興計画]



防潮堤が崩壊した宮古市田老地区 写真提供/岩手日報社



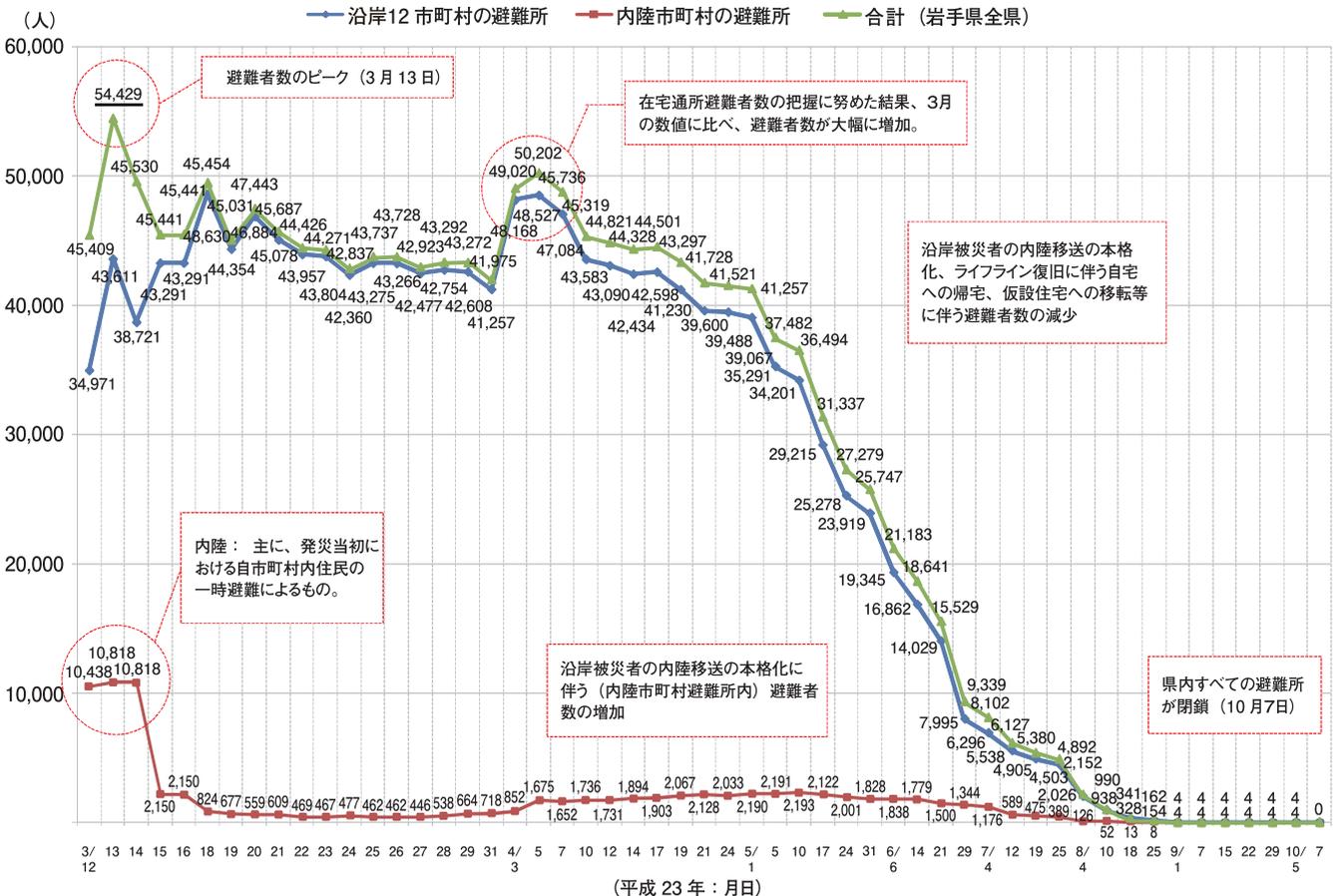
漁協施設などが被害を受けた田野畑村島の越漁港 写真提供/岩手日報社

表2-3 人的被害・建物被害状況一覧 (平成25年2月28日現在)

市町村名	人口	人的被害の状況					建物被害の状況 うち、 家屋倒壊(棟)
		死者(人)	行方不明者(人)	負傷者(人)	合計(人)	対人口割合(%)	
岩手県計	1,330,147	4,672	1,151	206	6,029	0.5	24,916
陸前高田市	23,300	1,556	217	不明	1,773	7.6	3,341
大船渡市	40,737	340	80	不明	420	1.0	3,934
釜石市	39,574	888	152	不明	1,040	2.6	3,655
大槌町	15,276	803	437	不明	1,240	8.2	3,717
山田町	18,617	604	149	不明	753	4.0	3,167
宮古市	59,430	420	94	33	547	0.9	4,005
岩泉町	10,804	7	0	0	7	0.1	200
田野畑村	3,843	14	15	8	37	1.0	270
普代村	3,088	0	1	1	2	0.1	0
野田村	4,632	38	0	19	57	1.2	479
久慈市	36,872	2	2	10	14	0.0	278
洋野町	17,913	0	0	0	0	0.0	26
沿岸小計	274,086	4,672	1,147	71	5,890	2.1	23,072
内陸小計	1,056,061	0	4	135	139	0.0	1,844

岩手県災害対策本部調べ(上記被害は平成23年4月7日までに発生した余震の被害を含む)／死者数は県警調査によるもので市町村別死者数は遺体発見場所に基づく集計による／行方不明者、負傷者数は市町村報告による／家屋倒壊数は全壊+半壊数／人口は平成22年国勢調査による

図2-3 岩手県内における避難者数の推移



各市町村の

1 地震・津波の概要に掲載したデータ出典元

- 震度—平成23年4月 地震・火山月報(防災編)◎付録2.「平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震」による各地の震度
- 津波痕跡高—平成23年10月20日 第7回岩手県東日本大震災津波復興委員会資料
- 浸水面積—平成23年4月18日 国土地理院 津波による浸水範囲の面積(概略値)について(第5報)
- 地盤沈下—平成23年4月14日 国土地理院 平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震に伴う地盤沈下調査 資料2 各観測点における地盤沈下調査結果一覧表
- 死者・行方不明者・負傷者—平成25年3月4日 岩手県総務部総合防災室 東北地方太平洋沖地震に係る人的被害・建物被害状況一覧(平成25年2月28日現在)(※市町村別死者数は遺体発見場所に基づき集計したもの)
- 家屋倒壊—同上(家屋倒壊数は住家の全壊+半壊数 ※一部破損、非住家含まず)
- 災害廃棄物等推計量—平成24年11月16日 環境省廃棄物・リサイクル対策部 被災3県沿岸市町村の災害廃棄物処理の進捗状況 沿岸市町村の災害廃棄物処理の進捗状況

※ 上記以外の被害の数値は各市町村の調べによる

※ 市町村ごとに掲載する地区別の犠牲者数等については、各市町村の調べによるもので、その合計値は岩手県総合防災室がまとめた数値と一致しない場合がある

陸前高田市



1 地震・津波の概要

- 震度—気象庁データ欠測(陸前高田市では震度6と推定)
- 津波痕跡高
16.6m / 大野湾
15.2m / 広田湾外洋
18.3m / 広田湾
- 浸水面積—13km²
- 地盤沈下
58cm / 米崎町字高畑(一等水準点)
84cm / 小友町字西の坊(四等三角点)
53cm / 気仙町字双六(四等三角点)
- 死者—1,556人
- 行方不明者—217人
- 負傷者—不明
- 家屋倒壊—3,341棟
- 災害廃棄物等推計量—148.2万トン

県最南端に位置する陸前高田市の人的被害は、死者1,556人(※なお、被災当時の居住地を基準とし

た場合の死者数は1,743人：陸前高田市調べ（平成24年12月28日現在）、行方不明者217人にのぼり、県内で被害が大きかった自治体の一つである。

物的被害も非常に大きく、漁港施設等では損壊や沈下の激しい漁港施設で88億9,348万円、海岸施設で53億5,932万円に及ぶ被害となった。水産施設では、共同施設の定置網、ふ化場、アワビセンター等で62億円、船舶で64億4,280万円（1,358隻）、ワカメ・コンブ・カキ等の養殖施設で20億9,261万円の被害が確認されている。

また、浸水面積が大きかったため農業関係でも被害は大きく、水田を中心とした農地被害が77億円（383.3ha）、農業用施設が93億5,000万円（772カ所）となっている。なお、農業用施設被害の大部分は、被害額が80億円となった海岸保全施設被害である。

公共施設の被害も甚大で、全壊した市役所本庁舎の被害額が10億3,243万円となっているほか、全壊した中央公民館や市民会館、市立図書館、市民体育館などの社会福祉施設・社会教育施設・文化施設・体育施設の被害総額は40億円を上回る規模となっている。

公共土木施設では、被害延長50kmに及ぶ道路被害が125億円、橋梁が72億2,000万円（23カ所）の被害となっている。

商工関係では、604事業所で156億3,300万円の被害が確認されている。



津波は家々を呑み込み、一面の黒い濁流となって押し寄せた。（気仙町の泉増寺より撮影） 写真提供／岩手日報社

2 市中心部を襲った津波

陸前高田市の中心部は、広田湾に面し、気仙川沿いの比較的平坦な地域に広がる高田地区であり、津波によって壊滅的な被害を受けた地区の一つである。高田地区には、市役所等の行政機能や商業施設が集積していたが、最大浸水深17.6mの津波に襲われ、市役所や避難所に指定されていた市民会館が



避難所となった第一中学校体育館で、寒さに耐えながら夜を明かす住民たち 写真提供／岩手日報社

全壊するなど、この地区の全壊被災戸数は2,047戸に及ぶ。また、この地区では、全壊した市民会館に避難していた市民が犠牲になるなど、津波によって1,170人の方が死亡又は行方不明となっている。

津波により市役所が全壊した陸前高田市では、一時的に行政機能が停止状態となったが、震災翌日の3月12日には、高台にある市給食センターに行政機能を移転し、ここを拠点に行政活動を展開した。

陸前高田市では、職員の多くが被災する中、3月18日からほぼ毎日のように「広報りくぜんたかた臨時増刊号」を発行し、津波によって住宅を失い、つらい避難所生活を強いられていた多くの市民への情報提供に取り組むなど、県内外の自治体からの応援職員や自衛隊などの支援を得ながら、行政機能の回復と被災者支援に取り組んでいった。

3 各地区にも甚大な被害

藩政時代より気仙郡の郡政の中心地として栄え、歴史的な町並みが残されていた今泉地区にも、最大浸水深13.8mの津波が襲い、全壊被災戸数は589棟にのぼった。

長部漁港を中心として、水産加工場などの水産加工施設が集積し、その周辺に漁村集落が展開している長部地区の津波最大浸水深は13.9mで、221棟が全壊した。

海岸部まで丘陵が迫り、漁港背後の低地部に市街地が広がる米崎地区の津波最大浸水深は16.4mで、296棟が全壊した。

広田半島で構成される広田地区は、リアス式海岸地形を生かして多くの漁港が形成され、市内漁業の中心地となっていたが、最大浸水深13.9mの津波

により270棟が全壊し、震災直後は一時期孤立化する事態となった。

広田半島の付け根に位置する低地部と、その周辺の丘陵で構成される小友地区では、最大浸水深16.8mの津波が、低地部の東西から侵入し、221棟が全壊した。また、この地区にあった小友浦干拓地は、津波による浸食と地盤沈下によって、海に帰す形となった。

このほか、気仙川を遡上した津波は、河口から約5kmほど内陸側に位置する竹駒地区や下矢作地区にも達し、被害をもたらした。両地区の津波最大浸水深は、竹駒地区で11.3m、下矢作地区で10.2mに達し、両地区合わせて95戸が全壊した。

4 奇跡の一本松

広田湾最奥部、高田地区と広田湾の間には、7万本のアカマツやクロマツの林が2kmにわたって続く防潮林「高田松原」があった。この高田松原は、国指定の名勝となるとともに、陸中海岸国立公園にも地域指定され、多くの観光客や海水浴客で賑わう観光地であった。

高田松原は、今回の大震災津波で10mを超える巨大な津波に飲み込まれ、そのほとんどがなぎ倒されてしまったが、奇跡的に1本だけ倒れずに残った松があった。これが、復興のシンボルとなり、全国的にも有名となった「奇跡の一本松」である。この一本松も、塩害によって衰弱が進んだため保護を断念し、一度切断の上防腐処理を施して保存することとされた。

5 主な公共施設の被害

- 庁舎等**—全壊：本庁舎、旧大工左官親交会館、松原倉庫
- 小中幼稚園等**—全壊：気仙小、気仙中、広田中、小友中、高田保育所、今泉保育所／半壊：小友小、高田小体育館、広田中体育館、竹駒保育園／一部損壊：米崎小、竹駒小、矢作小、横田小、第一中、高田小、長部小、広田小、米崎中、矢作中、横田中／床上浸水：広田保育園
- 社会教育施設等**—全壊：中央公民館、市民会館、気仙公民館、広田公民館、市立図書館、市立博物館、市民体育館、海洋センター、トレーニングハウス、埋蔵文化財収納庫、ふれあい教室、ふれあいセンター／半壊：ふるさとセンター
- 医療衛生施設**—全壊：広田診療所／半壊：ごみ焼却場、火葬場、最終処分場
- 消防防災施設**—全壊：消防本部・消防署庁、火の見やぐら15棟、消火栓193カ所、防火水槽29カ所、防災行政無線局、津波観測装置／半壊：消防屯所1棟、防災行政無線子局／流出：自動車ポンプ4台、ポンプ付積載車7台
- 県施設**—全壊：県立高田病院、県立高田高等学校、県立高田松原野外活動センター、岩手県農業研究センター南部園芸研究室／大規模半壊：県立高田高等学校広田校舎

(参考資料—陸前高田市「陸前高田市災害復興計画」、「東日本大震災による本市の災害状況」、「広報りくぜんたかた」、国土交通省「東日本大震災の被災状況に対応した市街地復興パターン概略検討業務 陸前高田市調査総括表」)



市街地が壊滅状態となった陸前高田市
(中央の黒ずんでいる部分は上空の雲の影) 写真提供／岩手日報社

大船渡市



1 地震・津波の概要

● 震度

- 震度 6 弱 (5.6) / 大船渡市猪川町
- 震度 6 弱 (5.6) / 大船渡市大船渡町
- 震度 5 弱 (4.9) / 大船渡市盛町

● 津波痕跡高

- 16.9m / 越喜来湾
- 23.8m / 綾里湾
- 17.4m / 大船渡湾外洋
- 17.2m / 吉浜湾
- 10.4m / 大船渡湾

● 浸水面積— 8 km²

● 地盤沈下

- 60cm / 大船渡町字地ノ森 (一等水準点)
- 73cm / 猪川町字富岡 (三等三角点)
- 72cm / 盛町字中道下 (四等三角点)

● 死者— 340 人

● 行方不明者— 80 人

● 負傷者— 不明

● 家屋倒壊— 3,934 棟

● 災害廃棄物等推計量— 75.6 万トン

大船渡市の人的被害は死者 340 人 (※なお、被災

当時の居住地を基準とした場合の死者数は 434 人：大船渡市調べ (平成 24 年 9 月 30 日現在)、行方不明者 80 人となっている。

市の物的被害は広範囲に渡っており、判明したものだけでも、1,000 億円を超える被害額となっている。平成 23 年 7 月 1 日現在で最も被害が大きいのは水産関係被害で、漁船約 3,000 隻や大型定置網 19 ケ統、ワカメ・ホタテ・カキ等の養殖施設の流出、さらに魚市場の全壊等であり、被害額は 315 億 9,902 万円にのぼる。このほか、漁港施設被害額が 180 億 8,500 万円、漁業集落排水施設の被害額が 9 億 5,000 万円となっており、これらの被害額の総額は平成 21 年度の大船渡市の水揚げ額 57 億 7,000 万円をはるかに超える額となり、市の主要産業は深刻なダメージを受けた。

商工業被害としては、市内の事業所の約 54% の 1,416 カ所が被災し、県の推計額で 301 億 4,400 万円の被害となっている。また、農林業関係被害としては、農地の浸水、菌床しいたけ施設の流出、農業用水排水路の損壊等で 23 億 3,988 万円となった。このほか、学校施設被害額 42 億 200 万円、社会教育施設被害額 10 億 6,021 万円、体育施設被害額 10 億 4,005 万円、気仙広域連合衛生センター半壊等によるし尿処理施設被害額 18 億 2,280 万円など、大きな被害を受けた。

2 市中心部で大きな被害

大船渡市の被害状況を地区ごとに見ると、国土交通省の調査によれば、最も大きな被害となったのは、



大船渡町茶屋前の防潮堤を乗り越え始める津波。この後も勢いは止まらず、市の中心部を飲み込んでいく 写真提供 / 岩手日報社

市の中心部である大船渡町と盛町である。大船渡湾の最奥部に位置し、JR大船渡線大船渡駅・盛駅周辺に中心市街地を形成していたこれらの地区は、最大浸水深13.0mの津波に襲われ、死者・行方不明者は171人にのぼった。

また、家屋の被災割合がもっとも大きかったのは、大船渡湾をはさんで大船渡町の対岸に位置する赤崎町である。臨海部の埋立地が工業地となっているほか、学校等の公共施設も立地し、山側には住宅地が形成されていたが、最大浸水深13.0mの津波が押し寄せ、地区全体戸数の45.5%にあたる650戸が被災、死者・行方不明者58人を出した。

大船渡市の東部に位置し、綾里湾に面する三陸町綾里地区では、津波の最大浸水深は15.0mに達した。綾里川沿いの低地から山側の高台に向かって住宅地が形成され、低地部には農地、主要地方道大船渡綾里三陸線沿いに小学校等の公共施設が立地していたこの地区では、27人の死者・行方不明者を出す被害を受けた。

3 特養老人ホームを襲った津波

越喜来湾に面する三陸町越喜来地区では、最大浸水深15.0mの津波に襲われた。越喜来地区は旧三陸町の中心地であったが、死者・行方不明者88人という大きな被害を受けた。

この地区には、海から約1km離れた場所に「特別養護老人ホーム・さんりくの園」があり、平均年齢88歳、要介護4以上の方々が入所していたが、この地区を襲った津波はこの施設にまで押し寄せ、



大船渡町の市街地を押し流し、さらに山の手へと迫る「黒い海」。中央は3階建てのビルの屋上部分 写真提供/岩手日報社

入所者67人のうち56の方々と職員1人が死亡又は行方不明となった。

その一方、津波に対する備えが多く命を救ったのが、海から200mほどに位置する越喜来小学校である。校舎の裏は高さ約5mの崖になっており、従来の避難経路は、いったん1階から校舎外に出て、約70mの坂を駆け上がって崖の上に行き、さらに高台へ避難するというルートであったが、震災の4カ月前に校舎2階から直接崖の上に通じる非常通路が設置されていた。これにより、71人の児童は、スムーズに高台へと避難することができ、1人の犠牲者も出すことがなかった。

4 高台移転が奏功した吉浜地区

多くの地区で甚大な被害を受けた一方、吉浜湾に面する三陸町吉浜地区は、死者・行方不明者は5人となったものの、最大浸水深15.0mの津波に襲われたにもかかわらず、被害は比較的軽微で、被災家屋は5戸にとどまった。

吉浜地区では、明治29年の明治三陸大津波や、昭和8年の昭和三陸津波といった過去の津波被害を教訓に、一貫して、低地では農業・漁業を営み、住居は高台に移すという方針で、津波に備えてきた。漁業者にとっては高台の住居から浜までの移動距離が生じ、普段の生活の利便性は多少損なわれたが、それでも吉浜地区は津波に備えることを最優先としてきた。今震災で被害を最小限に食い止めることができた吉浜地区の事例は、過去の津波被害の教訓を生かした地域づくりの好例と言える。

5 主な公共施設の被害

- 庁舎等—全壊：市役所三陸支所／一部損壊：綾里地区コミュニティ施設
- 小中幼稚園等—全壊：赤崎小、越喜来小、赤崎中／一部損壊：大船渡小、綾里小、崎浜小、吉浜小、第一中、末崎中、越喜来中
- 社会福祉施設—全壊：越喜来保育所、老人福祉センター／半壊：三陸保健福祉センター／一部損壊：Y・Sセンター
- 社会教育施設—半壊：民俗資料保管庫／一部損壊：リアスホール、博物館、三陸公民館
- 体育施設—全壊：三陸柔剣道場、市民プール／一部損壊：市民弓道場、田中島グラウンド、市民テニスコート、市民体育館、体育センター、三陸体育館、三陸総合運動公園グラウンド
- 水産関係施設—全壊：大船渡魚市場、細浦魚市場、

- あわび生産センター、三陸蓄養センター、漁業地域交流センター、田浜はまゆり会館
- 消防防災施設—全壊：大船渡消防署三陸分署綾里分遣所、消防屯所 21 カ所／一部損壊：消防屯所 6 カ所
 - 医療施設—半壊：越喜来診療所
 - その他施設—全壊：大船渡駅前交流広場／半壊：働く婦人の家、勤労青少年ホーム、シーパル大船渡

- 県施設—全壊：岩手県水産技術センター大船渡研究室／一部損壊：県立大船渡高等学校、県立大船渡東高等学校、県立気仙光陵支援学校

(参考資料—大船渡市「大船渡市復興計画」、「被害状況の報告について」、「広報おおふなど」、河北新報 H.P「証言／焦点 3.11 大震災」、岩手日報平成 23 年 12 月 1 日記事、国土交通省「東日本大震災の被災状況に対応した市街地復興パターン概略検討業務大船渡市調査総括表」)



津波が引き、破壊された建物とがれきがあらわになった大船渡市内 写真提供／岩手日報社

釜石市



1 地震・津波の概要

- 震度
 - 震度 6 弱 (5.7) / 釜石市中妻町
 - 震度 5 強 (5.4) / 釜石市只越町
- 津波痕跡高
 - 15.1m / 大槌湾
 - 22.6m / 両石湾
 - 10.1m / 釜石湾
 - 21.0m / 唐丹湾
- 浸水面積— 7 km²
- 地盤沈下
 - 56cm / 平田 3 地割 (一等水準点)
 - 66cm / 大平町 3 丁目 (四等三角点)



津波に襲われた中心市街地 写真提供 / 岩手日報社

56cm / 甲子町 (電子基準点)

- 死者—888 人
- 行方不明者—152 人
- 負傷者—不明
- 家屋倒壊—3,655 棟
- 災害廃棄物等推計量—82 万トン

今回の大震災津波による釜石市の人的被害は、死者 888 人 (※なお、被災当時の居住地を基準とした場合の死者数は 774 人：釜石市調べ (平成 25 年 1 月 22 日現在))、行方不明者 152 人にのぼる。

物的被害では市の基幹産業である水産関係の被害が最も大きく、漁港施設や海岸施設 (市管理漁港 9、漁業集落排水施設) が 105 億 1,518 万円、水産関係 (漁船、漁具、生産施設等) が 126 億 2,500 万円となっている。また、農林業関係の被害は、農地・農業施設が 57 億 8,652 万円、林業が 1 億 2,530 万円となっている。

公共土木施設 (市管理分) では、道路 77 カ所で 14 億 3,523 万円、橋梁 9 カ所で 2 億 2,143 万円の被害が発生した。

また、平成 23 年 11 月 18 日に釜石市災害対策本部が発表した「東日本大震災 被害状況について」では、経済損失の概算額として第二次産業が 136 億 4,900 万円、第三次産業が 392 億 5,700 万円としている。

平成 21 年経済センサス基礎調査集計結果の再編データ (総務省統計局) によれば、市内全事業所 2,396 事業所のうち、浸水範囲の事業所数は 1,382 事業所で、全体の 57.7% となっている。

2 最も被害の大きかった鵜住居地区

釜石市内で最も大きな被害となったのは、市の北側に位置し、大槌湾と両石湾に面した鵜住居地区である。

大槌湾には鵜住居川が流れ込み、下流域に地区の中心市街地が形成されていたが、津波は防潮堤を約 500m にわたり破壊し、鵜住居川下流の低地に広がる市街地の奥深くまで押し寄せた。このため、鵜住居地区では市全体の浸水面積 738ha の 3 分の 1 を超える 266ha が浸水した。

また、20m を超す巨大な津波が押し寄せた両石湾の被害も甚大で、両石漁港海岸では、高さ 9.3m・延長 400m の防潮堤が 150m にわたって破壊され、海岸近くと国道 45 号線沿いに立ち並ぶ家屋の多くが全流出した。

鵜住居地区の死者・行方不明者は、釜石市全体の

半数を超える 580 人にのぼり、また、地区全体の住戸の約 7 割にあたる 1,668 戸が被災した。

3 中心市街地・釜石東部地区の被害

釜石市の中心部である釜石東部地区の被害も大きかった。この地区は、釜石湾に面しており、製鉄業と水産業を中心に発展してきた地域である。甲子川沿いの平坦地に、製鉄業や水産業の関連施設のほか、商業、流通・運輸、教育・文化、行政などの都市機能が集積し、古くから中心市街地が形成されてきた。

津波は中心市街地のほぼ全域（釜石駅から東側）を襲い、甲子川を約 3.5km も遡上した。

地区人口 6,971 人に対して死者・行方不明者 229 人、また、住宅 3,291 戸の約 4 割にあたる 1,308 戸が被害を受けた。

建物の流失が顕著な区域は、海岸線に近い区域（新浜町、東前町、浜町、只越町、港町、大町、大渡町、大只越町、松原町、嬉石町）に集中している。防災・災害対策の拠点となるべき市庁舎、消防署もこの地区にあるが、浸水の被害を受け、また、港にある漁業関連施設の被害も大きかった。

釜石湾には、北堤 990 m、南堤 670 m からなる湾口防波堤（平成 21 年完成）が整備されていたが、今回の津波によって北堤、南堤ともに破壊され、また、海岸の防潮堤も 2.1km にわたり半壊した。

一方、津波遡上高を近接する他地区と比較すると、釜石港内 8.1～11.7m に対して、港外は 12.5～18.3m に達し、また、シミュレーションの結果によっても湾口防波堤が津波高で 4 割、遡上高で 5 割、流速で 5 割を低減し、防潮堤を越える時間を 6 分遅延させていたことが確認されており、津波襲来時には、湾口防波堤と防潮堤が一体的に機能し、一定の津波減災効果を発揮したと考えられている（（独法）港湾航空技術研究所の調査・検証による）。



浸水した新日鉄釜石製鉄所前 写真提供／岩手日報社

4 津波防災教育の大きな成果

市内の小学生 1,927 人、中学生 999 人のうち、津

波襲来時において学校管理下にあった児童・生徒については、1 人の犠牲者も出ることがなかった（欠席など津波襲来時に学校にいなかった生徒 5 人は犠牲者となった）。また、市内の幼稚園児、保育園児についても、園の管理下における犠牲者はゼロであった。

釜石市では、平成 20 年度に文部科学省の「防災教育支援事業」に採択されて以来、市内の全小中学校を対象に津波防災教育を推進してきた。それ以前の平成 16 年から釜石市教育委員会は、群馬大学の片田敏孝教授（災害社会学）の指導を受け、教師や児童・生徒の意識改革を図ってきた。平成 22 年 3 月には、教師が手掛けた「津波防災教育のための手引き」が完成し、防災教育に取り入れた。

津波防災教育の基本となっているのは、三陸の言い伝えである「津波てんでんこ」の精神である。子どもたちは、津波が来たときに一人でも避難できる知識を地域の避難所マップづくりや避難訓練によって学び、また、いざというときには「てんでんこ」に避難できるように、多くの子どもたちは、避難場所や待ち合わせ場所について、家族と話し合っていた。

こうした普段からの津波防災教育が実を結んだ一つの例が、鶴住居地区の海岸近くに並んで立地している、鶴住居小学校と釜石東中学校の児童・生徒たちの行動である。当時の行動は概ね以下のとおりである。

地震発生後、中学生は、教師とともに校庭に集合して全員で避難を開始。これを見て、校舎 3 階に移動していた小学生も続き、途中で遭遇した幼稚園児たちを助けながら学校で決めた避難場所に到着した。しかし、避難場所の裏の崖が崩れていることなどから危険と判断し、より高い場所にあり、津波避難場所に指定されている介護福祉施設に避難した。巨大な津波が校舎を越えて迫ってくるのが見えたので、さらに高台にある国道 45 号線沿いの石材店まで駆け上がって全員が難を逃れた。津波は介護福祉施設の近くまで到達した。

鶴住居小学校と釜石東中学校は、釜石市津波浸水予測図では浸水域外となっていたが、海岸に近く、津波による被害を受ける可能性が高いという認識の下、防災教育と併せて様々な訓練を実施してきた。その積み重ねが、未曾有の災害から児童・生徒たちの命を守ったと言える。



5 鵜住居地区防災センターを襲った津波

一方、鵜住居地区では、拠点避難所の「鵜住居地区防災センター」に避難した100人以上の住民が津波の犠牲となった。

鉄筋コンクリート造り2階建ての同センターは、平成22年2月1日に開所し、生活応援センター、消防署出張所、消防屯所が併設されている公共複合施設である。

鵜住居地区の津波避難訓練は、鵜住居神社境内と常楽寺裏山の2カ所を「津波一次避難場所」として実施されてきた。しかし、住宅地から遠く離れていることから、避難訓練の参加率が低いという課題を抱えていたため、同センターの開設を機に、自主防災会から「避難訓練の参加率を高めるため、住宅に近い防災センターを仮の津波一次避難場所として避難訓練を行いたい」との要望が出された。

釜石市では、自主防災会と協議の上、実際の津波の場合は決められた津波一次避難場所に避難することを条件にこれを了承。平成22年5月23日と平成23年3月3日に、防災センターを「仮の津波一次避難場所」として避難訓練が行われた。

釜石市がまとめた「鵜住居地区防災センターに関する検証」によれば、平成22年の避難訓練では鵜住居神社境内に57人、常楽寺裏山に97人、防災セン

ターに68人が避難。また、大震災津波が発生する約1週間前の平成23年3月3日の避難訓練では、鵜住居神社境内73人、常楽寺裏山83人に対して防災センターには101人が避難した。

釜石市は、検証の中で「市として、避難行動を促す必要性はあったものの、その方法として、仮の津波一次避難場所を設定して津波避難訓練を実施することを了承すべきではなかった」ことを反省点としてあげている。

また、同センターの立地場所は、地域住民が避難しなければならない津波避難区域に該当していたため、このような立地条件に対応した津波避難対策を明確にしておくべきだったとの反省もなされている。

6 唐丹町本郷地区の被害

唐丹湾に面する唐丹町本郷地区は、海岸部に漁港があり、防潮堤の後背地の低地と昭和三陸津波（昭和8年）後に高台に造成された住宅地によって構成されている。

同地区では、住民のうち半数以上が死亡する大きな被害が発生した昭和三陸津波の後、海岸より600m離れた海拔25m以上の山腹を階段状に切崩して宅地をつくり、101戸が集団移転した。

しかし、海岸に高さ11mの防潮堤が築かれたことなどにより、昭和40年（1965年）頃から、かつての大津波で浸水被害があった低地に新たな住宅が

建設されるようになった。

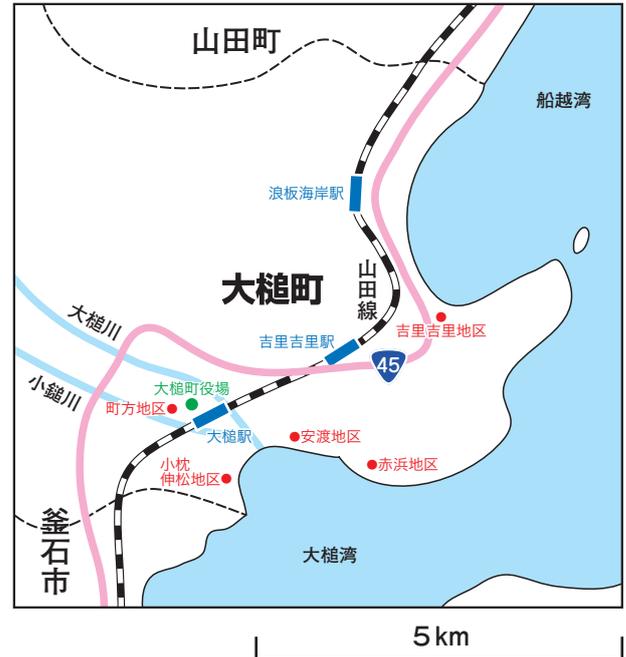
今回、最大津波高（痕跡高）17.1mの津波が防潮堤を破壊して同地区を襲い、全壊49戸、大規模半壊7戸、半壊3戸の被害が発生したが、被害は昭和40年以降に新しく家が建てられた低地に集中した状況となっている。

7 主な公共施設の被害

- 庁舎等**—全壊：平田地区生活応援センター／2階浸水：鶴住居地区防災センター／1階浸水：市役所第2～4庁舎、市保健福祉センター／地階浸水：市役所第1庁舎
- 小中幼稚園等**—全壊：鶴住居小、唐丹小、釜石東中、鶴住居幼稚園／一部損壊：栗林小、甲子小、小佐野小、双葉小、釜石小、白山小、平田小、甲子中、釜石中、大平中、小川幼稚園、第一幼稚園、平田幼稚園、学校給食センター／スクールバス5台全損
- 社会福祉施設**—全壊：鶴住居児童館、唐丹児童館、箱崎児童館、釜石学童クラブ、大町子育て支援センター、すくすく親子教室
- 社会教育施設**—全壊：鶴住居公民館室浜分館／流失：戦災資料館／一部損壊：市立図書館／地階・1階浸水：市民文化会館
- 文化施設**—全壊：唐丹御番所跡・平田御番所跡／一部損壊：橋野高炉跡・旧釜石鉱山事務所・女坂石の証文
- 観光施設**—全壊：根浜海岸健康福祉センター、根浜海岸レストハウス、根浜海岸管理センター、根浜海岸キャンプ場施設、観光船はまゆり
- 消防防災施設**—2階浸水：釜石消防署／車両12台全損、消防屯所14カ所全壊、消防団車両9台全損
- その他施設**—全壊：唐丹林業センター、本郷生活改善センター、両石漁村センター、箱崎漁村センター、海員会館、釜石高等職業訓練校片岸校／半壊：釜石高等職業訓練校本校、釜石・大槌地域産業育成センター
- 県施設**—全壊：釜石警察署／大規模半壊：岩手県水産技術センター／一部損壊：県立釜石病院、県立釜石高等学校、県立釜石商工高等学校

（参考資料—釜石市復興まちづくり基本計画、釜石市復興まちづくり委員会資料「被災状況及び取組み状況」、「岩手県沿岸の海岸堤防高の設定」、群馬大学広域首都圏防災研究センター報告書、京都大学防災研究所「地震・津波・火災に対する生活の安全性と産業の持続性を考慮した三陸沿岸部の復興計画の提案」）

大槌町



1 地震・津波の概要

- 震度**—気象庁データ欠測（隣接する釜石市、山田町では、震度6弱～震度5弱を観測）
- 津波痕跡高**
19.0m／船越湾
15.1m／大槌湾
- 浸水面積**—4 km²
- 地盤沈下**
35cm／吉里吉里第13地割（一等水準点）
- 死者**—803人
- 行方不明者**—437人
- 負傷者**—不明
- 家屋倒壊**—3,717棟
- 災害廃棄物等推計量**—48.3万トン

今回の大震災津波における大槌町の死者数は803人（※なお、被災当時の居住地を基準とした場合の死者数は751人：大槌町調べ（平成23年11月30日現在））にのぼり、人口比で見ると、県内で最大の人的被害を受けた自治体となっている。

物的被害では、道路・海岸施設被害が481億8,124万円となっており、大槌漁港や吉里吉里漁港、吉里吉里フィッシャリーナ等が大きな被害を受けた。漁船や水産施設等の被害も甚大で、51億2,792万円となっているほか、商工業被害は88億6,774万円にのぼっている。農業被害は6億1,000万円であった。

公共施設の被害としては、2階まで津波が浸水し、多くの犠牲者を出した役場庁舎等の被害が95億5,510万円、小・中学校の被害が30億4,479万円、消防施設の4億2,736万円などが主なものとなっている。また、大槌町の産業・公共施設被害額の総額は約768億円と推計されている（いずれも平成23年11月3日現在）。



津波とその後の火災により壊滅状態となった町方地区
写真提供／岩手日報社

2 人口に対する被災者割合の高さ

大槌町の死者803人と行方不明者455人を合わせた被災者数は1,258人にのぼり、震災前の平成23年2月28日現在の総人口16,058人の約8%にあたる。これは、県内では最も高い割合であり、県内で最も被災者の割合が高かった自治体である。

避難者数も多く、震災当日の3月11日に確認された避難者は1,128人だったものの、最も避難者が多かった16日には、38カ所の避難所に6,173人が避難する状況であった。

3 地区別の被害状況

大槌町の被害を地区ごとに見ると、国土交通省の調査によれば、最大の被害を受けたのは町の中心部である町方地区となっている。大槌川と小釜川に挟まれたこの地区は、JR山田線北側に公共施設や商業施設が立地し、南側には商業施設や住宅地が立地していた。この地区を襲った津波の最大浸水深は10.7mで、さらに津波は大槌川で約3km、小釜川で約2kmまで遡上しており、中心部のほぼ全域が浸水して、建物の大部分が流失するなど、壊滅的な被害となっている。全壊した建物は1,421棟で、死者343人、行方不明者325人にのぼり、この地区の人口4,483人のうち14.9%が被災したことになる。

吉里吉里地区の最大浸水深は16.1mで、吉里吉里漁港やフィッシャリーナが大きな被害を受けたほ

か、漁港周辺の集落、低地部の農地、国道45号線より西側の市街地等で全壊355棟、半壊45棟、一部損壊24棟の被害を受けた。この地区の人的被害は、死者72人、行方不明者28人となっている。

大槌漁港を中心に水産加工関連産業が集積する安渡地区は、北側の低地部に比較的新しい住宅地があり、山側には漁業集落が形成されていた。この地区の最大浸水深は12.7mで、全壊535棟、半壊23棟、一部損壊4棟であった。人的被害は、死者161人、行方不明者57人で、人口1,953人の11.2%が被災しており、被害の大きい地区の一つとなった。

このほか、小枕・伸松地区では、すべての家屋が一部損壊以上の被害を受け、人口272人の15.4%である42人が犠牲となり、また、赤浜地区では、人口938人の10.1%である95人が犠牲となっている。

国土地理院の分析によると、住宅地や市街地を中心とした「建物用地」面積に占める浸水率は、大槌町が県内最大の52%にのぼる。陸前高田市が36%、山田町と大船渡市が30%の浸水率となっており、大槌町が突出して広範囲で被害を受けたことが分かる。

4 想定を超えた津波

人的被害が甚大となった要因の一つとして、津波が想定をはるかに超えてしまったことがある。これまでの明治三陸津波、昭和三陸津波、昭和チリ地震津波での痕跡高を見ると、大槌漁港海岸で順に4.2m、3.4m、3.9mとなっており、これに対して堤防の高さは6.4mだった。これは想定していた宮城県沖津波の計算値の2.6mに対しては十分だったものの、今回の津波はそれを大幅に上回る13.6mであった。同様に、吉里吉里地区では過去の津波は、順に10.7m、6.0m、3.7mで、堤防高6.3mに対する今回の津波の高さは19.0mだった。

浪板地区では、順に10.7m、8.8m、2.8mで、堤防高は4.5mだった。

また、ソフト面の要因としては、近年の津波警報発表時において大規模な津波被害は発生せず、安全を過信してしまった面があると推測されている。国土交通省が行った被災現況調査においても、①住民の津波に対する防災意識が低かった、②適切な津波避難行動ができなかったなどと住民等の避難実態が明らかにされている。

大槌町では、復興計画の中にこの調査結果も盛り込み、「二度とこのような災害による被害を繰り返さないため、外部の調査結果や町の検証結果などを



赤浜地区の民宿の上に打ち上げられた釜石市観光船はまゆり
(109トン) 写真提供/岩手日報社

十分に生かして、災害対策を講じていく」としている。

5 長引く町長の不在

海岸から直線距離で300mほどの位置にある町役場も津波の直撃を受けた。築50年を超える2階建て庁舎の全てが浸水し、建物の中の物はほぼすべてが流失したが、何よりも災害対応の妨げとなったのが町職員の人的被害である。震災直後、災害対策本部を庁舎前の駐車場に設置しようとしていたところを津波に襲われたため、加藤宏暉町長をはじめ課長級の職員7人を含む40人が死亡又は行方不明となった。今回の大震災津波で首長が犠牲となったのは大槌町だけである。また、同時に幹部職員を失うこととなり、町の行政機能は一時的に停止状態となってしまった。

その後、東梅政昭副町長が職務代理者となり、その指揮のもとで懸命に復旧・復興に取り組むこととなるが、その副町長の任期も6月20日に満了したため、翌21日に、震災後に就任したばかりの総務

課長が新たな職務代理者となった。

新町長を選出する選挙は8月28日に実施され、碓川豊氏が新町長に就任。町長不在期間は約5カ月、同時に副町長も不在だった期間が約2カ月という異例の事態を乗り越え、町は復興に全力を尽くしている。

6 主な公共施設の被害

- 庁舎等—全壊：大槌町役場庁舎
- 小中幼稚園等—全壊：赤浜小学校、みどり幼稚園
／半壊：大槌北小学校、大槌小学校、大槌中学校
／一部損壊：安渡小学校／床上浸水：おさなご幼稚園
- 社会教育施設—全壊：中央公民館安渡分館、中央公民館赤浜分館、中央公民館吉里吉里分館、総合交流センター、白石小枕集会所、松の下集会所、町立図書館／一部損壊：大槌町中央公民館、中央公民館浪板分館
- 社会福祉施設—全壊：安渡保育所、須賀町栄町保健福祉会館／床上浸水：多目的集会所、上町ふれあいセンター、桜木町保健福祉会館
- その他施設—全壊：B&G海洋センター艇庫、B&G海洋センタープール／一部損壊：運動公園野球場、町営運動場、勤労青少年体育センター、赤浜地区町民水泳プール、吉里吉里地区体育館
- 県施設—全壊：県立大槌病院、岩手県水産技術センター大槌研究室／一部損壊：県立大槌高等学校

(参考資料—大槌町「大槌町東日本大震災津波復興計画」、「広報おおつち」、国土交通省「東日本大震災の被災状況に対応した市街地復興パターン概略検討業務 大槌町調査総括表」、岩手日報平成23年11月19日付記事、河北新報平成23年5月14日記事、毎日新聞平成23年8月29日記事)



震災から1カ月が経過しても、山のようにがれきが残る安渡小避難所前 写真提供/岩手日報社

山田町



1 地震・津波の概要

- 震度
 - 震度 5 強 (5.1) / 山田町大沢
 - 震度 5 弱 (4.7) / 山田町八幡町
- 津波痕跡高
 - 10.9m / 山田湾
 - 19.0m / 船越湾
- 浸水面積— 5 km²
- 地盤沈下
 - 41cm / 船越第 16 地割 (一等水準点)
 - 43cm / 船越第 2 地割 (一等水準点)
 - 53cm / 船越第 10 地割 (四等三角点)
- 死者—604 人
- 行方不明者—149 人
- 負傷者—不明
- 家屋倒壊—3,167 棟
- 災害廃棄物等推計量—54.2 万トン

山田町は、沿岸部のいずれの地区も山地が海近くまで迫り、平野に人口が集中している。

今回の大震災津波によって、町の人口 18,625 人 (平成 22 年国勢調査) のうち死者 604 人 (※なお、被災当時の居住地を基準とした場合の死者数は 647 人：山田町調べ (平成 24 年 12 月 28 日現在))、行方不明者 149 人という人的被害が発生した。また、全壊 2,762 棟、大規模半壊 202 棟、半壊 203 棟の住家被害が発生した。

人口に対する犠牲者の割合では陸前高田市、大槌町に次いで多く、また、倒壊家屋数の割合では大槌町に次ぐ規模となっている。

山田町における被害総額は、平成 23 年 10 月現在で約 354 億 3,536 万円と推計されており、このうち最も被害が大きいのが水産関係で 233 億 8,907 万円と全体の 66% を占めている。そのほか、農地農業用施設が 17 億 8,000 万円、河川道路等土木施設が 10 億 2,403 万円、学校教育施設が 9 億 6,800 万円となっている。

2 山田湾沿岸・中心部の被害

山田湾は重茂半島と船越半島に囲まれた天然の良港であるが、今回の大震災津波では、入り口が狭く円形をした内湾の形状によって、湾内に侵入した津波が長時間湾内にとどまり、波同士が反響し合っ、被害を拡大させた。また、南側の船越湾から船越半島の低地帯を越えて山田湾に津波が押し寄せた。

山田地区は、山田湾西側沿岸中央部に位置する町の中心市街地であり、町役場、中央公民館、保健センター等の行政・文化施設が集積するとともに、国道 45 号から JR 陸中山田駅までの駅前通り周辺に各種商業・業務施設等が立地していた。この地区には、約 8m の津波が襲って漁業施設を破壊し、また、防潮堤が崩壊して津波最大浸水深は 7.0m に及び、用途地域の約 5 割が浸水した。さらに、津波とともに発生した火災により JR 陸中山田駅周辺は焼失し、壊滅的な被害となった。

柳沢・北浜地区は、中心市街地・山田地区の北側に位置する関口川沿いの地区であり、三陸縦貫自動車道・山田 IC に近接している。大半が農地であり、土地区画整理事業が進められていたこの地区では、



通行不能となった国道 45 号線 写真提供 / 岩手日報社

関口川の堤防が破堤し、国道45号の路面が崩壊、津波最大浸水深は7.0mで、用途地域の約9割が浸水した。地区内にあった県立山田病院は2階建てのうち1階部分が天井まで浸水し、診療ができない状態となった。

山田地区と柳沢・北浜地区とを合わせた中心市街地の人的被害は、死者246人、行方不明者64人、建物被害は全壊1,300棟、大規模半壊103棟となっている。多くの公共施設が被災したが、高台にあった中央公民館、保健センターは被災を免れ、同じ高台にあった町役場は、地階に海水が入り電源設備など機器類が使用不能となった。

大沢地区は、山田湾北側沿岸に形成された漁村集落を中心とする地区であり、国道45号沿いには大型商業施設が立地していた。一粒ガキの発祥の地で、養殖を中心とする漁業が盛んな地区であったが、津波によって大沢漁港周辺の防潮堤が崩壊し、また、津波最大浸水深は6.0mに及び、用途地域の約7割が浸水した。大沢漁村センターや山田町水産センターなどの漁業施設、ロードサイドに立地する大型商業施設などが被災した。この地区の人的被害は死者120人で、行方不明者は9人となっている。また、建物被害は、全壊435棟、大規模半壊32棟となっている。

織笠地区は、織笠川下流域に形成された市街地で、地区の大半が農地（田）であった河口部を埋め立てて造成された住宅地である。津波によって防潮堤倒壊、陸閘破損、門扉流出、織笠川堤防が破堤し、町道サギの巣・妻の神線の織笠橋、町道織笠・新田線の新田橋が落橋した。

この地区では、死者101人、行方不明者12人の人的被害、全壊477棟、大規模半壊31棟の建物被害が発生した。

3 船越半島沿岸地区の被害

船越半島には、船越地区、田の浜地区、大浦地区があるが、今回の大震災津波では、山田湾と船越湾に挟まれた半島の根元に位置する船越地区の低地が津波によって水没したため、半島一帯が一時孤立状態となった。

船越地区は、湾西側の国道45号沿道の高台と漁港周辺の低地部に市街地や集落が形成されている。また、この地区には、過去の津波被害を踏まえて高台移転した集落もある。

山田湾側の浦の浜周辺は、船越家族旅行村としてキャンプ場等が整備されていたが、津波によって防

潮堤が破壊され、大きな被害を受けた。また、船越湾に面する高台にあった船越小学校は、町内に9つある小学校で唯一被災した。児童は全員裏山に避難して無事であったが、斜面を遡上した津波が海拔12～15mの場所にある校舎を襲い、2階まで浸水した。世界最大級のマッコウクジラの骨格標本をはじめ、海洋の仕組みや海洋生物を展示している「鯨と海の科学館」も、3階建ての建物の最上階まで海水や泥が流れ込んだ。

この地区の人的被害は死者68人、行方不明者18人、建物被害は全壊132棟、大規模半壊19棟となっている。

田の浜地区は、船越湾東側に位置しているが、15～18mの津波が集落を襲い、死者78人、行方不明者25人の人的被害と、全壊324棟、大規模半壊3棟の建物被害が発生した。地区内で海岸から約400m離れた高台にある「新宅地」と呼ばれる一帯は、昭和8年の昭和三陸大津波後に移転した住宅地である。この住宅地は、津波による被害はほとんどなかったが、地震後に発生した火事で一部が焼失した。

大浦地区は、船越半島中央の山田湾側に位置する漁業集落であり、南側の船越湾側には小谷鳥地区がある。津波の高さは、大浦漁港で約10m、小谷鳥漁港周辺で約18mとなっているが、津波は小谷鳥側では約25mの高さまで遡上した痕跡が観測されている。大浦地区の人的被害は死者18人、行方不明者16人にのぼり、建物被害は全壊が94棟、大規模半壊14棟となっている。

4 広域火災の発生

山田町では、津波とともに、山田地区、大沢地区、田の浜地区で大規模な火災が発生したほか、織笠地区でも小規模な火災が発生している。

山田地区では、津波によって建物が流されたり、破壊されたりした中心市街地のJR陸中山田駅周辺が広範囲に焼失し、焼失面積は約16haにのぼる。出火点は2カ所で、木造家屋等のがれきに燃え広がったもので、火の勢いが増して広範囲に広がったものと見られている。

海から少し離れた市街地では、津波で破壊された家屋と海岸側から運ばれたがれきが積み重なって延焼しやすい状況にあったほか、道路上にもがれきや避難のために乗り捨てられた車両があったため、それらを媒体に広い範囲に火が広がったと考えられている。消防車は道路上に重なったがれきでほとんど動けず、また、断水もあって有効な消火活動ができ

ない状況であった。

大沢地区の火災は、津波で流された市街地で発生しているが、出火原因は不明である。

田の浜地区では、高台にある住宅地の新宅地の北側と南側、そして、地区中央の漁民センター付近の3カ所で出火した（神戸大学調査チームの現地ヒアリングによる）。

この地区でも、がれきにより火災現場に近づけず、また、断水状態のため消火活動は困難を極めた。住宅地で発生した火災は、海からの風にあおられて背後の山に燃え移って山林火災となり、数日間にわたって燃え続けた。また、鎮火したかに見えた火災は、完全に消火しきれておらず、4月まで断続的に煙が発生する状況であった。

地区住民の中には、津波から避難した後、火災でさらに2次、3次の避難を強いられた人も多く、山林火災が広がった3月12日には、自衛隊のヘリコプターによって約100人の避難者が山田高校などの半島外の避難所に移った。



中心市街地で発生した火災 写真提供／岩手日報社

5 介護老人保健施設の被害

船越地区にあった介護老人保健施設「シーサイドかる」は、施設全体が津波に襲われ、利用者74人と職員14人が死亡又は行方不明となった。

1990年に開設された同施設は3階建てで、山田湾から約60mほど離れた海を見下ろす斜面に建てられていた。居室がある2階は海拔7m程度の高さで、有事の際は2階と同じ高さにある避難場所となる広場に移動できる設計になっていたが、津波はこの避難場所にも押し寄せた。

震災当時、施設利用者96人に対し、職員48人が

いたものの、避難場所からさらに高台に全員を移動させることは困難な状況で、多くの利用者と職員が津波に巻き込まれた。

一方、同地区の障害者支援施設「はまなす学園」は、建物は津波によって壊滅的な被害を受けたものの、全員が高台に避難して無事だった。

震災当時、施設には入所者41人、職員16人がいたが、地震発生直後、全員がマイクロバスなど3台で高台にある日本財団B & G体育館駐車場に避難。しかし、その駐車場の近くまで津波が押し寄せたため、さらに裏山のキャンプ場に移動し、この日はコテージで夜を過ごした。

入所者と職員は、その後、県立青少年の家やホテル陸中海岸など避難所を転々とした後、4カ月後に町内の山間部にある豊間根地区に建設された仮設施設に移転した。

6 主な公共施設の被害

- 庁舎等—地階浸水：役場庁舎
- 小中学校—全壊：船越小学校／一部損壊：山田中学校
- 病院—全壊：診療所4、歯科診療所5
- 社会福祉施設—全壊：保育施設1、介護保険施設等9／半壊：保育施設1／床下浸水：保育施設1
- 社会教育施設—全壊：集会所11施設／大規模半壊：鯨と海の科学館
- 社会体育施設—全壊：山田勤労者体育館、山田海洋センター艇庫他5施設
- 観光施設—一部施設流失：家族旅行村、レストハウス
- 水産関係施設—全壊：山田魚市場
- 消防防災施設—全壊：北浜防災センター、飯岡防災センター、水防倉庫、消防団屯所5施設
- 公営住宅—全壊：浜川目団地5戸、前須賀団地10戸、大浦団地5戸、柳沢第1団地27戸／大規模半壊：柳沢第1団地A棟、B棟、C棟70戸
- 県施設—大規模半壊：県立山田病院／付帯施設損壊：県立山田高等学校ボート部艇庫（全壊）、県立宮古水産高等学校山田実習場実習棟（全壊）

（参考資料—山田町「山田町復興計画」、消防庁「東日本大震災の被害状況及び消防の活動状況等について」、岩手日報、岩手県福祉協議会「いわて福祉だより パートナー」）

宮古市



1 地震・津波の概要

●震度

- 震度5強(5.0)／宮古市茂市
- 震度5弱(4.9)／宮古市門馬田代
- 震度5弱(4.8)／宮古市五月町
- 震度5弱(4.8)／宮古市鉾ヶ崎
- 震度5弱(4.7)／宮古市田老
- 震度5弱(4.7)／宮古市川井
- 震度5弱(4.5)／宮古市長沢

●津波痕跡高

- 16.3m／田老海岸
- 11.6m／宮古湾
- 21.8m／重茂海岸

●浸水面積—10km²

●地盤沈下

- 50cm／磯鶏第4地割(四等三角点)
- 44cm／本町(一等水準点)
- 33cm／津軽石第9地割(一等水準点)

●死者—420人

●行方不明者—94人

●負傷者—33人

●家屋倒壊—4,005棟

●災害廃棄物等推計量—73.2万トン

宮古市では、東京大学地震研究所の調査によると、田老・小堀内地区で遡上高37.9m、また、東北地方太平洋沖地震津波学術合同調査グループの調査では重茂・姉吉地区で遡上高40.5mが確認されている。

今回の大震災津波による人的被害は、死者420人（※なお、被災当時の居住地を基準とした場合の死者数は517人：宮古市調べ（平成24年11月6日現在）、行方不明者94人、負傷者33人であり、家屋倒壊は4,005棟に及ぶ。

宮古市における被害総額は2,457億円（平成24年11月12日現在）と推計されており、このうち最も大きな割合を占めているのが住宅被害1,496億円で、全体の約61%を占める。このほか、商工労働関係施設が281億円、水産関係215億円、観光施設136億円、漁港施設150億円、公共土木施設77億円などとなっている。

また、宮古市のまとめによると、市内では、1,078の事業所が被災し、業種別では、サービス業が547事業所（51%）、商業が334事業所（31%）、製造業125事業所（12%）などとなっている（平成23年9月30日現在）。

2 津波防災のまち・田老地域の被害

宮古市の沿岸部のうち最も被害が大きかったのは田老地域（旧田老町）である。市全体の建物被害における全壊棟数2,677棟の約27%にあたる729棟（平成24年6月29日現在）が、この地域に集中している。また、死者・行方不明者数も181人と市内で最も多い状況となっている（平成24年11月6日現在）。

田老地域は、南北に国道45号と三陸鉄道北リアス線が通り、地域内には撰待駅、田老駅がある。中心部である田老地区には市街地が形成され、市の総合事務所や教育・医療施設等の公共施設、商店、飲食店などが集中しており、海岸部に漁業の拠点となる田老漁港がある。

田老地域は、過去にも幾度となく津波被害を受けており、明治29年の明治三陸地震では約15mの津波が襲い死者・行方不明者1,859人、昭和8年の昭和三陸地震では約10mの津波により死者・行方不明者911人の被害が発生している。

中心部の田老地区では、このような大きな津波被害の経験を踏まえ、昭和9年から防潮堤の建設が始まり、太平洋戦争による中断を経て、昭和33年に延長1,350mの第一防潮堤が完成した。昭和35年に発生したチリ地震津波で三陸沿岸は大きな被害を受けたが、田老地区は被害がなく、「田老の防潮堤」

は内外から注目されることになった。その後、チリ地震津波対策事業として第二防潮堤（582m）、第三防潮堤（501m）の建設が進められ、昭和54年までに総延長2,433mの防潮堤が完成した。

田老地域では、こうしたハード面の整備だけでなく、防災教育、防災訓練などソフト面での防災対策も積極的に行ってきたおり、平成13年度の総務省消防庁の「防災まちづくり大賞」も受賞している。

こうした「津波防災のまち」としての長年の努力にもかかわらず、今回の津波（津波痕跡高16.3m）では、第二防潮堤が破壊され、第一、第三防潮堤を越え、津波が市街地に押し寄せ、大きな被害が発生した。また、地域産業の柱である漁業関連施設にも壊滅的な被害が発生した。

3 被害が広範囲にわたった中心部

宮古市の中心市街地は、宮古駅を中心に、末広町商店街や中央通り商店街が広がる区域であり、商業・業務施設や店舗兼住宅、娯楽・遊戯施設などが立地し、その外縁部には共同住宅も数多く立地している。また、市役所や宮古消防署、県宮古地区合同庁舎をはじめとする公共機関も立地している。

今回の津波は、閉伊川の堤防を越えて、宮古駅近くまで迫っており、中心市街地の浸水面積は約48.8haとなるなど、広い範囲に被害が及んだ。浸水区域内の建物は1,270棟であったが、その約14%が流失又は撤去せざるを得ない被害を受けた。津波浸水高は3.3～5.2mで、特に閉伊川に近い区域では大きな被害となり、閉伊川の防潮堤近くに位置する市役所庁舎も2階部分まで浸水し、一時的に孤立

した。

中心市街地の北側に位置し、宮古漁港がある鉾ヶ崎地区は、漁港の岸壁に沿って魚市場や水産加工関連施設などが立地し、その背後には商店街が形成されるなど、水産のまち・宮古を象徴する地区である。この地区にも、宮古湾からの巨大な津波が襲い、漁業関連施設や商店、住宅などを押し流し、さらに、背後の蛸の浜からも津波が襲い、被害が拡大した。津波浸水高は5.4～9.0mに達し、浸水面積は約39.1haで、建物被害は1,112棟に及んだ。

中心市街地の南に位置する藤原地区は、物流拠点基地として位置付けられた宮古港藤原ふ頭の後背地にあり、水産加工施設と住宅が混在して立地している。防潮堤から海側のふ頭には工業施設と運輸・倉庫施設、また、閉伊川沿いには工業施設、国道沿いには住宅や商業施設などが立地している。この地区では、防潮堤を越えた津波と防潮堤が倒壊した部分から流入した津波によって、鉄道から海側の区域一帯が浸水した。浸水区域内の建物497棟のうち、約25%が流失又は全壊の被害を受け、地域の避難所である藤原小学校の校庭も浸水した。

磯鶏地区は、防潮堤から海側のエリアは工業施設と運輸・倉庫施設が立地し、八木沢川沿いには工業施設が、国道45号沿いには住宅や商業、宿泊などの施設が混在して立地している。このほか、地区内には市民文化センター等の文教施設が多く立地している。この地区でも、防潮堤を越流した津波により、国道45号沿いの建物に大きな被害が発生し、浸水被害も広範囲に及んだ。浸水面積は113.4haにわたり、浸水区域内の建物729棟のうち約30%が流失又は全壊の被害が発生した。

4 高い波が襲った重茂半島

宮古湾を形成するように外洋に突き出た重茂半島に位置する重茂地域は、入江が比較的狭く、背後に急峻な山地があることから、津波遡上高は市内の他地域より軒並み高くなっており、建物被害も全壊の比率が高い状況となっている。

音部地区は、音部漁港、集荷・荷さばき場、冷蔵庫、水産加工施設、漁村研修センターが立地し、漁港背後の低地部に居住地が広がっていた。津波は防潮堤を越え、地区一帯を襲い、浸水高は12.6～15.6mで浸水面積は16.2haに及び、浸水区域内の建物の98.1%が流失又は撤去せざるを得ない被害を受けた。

重茂地域の中心である重茂里地区は、重茂漁港、集荷・荷さばき場、サケ・アワビ種苗生産施設が立



防潮堤を越えて中心市街地を襲う黒い津波 写真提供／岩手日報社

地し、漁港背後の低地部に居住地が広がっていた。また、高台には小・中学校、市役所出張所等の公共施設や重茂漁協の事務所が立地していた。

河川堤防を越えた津波によって、県道の橋梁が流され、地区一帯が浸水した。浸水高は10.5～20.4mで、浸水面積は38.7haにわたり、浸水区域内の建物の82.9%が流失又は撤去せざるを得ない被害を受けた。

5 先人の教えが集落を救う

重茂地域の姉吉地区は、明治三陸津波で集落が全滅し生存者わずか2人、また、昭和三陸津波でも生存者4人という甚大な被害が発生している。こうした歴史を踏まえ、この地区には、先人の教えを刻んだ大津波記念碑が建立されている。昭和三陸津波の跡に、海岸から約800m離れた海拔60mの場所に建立された記念碑には、「高き住居は児孫の和樂／想へ惨禍の大津浪／此処より下に家を建てるな／明治二十九年にも、昭和八年にも津浪は此処まで来て／部落は全滅し、生存者、僅かに前に二人後に四人のみ／幾年経るとも要心あれ」と刻まれている。

この教えを守ってきた同地区では、津波遡上高40.5mが計測された今回の津波でも、全ての家屋が無事であった。

6 宮古港の観光、レジャー施設の被害

宮古港の観光施設やレクリエーション施設なども大きな被害を受けた。

みなとオアシスと道の駅に認定された「シートピアなあと」（出崎地区）も、津波によって破壊され、また、マリンスポーツの拠点である「リアスハーバー宮古」（神林地区）も、クラブハウスや艇庫が壊滅的な被害を受け、多くのヨットが流出した。

年間97万人の観光客が訪れる景勝地・浄土ヶ浜では、レストハウス、観光船遊覧施設、海岸遊歩道等、多くの施設が津波により破損・流出したほか、奥浄土ヶ浜の石浜の形状も大きく変化した。土産店やレストラン等があるレストハウスは、前年の4月にリニューアルオープンしたばかりであった。

遊覧船は3隻のうち2隻が津波によって廃船となった。1隻だけは地震発生直後、船長の判断によって沖に避難して被害を免れており、被災から3カ月後の7月16日、「宮古観光の灯を消すまい」という関係者の努力により、残った1隻の遊覧船が運行を再開した。

また、破壊された海岸遊歩道も7月25日から一

部で供用を開始したが、浜のガラス片や海中のがれきを除去しきれず、この夏の海水浴場のオープンは見送られた。

7 主な公共施設の被害

- 庁舎等一床上浸水：本庁舎2棟、分庁舎、大通会館／一部損壊：田老総合事務所車庫
- 小中幼稚園等一全壊：鵜磯小教員住宅／一部損壊：磯鶏小、千徳小、鵜磯小、第一中、田老第一中
- 社会福祉施設一全壊：タラソセラピー施設、磯鶏老人福祉センター、石浜地区介護予防拠点施設、津軽石保育所、田老保育所、千鶏保育所／床上浸水：高浜児童館、田老高齢者コミュニティセンター
- 観光施設一浄土ヶ浜レストハウスなど自然公園16カ所、シートピアなあと、たろう潮里ステーションなど36カ所
- 消防防災施設一消防屯所（7カ所全壊、5カ所半壊、6カ所床上浸水）／消防ポンプ自動車15台流失
- 公営住宅一全壊：赤前東住宅、重茂住宅／半壊：女遊戸住宅／一部損壊：金浜住宅
- その他施設一全壊：宮古港湾労働福祉センター、田老野球場／流出：田老ゲートボール場、リアスハーバー浮き桟橋／半壊：市民文化会館
- 県施設一大規模半壊：県立宮古工業高等学校／一部損壊：県立宮古高等学校、県立宮古北高等学校、県立宮古商業高等学校、県立宮古水産高等学校／付帯施設損壊：県立宮古高等学校ヨット部室（全壊）

（参考資料—宮古市「宮古市復興計画（基本計画・推進計画）」、「各地区復興まちづくり計画」、「広報みやこ」、国土交通省「東日本大震災の被災状況に対応した市街地復興パターン概略検討業務宮古市調査総括表」、宮古市観光協会「学ぶ防災ガイド」パンフレット）



浄土ヶ浜に打ち上げられたがれき 写真提供／岩手日報社

岩泉町



1 地震・津波の概要

- 震度—震度 4 (4.2) / 岩泉町岩泉
- 津波痕跡高—20.2m / 岩泉海岸
- 浸水面積—1 km²
- 死者—7人
- 行方不明者—0人
- 負傷者—0人
- 家屋倒壊—200 棟
- 災害廃棄物等推計量—5.7 万トン

岩泉町における今回の大震災津波による人的被害は、死者7人（※なお、被災当時の居住地を基準とした場合の死者数は11人：岩泉町調べ（平成24年1月17日現在））であった。岩泉町においても、水産関係の被害が最も大きくなっている。震災前の漁船の登録数は292隻であったが、その9割に当たる266隻が流出、損壊するなど壊滅的被害を受け、被害額は27億1,000万円と推計されている。これは、岩泉町の被害推計総額44億1,000万円の6割を超える額となっている。

水産関係以外の被害額では、耕作地の浸水（田21ha、畑2ha）や用排水路・水田の決壊などの被害を受けた農業関係で3億4,000万円となっているほか、道路関係で2億8,000万円、学校・保育園・支所関係で4億8,000万円、住宅関係4億8,000万円などとなっている（被害額は、平成24年1月17

日現在）。

2 大きな被害を受けた小本地区

岩泉町の震災被害は、沿岸部に集中している。

沿岸部に位置する小本地区は、過去の明治三陸大津波で死者・行方不明者約360人、昭和三陸津波では164人という人的被害を受けているが、そのたびに復興を遂げてきた漁村集落である。津波被害を受けた小本川河口では、昭和28年から防潮堤と水門の工事が行われ、40年の歳月と巨費を投じて平成5年に完成している。その規模は国内でも有数で、高さ12m、全長221m、幅30mにわたり、6つの水門を備え、1つの水門ゲートが7,600トンの荷重に耐えられる構造である。

今回の津波では、小本川水門は決壊することはないが、防潮堤を越えた津波により、小本地区の最大浸水深は11mにも達し、177棟が全壊した。

3 小本小児童88人を救った避難階段

大きな被害を受けた小本地区の小本小学校は、津波によって、床上浸水の被害を受け、校庭や体育館はがれきや車で埋め尽くされた。地震発生時、校内には88人の児童がいたが、1人の犠牲者を出すこともなく無事に避難することができている。その背景には、震災2年前の平成21年3月に設置された避難階段の存在がある。

小本小学校の従来の避難経路は、校舎脇の切り立った崖を避けるように迂回したルートが設定されていたが、これでは津波浸水予想区域を通りながら、いったん海方向へ進み、国道に出てから避難することとなる。この状況を案ずる住民の強い要望を受けた町長が、国土交通省三陸国道事務所に「児童が津波に向かって逃げるのはおかしい」と協議し、校舎脇の崖から直接国道に出ることができる避難階段の設置が決まったのである。

長さ約30m、130段の避難階段が設置されたことにより、児童らの避難経路は、距離が440mから150mに、時間にして5～7分程度短縮された。今回の大震災津波においては、このわずかな避難時間の短縮が児童を津波から守った大きな要因となった。

4 県内初の他自治体のがれき受入れ

震災から約2カ月後の平成23年6月23日から宮古市の震災がれきの一部が、岩泉町小本地区の防潮

林跡に設置されたがれき仮置き場に搬入された。この対応は、がれき置き場が不足し、宮古市内での集積等が困難になった宮古市の復興を促進するため、町が協力し、県が実施したものである。震災がれきが自治体の境を越えるのは、これが県内で初めてのことであった。

このがれきは、同年11月25日から盛岡市へと搬送され、処理が始まった。

5 主な公共施設の被害

- 庁舎等一床上浸水・一部損壊：小本支所、小本生活改善センター
- 小中幼稚園等一床上浸水・一部損壊：小本保育園、小本中校舎／損壊：小本中プール／床上浸水：小本小
- 消防防災施設一床上浸水：小本消防団格納庫

(参考資料一岩泉町「岩泉町震災復興計画」、「広報いわいずみ」、国土交通省「東日本大震災の被災状況に対応した市街地復興パターン概略検討業務 岩泉町調査総括表」、土木学会水工学委員会「東日本大震災調査団報告書」)



被害の大きかった小本地区にはがれきの山が残された 写真提供／岩手日報社

田野畑村



1 地震・津波の概要

- 震度
震度 4 (3.9) / 田野畑村田野畑
震度 4 (3.6) / 田野畑村役場
- 津波痕跡高一23.0m / 田野畑海岸
- 浸水面積一1 km²

- 死者—14 人
- 行方不明者—15 人
- 負傷者—8 人
- 家屋倒壊—270 棟
- 災害廃棄物等推計量—7.7 万トン

田野畑村の人的被害は死者 14 人（※なお、被災当時の居住地を基準とした場合の死者数は 25 人：田野畑村調べ（平成 24 年 11 月 8 日現在））、行方不明者 15 人となっている。物的被害は、半壊以上の被害を受けた住家が 270 棟、一部損壊以上の被害を受けた非住家 311 棟となっている。

物的被害の推計被害額は、住家被害が 39 億 1,127 万円、非住家で 10 億 3,837 万円となっている。また、村管理漁港施設で 50 億 5,780 万円、県管理漁港施設で 72 億 5,798 万円、水産施設や漁船、漁具、養殖施設などで 47 億 1,217 万円の被害額となるなど、村の主要産業の一つである水産関係は、甚大な被害を受けた。

北山崎や三陸鉄道からすぐにアクセスできる美しい海水浴場など、田野畑村が誇る観光資源の被害も大きく、ホテル羅賀荘などの観光施設で 13 億 5,550 万円の被害となったほか、商工関係被害は 11 億 5,630 万円にのぼる。

公共土木関係では、村管理の河川 7 カ所、道路 19 カ所、橋 5 カ所で 4 億 2,778 万円となったほか、



切り立った断崖に押し寄せ、巨大な水しぶきをあげる津波

県管理のものでも6億3,283万円となっている。

他の多くの被害を含めた村の被害額合計は、平成24年6月30日現在の推計で302億7,060万円となっている。

2 各地区の被害の状況

田野畑村で最も被害が大きかったのは、村の水産業の拠点である島越地区である。地区内には、三陸鉄道北リアス線の島越駅や島の越漁港があったが、標高10mほどまでの集落は津波に襲われ、138棟の家屋が被災した。また、駅舎や鉄道高架、水産関連施設も大きく被災した。

平井賀漁港が立地し、海水浴場や海岸の優れた景観を背景に、田野畑駅や旅館・民宿が立ち並ぶ観光の拠点となっていた羅賀・平井賀地区では、標高18～25mほどの区域で壊滅的な被害となった。ホテル羅賀荘は3階部分まで浸水するなどしたほか、集会施設、集落排水処理施設、漁港施設等が大きく破損した。また、被災家屋は122棟にのぼる。

海岸部に、防潮堤を挟んで広大な防潮林、キャンプ場、マレットゴルフ場、総合運動公園などがあり、その背後に集落が立地する明戸地区では、防潮堤が決壊し、防潮林やスポーツ施設等が破壊され、海岸に近い9棟が被災した。

サッパ船の基地である机浜漁港を核とする机浜地区では、住家は高台に立地していたため、被災家屋は1戸であったが、漁港は損壊し、漁村番屋群はすべて流失するなどの被害を受けた。



漁具が流され、建物も崩壊した島越地区の漁港。90度に押し曲げられた鉄柱が津波の威力を物語る

3 サッパ船アドベンチャーズの復興

田野畑村では、NPO 法人体験村・たのはたネットワークが中心となり、村の自然や文化、産業などを体験プログラムとして提供し、多くの観光客を受け入れてきた。机浜の漁村番屋群も、体験型観光の受入れの拠点として活用されてきた。この番屋群は、水産庁によって未来に残したい漁業漁村の歴史文化



がれきが散乱する平井賀地区。左に見えるのは三陸鉄道をかたどった水門の管理棟

財産百選にも選定されていたが、すべて流失してしまった。

また、北山崎の奇岩を小型漁船の「サッパ船」でめぐる「サッパ船アドベンチャーズ」は、年間5千人以上の観光客を集める人気プログラムだったが、8隻のサッパ船のうち6隻が流失する被害を受けた。貴重な観光資源を失い、早期再開は困難との声もあったが、流失を免れた2隻と青森県の漁協の仲介で新たに購入した2隻によって、平成23年7月29日に再開された。わずか3カ月での早期再開は、大きな被害を受けた田野畑村へ観光客を呼び戻す一助となっている。

4 主な公共施設の被害

- 社会体育施設—マレットゴルフ場
- 社会福祉施設—いこいハウス
- 観光施設—3階まで浸水：ホテル羅賀荘
- 消防防災施設—防災センター1カ所、積載車1台、消火栓16基、防火水槽1基、戸別受信機284台

(参考資料—田野畑村「東日本大震災田野畑村災害復興計画」、広報たのはた、「東日本大震災田野畑村記録書 記憶を未来へ」、国土交通省「東日本大震災の被災状況に対応した市街地復興パターン概略検討業務 田野畑村調査総括表」)



観光客と関係者を乗せたサッパ船。震災からほぼ3カ月後の再開第1便

普代村



1 地震・津波の概要

- 震度—震度5強(5.3)／普代村銅屋
- 津波痕跡高—18.4m／普代海岸
- 浸水面積—0.5km²未満
- 死者—0人

- 行方不明者—1人
- 負傷者—1人
- 家屋倒壊—0棟
- 災害廃棄物等推計量—1.1万トン

普代村における大震災津波における死者は0人（※なお、被災当時の居住地を基準とした場合の死者数は7人：普代村調べ(平成24年3月31日現在)）であった。普代村では、主要産業の一つである漁業関連に甚大な被害が生じた。普代村漁協の被害は、建物など43棟、船舶8隻等で8億8,199万円となっているほか、漁家等の倉庫・加工場など84棟、船舶522隻、養殖ワカメ・コンブ等で17億6,658万円の被害が発生している。公共被害は、建物16棟、河川・道路9カ所などで8億1,100万円となっている。全体で37億8,379万円の被害となったものの、住宅等にはほとんど被害が及ばなかった（被害額は平成23年4月20日現在）。

2 村を守った普代水門

普代村でも、過去の津波で甚大な被害を受けており、明治三陸津波では犠牲者302人、昭和三陸津波では犠牲者137人に及んでいる。このため、県と普代村では、津波から住民を守るために、普代浜に普代水門、太田名部漁港に太田名部防潮堤を築き、津



普代村を守った普代水門。津波は水門を越えたが、被害を最小限にとどめた 写真提供／岩手日報社



太田名部漁港は壊滅的な被害を受けたが、防潮堤の内側に浸水することはなかった 写真提供／岩手日報社

波へ備えてきた。

普代水門（総延長 205m）と太田名部防潮堤（総延長 155m）は、それぞれ昭和 59 年、昭和 42 年に完成した。

普代水門と太田名部防潮堤の建設に当たり、特筆すべきは、ともに 15.5m という高さにこだわった点である。計画時には、防潮堤等の一般的な高さは 10m 前後とされていたが、当時の和村幸得村長（故人）等の強い要望によりこの高さとなった。過度の高さという批判もあったが、和村村長は「過去の 2 度の津波で受けた不幸を再び繰り返してはならない」という強い信念の下、周囲の反対を押し切って、東北一とも言われる高さの水門・防潮堤の建設へと尽力した。

普代村の中心部は、普代川に沿って形成されており、この普代川河口から約 300m 上流に建設された普代水門は、今回の津波を村中心部に到達させることなく、村の被害を最小限にとどめた。

普代水門に到達した津波は 15.5m の水門を越える規模のものであり、水門の管理橋に一部損壊した箇所が確認されたものの、水門自体は決壊せず、浸水はほぼ河川区域内だけに抑えられた。水門のすぐ上流には普代小学校、普代中学校があったため、水門が津波を止めることができなければ、大きな被害

が発生した可能性もあったと考えられている。

高さ 15.5m の太田名部防潮堤を襲った津波は、高さ 14m の位置で止まり、住宅地への浸水を食い止めた。防潮堤外側の漁港では、壊滅的な被害となったものの、防潮堤内側は浸水に至らず、民家の浸水被害は皆無であった。こうした普代村の津波に対する備えは国内外から賞賛されている。

3 和村村長の言葉

和村村長は退任に当たり、村職員にこう呼び掛けたという。「村民のため確信を持って始めた仕事は、反対があっても説得してやり遂げてください。最後には理解してもらえる」。この言葉からも、建設当時の反対の声がいかにか大きかったかがうかがえる。当時建設課職員だった深渡宏村長（大震災津波当時）は「和村村長は正しかった。たいへんな財産を残してくれた」と語っている。

4 主な公共施設の被害

- 消防防災施設——一部損壊：普代水門管理橋、情報連絡無線 9 基

（参考資料—普代村「普代村災害復興計画」、「広報ふだい」、国土交通省「東日本大震災の被災状況に対応した市街地復興パターン概略検討業務 普代村調査総括表」、北海道新聞 4 月 7 日記事）

野田村



1 地震・津波の概要

- 震度—震度 5 弱 (4.9) / 野田村野田
- 津波痕跡高—21.4m / 野田湾
- 浸水面積—2 km²
- 死者—38 人
- 行方不明者—0 人
- 負傷者—19 人
- 家屋倒壊—479 棟
- 災害廃棄物等推計量—17.6 万トン

野田村における大震災津波における人的被害は死者 38 人（※なお、被災当時の居住地を基準とした場合の死者数は 28 人：野田村調べ（平成 24 年 12 月 31 日現在））であった。野田村の被害の 5 割を占めるのは、野田漁港などで壊滅的な被害を受けた農林水産関係で、被害額は 29 億 2,222 万円にのぼる。それに次いで被害が大きかったのが、庁舎・村営住宅・住家等の建物被害で 16 億 8,932 万円となっている。このほか、損傷した下安家橋などの土木施設被害が 4 億 3,000 万円、震災後に多くの地域で断水となった上下水道施設で 6 億 3,300 万円、保健医療・福祉関係施設で 3 億 8,546 万円の被害となっている（被害額は平成 23 年 6 月 28 日現在）。

また、野田村では、がれきにより国道 45 号線や県道などが通行止となり、一時的に孤立状態となった。

2 2線堤を破った津波

野田村の堤防は二重になった堤防（2線堤）であったが、今回の津波は、これらを越えて市街地を襲い、大きな被害をもたらした。野田村では、第一堤防（海岸防災林施設）は全壊区間が発生したことや延伸整備中であったことなどにより、防災施設としての脆弱性がみられたと、復興計画の中で総括している。

また、第二堤防である建設海岸堤防や農地海岸堤防には、大きな被害はなかったものの、防潮林は津波によりほとんどの松が流失しており、県道野田山形線より海側の区域では、津波とともに流れ込んだ防潮林の松やがれきなどによって、1階部分が破壊され全壊に至った家屋が多かったと考えられている。

3 各地区の被害と村の孤立

村の中で最も家屋が集中していた城内・泉沢地区は、村役場、総合センター、体育館等の行政機能や本町、愛宕町、横町の商業施設がコンパクトに集積し、村の市街地を形成してきた。この地区は高さ 16.4m の津波に襲われ、404 戸が流失するなどの被害が発生し、高さ 10.3m の防潮堤も壊滅的な被害を受けた。

米田地区は、名勝である十府ヶ浦海岸があり、国道 45 号沿いに飲食店、米田川沿いでは農業、海では水産業と多様な業種を生業としてきた地区である。この地区でも、津波が防潮堤を兼ねた国道 45 号を越え、海岸近くの 20 戸が流出するなどの被害を受けた。また、がれきは三陸鉄道のトンネルを抜け、南浜地区まで広がった。

その南浜地区でも、津波は高さ 12m の堤防を越え、さらに三陸鉄道の線路や国道 45 号も越えて多くの家屋に被害をもたらした。津波直後には火災も発生したが、がれきや断水のために消火活動は進まなかった。

玉川・下安家地区は、玉川漁港や下安家漁港を中心とした水産業が被害を受けた。また、この地区では道路被害も大きく、国道 45 号や一般県道安家玉川線などが通行止となった。水産業が盛んな中沢地区でも、津波は堤防を越え、海沿いの家屋が被害を受けた。

その一方、新山地区では 12m の防潮堤が持ちこたえ、海岸近くの数世帯や田畑への被害はあったものの、家屋被害は比較的少なかった。しかしながら、公共下水道や新山農業集落排水等の下水処理施設が

被害を受け、村の多くの地域で下水道が利用できなくなるなどの被害を受けた。

4 日頃からの防災意識が園児を救った

野田湾から500mほどのところに位置する野田村保育所は、津波によって木造平屋の建物が流失したが、81人の園児と14人の職員は全員無事であった。震災当日は、偶然にも月に一度の防災訓練の日であり、訓練に備えて子どもたちを昼寝から起こしている時に、大きな揺れに襲われた。

一時避難場所の高台までの距離は約1km。津波到達までの目安とされる15分以内に園児を避難させるのは非常に困難と考えられたことから、保育所では乳児10人が乗ることができる手押し乳母車「避難車」の購入や、畑を横切る近道を通行する了解を得て避難経路を見直すなどの取組を進めていた。こうした日頃からの防災対策により、混乱なく避難を実行、犠牲者ゼロにつなげることができた。

門柱だけを残し流失してしまった保育所は、平成24年11月に、以前より1kmほど内陸にある17mの高台に移転し、津波以前と同じように園児たちの明るい声が響いている。

5 県内初の集団移転正式決定

野田村の集団移転事業は、国土交通省の同意を得

て、平成24年4月2日に正式決定された。集団移転事業の正式決定は、宮城県岩沼市、石巻市に次いで3例目であり、県内では初めての決定となった。

国の交付金を活用して実施される集団移転事業は、高台3カ所（計約52,000㎡）を造成し、平成27年中に移転を完了させる計画となっており、移転対象は城内地区の60世帯172人、米田・南浜地区の40世帯125人、計100世帯297人で、事業費は約20億円と見込まれている。

6 主な公共施設の被害

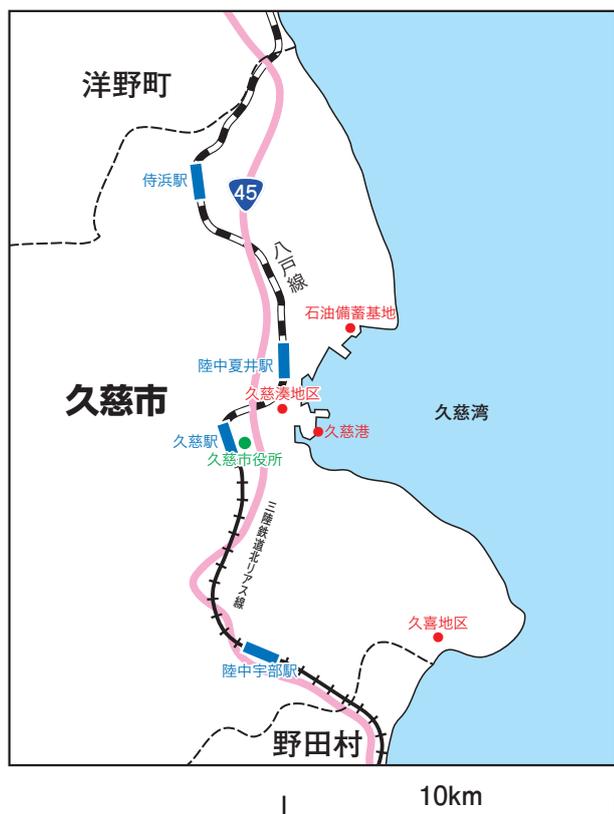
- 庁舎等一床上浸水：役場庁舎
- 社会教育施設—大規模半壊：生涯学習センター（兼図書館）／半壊：総合センター
- 保健医療施設—全壊：保健センター、診療所施設
- 老人福祉施設—全壊：グループホーム
- 児童福祉施設—全壊：野田村保育所、南浜児童館
- 住宅—全壊：旭町住宅／大規模半壊：泉沢住宅
- 消防施設—全壊：3カ所／床上浸水：1カ所

（参考資料—野田村「野田村東日本大震災津波復興計画」、「広報のだ」、国土交通省「東日本大震災の被災状況に対応した市街地復興パターン概略検討業務 野田村調査総括表」、産経新聞平成23年4月28日記事）



津波によって三陸鉄道も久慈市から野田村にかけて寸断された 写真提供／岩手日報社

久慈市



1 地震・津波の概要

●震度

- 震度 5 弱 (4.6) / 久慈市川崎町
- 震度 5 弱 (4.6) / 久慈市長内町
- 震度 4 (3.9) / 久慈市山形町

●津波痕跡高

- 12.0m / 洋野・久慈北海岸
- 13.7m / 久慈湾
- 14.5m / 久慈南海岸

●浸水面積— 4 km²

●死者— 2 人

●行方不明者— 2 人

●負傷者— 10 人

●家屋倒壊— 278 棟

●災害廃棄物等推計量— 9.5 万トン

久慈市の人的被害は死者 2 人（※なお、被災当時の居住地を基準とした場合の死者数は 4 人：久慈市調べ（平成 24 年 1 月 31 日現在）、行方不明者 2 人、負傷者 10 人となっている。被害額で最も大きかったのは、沿岸部に立地する事業所や工場などの商工関係で、商業関係 57 社、工業関係 49 社の被害額は 149 億 5,267 万円にのぼる。水産関係では、公共施設 8 カ所、民間施設 217 カ所、漁船 575 隻などで 89 億 4,282 万円、住家・非住家は 1,248 棟が被害を受け 42 億 1,438 万円の被害となった。そのほか、観光施設、林業関係、土木施設関係、農業関係などにも被害は及び、被害総額は 310 億 9,015 万円と、久慈市の年間一般会計予算額をはるかに超える甚大な被害が発生した。

2 各地区の被害の状況

久慈港周辺地区（諏訪下・元木沢）は、港湾周辺



白波を立てて久慈港に迫る大津波の第一波 写真提供 / 岩手日報社



第一波が黒い濁流となって久慈港を襲う。奥には第二波が白波を立てて迫る
写真提供／岩手日報社

に漁協や魚市場等の漁業関連施設を中心に立地しており、後背地は住宅地となっている。この地区には、高さ8.4mの津波が押し寄せ、全壊72棟、大規模半壊36棟、床上浸水250棟等の被害が発生した。

久慈国家石油備蓄基地や造船所等がある半崎地区の津波高は8.4mで、石油備蓄基地の施設が大きな被害を受けるなど、47棟が全壊する被害となった。

住宅地が中心で、高さ13.1mの津波が押し寄せた久慈湊地区の被害は、全壊棟数が市内で最も多く、全壊90棟、大規模半壊36棟、床上浸水は114棟に及んだ。また、同じく住宅地が中心の久喜地区は、高さ12mの防潮堤を越えた高さ20mの津波に襲われ、全壊57棟、大規模半壊10棟などの被害が発生した。

3 避難所の状況

震災直後、久慈市内の避難者は最大で2,916人となったが、電気・水道の復旧が進むとともに、徐々に自宅に帰宅する避難者も多くなってきたため、市内の避難所は3月28日にすべて閉鎖された。しかし、流失や全壊などにより住宅を失った被災者も多く存在したため、市では市内に二つある雇用促進住宅を避難者の当面の生活拠点とし、利用可能な空き部屋の改修を行って、3月24日から受入れを開始した。また、中心部が壊滅的な被害となった隣村の野田村の避難者にも同住宅を提供した。

4 早期回復した港湾機能

久慈港も津波による堆積物のため、船舶航行に大

長内町の工場内のがれきを運び出す久慈東高等学校の野球部員 写真提供／岩手日報社



きな支障が生じていたが、懸命の撤去作業の結果、3月25日には大型船が入港できるまでに復旧し、翌26日には、救援物資を積んだ国土交通省の大型しゅんせつ兼油回収船「白山」が入港した。また、4月5日には、宮古市と釜石市のトロール船が入港し、スケトウダラを水揚げするなど、他地域の漁船の受入れも可能となり、復興への足がかりとなった。

5 主な公共施設の被害

- 小中幼稚園等—一部損壊：小・中学校（6校）
- 社会福祉施設—器具破損等：デイサービスセンター
- 観光施設—全壊：地下水族科学館もぐらんぴあ、もぐらんぴあレストショップ／流失：小袖海女センター
- 水産関係施設—全壊：市営魚市場（第1・第2卸売場）、公害防止施設、久慈市漁協食品加工場・冷凍工場機能／損壊等：污水处理場、臨港道路、消波ブロック
- 消防防災施設—全壊：資機材倉庫、屯所、防災行政無線屋外拡声子局
- その他施設—全壊：産地形成促進施設、久慈国家石油備蓄基地、交流促進センター／浸水等：市営野球場、夢ネット設備、光ケーブル
- 県施設—付帯施設損壊：県立久慈東高等学校艇庫、漁具庫（いずれも流失）

（参考資料—久慈市「東日本大震災久慈市の記録」、「久慈市復興計画」、「広報くじ」、国土交通省「東日本大震災の被災状況に対応した市街地復興パターン概略検討業務 久慈市調査総括表」）

洋野町



1 地震・津波の概要

- 震度
震度 4 (4.2) / 洋野町種市
震度 4 (4.1) / 洋野町大野
- 津波痕跡高—12.0m / 洋野・久慈北海岸
- 浸水面積—1 km²
- 死者—0 人
- 行方不明者—0 人
- 負傷者—0 人
- 家屋倒壊—26 棟
- 災害廃棄物等推計量—2 万トン

本県沿岸地域最北端の洋野町では、人的被害こそ無かったものの、痕跡高で 12.0 m を記録した津波の被害は大きく、その多くは漁港・漁協関連である。洋野町の調べによると、震災による被害額は平成 23 年 4 月 11 日現在で、漁船、防波堤、施設関係 346 件で 26 億 3,932 万円のほか、住家、非住家、町施設等を合わせた建物被害が 138 件、2 億 8,951 万円となっている。

また、地震と津波による長期の停電などによる二次被害として、鶏卵生産量減、生乳 120 トン廃棄、

鶏 57 万 4,172 羽死亡等が報告されている。

2 沿岸部唯一の人的被害ゼロ

洋野町では死者・行方不明者・負傷者が無く、人的被害は免れた。これは、今回の津波被害が大きかった岩手県・宮城県・福島県の沿岸自治体では唯一である。

この要因には、12m の防潮堤による被害軽減が挙げられる。川尻地区では、10 m の津波に対し、平成 22 年に竣工したばかりの 12 m の防潮堤が津波の侵入を防ぎ、被害を免れた。また、地形的な制約のため、町内で唯一防潮堤が整備されていなかった八木地区でも犠牲者が出ていないことが物語るように、防潮堤などのハード対策のみならず、官民一体となった津波防災に対する意識の高さというソフト面での対策が講じられていたことも犠牲者ゼロの要因である。

八木地区は、沿岸区域に漁業関連施設が並び、その背後に約 260 世帯の住宅地が密集している。洋野町では、かつての明治三陸津波で 251 人、昭和三陸津波で 116 人の犠牲者が出ているが、その多くがこの八木地区の住民であった。今回の津波でも八木地区では痕跡高で 11.6 m の津波を記録しており、住宅被害は全壊・半壊（大規模半壊を含む）を合わせ 22 棟を数えたが、それでも人的被害は無かった。

3 洋野町の津波に対する備え

洋野町では毎年、昭和三陸津波が襲った 3 月 3 日の早朝に防災訓練を行ってきた。しかし、参加者が年々減少してきたことから、平成 18 年から消防署を中心として防災訓練の在り方を見直してきた。住民アンケートを実施し、訓練日を日曜日の日中に変更したほか、消防団の退避行動、低地続く町道の道路閉鎖なども訓練メニューに加えるなどの改善を続けてきた。震災当日も、訓練どおりに町道閉鎖は行われた。

また、平成 20 年からは各地で自主防災組織の立ち上げに取り組み、八木北地区の自主防災組織では、高台へ避難する小道の除草や整備、道端には海拔表示板を作成・設置するなど、誰もがいつでも自分の居場所の高さを認識できるような取組も行ってきた。日頃から津波が来たら避難するという意識を徹底したことが、犠牲者ゼロにつながっている。

4 主な公共施設の被害

- 庁舎等—大野庁舎(亀裂など)

- 小中幼稚園等—大野小学校(壁に亀裂、ガラス破損)、向田小学校(照明、音響設備破損)
- 社会福祉施設—旧中野老人憩の家白寿荘(内壁の亀裂、戸枠の亀裂など)
- 観光施設—全壊：種市ふるさと物産館、観光トイレ
- 消防防災施設—防災無線子局(沿岸設置箇所浸水)
- 水産関係施設—全壊：ウニ等高度加工研修センター、種市漁協魚市場事務所／流失：有家川さけふ

化場関係施設4棟、高家川さけふ化場、種市南漁協事務所

- 県施設—全壊：岩手県水産技術センター種市研究室／付帯施設損壊：県立種市高等学校船具庫(流失)

(参考資料—洋野町「洋野町震災復興計画」、「広報ひろの」、河北新報 H.P「証言／焦点 3.11 大震災」、国土交通省「東日本大震災の被災状況に対応した市街地復興パターン概略検討業務 洋野町調査総括表」)



押し寄せる津波の第一波＝洋野町種市庁舎近く
写真提供／岩手日報社



津波はあっという間に港の作業小屋や漁船に襲いかかる
写真提供／岩手日報社



第一波到達から2分後、漁港全体が水没した
写真提供／岩手日報社



漁港内の底が見えるほど潮が引く。この後、第二波が襲う
写真提供／岩手日報社

内陸部

1 地震の概要

●震度

震度6弱／一関市山目（5.8）、一関市千厩町（5.8）
矢巾町南矢幅（5.7）、一関市花泉町（5.6）、滝沢村鶴飼（5.6）、藤沢町（現・一関市）藤沢（5.6）、花巻市大迫町（5.5）、奥州市前沢区（5.5）、奥州市衣川区（5.5）、一関市室根町（5.5）

震度5強／盛岡市玉山区薮川（5.4）、北上市柳原町（5.4）、北上市相去町（5.4）、奥州市江刺区（5.4）、花巻市東和町（5.3）、盛岡市玉山区洪民（5.3）、遠野市松崎町（5.3）、平泉町平泉（5.3）、八幡平市田頭（5.2）、金ヶ崎町西根（5.2）、八幡平市野駄（5.2）、奥州市水沢区佐倉河（5.2）、花巻市材木町（5.2）、住田町世田米（5.1）、奥州市水沢区大鐘町（5.1）、盛岡市山王町（5.1）、一関市東山町（5.1）、一関市川崎町（5.1）、一関市大東町（5.0）、花巻市石鳥谷町（5.0）、遠野市宮守町（5.0）

震度5弱／二戸市浄法寺町（4.9）、紫波町日詰（4.9）、一戸町高善寺（4.8）、八幡平市大更（4.8）、盛岡市馬場町（4.7）、岩手町五日市（4.7）、軽米町軽米（4.6）、二戸市石切所（4.6）、雫石町千刈田（4.6）、二戸市福岡（4.5）、花巻市大迫総合支所（4.5）、葛巻町葛巻元木（4.5）

震度4／八幡平市叭田（4.4）、九戸村伊保内（4.4）、西和賀町沢内川舟（4.3）、西和賀町川尻（4.2）、西和賀町沢内太田（4.1）、葛巻町消防分署（4.1）、葛巻町役場（4.0）

●死者—0人

●行方不明者—4人

●負傷者—135人

●家屋倒壊—1,794棟

今震災における内陸部の被害は、家屋の倒壊が1,794棟にのぼり、奥州市のように地震後に火災が発生した地域もあったが、死者は確認されず、負傷者は倒れてきたブロック塀によるものなどである。内陸部で被害が最も大きかったのは、全壊57棟、半壊726棟の一関市である。

2 一関市と東北自動車道の被害状況

一関市の被害は、住家被害などが77億8,933万円で最も大きく、次いで大きいのが商工・観光施設

で、商業307事業所、工業231事業所、観光施設45カ所などの被害をあわせ、75億2,856万円となっている。また、農業関係では、農地被害1,167カ所、ため池・水路など1,242カ所、農業施設80カ所、林道200カ所で28億6,405万円となっている。このほかにも、河川67カ所、道路1,573カ所、橋梁11カ所の土木施設被害24億8,662万円や、学校教育施設75カ所などで16億617万円の被害となった学校・社会教育施設の被害も大きくなっている。一関市の被害合計額は255億4,336万円に及んだ。

また、県の物流の大動脈である東北自動車道は、震災当日は点検のため全線通行止となったものの、震災翌日の3月12日には、県内の区間は緊急車両が通行可能となり、11日後の3月22日には宇都宮IC・一関IC間で大型車両等が通行可能となり、13日後の3月24日には全線にわたって一般車両が通行可能となった。

（参考資料—盛岡市HP・東日本大震災による盛岡市の被害について、一関市HP・市内の被害状況、奥州市・広報おうしゅう、東北電力緊急情報・地震発生による停電等の影響について）



崩れた東北自動車道の路肩 写真提供／岩手日報社



外壁が崩れ落ちた萩荘公民館（一関市）

職員 の 記憶

発災
当時
を
振
り
返
っ
て
思
う
こ
と

免震構造の安全性

建物が揺れ出した時、勤務している病院が免震構造であることから、そのまま仕事を続けていた。尋常でない大きな揺れがしばらく続き、その時間はとても長く感じられた。揺れがおさまった後、停電となり自家発電に切り替わったが、病院の機器関係に致命的な故障も無く、ほとんど物が落ちていないのには驚いた。免震構造になっていて良かったと実感した。

情報入手にカーナビを利用

地震発生直後、周辺一帯が停電になっていたため、この時乗っていた公用車のカーナビを利用して、地震津波に関する情報を入手した。このカーナビからの情報により震度6弱の地震であったことなどがすぐ把握できた。また、車が走行している場所が必ずしも土地勘のある場所とは限らないので、ラジオでニュースを聞くとともに、できるだけカーナビを装着し、脱出路を把握することが望ましいと思った。防災無線も停電になり機能しなくなる場合もあるので、カーナビやラジオは頼りになる。

災害救護ベンダーの設置

釜石合同庁舎は避難所ではないが、周辺で電気がついている唯一の建物であったことから住民の方々が避難してきた。従来の自販機は停電してしまうと飲料の供給ができないが、昨年、庁舎内に災害救護ベンダーを設置したため、生かすことができた。数に限りがあるため1人1本ではあったが、救援がくるまでの間の対応として飲み物を提供できたことは役立ったと思う。

発災時の気遣い

食糧を確保しにコンビニに行ったところ、停電で暗い中、店には長蛇の列ができていた。しかし、非常時でありながらも特に混乱する様子もなく、文句や割り込みもなく、他者を気遣いながら皆整然とレジに並んでいるのを見て、日本人の秩序の素晴らしさや礼儀正しさに感心した。

津波を想定した備え

付近の工場で働いていた人達が津波で亡くなることは少なかったことを考えると、日頃から津波に対する備えができていた結果だと感じた。沿岸企業の人たちは、今回の体験をもとに、これから津波が発生するかもしれない地域に赴き、津波への備えなどの体験を話す機会が設けられればよいのではないかと思う。

支援の申し出に感謝

震災から数日経ったある日、1人の男性から「動く自動車はありませんか？」との連絡。聞くと、「会社に使い捨てカイロの在庫がたくさんあるので必要なだけ提供しますから取りに来て下さい」ということだった。さらに、周辺のコンビニの店長さんが、夜に避難所を訪れ「明日賞味期限を迎えるおにぎりを持ってきてもいいですか？」という申し出もあった。涙が出るほど嬉しかったことを覚えている。

食糧を日頃から備蓄

災害時の炊き出しで家庭の備蓄品が役立ったので、日頃からそれぞれの職員が非常時に備え自宅に備蓄し、いざというときはそれらを持ち寄ることができると思う。何より大切なのは「協力し合うこと、自分ができることを確実にすること」と実感した。

役立つ常備品

保健所の栄養相談室には常時、非常用としてラップや使い捨て手袋、アルコール消毒薬、使い捨て食器、割り箸等を準備していたので、災害時にそれらを使用することができた。職員は衛生的な配慮を心得ているので、アルコール消毒、手袋、マスク着用、ラップ使用など、手際よく作業を進めていた。

消防団の頼もしさ

隣の老人福祉センターが騒がしくなっていると見て様子を見に行くと、何人かの高齢者を毛布で作った簡易タンカを使って運び出そうとしているところだった。定期的な人工透析が必要な患者もいたらしく、近くに呼んである救急車まで消防団が中心となって徒歩で運ぶとのことだった。このような状況下での消防団の働きは、非常に頼もしく見えた。

津波が来る確信のもとに

地震がおさまった後、今までにない揺れであったことから絶対津波が来ると思い、乗務員全員で岸壁に駐車しておいた私用車を移動した後、出港スタンバイをして、14時52分に釜石港港町官庁棧橋を出港した。確信を持って行動することの大切さを改めて感じた。

※ここに掲載した文章は、岩手県庁の各部局や出先機関が、発災当時の対応等を振り返って作成した資料から抜粋・要約して掲載しています。

第2章

被害の
概要

コラム

Column

消防団員の安全確保

大槌町消防団長 煙山 佳成

あの震災からもうすぐ2年が経過しようとしているが、大槌町は今もなお復興の初期段階である。一刻も早く震災前のにぎやかな街並みを取り戻したいと切に願う。

大槌町は、大津波による壊滅的な被害を受け、多くの尊い命を失った。そういった事実を踏まえ、消防団の今後の対応について、津波災害時の消防団活動安全管理マニュアルを作成した。

作成にあたっては、総務省に提出された「東日本大震災時における消防団活動のあり方等に関する検討会」中間報告書に準じ、大槌町に即したものとしたが、消防団員の避難誘導活動時のポイントの一部をここで書き記したい。

- ◎団本部から最新情報が入手できる環境下にあること
- ◎2名以上で行動することとし、階級上位者を隊長とすること
- ◎避難広報・避難誘導活動時は、退路を確保した上で活動にあたり、車両から離れて活動する場合は、必ず車両待機者を設けること
- ◎津波到達予想時刻の15分前には退避すること

ほかにもポイントはあがるが、上記4つを厳守すれば、避難広報・避難誘導活動にあたっている団員たちの命は守られるはずである。ところが、そのポイントを厳守させない罠が潜む。それは、団員たちの「使命感」である。団員たちは「人の命を救う」ということに全力を傾ける。震災時は、自分のことは二の次にして避難誘導を実施するケースも見受けられた。その気持ちは十分に理解できるが、各団員の命を預かる団本部としては、団員たちに「逃げる勇気」を持ってほしいと感じる。震災発生以前は、「まさかこの堤防を越える津波は来ないだろう」という認識を持った人たちが少なからずいたのではないかと。事実、津波到達直前まで避難しなかった住民も確認できている。そのような人たちを避難誘導しようとするとき、一刻を争う危険な状況の中で、いつまで避難誘導活動が続けるのかは判断に迷うところであろう。そういったことから、津波到達予想時刻の15分前には避難をすることとした。苦渋の選択となる場合もあるが、一方で、半纏を着た団員が避難する姿を見せることで「自分たちも逃げよう」と思わせる効果もあると考えている。いずれにせよ、団員たちには、自身の安全を確保した上で活動にあたっていただきたい。

沿岸の消防団員は、火災発生時の消火活動のほか、津波襲来時には水門を閉めるということも大きな役割の一つである。10年後なのか100年後なのか時期は分からないが、大津波はいずれ必ず発生する。大津波襲来時に水門を閉めるという役割を担う団員たちの命を守るためにも、東日本大震災の教訓を後世に伝えていくとともに、避難訓練などの「備え」に万全を期したい。



第3章

災害対策本部設置・ 初動対応

- 災害対策本部の動き ● 第1節
- 発災当初における釜石地方支部の対応 ● コラム
- DMATの救助対応と医療機関の活動 ● 第2節
- DMAT活動が残した課題 ● コラム
- 通信/電源/燃料/移動手段の確保 ● 第3節
- 釜石漁業無線局の活躍 ● コラム
- 消防、自衛隊などの救助活動と捜索活動 ● 第4節
- 避難所の運営にあたった教職員 ● コラム
- 支援物資の供給とそのシステム ● 第5節
- 犠牲者への対応 ● 第6節
- 被災市町村の行政機能の回復 ● 第7節
- 大槌町で起こったこと ● コラム

第1節

災害対策本部の動き

1 発災

平成23年3月11日（金）14時46分、強い揺れが東日本全体を襲った。岩手県庁全体もこれまでに経験したことがないような強い揺れに襲われる中、発災と同時に、知事を本部長とする県災害対策本部を設置した。また、総合防災室では、災害対策本部支援室設置に向けて、職員が慌ただしく動き出した。

災害対策本部支援室は、災害対策本部事務の総合調整や、防災関係機関等との連絡調整等を行いながら、災害対策本部を円滑に機能させるために設置される組織である（図3-1）。

本県には、常設のオペレーションルームといったスペースがないため、平時は会議室として使用して

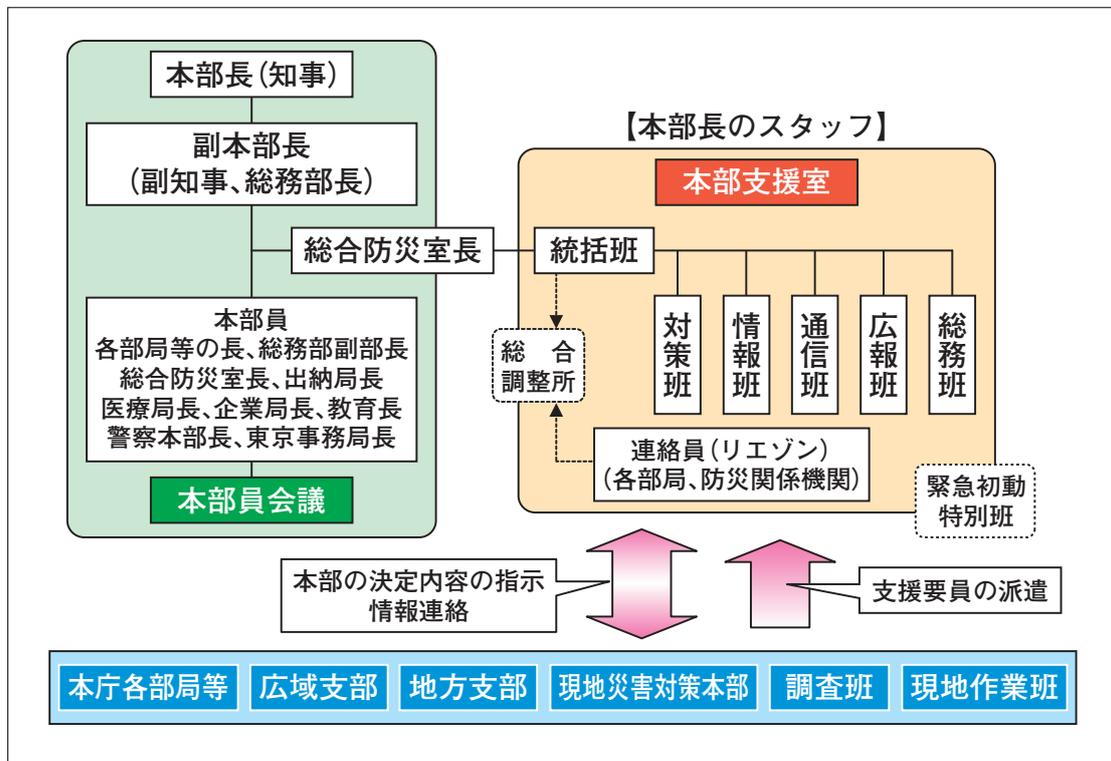
いる総合防災室隣接の会議室に、災害対策本部支援室を設置することとしており、発災直後から机の配置を換えるとともに電話等の機器を設置していった。

14時49分、気象庁が大津波警報を発表し、本県は、津波の高さ3mの予測であった。県は、14時52分に、自衛隊に対し、災害派遣要請を行うとともに、14時59分には、消防庁に対し緊急消防援助隊の派遣要請を行った。

災害対策本部支援室では、地震による被害の状況を把握するため、揺れが大きかった陸前高田市や大船渡市の消防本部に状況を照会し、その際、建物の倒壊等は見られないとの報告を受けている。

また、岩手県警ヘリコプター「いわて」は、地震発生直後の14時57分、内陸地域にある花巻空港を

図3-1 災害対策本部



(東日本大震災津波当時)

離陸し、沿岸地域の偵察に向かった。県防災ヘリコプター「ひめかみ」も、沿岸地域の偵察に向けて15時11分に花巻空港を離陸したが、内陸地域と沿岸地域を隔てるようにある北上高地の気象状況が悪化したため、沿岸地域の偵察を断念し、内陸の偵察を行った。県警ヘリコプター「いわて」は、陸前高田市や大船渡市上空を偵察し、ヘリコプターテレビシステムで津波の襲来を撮影したが、震災の影響によりシステムが一時的に不調を来したことによって、リアルタイムで県警本部や県庁に映像を送ることができなかった。

一方、県庁では、自家発電設備が稼働し、テレビ中継を見られる状況であった。15時20分頃、テレビに沿岸地域の街を襲う津波の映像が映し出され、その状況を見た災害対策本部支援室職員は、沿岸各市町村等へ電話をかけ続けたものの、電話が通じない市町村もあり、また、電話が通じた市町村でも被害の状況を詳細に把握できない状況であった。

2 災害対策本部員会議

震災から1時間後の15時45分、1回目の災害対策本部員会議を開催し、各本部員（本庁各部局長等）が収集した情報が報告されたが、津波襲来による詳細な被害状況はなお不明のままであった。本部長である知事からは、「人命最優先で対応すること」、「見えないところ、情報が来ないところにも注意をし、人命に危険が及びそうなところを最優先でケアすること」、「職員一丸となって取り組むこと」等の指示がなされた。

2回目の災害対策本部員会議は、18時に開催され、その冒頭、知事から「片山総務大臣から電話があり、政府としてあらゆる手を尽くすこと、また、市町村が機能しなくなる場合も想定されるので、県

が支援するよう助言があったこと」が伝えられた。

各本部員からは、自衛隊や警察、消防等の活動状況や道路の状況、医療機関の被災状況や対応状況等の報告がなされ、最後に知事から「徹底して人命救助最優先で活動すること」等の指示がなされた。

また、3回目の災害対策本部員会議は、21時に開催され、各本部員から、現在の活動状況や被災状況、物資の支援要請の状況等の報告がなされ、知事からは「断片的な情報しかない状況ではあるが、状況が判明したところからできることを全力で対応すること」等の指示がなされ、災害対応に県として万全を期していくことを改めて確認した。

なお、災害対策本部員会議は、1回目からすべて報道機関に公開する形で開催し、県が収集した様々な情報が、報道機関を通じて県民に提供されるよう配慮した。

3 災害対策本部支援室の対応

【震災当日(3月11日)】

災害対策本部支援室では、被災地との通信手段が限られる中、庁内各部局や自衛隊、警察、消防等の防災関係機関による情報収集に全力を挙げ、道路の状況や各部隊の展開状況、被災の状況等の情報を集め、その情報を共有した。なお、3月11日18時の時点で、連絡の取れない沿岸市町村は、陸前高田市、大槌町、宮古市、田野畑村、野田村であった。

また、このような状況の下、可能な限りの被災者救援対応を行うこととし、以下の対応を進めていった。

- ・夜間における人命救助活動等のため、自衛隊に対し夜間飛行が可能なヘリコプターの派遣を要請
- ・活動拠点確保のため、県南部の拠点を遠野市(遠



3月11日15時45分、1回目の災害対策本部員会議



3月11日15時30分頃、災害対策本部支援室内の様子

野運動公園)、県北部の拠点を葛巻町(グリーンテ
ージ)として調整

- ・航空活動拠点確保のため、花巻空港の使用について調整。併せて、広域医療搬送のため、花巻消防本部の隊員の派遣を要請
- ・ヘリコプターによる患者の搬送先として、県消防学校を確保(以降、県消防学校は、ヘリコプター搬送拠点のほか、物資集積所、緊急消防援助隊待機所等の役割を担う)
- ・内陸地域の消防本部に対し、沿岸地域への支援を要請。また、大槌町中央公民館に1,000人が避難しているが、山火事が近づいているとの情報があり、遠野市消防本部に消火のための出動を要請
- ・物資集積拠点を「純情米いわて物流センター」に設置し、物資搬送を自衛隊に要請。また、県内で調達できない物資について、国等に調達を要請
- ・停電によりガソリンスタンドが営業できない状況であったことから、緊急車両への給油体制を確保するため、東北電力(株)岩手支店及び岩手県石油商業協同組合と連携し、電源車及び職員をガソリンスタンドに派遣

11日の23時には、災害対策本部支援室内において、庁内各部局及び自衛隊等の防災関係機関からなる連絡調整会議を開催し、今後の対応等について調整を行った。この連絡調整会議の中で、ビルの屋上等に取り残され、陸上からの救助が困難な被災者の救助活動や林野火災・街区火災の消火活動に対しては、ヘリコプターによって対応することを決定し、12日朝からの出動に向け、ヘリコプター等の運用の調整を行った。

この連絡調整会議開催時点で把握していた沿岸地

域の被害情報は、以下のとおりであった。

【陸前高田市】

- ・15:50 陸前高田市内、小友町、米崎町、高田町、気仙町が水没
- ・16:07 陸前高田市は甚大な被害
- ・16:15 陸前高田市市街地は水没

【大船渡市】

- ・17:00 津波による倒壊、300棟超える
- ・17:20 津波浸水は盛駅まで。末崎、細浦は被害甚大。綾里小学校付近100戸倒壊。越喜来は国道45号付近まで被害甚大。末崎大田団地被害甚大。建物倒壊被害甚大。消火栓が使用不能のため既存の防火水槽で対応
- ・17:20 避難所に毛布(1,000枚)、水、食料必要(自衛隊の炊き出し要請)、スーパーの対応不可
- ・18:55 屋上に避難している人が多数
- ・19:00 大船渡署：死者3人、大船渡病院：死者7人。綾里地区48人所在不明(23人中学生)。マイヤ本店には、屋上に50人が救助待ち。北日本プライウッド屋根に2人。三陸の園では30人流された。三陸ヘリポート利用不可(自衛隊は旧大船渡農業高校を使用)。火災は鎮火方向。救援物資は大船渡市立第一中学校へ、毛布が70枚しかなく避難所の物資は不足

【釜石市】

- ・17:35 海上保安部ビル2階まで浸水。4階で22人取り残されている。近くの高台に多数避難。ビルにその他の人はいない。



3月11日23時00分頃、本部支援室内での連絡調整会議



3月12日5時30分頃、本部支援室において必要な指示を出す
達増知事

現在は通常程度の水位に戻っている。
5,000トン級の船が漁協の岸壁に取り残されている

- ・ 21：05 鵜住居、片岸、両石地区は、波にさらわれた。鵜住居川日ノ神橋を津波が越えた
- ・ 21：10 避難者 2,596 人、死者 1 人、怪我 6 人

【大槌町】

- ・ 17：43 大槌町中央公民館に 1,000 人避難。山火事の火が中央公民館に迫っている
- ・ 19：50 大槌町は、浸水・高波により、町内全域で非常に甚大な被害。山火事が避難場所（中央公民館）の裏側、大念寺方面と江岸寺方面で発生し、危険な状況であり、町として対応を検討中。避難者は 1,000 人以上
- ・ 21：35 吉里吉里地区は津波の襲来後火災はなし。土坂峠は通行可能。中央公民館付近の火災の恐れは遠のく



3月12日、大槌町での火災。地震の後、沿岸の各地で火災が発生

【山田町】

- ・ 17：10 火災発生、死亡 2 人
- ・ 18：30 大規模火災－大沢地区。火災－八幡地区、長崎地区。要救助多数、大浦、大沢、北浜
- ・ 19：30 県立山田病院の建物 1 階は水没、窓ガラスは全損。入院患者 42 人は 2 階で全員無事（職員も無事）、避難者 66 人。もう受け入れられない状況にある。ラジオ、ロウソク等が欲しい。火災が鎮火せず応援が欲しい
- ・ 20：00 避難者 3,000 人程度、火災発生中
- ・ 20：33 長崎 2 丁目で火災
- ・ 20：53 消防職員 2 人不明
- ・ 21：45 山田地区で火災拡大
- ・ 21：55 山田地区で大規模火災

【宮古市】

- ・ 17：30 停電中。周辺情報のみ収集可能。宮古地

区合同庁舎に 230 人避難中。食料、水が必要。連絡は衛星電話のみ

- ・ 18：25 要救助者多数。田老で火災 2 地域。被害甚大な地区多数
- ・ 18：30 宮古地区合同庁舎には 260 人くらい避難。浸水はしていない。停電中。電話は衛星のみ。消防との連絡は可能。市役所とは連絡取れない。消防の情報では、市内はまだ浸水している
- ・ 18：30 大規模火災、田老青砂利地区。要救助多数、鉾ヶ崎、重茂、音部、津軽石、高浜、金浜、田老の沿岸部
- ・ 19：35 以下の地区で非常に甚大な被害。新川町（市役所 2 階まで浸水）、愛宕、築地、磯鶏、藤原。田老町は防潮堤を越波、三鉄まで浸水。金浜のマースに 10 人孤立
- ・ 21：00 500 人超が宮古地区合同庁舎に避難。食料、水、毛布不足
- ・ 21：00 300 人超が山口小学校へ避難
- ・ 21：45 宮古市内は通行止多数。田老で火災拡大。重茂里地区、音部地区は非常に甚大な被害
- ・ 21：55 田老では大規模火災、JR 線船場鉄橋損壊

【岩泉町】

- ・ 18：20 小本駅まで浸水

【田野畑村】

- ・ 18：35 島越で非常に甚大な被害
- ・ 18：39 電気、携帯電話不可。死亡 1 人確認。行方不明者多数。羅賀、島越で甚大な被害
- ・ 20：00 流失民家 249 棟、死者 1 人、不明者 8 人、避難者 484 人

【普代村】

- ・ 17：34 役場は大丈夫。堤防より海側は甚大な被害と推測。状況はまだ把握できず
- ・ 18：15 人的被害はなし。太田名部漁港、堀内漁港、被害甚大。道路の被害情報はなし。漁船が沖合で待機中（7 隻）、連絡は取れており無事も確認

【野田村】

- ・ 17：45 村庁舎を越えて県立久慈工業高校の通路まで浸水。野田中学校、県立久慈工業高校、公民館等に避難。前浜の周辺崩落
- ・ 18：15 役場周辺一帯浸水
- ・ 20：17 村中心部は非常に甚大な被害。役場付近まで家屋流出。ブロックの下敷きで 1 人死亡。学校へ相当数の避難者。中心部の

水が引き始めている模様

- ・ 21：20 野田村中心の城内地区から海側の住宅はすべて流出。確認された死者は2人、行方不明者は多数

【久慈市】

- ・ 15：35 久慈市庁舎から津波は見えるが、詳細は不明
- ・ 15：40 津波は防波堤を越え、国家石油備蓄基地が流されたとの情報あり(未確認)
- ・ 16：20 車流され1人死亡、建物倒壊により1人負傷
- ・ 16：20 石油備蓄基地屋外タンク全域に被害あり
- ・ 18：15 津波は目視約10m。石油備蓄基地、北日本造船が流出
- ・ 18：35 暗くなったので沿岸地域の確認は不可。合同庁舎には近所の住民70人が避難

【洋野町】

- ・ 18：27 人的被害の情報なし。漁港内の道路は冠水。漁船の転覆多数、流出は相当数。住家の流出は4棟(地区不明)
- ・ 21：00 住家20棟流出。JR線鉄橋流出。漁船流出多数。人的被害なし

この調整会議は、以降、迅速、円滑な災害対応を行っていくために、随時開催していった。

【発災二日目の対応(3月12日)】

自衛隊の各部隊は、12日未明から昼にかけて沿岸市町村に到着し、市町村との連携の下、活動を開始した。また、内陸地域の消防本部の部隊も、沿岸地域において11日から救急搬送等の支援活動を始めるとともに、他県の緊急消防援助隊も被災地に入って活動を開始した。警察の部隊も、内陸地域の各署から、沿岸地域の各署へ向かうとともに、他県の広域緊急援助隊も遠野市に集結した。さらに、夜間に広域医療搬送体制を整えていたDMATも、夜明けとともに医療支援を本格化した。

このような支援体制が構築されていく中、県の災害対策本部には、被災地から具体的な支援要請が多く寄せられるようになり、その要請への対応を各機関等で調整していくことが大きな業務になっていった。しかしながら、初動期においては各機関の対応能力が限られていたこと、また、通信環境がまだ十分ではなかったことから、屋上に残り残された被災者の救出に時間を要する等、その対応には多くの困難が伴った。

また、発災二日目となる3月12日には、災害対策本部長である知事が、平野達男内閣府防災担当副大臣(当時)とともに、自衛隊ヘリコプターにより上空から沿岸被災地の状況を確認・把握した。同日18時に開催された第5回災害対策本部員会議において、知事は「失われたものは大きい、残っているものも大きい。人命救助や物資搬送の手配に全力を尽くす」との決意を、本部員に示した。さらに、この時知事は、原子力発電所の事故への対応について、マニュアル等の確認を行うよう指示している。

同日、災害対策本部では、現地における被災者の救助や医療搬送、物資搬送、道路啓開等の活動を行うとともに、(社)岩手県医師会との協定に基づく医療班の派遣要請や、国に対する保健師の派遣要請、人命救助や物資搬送のための国土交通省所管船舶の釜石港への入港の要請等を行ったほか、ツイッターやフェイスブックを活用した災害情報の提供を行っている。



被災者を救出する自衛隊員



孤立した住民を救助する防災ヘリコプター

4 国への緊急要望等

3月12日、平野達男内閣府防災担当副大臣(当時)と政府現地連絡対策室の職員がヘリコプターによる現地視察を実施し、宮舘副知事(当時)がヘリコプターに同乗して被災状況等を説明した。また、平野副大臣は、視察後、県庁において、知事をはじめとする災害対策本部員からの説明と要望を受けたが、この席上において知事は、燃料の確保等、以下の緊急要望を行った。緊急要望を受けた平野副大臣からは、積極的な支援を行っていく旨の回答があった。

【要望事項】

- 1 燃料の確保及び電力の早期復旧
 - 2 沿岸被災地への移動・輸送手段の確保
 - 3 生活必需品、医薬品等の調達
 - 4 安否確認のための人員確保
 - 5 通信手段の確保
 - 6 腎臓透析患者の移送等
 - 7 早期復旧に向けた全面的支援
 - 8 災害廃棄物の処理等に係る財政支援
 - 9 その他の支援(国庫補助金の完了確認時期や国費会計出納閉鎖期限の延長、繰越明許費の再繰越、会計検査院による会計実地検査等の延期)
- また、知事は、翌13日に現地を訪れた片山総務

大臣(当時)に対しても、同様の要望を行うとともに、14日に菅総理大臣(当時)から直接電話があった際には、燃料確保の一つに絞って要望を行っている。

発災初期には、国に対して要望すべき事項は様々あったが、災害対応を進める上で、燃料不足の問題が最大の課題となっていた。

これ以降の国の視察等の状況は、第8章第2節に掲載の来県者リストのとおりであるが、県では、政府要人等の来県の都度、本県の災害対応等にとって重要かつ必要な事項について、国に対し要望を続けていった。

なお、政府現地連絡対策室は、当初、地方職員共済組合施設・エスポワールいわてに事務所を置いていたが、その後、県議会棟会議室に事務所を移し、県災害対策本部と連携を取りながら、現地における情報収集や災害対応等を行っている。

5 地方支部の対応

沿岸地域の県災害対策本部地方支部は、停電や電話の不通、燃料不足等、様々な困難に直面しながら、被災地の情報収集や行政機能が著しく低下した市町村への支援、避難所における栄養指導、そして、現場における遺体の搬送等、実に多くの業務を行った。

また、各地区合同庁舎には、避難者が多く集まり、



3月12日、平野達男内閣府防災担当副大臣(当時)への被災状況の説明と要望

その避難者のための炊き出し等も行っている(コラム参照)。

6 被災市町村への支援

今回の大震災津波においては、通信インフラが被災し、県は、市町村との間の連絡もままならず、様々な災害対応活動に支障を来していたが、その状況は、市町村においても同様であった。このため、県災害対策本部では、通信事業者に対し、衛星携帯電話の貸出しを要請し、3月13日には、ヘリコプターを使って、衛星携帯電話を被災市町村の災害対策本部に届けた。

さらに、市町村の行政支援のため、県職員2~4人を沿岸12市町村それぞれに派遣し、住民ニーズの把握や現地での自衛隊等への協力等に当たらせることとした。この衛星携帯電話の配備や県職員の派遣により、被災状況の確認等、現地の状況把握が容易になったほか、県派遣職員による被災市町村の状況報告によって、県としての市町村支援体制の構築が加速化されていった。

また、3月15日の15時30分からは、平野副大臣出席の下、内陸地域の市町村長が出席する会議を開催した。この会議においては、県内の被害状況や県としての対応状況を報告するとともに、知事自ら、内陸地域の市町村長に対し、沿岸地域の市町村に対する支援を要請した。これにより、県と内陸市町村とが一体となった支援が加速していくこととなった。

7 制度にとらわれない対応

知事は、災害対応に当たる職員に対し、折に触れて、「被災者に寄り添うこと」、「答えは現場にあること」、「現場力を発揮すること」など、災害対応のあり方、方向性を示した。県災害対策本部では、こうした本部長である知事の指示の下、被災地の状況に応じ、これまでの災害法制や制度等にとらわれず、現場の課題を解決するために何をなすべきかを考え、臨機応変に、かつ、現場解決型の対応を心掛けていった。

この一例として、被災者の内陸地域への一時移送がある。この一時移送は、避難所生活が長期化していく中で、生活場所を内陸地域のホテル等に移し、心身ともに疲弊していく被災者の生活環境を向上させることを目的に実施したものであり、職員が避難所を回って、希望者を募り、希望者にはバスを用意して移動してもらった。こうした対応は、当初、災害救助法による救助として想定されているものではなかったが、制度にとらわれることなく実施すると

ともに、国へも要望を行った結果、国庫負担の対象となった。この内陸地域への一時移送については、被災者から感謝の声が寄せられている。

また、応急仮設住宅の建設についても、早急な建設に向けた民有地の借上げやバリアフリー化等をいち早く実施し、これも後に災害救助法による国庫負担の対象とされた。

8 一斉搜索

3月18日、自衛隊、警察、消防、海上保安部の各機関が合同で、被災地の一斉搜索を行った。発災以降、人命救助を何よりも優先して被災地での搜索活動を行ってきたが、地震発生から1週間が経過し、行方不明者の生存の可能性が極めて低くなったことから、この一斉搜索をもって、現地での活動の重点を、被災者の生活支援やがれき撤去などの応急復旧活動に移行することとした。

この一斉搜索で収容された御遺体は、172体であった。

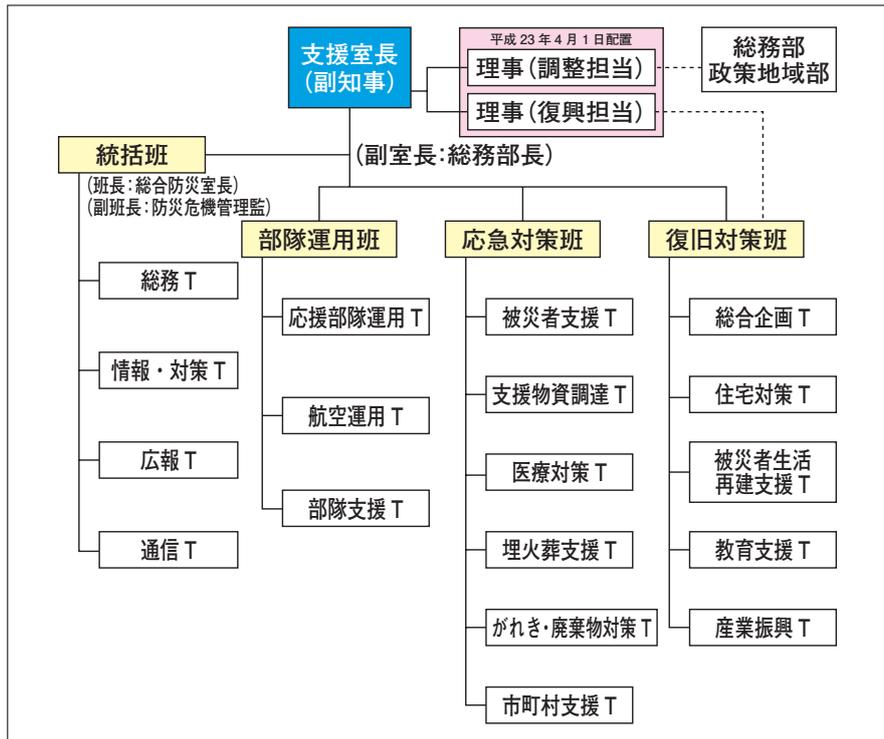
9 災害対策本部支援室の組織改編

災害対策本部支援室は、災害対策本部長の意思決定を補佐する役割を担うが、今回の大震災津波は、大規模な災害であるが故に、災害対応業務も多岐にわたり、また、災害対応に関係する機関等も多く、従来の支援室体制では、対応が困難な面があった。このため、3月25日に、班編成を見直し、各班に個々の業務に対応するチームを配置するなど、新たな体制を構築し災害対応に当たった(図3-2)。

10 報道機関への対応

発災当初から、災害対策本部員会議は、報道機関に公開しており、会議後には、知事の記者会見も実施していた。また、災害対策本部支援室においても、一定の範囲までは報道機関の入室を制限せず、取材にも柔軟に応じていた。一方で、時間が経過するに従って、知事の記者会見における報道機関からの質問内容が、災害対応に係る細かな部分にまで及ぶようになった。このため、3月18日からは、県政記者クラブにおいて「記者レク」を実施して、総合防災室防災危機管理監が災害対応の状況等を説明し、また、細かな部分についての質問はこの場において対応した。これらの対応によって、災害対策本部と報道機関との関係は、円滑に進んだものと考えている。

図3-2



※ T はチームの略 (平成 23 年 3 月 25 日現在)

陸上自衛隊感謝式

発災直後から、県内全域で人命救助やインフラの応急復旧活動、被災者支援等、広範にわたる災害対応業務に従事してきた自衛隊も、7月24日の県内市町村における災害支援活動終了をもって、本県におけるすべての活動を終了することとなった。

津波によるがれきが街を埋め尽くし、雪の降りしきる過酷な状況下での人命救助や行方不明者の捜索、そして、交通網が寸断された中での物資輸送活動、道路啓開をはじめとした応急復旧活動等、さらに、各避難所における炊き出しや給水、入浴支援、「お

話伺い隊」による傾聴活動等のきめ細かな被災者支援活動等、自衛隊の長期にわたる被災者に寄り添った献身的な活動は、被災者を勇気づけ、被災地に元気と希望を与えた。

県は、7月26日に開催した災害対策本部員会議において、自衛隊に対し、撤収要請を行うとともに、これまでの自衛隊の活動に感謝するため、同日、県庁正面玄関前で、多くの職員や関係者の出席の下、自衛隊への感謝式を行った。知事は、感謝の言葉とともに、「今回の災害は、自衛隊の支援活動なくしては対応できなかった」と述べており、自衛隊の活動がいかに重要であったかを物語っている。



県庁前で行われた自衛隊感謝式(平成 23 年 7 月 26 日)



知事等が見送る中、撤収する自衛隊

12 災害対策本部の廃止

8月11日、発災から5ヵ月目のこの日、第49回災害対策本部員会議が開かれ、ライフラインが全面的に復旧したこと、物資も地域での独自調達が可能となったこと、応急仮設住宅がすべて完成したこと等、災害応急対策は一段落したと認められる状況にあること、また、同日開催の岩手県議会本会議において、復興基本計画が議決されたことにより、復興対策が本格的に始動することから、災害対策本部を廃止することを決定した。

今後の大震災津波に係る対応等については、岩手県東日本大震災津波復興本部を中心として対応することとし、また、災害対策本部廃止後の災害対応については、総合防災室内に「東日本大震災津波に係る岩手県災害対応連絡調整本部」を設置し、災害対応に係る関係部局間の連絡・調整等を行うこととした。

今回の大震災津波に係る災害対策本部員会議の開催状況は、以下のとおりである。

【災害対策本部員会議開催状況】

3月11日	15:45	第1回本部員会議
3月11日	18:00	第2回本部員会議
3月11日	21:00	第3回本部員会議
3月12日	09:00	第4回本部員会議
3月12日	18:00	第5回本部員会議
3月13日	09:00	第6回本部員会議
3月13日	18:00	第7回本部員会議
3月14日	17:00	第8回本部員会議
3月15日	17:00	第9回本部員会議
3月16日	17:00	第10回本部員会議
3月17日	17:00	第11回本部員会議
3月18日	17:00	第12回本部員会議
3月19日	17:00	第13回本部員会議
3月21日	11:00	第14回本部員会議
3月22日	17:00	第15回本部員会議
3月23日	17:00	第16回本部員会議
3月24日	16:00	第17回本部員会議
3月25日	16:00	第18回本部員会議
3月26日	16:00	第19回本部員会議
3月28日	16:00	第20回本部員会議
3月30日	09:45	第21回本部員会議
4月1日	09:45	第22回本部員会議
4月4日	09:45	第23回本部員会議
4月6日	09:45	第24回本部員会議
4月8日	09:45	第25回本部員会議
4月8日	18:00	第26回本部員会議
4月11日	09:45	第27回本部員会議
4月13日	11:00	第28回本部員会議
4月15日	09:45	第29回本部員会議
4月18日	09:45	第30回本部員会議
4月20日	09:45	第31回本部員会議
4月22日	09:45	第32回本部員会議
4月25日	09:45	第33回本部員会議
4月28日	09:45	第34回本部員会議
5月2日	09:45	第35回本部員会議
5月6日	09:45	第36回本部員会議
5月11日	09:45	第37回本部員会議
5月18日	09:45	第38回本部員会議
5月25日	09:45	第39回本部員会議
6月1日	09:45	第40回本部員会議
6月7日	09:00	第41回本部員会議
6月15日	10:00	第42回本部員会議
6月22日	10:00	第43回本部員会議
6月30日	09:30	第44回本部員会議
7月5日	13:30	第45回本部員会議
7月13日	09:15	第46回本部員会議
7月20日	10:30	第47回本部員会議
7月26日	09:00	第48回本部員会議
(自衛隊撤収要請)		
8月11日	15:10	第49回本部員会議
(災害対策本部廃止)		

第3章

災害対策
本部設置・
初動対応

コラム

Column

発災当初における
釜石地方支部の対応

岩手県監査委員事務局

監査第二課総括課長 佐藤和彦

(当時：沿岸広域振興局経営企画部管理主幹)

1 地震発生

地震による停電で避難を呼びかける庁内放送もできない状況であったが、職員、来庁者は自主的に外に避難していた。外は小雪が舞っていたが、ワンセグでテレビを見ていた職員が「市場が津波でやられた！釜石駅まで来ている！」と叫ぶ声が聞こえた。もしも、津波が釜石地区合同庁舎まで押し寄せたらと思うと、防災担当課長として、ぞっとする思いであった。

2 地方支部の設置と燃料・食料の確保

電話がまったくつながらず、県庁にも連絡がつかない状況であったため、衛星携帯電話を準備し、地方支部を立ち上げた。地方支部は、当面の間、衛星携帯電話の感度が最も良い県税室を使用することとした。

一方で、保健福祉環境部長が「県立釜石病院の自家発電を止めてはならない。燃料の確保を」と訴えていた。合同庁舎の自家発電にも同様の問題がある。そして、災害対応は長期に及ぶであろうことは容易に想像でき、対応に当たる職員の食料を確保する必要もあることから、燃料と食料の確保のため、遠野市に職員を向かわせた。遠野市に向かった彼らは、燃料と食料を調達して戻ってきた。特に遠野市のガソリンスタンドから軽油が届いたときは、感謝の一言だった。

3 合同庁舎に避難してくる住民への対応

合同庁舎は避難所に指定されていないが、地域の中で、唯一電気が点いている建物であったことから、住民の方々が避難してきた。ここで、昨年、庁舎内に災害ベンダー（災害対応型自動販売機）を設置したことが生きた。数に限りがあったため、一人一本ではあったが住民に飲み物を提供することができた。

以降、合同庁舎1階には、避難所情報の掲示や相談コーナー、避難者名簿閲覧コーナー、尋ね人情報コーナーなどを設置して、住民からの相談や情報提供の場として活用した。釜石地区では、市役所や警察、消防などの主要な施設が被災したため、合同庁舎に多くの住民が訪れた。

4 釜石市から伝えられる惨状

19時を過ぎた頃、盛岡市に出張していた釜石市職

員が、合同庁舎にやってきた。出張に使用していた公用車には防災無線がついており、合同庁舎に向かうよう指示があったとのことだった。釜石市防災課長と連絡がとれたことを喜ぶのも束の間、防災課長から伝えられる内容は想像を絶するものであった。「鵜住居全滅！両石全滅！」、当時、合同庁舎から沿岸地域へ向かう道路は通行止となり、現場には行けない状況であったため、防災課長が伝える内容をにわかには理解できない状況であった。

続いて、「避難所で水も食料も足りない。県で何とかできないか」「赤ん坊がいる。紙おむつとミルクを調達できないか」との要請があり、広域振興局長の指示により、直ちに物資集めが始まった。合同庁舎の水道は使える状況で、乾パンの備蓄もあったが、紙おむつとミルクがなかったため、職員が市内の店を回って確保し、深夜になって、局長を先頭に物資を積んだ車が避難所に向けて出発した。

5 職員一丸となった災害対応

釜石市及び大槌町の要請や災害対策本部の指示により、特命事項のあった土木部と保健福祉環境部の職員を除く、すべての職員は、避難所や遺体安置所、市町の災害対策本部等に派遣され、対応に当たったほか、支援物資の受取対応など、突発的な事務にも対応していった。各部署にそれぞれの人員を割り振るのだが、すべての職員が文句を言わずに、全力で対応に当たった。

当初は、遺体安置所での作業によって職員のメンタルに影響が及ぶことが懸念されたが、結果的に、メンタル面を含めて最も大変だったのが、緊急車両にガソリンを供給するスタンドでの交通整理であった。3月末で廃業予定だったガソリンスタンドの協力で、供給場所を確保できたものの、燃料不足が深刻化していく中であって、一般車両運転手とのトラブルが続発した。燃料問題はその確保だけでなく、どのように供給していくかも大きな課題である。

大槌町から公用車が津波で流され、業務に支障が出ているとの報告があり、各部署から各1台・計5台の車両を提供することとし、まだ山火事の煙が残る林道を通して、大槌町中央公民館に届けた。被災地の惨状を目の当たりにしたのはその時が初めてであり、その光景は今でも忘れられない

第2節

DMATの救助対応と
医療機関の活動

1 発災直後のDMAT派遣要請

14時46分の発災直後、県は災害対策本部を設置。15時45分に第1回災害対策本部会議を開き、被災地の状況確認と人命救助のための体制と方策を講じることとし、17時57分、空路による救援活動を確保するため花巻空港に広域医療搬送拠点SCU(Staging Care Unit)の設置を打診した。

災害対策本部では、発災直後から電話やインターネット回線を通じて、厚生労働省のDMAT事務局に何度も連絡を試みていたが、つながらない状態が続いた。結局、DMAT事務局に派遣要請の連絡が取れ、派遣要請が完了したのは、11日の17時30分だった。

17時45分、EMIS(広域災害救急医療情報システム)を介して、厚生労働省から全国のDMAT(Disaster Medical Assistance Team・災害派遣医療チーム)に派遣要請が伝達された。

「岩手DMAT」も出動体制を整え、17時には県立中部病院DMATが釜石の被災地に、また、いち早く来援した秋田・青森のDMATには盛岡市内の災害拠点病院に参集するよう指示した。花巻SCUは、12日朝から受入れの見込みが立った。

また、沿岸被災地から患者を搬送してくるヘリコプターが、花巻空港に集中して降りられない事態を想定し、矢巾町にある消防学校のヘリポートを確保

するとともに、盛岡赤十字病院DMATに対して、対応するように指示した。同日20時35分、盛岡赤十字病院の救護班が消防学校にdERU(仮設診療所)を展開。花巻SCUが開設されるまでのミニSCUとして、ここに搬送された患者は、消防機関の救急車とドクターカーにより、岩手医科大学と盛岡赤十字病院を中心に搬送することとした。

2 トップで展開された統括運営

「岩手DMAT」として、平成17年から順次、各病院でDMATチームがつくられ始めていたが、岩手・宮城内陸地震では、災害対策本部がDMATの活動を把握しきれず、有効な連携活動ができなかった。

今回、県の災害対策本部にDMATを含む医療チームが参画したのは、過去の轍を踏まず、有効な救急医療を実現するための方策であり、災害対策本部支援室における配置においても、医療チームを中央に位置するようにレイアウトされた。

DMATのすべての活動を指揮・コントロールする統括DMATには、県立中部病院の眞瀬智彦医師と岩手医科大学の秋富慎司医師が選任された。今回の震災は被害が甚大で、一人だけの調整は不可能と判断し、2トップ体制としたものであり、国のDMAT事務局や災害医療センターとの交渉は秋富医師が、岩手県内の医療機関との調整や交渉、航空



県DMAT調整本部において打ち合わせを行うDMAT



SCUに参集する全国のDMAT(花巻空港)

機搬送の対処は、県内での医療経験が長く、ネットワークも広い眞瀬医師が主に担うこととした。

3 岩手方式によるDMAT活動の開始

11日深夜から翌朝にかけて、国の要請を受けた全国のDMATチーム（チームは、医師1人以上、看護師1人以上、事務1人の合計4～5人で構成されるのが一般的）が、参集拠点の岩手医科大学附属医院へと次々に来援した。本県には、29都道府県の128チームが参集（表3-1）し、各地の災害拠点病院やSCUを拠点に、トリアージや応急処置、病院支援などの活動が展開された。

また、3月12～19日に、SCUに運ばれた患者は191人にのぼり、うち16人が北海道や東京都、秋

田県へ県外搬送されている。発災から1週間の主な動きは以下のとおりである。

[3月11日]

「岩手県DMAT調整本部」設置

- ・14:46 東日本大震災津波発災。岩手県災害対策本部に「岩手県DMAT調整本部」を設置
- ・17:22 DMATの集合場所を岩手医科大学に決定
- ・17:30 厚生労働省のDMAT事務局に派遣要請完了
- ・18:20 盛岡赤十字チームに対し消防学校にミニSCUを設置するよう指示
- ・20:02 県立大船渡病院から酸素ボンベの支援要請。翌朝ヘリコプターで搬送することを

表3-1 本県で活動した各都道府県DMATチーム一覧表

都道府県名	チーム名	チーム数
北海道	・旭川医科大学病院 ・北海道医療センター ・札幌医科大学附属病院	6
青森県	・八戸市立市民病院DMAT ・十和田市立中央病院DMAT ・弘前大学医学部附属病院 ・五所川原市立西北中央病院	7
秋田県	・平鹿総合病院DMAT ・秋田県立脳血管研究センターDMAT ・山本組合総合病院DMAT ・秋田組合総合病院DMAT1 ・秋田組合総合病院DMAT2	10
茨城県	・茨城西南医療センター病院DMAT	1
群馬県	・国立病院機構 沼田病院 沼田DMAT	2
埼玉県	・埼玉医科大学国際医療センター チーム1 ・自治医科大学附属さいたま医療センター	4
千葉県	・君津中央病院DMAT	2
東京都	・東京医科歯科大学医学部附属病院	1
神奈川県	・横浜労災病院DMATチーム ・神奈川DMAT藤沢市民病院1 ・神奈川DMAT藤沢市民病院2	6
新潟県	・村上総合病院DMATチーム ・新潟県立新発田病院 ・下越病院DMAT	5
富山県	・黒部市民病院DMAT	2
山梨県	・富士吉田市立病院DMAT	1
石川県	・金沢大学附属病院チーム	2
長野県	・国立病院機構長野野病院DMAT ・諏訪赤十字病院 ・伊那中央病院DMAT ・飯田市立病院DMAT ・長野県立木曾病院DMAT	10
岐阜県	・岐阜県総合医療センター	2
愛知県	・愛知医科大学病院ドクターヘリチーム ・名古屋第二赤十字病院	3
滋賀県	・大津赤十字病院 ・彦根市立病院 ・大津市立病院	6
京都府	・国立京都医療センター ・京都市立病院	3
大阪府	・国立病院機構 大阪医療センター ・大阪府立急性期・総合医療センター ・大阪府立中河内救命救急センターDMAT ・大阪府済生会 千里病院 DMAT1 ・大阪警察病院DMAT ・大阪市立大学医学部附属病院 第2次DMAT ・大阪大学医学部附属病院 ・関西医大Aチーム(関西医科大学附属滝井病院)	16
兵庫県	・兵庫県災害医療センターDMAT ・兵庫県災害医療センターDMAT2 ・国立病院機構 姫路医療センターDMAT ・神戸大学医学部附属病院DMATチーム1 ・神戸大学医学部附属病院DMATチーム2 ・兵庫医科大学病院 ・兵庫県立相原病院DMATチーム	13
奈良県	・奈良県立医科大学附属病院 DMATチーム2 ・奈良県立奈良病院DMAT	3
和歌山県	・県立医科大学附属病院DMAT ・公立那賀病院DMAT	3
鳥取県	・鳥取大学医学部附属病院チーム1	2
島根県	・日本赤十字社島根県支部 益田赤十字病院DMAT	1
岡山県	・岡山県済生会DMATチーム(岡山済生会総合病院) ・川崎医大DMAT1(川崎医科大学付属病院)	4
山口県	・山口県立総合医療センター ・独立行政法人国立大学病院機構 山口大学医学部附属病院	4
徳島県	・徳島県立中央病院DMAT① ・徳島県立中央病院DMAT② ・徳島赤十字病院DMAT	6
高知県	・高知医療センターDMAT	2
宮崎県	・都城市医師会病院DMAT1	1
合計		128

決定

- ・ 20 : 35 盛岡赤十字病院の救護班が消防学校に dERU(仮設診療所)を立ち上げ
- ・ 20 : 44 岩手医科大学参集の八戸市民病院 DMAT にヘリコプターで県立大船渡病院へ酸素ボンベ(500ℓ × 3本)の搬送を要請(12日 07 : 40 出発)
- ・ 23 : 48 12日早朝から 20 隊の DMAT を現場に搬送し、被災者の救助にあたること、また、重篤患者をトリアージした後、重症患者は搬送することを決定。その対応のため日本赤十字社に 10 隊の DMAT を要請

[3月12日]

花巻 SCU 立ち上げ・全国から DMAT 参集

広域医療搬送：花巻空港→新千歳空港(4人)

- ・ 00 : 30 県立大東病院の医師から「院内の患者 24 人を県立胆沢病院に搬送完了」との連絡
- ・ 01 : 05 宮古・大船渡の両県立病院から「既にオーバーフロー状態で患者の受入れは難しい」との連絡。各 2 隊の DMAT を陸路で宮古・大船渡の両県立病院に出動させようとしたが、県立宮古病院までの陸路ルートが未確認のため中止。県立大船渡病院に 3 隊の DMAT を出動 (02 : 40 出発)
- ・ 03 : 00 県災害対策本部から、DMAT など緊急車両用燃料は県指定の給油所に対応しよう連絡
- ・ 06 : 30 県外からの DMAT は県立中部病院に参集させることに決定

- ・ 07 : 30 花巻空港に 24 隊の DMAT が到着。統括を県立胆沢病院として「花巻 SCU」を立ち上げ
- ・ 07 : 40 県立大船渡病院へ向かうヘリコプターで酸素ボンベを搬送し、同機で溺水患者をピストン輸送することに決定
- ・ 11 : 43 県立宮古病院に 57 人 (トリアージ赤 11・黄 46) が搬送されたと連絡あり。トリアージ赤の 11 人を花巻 SCU に搬送することに決定
- ・ 11 : 45 各県立病院から要請を受けた支援物資を花巻 SCU からヘリコプターで搬送
- ・ 11 : 58 県立二戸病院にいた DMAT を県立宮古病院に移動するよう要請
- ・ 12 : 58 釜石市立大平中学校から重症患者 3 人のヘリコプター搬送の要請
- ・ 14 : 05 県立宮古病院から広域搬送の要請。県立釜石病院から股関節脱臼患者の広域搬送の要請
- ・ 15 : 55 胆沢 DMAT から県立高田病院で不足している毛布補充の要請
- ・ 17 : 20 花巻 SCU にいる患者 15 人 (トリアージ緑 3・黄 12) の受け入れを県立中部病院・北上済生会病院・花巻温泉病院に要請
- ・ 18 : 57 県立宮古病院から血胸・脾臓破裂患者の搬送要請。岩手医科大学が受け入れることを確認
- ・ 21 : 55 「岩手 DMAT 県調整本部」ミーティング。通常 72 時間対応を基本とする DMAT 活動の撤退について協議。明朝、DMAT に対し、帰隊の有無を確認。明日の活動は、①衛星携帯電話を所持している ② EMIS に入力を継続している



花巻空港内に設置された SCU の様子



搬送された患者の応急処置とトリアージを行う DMAT (花巻空港)

③岩手 DMAT 県調整本部の指示に従うチームの3条件でチームの選出をすることを確認

[3月13日]

広域医療搬送：花巻空港→羽田空港(6人)

- ・07:30 「岩手 DMAT 県調整本部」全体ミーティング実施
- ・08:28 DMAT による広域医療搬送について、陸路を利用する場合は直近災害拠点病院へ、空路を利用する場合は花巻 SCU から県外へ搬送することを確認
- ・08:33 ドクターヘリの県立大船渡・県立宮古病院への出動を要請
- ・09:40 県災害対策本部と岩手 DMAT 県調整本部で協議した結果、DMAT の活動継続を決定。広域医療搬送の拠点は花巻 SCU に一本化し、消防学校(ミニ SCU)に展開していた盛岡赤十字病院開設の dERU(仮設診療所)を撤収
- ・11:10 福島県から DMAT の派遣要請
- ・11:30 各地で活動している DMAT が自主撤退しないよう岩手 DMAT 県調整本部から DMAT 事務局に通達を依頼
- ・12:26 県立大船渡病院から切迫妊婦をヘリコプターで消防学校(ミニ SCU)に搬送。受入れは日本赤十字 DMAT に要請
- ・12:45 宮城県の病院倒壊の情報が入ったため、ICU 患者 30~40 人を花巻 SCU 経由で搬送することに決定
- ・13:30 宮城県の石巻赤十字病院の患者を本県のチームで広域医療搬送することに決定。受入れは日本赤十字社・岩手県支部が担当

- ・14:26 県立大船渡病院から肝破裂ショック男性がヘリコプター搬送され、岩手医科大学で受入れ
- ・15:45 県立大槌病院から県医療局あてに、入院患者 30 人について県立大槌高等学校へ移送済みの連絡。それを受けて医療局より、大槌高校の患者を内陸の病院に搬送するための DMAT 派遣の要請
- ・18:10 広域搬送・域内搬送 6 人搬送入

[3月14日]

広域医療搬送：花巻空港→秋田空港(3人)

- ・08:02 県立釜石病院から患者 2 人を花巻 SCU へ域内搬送したいとの要請。県立釜石病院にいる 4 隊の DMAT11 人を自衛隊のヘリコプターで搬送したいとの要請を受け自衛隊に打診(08:55 海上自衛隊からヘリコプター搬送の承認あり)
- ・08:40 盛岡市内のデパート地下で爆発事故発生の情報
- ・10:02 盛岡市内のデパート地下の爆発事故で負傷者 20 人(トリアージ赤 3・黒数名)の情報。「岩手 DMAT 県調整本部」は広域搬送の可能性も視野に対応
- ・10:48 津波発生情報が県庁に入ったため、県内で活動中の DMAT に一斉通告メールで告知。県立大槌病院に DMAT 出動を検討していたが、危険度が高いため延期
- ・10:50 津波発生情報は誤報との連絡
- ・11:50 県立大槌病院から患者 3 人を花巻 SCU に搬送。妊婦 1 人はドクターヘリで県立中部病院へ搬送
- ・12:03 県保健福祉部・医療局・岩手医科大学・



県立宮古病院に参集した DMAT による打合せ



山田町立山田南小学校において患者が広域医療搬送される時の様子

日本赤十字・医師会が打ち合わせ

DMAT は活動を継続し、被災地の医療関係者を休ませる体制を講じた

- ・ 12 : 48 県立宮古病院からドクターヘリで県立中部病院に患者 1 人を搬送
- ・ 13 : 31 イギリスのレスキュー隊が大船渡市に到着
- ・ 16 : 50 DMAT から大船渡市の避難所に慢性疾患の患者が多く薬が底をつき始めているとの報告
- ・ 19 : 15 ドクターヘリが福島市立病院から花巻 SCU に患者 3 人を搬送

[3月15日]

広域医療搬送：花巻空港→秋田空港(3人)

- ・ 07 : 05 県立釜石病院から患者搬送の依頼があり、ドクターヘリが出動(07:45)
- ・ 10 : 15 SCU ホットラインを立ち上げ
- ・ 10 : 30 DMAT 事務局から次の連絡あり
 - ・ 宮城展開の 4 隊を岩手に向かわせる(後に 3 隊に訂正)
 - ・ 明日夕方に DMAT すべてを撤収予定だが、本当に継続の必要性ありか

[3月16日]

DMAT の継続活動

広域医療搬送の対象となる患者の発生見込みが少なくなったことから、調整機能のみを残し SCU の規模を縮小。ヘリコプター搬送が必要な患者は消防学校のミニ SCU で対応することに決定

- ・ 09 : 40 徳州会グループの災害医療協力隊(TMAT)が到着
- ・ 10 : 55 岩手県庁から DMAT 事務局あてに正式に DMAT 継続要請
- ・ 13 : 45 県立宮古病院の電気、ガス復旧。水道は給水車が対応

[3月17日]

岩手 DMAT は陸路で患者を病院間搬送

- ・ 01 : 00 TMAT から、大船渡保健所の依頼により大船渡市の規模の大きいリアスホールの避難所で活動するとの報告
明日以降の DMAT 活動から医療救護班への引継ぎについて検討

[3月18日]

花巻 SCU 撤収

- ・ 09 : 00 岩手 DMAT 県調整本部会議。今後の DMAT 活動を県医師会に引き継ぐことを協議
- ・ 10 : 10 県医師会・岩手医科大学とミーティング
- ・ 14 : 06 岩手県内の医療ニーズを確認し花巻 SCU 撤収宣言
- ・ 16 : 00 宮城県防災航空隊から 7 人の患者をヘリコプター 2 機で県立磐井病院へ搬送するとの報告
- ・ 16 : 30 山田町から消防学校に搬送した患者を岩手医科大学へ域内搬送

[3月19日]

DMAT 調整本部撤収

- ・ 10 : 00 県医師会と打合せ
- ・ 17 : 15 消防学校のミニ SCU を撤収。以後ヘリコプター搬送が必要な場合は、県立中部病院ヘリポートを拠点とすることを決定
- ・ 19 : 20 県災害対策本部の岩手 DMAT 調整本部は本日をもって撤収。今後の医療救護の業務は、災害対策本部医療班に引継ぎ

4 ヘリコプターの運用

県災害対策本部が今回の大震災津波でいち早く SCU を立ち上げ、広域医療搬送を実施できたのは、関係機関との連携や支援体制が確立できていたからである。他県から派遣された DMAT の本県への参集は、青森県や秋田県からは陸路であったが、それ以外の多くの都道府県チームは、伊丹空港や新千歳空港から自衛隊の航空機での参集となった。

3月12日に空路を使って本県入りした DMAT は、以下のとおりである。

- ・ 新千歳→花巻(自衛隊機：5 チーム 24 人)
- ・ 伊丹→花巻(第 1 便自衛隊機：13 チーム 69 人)
- ・ 伊丹→花巻(第 2 便自衛隊機：13 チーム 69 人)
- ・ 伊丹→花巻(第 3 便自衛隊機：12 チーム 58 人)
- ・ 伊丹→花巻(第 4 便自衛隊機：11 チーム 55 人)

3月16日には、航空自衛隊入間基地から花巻空港に 4 チーム 14 人が入った。大阪府と北海道から投入された DMAT には、主に花巻 SCU の運用を担ってもらうこととなった。

他県から派遣されたチームは、地元の地理や病院・消防の施設に関して不慣れなため、県立胆沢病院の DMAT に花巻 SCU に入ってもらい、さらに

花巻市消防本部と消防団にも協力を依頼した。また、盛岡市から奥州市までの病院間に必ず何台かの救急車が待機している状況が作られた。

被災が広範囲に及んだ今回の震災では、沿岸地域の主要道路は全面通行止となり、また、内陸地域と沿岸地域を結ぶ283号・343号なども全面通行止や片側通行の状況が続き、沿岸地域への車両での支援活動は困難であった。

このため、県災害対策本部はできる限りのヘリコプターを確保するため、国に出動要請を行ったものの、被災が広範囲に及んだことから、本県で運用可能なヘリコプターは限られていた。

県災害対策本部は、各県の消防防災ヘリコプター、自衛隊ヘリコプター、ドクターヘリを目的別に運用することにした。現場や病院へのDMATの輸送や患者などの搬送は、主に消防防災ヘリコプターが担い、孤立地域からの救出や支援物資の輸送、火災の消火等には自衛隊ヘリコプター、医療従事者と医療機器を装備したドクターヘリは重症患者に対応した。

なお、本県では、①旭川赤十字病院（3/13～3/15）、②愛知医科大学病院（3/12～3/15）、③前橋赤十字病院（3/12～3/15）、④岐阜大学医学部附属病院（3/12～3/14）、⑤埼玉医科大学総合医療センター（3/12～3/14）、⑥高知医療センター（3/13～3/14）、⑦八戸市立市民病院（3/13～3/15）の7機のドクターヘリが活動した。

ヘリコプターの運用は、SCUが設置された花巻空港を拠点に展開された。

5 病院間の連携とDMATによる支援

本県では、従来から県立病院を中心とした災害時における連携ネットワークが構築されており、今回の震災でも、そのネットワークが有効に運用された。

大槌町や山田町、陸前高田市は、地元の病院のほとんどが津波で壊滅し機能しなくなったため、発災後2～3日目に、入院していた患者を内陸地域の病院に搬送するミッションが展開された。この時にも、県内の南北・東西を軸とする連携ネットワークが効果的に機能し、最終的には、約1,400人が陸路、空路で内陸地域に搬送された。

県立釜石病院は病棟の壁にひび割れが生じ、倒壊のおそれがあったため、3月15日に入院患者200人余りを分散して岩手中部地域等の病院に搬送した。この時、DMATが県立釜石病院の支援に入り、搬送業務に尽力している。

県立宮古病院は、被災してライフラインが止まった県立山田病院の患者を受け入れ、内陸地域の病院へ分散搬送を行った。この際には、DMATが県立宮古病院の病院支援に入り、救急搬送される外傷患者の治療や自衛隊ヘリコプターで岩手医科大学に搬送される長期入院患者の引継ぎなどにあたっている。

内陸地域の病院の受入れ体制は、極めて良好であったが、受入れ側の病院では、自家発電設備の燃料が不足し、電気の供給に不安が生じるなどの問題もあった。



3月12日、救助活動が本格化。ヘリコプターも発進に備える。

6 日本初のSCUを拠点とした広域医療搬送

今回のDMAT活動では、日本で初めてSCUを拠点とした県外への広域医療搬送が展開された(図3-3参照)。

県は、以前に行ったアンケート結果から、県内にある11の災害拠点病院に受け入れられる重症患者数は50人程度であり、災害拠点病院以外の病院を含めても、多くて100人程度の患者しか受け入れられないと捉えていた。しかし、今回の大震災津波では、重症患者(赤のトリアージに該当する患者)は100人を超えると予測されたことから、県災害対策本部は広域医療搬送を国に要請することを決定した。

広域医療搬送の第1機目が飛んだのは、国への要請から29時間後の3月12日19時55分であった。また、今回の対応では、慢性期の患者を搬送するケースもあり、搬送に対する判断には様々な困難が生じた。

一方、今回のDMATの対応で、岩手県は宮城県から数百人単位の患者を受け入れたほか、ヘリコプターや医療チームも派遣した。

震災における広域医療搬送の概要は以下のとおりである。

【広域医療搬送の概要】

- ・搬送患者の収容地域
宮古市：11人

- 大船渡市：11人
- 陸前高田市：39人
- 釜石市：29人
- 大槌町：32人
- 山田町：15人
- 石巻市：6人
- 気仙沼市：3人
- その他：6人
- 不明：39人
- 合計191人

・性別

男性101人 女性90人

・年齢

最年少は0歳で最高齢は100歳

平均年齢は54.4歳

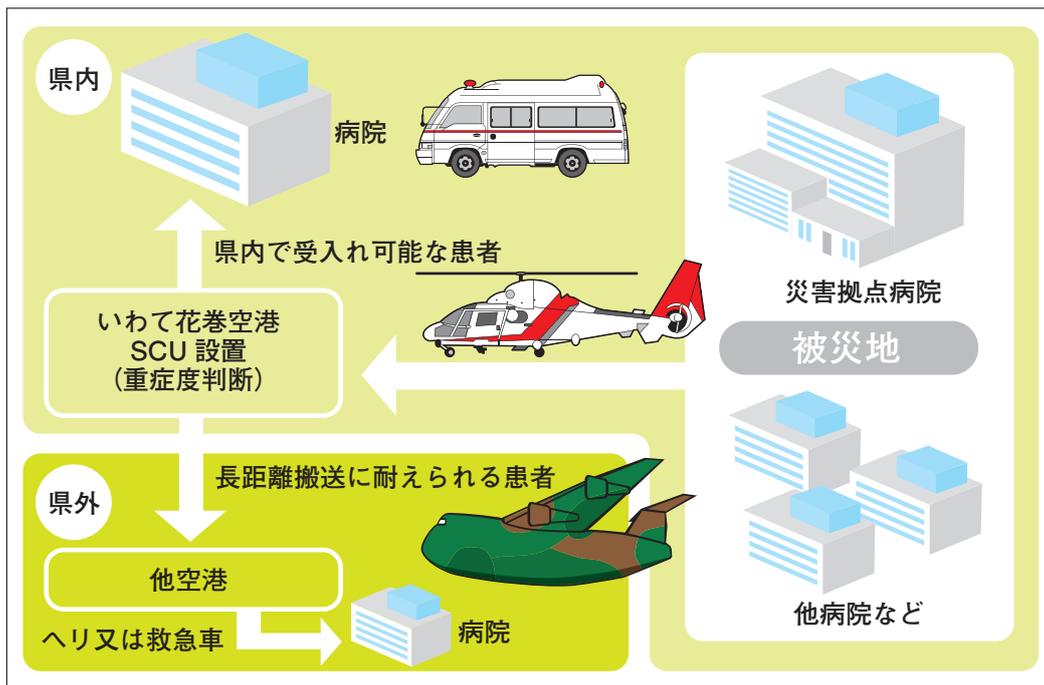
・主な病状

骨折(疑いを含む)14人、肺炎14人、透析14人、溺水10人、頭部外傷7人、体幹四肢外傷6人、妊婦6人、頭部背部打撲3人、腎不全3人、糖尿病3人、イレウス3人、DIC2人、脳梗塞2人、低体温症2人、胸水2人、急性呼吸不全2人 等

・県外に広域医療搬送された患者

- 北海道へ4人(男性2人、女性2人)
- 東京都へ6人(男性4人、女性2人)
- 秋田県へ6人(男性1人、女性5人)

図3-3 広域医療搬送のイメージ図



7 9日間に及んだDMATの活動期間

全国から岩手県に入ったDMATの活動は、3月11日から3月19日の9日間に及んだが、これほどDMATの活動が延長された前例はなかった。

厚生労働省のDMAT事務局から「なぜ岩手だけそれほどDMATが必要なのか」と指摘もされたが、沿岸被災地を中心に、多くの医療機関が被災し、また、医薬品や医療資機材が不足する状況下において、DMATに撤収されれば、医療体制はさらに混乱をきたすと考えたためである。

また、DMAT撤収後の対応について、県災害対策本部は、医療救護班の派遣を各都道府県等へ要請し、医療活動に切れ目が生じない体制づくりを目指した。さらに、医療救護班が到着するまでの間はDMATの活動延長により、被災地における医療体制の確保を図った。

関西広域連合をはじめとする各地の病院では、

DMAT撤収後に被災地で医療活動を行う医療救護班が結成され、被災地医療のために来援した。県災害対策本部は、被災地の現場がまだまだ混乱する中であって十分なフォローができないと判断し、医療救護班に対して長期、継続的な活動、さらにDMATと同様、自己完結型の活動を要請した。

県内のDMATがすべて撤収した3月19日、岩手医科大学の高橋智医師を本部長とした「いわて災害医療支援ネットワーク」が立ち上がった（「いわて災害医療支援ネットワーク」の運営については、4章3節の「医療・社会福祉施設の復旧」を参照）。

Column

DMAT活動が残した課題

秋富慎司 | 岩手医科大学附属病院 高度救命救急センター

東 日本大震災津波では、全国から大きな支援をいただいた。支援に頼るばかりでなく、自分たちの力による本来の復旧を目指して、前例のない方策を講じ、実践し、現在もその活動は続いている。

だが現実には厳しい。沿岸被災地の医療機関の多くが津波にのまれ、医療機能が著しく低下した。別の場所に仮設診療所を建て、医療を続けている医師もいれば、廃業を決めた医師、岩手を離れた医師もいる。

この震災は、もともと医師不足だった本県の医療体制に大きなダメージを与えた。震災前の水準まで戻すには、さらに様々な方策とその実行力が求められる。だが別の見方をすれば、相手の顔が見えるネットワークの中で医療活動が行えるという意味では、本県は恵まれているかもしれない。今回のDMAT活動でも、どの地域のどの医師が何を求めているかを具体的に把握できたことで、有効な支援を提供できた場面を多々見てきた。

DMAT活動を振り返って思うことは、情報収集

を自衛隊だけに任せるのではなく、医療チームも調査ヘリコプターに同乗して、被災地の様子を積極的に把握できればよかったということ。医療者の立場から被災地を見れば、もう少し有効な作戦が立てられたのではないかと思う。情報網の確立と「災害の見える化」が、いま最も急務とされる。通信手段の確保は問わずもがなである。現在、岩手県では、県内のDMAT専用の衛星携帯電話を追加で整備している。さらにDMATの活動に必要な資機材の一つとして、DMAT専用車の導入も検討している。全国でもDMATが専用の車を所有しているところは多くない。今回全国から派遣されたDMATには、病院が所有するものではない大型のワンボックスで被災地に向かったチームもあった。

通信/電源/燃料/ 移動手段の確保

1 固定電話回線等の通信設備の被災

【NTT 東日本】

3月11日の発災直後、NTT 東日本管内の固定電話は約150万回線が不通となった。NTT 東日本では、通信インフラに関する自然災害の被害想定を阪神・淡路大震災を基準に震度7対応としているが、今震災では津波による被害が甚大であった。被災地全体では、16ビル（岩手県7）が破壊、浸水12ビル（岩手県5）、計28ビル（岩手県12）が機能を停止し、県内一帯の通信ネットワークをはじめ、固定電話が不通となった。

通信ビルと通信ビルをつなぐ中継伝送路も、広範囲にわたって被害を受けている。NTT 東日本では、約90ルートの中継伝送路が断線した。

宮城県石巻市から岩手県宮古市に敷設されていた光ファイバーも約280kmにわたって断線した。

電柱は津波による流出や地盤沈下により傾倒し、地下管路も津波による冠水や土砂崩れにより、アクセス回線が各所で切断・損傷した。電柱の被害は、阪神・淡路大震災では約3,600本だったのに対し今回の大震災津波では約2万8,000本にのぼる。

電話線の流出・損傷の被害は、阪神・淡路大震災で約330kmだったのに対し、今回の大震災津波では沿岸地域のみで約2,700kmにも及んだ。阪神・淡路

大震災では、約28.5万回線の被害だったが、今震災ではその5倍の約150万回線と、被害も広域にわたっている。復旧に要した時間は約50日（原発エリア・避難エリア除く）となっているが、阪神・淡路大震災では約2週間で全面復旧（建物・家屋の全壊、焼失以外）している。

また、通信が可能だった地域から被災地あての通信が集中して、通信ネットワークの処理能力をオーバーする輻輳状態も広範囲にわたって発生した。

さらに通信ビルや中継伝送路の損壊、ケーブル切断に加え、長期間に及ぶ停電が復旧を遅らせた。通常、NTT 東日本の通信ビルは、停電に備えて、非常用蓄電池や自家発電装置を備えているが、今回の大規模停電は、想定していた停電の規模を凌ぐもので、移動電源車のための燃料の調達にも時間を要し、非常用蓄電池が放電・枯渇したためサービスの提供ができなくなったビルもあった。

今震災では、こうしたさまざまな要因が重なって、通信サービス中断が、広域、長期間に及ぶ結果となった。

本県の沿岸被災地では、野田ビル（野田村）、宮古ビル、津軽石ビル、田老ビル（いずれも宮古市）、山田ビル（山田町）、大槌ビル（大槌町）、鶴住居ビル、釜石大町ビル（いずれも釜石市）、大船渡ビル、三陸ビル、細浦ビル（いずれも大船渡市）、陸前高



被災した NTT 山田ビル

田ビル（陸前高田市）が被災しサービスが中断した。

特に被害の大きかった野田ビル、田老ビル、山田ビル、大槌ビル、鶴住居ビル、陸前高田ビルは、津波によって、ビルそのものが全半壊している。

沿岸地域の通信の中継伝送路は、海岸線に沿って敷設されていたが、陸前高田市の国道45号の気仙大橋が落橋し、橋下に設置されていた光ケーブルの中継伝送路も流出・切断し、気仙川の川越しによる仮復旧をするまでサービス中断となった。大船渡市では、三陸鉄道の線路に沿って敷設されていた中継伝送路が線路ごと流出・切断している（図3-4）。

【携帯電話・PHS】

被災地に設置されていた携帯電話会社の基地局も地震・津波により多くが損壊・水没し、大船渡・釜石・宮古・久慈エリアを結ぶ太平洋ルートの中継伝送路が断絶したため、これらに接続しているNTTドコモ、KDDI au、ソフトバンクもケーブルが復旧するまで携帯電話などの通信が不通になった。

NTTドコモの無線局については、電源の途絶や装置故障が発生し、3月12日17時時点で6,720局がサービスを提供できない状態となった。岩手県内

では220局の中継無線局がサービスを停止している。KDDI auは3,680基地局、ソフトバンクモバイルは3,786基地局で機能が停止しており、NTTドコモ、KDDI au、ソフトバンク、イー・モバイル及びウィルコムとの5社合計で最大約29,000局が停波した。

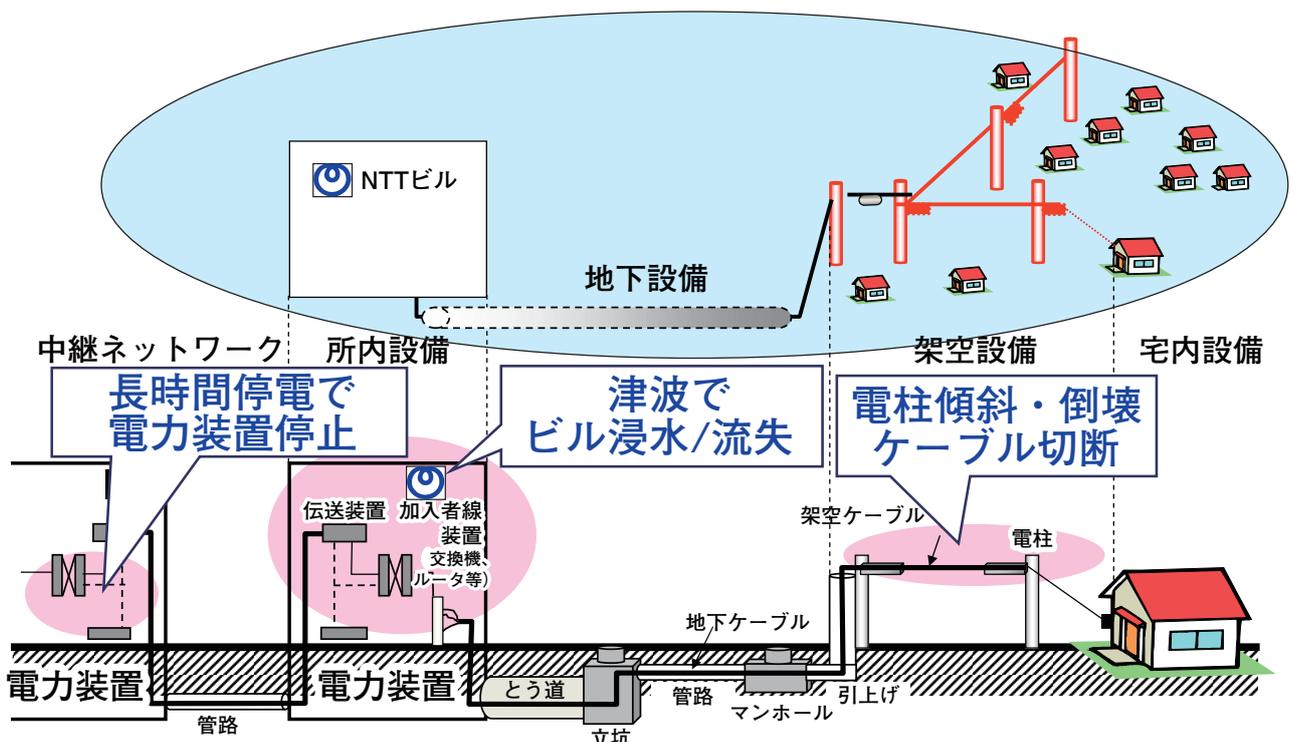
2 防災行政情報通信ネットワークシステム等の障害

【防災行政無線による避難誘導】

気象庁による津波警報及び大津波警報は、3月11日14時49分に発表されたが、沿岸市町村のJ-ALERT（全国瞬時警報システム）で大津波警報を受信したのは、宮古消防署、大船渡市、野田村及び洋野町のみで、釜石市と宮古市は、J-ALERTによる大津波警報を受信できなかった（その他の市町村が受信できたかどうかは不明）。

防災行政無線は、各自治体と地域住民を結ぶ通信網の一つで、平成24年12月現在、県内の33自治体それぞれに設置されており、有事の際には、屋外拡声器や各戸に設置した受信機を介して情報が通報されるようになっている。今震災においても、各自

図3-4 NTT 東日本の設備構成と被災の概要



治体は防災行政無線を通じて大津波警報の発表を伝送しており、津波が到達するまでの間、地元の警察や消防団とともに避難誘導を呼びかけていた。しかし、一部では、バッテリーの老朽化やスピーカーの不調などの理由から、津波警報を放送できなかった拡声器もあった。

【防災行政情報通信ネットワークシステム】

県は、平成3年度から「岩手県防災行政情報通信ネットワーク整備事業」を展開し、既設の防災行政無線の機能強化を進め、地域衛星通信ネットワークを利用した「防災行政情報通信ネットワークシステム（衛星系：以下 VSAT）」を整備し、平成6年から運用を開始している。また、県は、全県に及ぶ通信設備の状況把握と通信インフラ復旧の調整にも注力してきた。県が管理している VSAT は、震度9程度、風速80mにも耐えられる設備だが、整備してから20年ほど経過しているため、常時、監視を行い、異常を発見した場合は、県内の該当箇所に保守員を派遣して対応してきた。また、年に一度、通常点検を行い、故障を未然に防ぐ体制をとっている。

今震災では、発災翌日の12日から13日にかけて、通信業務を委託している業者を被災市町村に派遣して、VSATの点検や電源の確保にあたらせた。

大槌町、陸前高田市では、これらの設備が津波による流出、損壊で使用不能となった。釜石市、大船渡市、宮古市は、停電のため使用不能となり、復旧までに2日から長いところで2カ月半を要することとなった。

被災市町村と県災害対策本部の通信班との通信に関しては、普代村は庁舎が停電になり一般回線は不通となったが、予備電源を備えていたため、発災直後から連絡が可能であった。また、被災を免れた沿岸消防本部とは、VSATの通信設備を介して通常どおり情報のやりとりが可能であった。

VSATの通信設備は、通常使用する機会が少ないこともあり、回線が使用可能でも使い方を把握していなかったり、電源が確保できなかったりという理由から、十分に活用できなかった市町村もあった。大船渡市は、たまたま1カ月前にVSATを使った試験通信をしていたこともあり、発災当日から活用が可能であった。

機器が損壊を受けず、電源さえ確保できれば、VSATの通信設備は使用可能だったと思われ、常時から衛星通信設備の理解と使用方法を各自治体に告知する必要性も浮き彫りになった。

沿岸地域の市町村に設置されていた VSAT の被害及び復旧状況は以下のとおりである。

【VSATの被害状況】

- 陸前高田市：津波により流出
- 大船渡市：停電のため3月13日まで通信不可
- 釜石市：停電のため4月26日まで通信不可
- 大槌町：津波により流出
- 山田町：予備電源で3月11日に復旧。
その後3月14日までの間に散発的に障害が発生
- 宮古市：停電のため3月15日まで通信不可
- 岩泉町：停電のため3月12日まで通信不可
- 田野畑村：3月12日まで通信障害
- 普代村：予備電源で3月11日に復旧
- 野田村：停電のため3月13日まで通信不可
- 久慈市：予備電源で3月11日に復旧
- 陸前高田市消防本部：津波により流出
- 大船渡地区消防組合消防本部：停電のため3月12日まで通信不可
- 釜石大槌地区行政事務組合消防本部：津波により流出

また、本県では各自治体や大学・病院などを結ぶ「いわて情報ハイウェイ」を構築してきたが、この情報通信基盤も庁舎の損壊や機器流出、ケーブルの断線により寸断され、大船渡、釜石、宮古の各地区合同庁舎や沿岸地域の市町村、消防本部などとの通信が途絶えた。陸前高田市、大槌町、山田町などの沿岸市町村の回線が復旧するまでには1カ月半を要している。

沿岸地域の市町村に設置されていた「いわて情報ハイウェイ」の被害及び復旧状況は以下のとおりである。

【いわて情報ハイウェイの被害状況】

- 大船渡地区合同庁舎：庁舎損壊・ケーブル断線のため4月1日まで通信不可
- 釜石地区合同庁舎：庁舎損壊・ケーブル断線のため3月16日まで通信不可
- 宮古地区合同庁舎：庁舎損壊・ケーブル断線のため3月21日まで通信不可
- 陸前高田市：庁舎損壊・ケーブル断線のため通信不可。本復旧時期未定
- 大船渡市：庁舎損壊・ケーブル断線のため5月19日まで通信不可

日の14日、自衛隊の協力を得て、被災市町村に搬送し、その後、追加で調達した39台は、遠野市3台、陸前高田市4台、大船渡市3台、住田町2台、釜石市3台、大槌町4台、宮古市4台、山田町4台、岩泉町3台、田野畑村3台、野田村3台、普代村3台とそれぞれに配備した。さらに13台を調達し、県医療推進課、教育委員会事務局、地域振興室にそれぞれ配備した。3月29日には、総務省から携帯用ラジオ1万台が被災地あてに提供された。

【一般電話のインフラ復旧】

復旧の進捗は、各市町村によって様々であり、比較的早く復旧したところもあれば、約2カ月間を要した地域もある。

NTT東日本では、NTT東日本グループや、NTT西日本をはじめとするグループ会社、通信建設会社からの支援を受け、6,500名体制により、復旧に全力で取り組んだ。

また、緊急時の通信確保の取組として、ポータブル衛星装置（39台）や衛星携帯電話（219台）を避難所等に設置するとともに、移動電源車（101台）についても、NTTグループ各社の支援の下、広域に配備した。

NTT東日本岩手支店では、上記の支援を受け、1,500名体制により沿岸被災地の復旧作業に当たり、



NTT西日本が山田町に開設した特別公衆電話サービス

3月15日に洋野町、久慈市、3月24日に宮古市、岩泉町、普代村、3月29日に田野畑村、3月31日に住田町、4月1日に大船渡市、4月2日に釜石市、野田村、4月3日に大槌町、4月5日に山田町、4月13日には陸前高田市の一般回線を復旧した（図3-5）。一般回線については、釜石市を拠点に沿岸部の回線網を敷設し直した。

また、NTT東日本岩手支店では、3月12日から野田村、田野畑村、宮古市、大槌町、山田町、釜石市、大船渡市、陸前高田市等の被災地17市町村に、ポータブル衛星装置や衛星携帯電話による特設公衆電話を設置し、通信の確保を図るとともに、社員が被災された方からお預かりした伝言を、親戚等の相手先にお届けする「伝言お預かり活動」にも取り組んだ。

【携帯電話のインフラ復旧】

携帯電話会社で最も復旧が早かったのは、NTTドコモで、3月11日に久慈市と洋野町（通話制限あり）で復旧し、最も復旧が遅かったのは大槌町の3月27日であった（図3-5）。KDDI auは、3月12日～3月31日までの間に復旧、ソフトバンクは、3月12日～4月10日までの間に復旧した。暫定復旧まで最も時間を要したのは、山田町であった。

県災害対策本部では、混乱している被災地に直接事業者が入ることで、各自治体に負担が及ぶのを回避するため、各携帯電話会社が被災地に導入する中継車の配置先や工事日程の調整を行った。また、複数の携帯電話会社の工事スケジュールの調整も行った。

並行して、被災地のインフラが落ち着くまでの間、電話関係機関に災害対策本部に常駐するよう要請し、現地の情報を集め、災害対策本部と共有することで、復旧の効率を上げることを目指した。

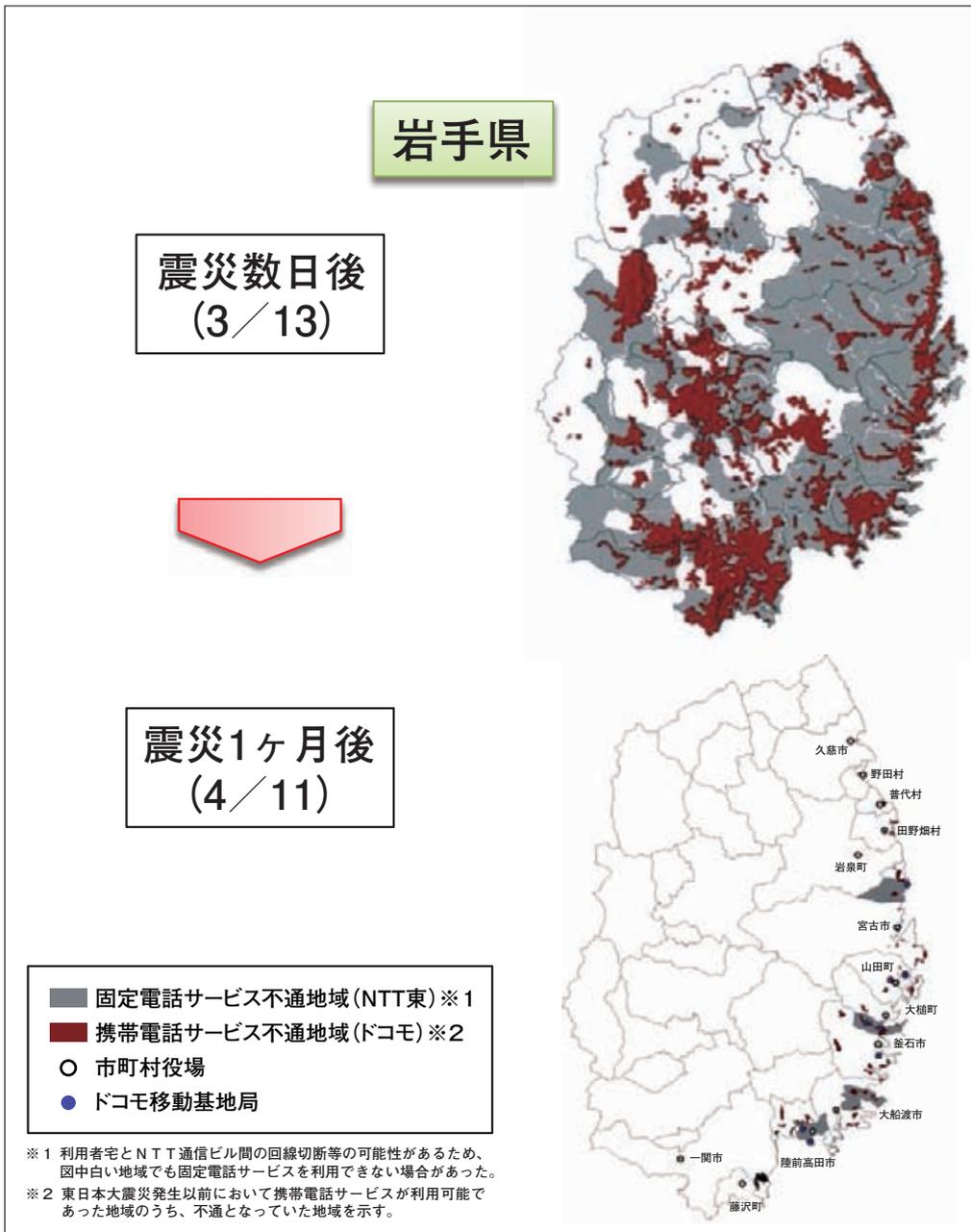
NTTドコモは、3月15日、携帯電話3台と可搬型基地局を宮古市立山口小学校敷地内に配備し、避難者に通信サービスを提供している。さらに同社から無償提供されたソーラー式携帯電話充電器（試作品1,000台）を大槌町や山田町、宮古市、大船渡市等の被災市町村に配布した。

3月16日には、ソフトバンクから50台、KDDI auから数百個の携帯電話充電器を受領し、田野畑村等の被災市町村に配布した。

4 防災機関の通信機能と対応

本来、警察や消防、自衛隊、自治体が所有するへ

図3-5 NTT 東日本及び NTT ドコモにおける不通地域解消状況



リコプターで使用する無線機の周波数は異なる。しかし、各ヘリコプターには、それぞれの機関が専用で使う周波数の他に、緊急時などの使用を前提として、防災相互波等の周波数の割り当てを行うことができ、また、航空無線としての共通波をもちあわせている。県では発災前から互いに使用する周波数を決めていたため、今回の震災では、自衛隊、警察、消防の各機関でヘリコプター間の周波数を共有することができ、県内全域での救援活動に極めて有効であった。

また、海上保安庁が発災翌日から提供を始めたカラー画像データは、消防や救援活動に必要な人員や

装備、対応の優先順位の判断にも役立った。

【自衛隊の通信体制】

自衛隊は、陸海空の各部隊が複数の無線機能を備えて活動したが、無線の電波は通信範囲が限られているものもあり、また、今回の震災では、被災が広域に及んだことや本県の地理的な影響のため、通信機能が阻まれるケースもあった。

自衛隊の救援活動においても、衛星携帯電話は有効であり、衛星携帯電話を備えている自治体とは発災初日から通信が可能であった。



田野畑地区に設置された自衛隊の無線中継基地

【警察の通信体制】

震災により警察の通信施設も被害を受けており、無線中継所の倒壊はなかったものの、無線アンテナの損壊や湾曲などが発生した。活動に必要な情報通信の維持には、警察独自の無線多重回線に対応する応急用のアンテナ設置などを施しているが、今震災では、被災地を中心に停電が長期化したため、非常用の発電機により無線中継所の電力を確保するとともに、被災地の各警察署にも自家発電機を送り届けた。

現場に出動している警察官と機動警察通信隊との連絡には、ヘリコプターテレビシステムや衛星通信システム等の通信機器が運用された。特に衛星画像による通信は、被災地の状況把握や救助活動を検証するのに有効であった。

【消防の通信体制】

衛星携帯電話のほか今震災の現場で特に有効な連絡手段として用いられたのは、消防無線である。被災地での限られた活動範囲においては共有波を介し、消防無線は有効に活用され、現場に出向いた緊急援助隊とも交信できた。ただし、消防無線で県内全域と交信するための拠点同士を結ぶ中継拠点がないため、遠距離間の通信に有効ではなかった。

【災害 FM 局の開局】

3月11日、総務省は、日本放送協会、日本民間放送連盟及びIBC岩手放送、エフエム岩手をはじめとする東北地方のラジオ局各社に対し、ラジオによる災害情報の伝達の重要性を伝えた。

IBC岩手放送は、3月17日にラジオ難聴地域である山田町に「災害報道用コミュニティFM放送局」を設置・開局し、被災情報の放送サービスを開始している。

総務省は、震災に係わる災害情報を市民に提供するための臨時災害放送局（FM局）の開局申請を許可。これを受けて、被災地では、大槌町、陸前高田市、釜石市、大船渡市、宮古市、花巻市、奥州市の7地域で災害FM局が開局され、現在も宮古市、大船渡市、釜石市、陸前高田市、大槌町の各FM局が運営を続けている。

5 津波によるエネルギー供給機能の停止

【電力】

地震と津波の被害を受け、変電所や送電設備、配電線の電力流通設備が機能を停止し、運転を見合わせた。東北電力管内では、女川原子力発電所（宮城県女川町、石巻市）の、1・2・3号機が自動停止した。その他の発電所では八戸火力発電所3号機、能代火力発電所1・2号機、秋田火力発電所2・3・4号機、仙台火力発電所4号機、新仙台火力発電所1・2号機、原町火力発電所1・2号機、葛根田地熱発電所1・2号機、上の岱地熱発電所1号機、澄川地熱発電所1号機がそれぞれ自動停止等した（3月11日22時現在）。

県内の主な発電所では、東和発電所（花巻市）の発電機2台、胆沢第一発電所（奥州市）の発電機2台がすべて運転を停止し、胆沢第二発電所（奥州市）、仙人発電所、入畑発電所（いずれも北上市）、滝発電所（久慈市）、北ノ又発電所、北ノ又第二発電所、北ノ又第三発電所、松川発電所、柏台発電所（いずれも八幡平市）、早池峰発電所（花巻市）、稲庭高原風力発電所（二戸市）も運転を見合わせた。

震災後、東北電力管内の約440万戸（3月11日22時現在）が、岩手県全域では76万戸が停電となった。県内の停電は翌朝まで続き、東北電力は3月12日8時時点で復旧のめどがたたないと発表した。

内陸地域の復旧の見通しが伝えられたのは、3月13日の10時20分である。3月13日13時現在での停電状況は、県内全域で約33万戸で、この時点で県全体の6割程度が復旧した。14日9時時点での

停電は約13万9,000戸で、その内訳は、沿岸地域の停電が約8万6,000戸、一関市等の内陸地域が5万3,000戸であった。また、東北電力からは、被災地の住家への通電には、個別に安全確認した上で通電する必要があるため、復旧には相当の時間を有することが報告された。16日11時現在の停電は約7万8,000戸で全県の10.1%を占めたが、この時点で沿岸地域以外がすべて復旧した。

沿岸地域すべての停電が復旧したのは、6月18日であった。

【ガス】

岩手県では、県内全世帯のうち92.9%がLPガス使用世帯だが、当震災でLPガスの供給が不能となったのは2万2,104戸、被災（全半壊）充填所は9カ所（全51カ所）、被災（全半壊）販売所数66カ所（全421カ所）にのぼった（図3-6）。

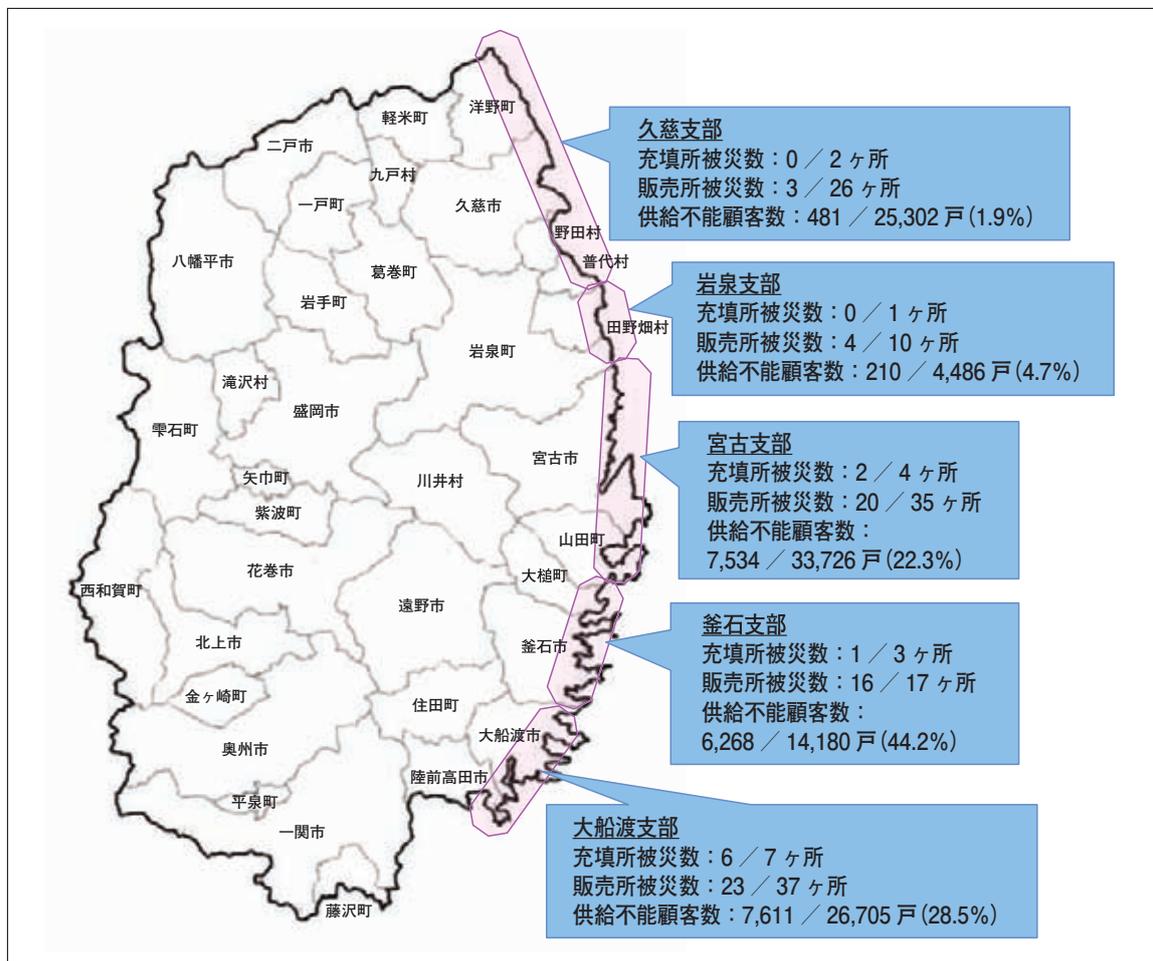
沿岸地域におけるLPガス関連施設（充填所及び販売所）では、宮古市、釜石市、大船渡市にある充填所9カ所が全半壊の被害を受けたが、沿岸地域内

で在庫を融通しあうことにより、供給不足は生じなかった。

LPガスの供給インフラが整備されていたこと、地域のガス事業者が懸命な復旧作業に尽力したことから、LPガスの設備に関しては、迅速に復旧した。早いところでは3日後の3月13日に復旧し、12日目にはすべてのLPガス施設の点検・確認が終了し、電気の日々、水道の36日目と比較しても早かった。震災初動期には、避難所での熱源確保や炊き出しなどにも利用され、災害時のLPガスの優位性を示すこととなった。

都市ガスについては、3月15日より盛岡ガス、花巻ガス、水沢ガス、一関ガスが供給を再開した。釜石ガスは製造設備が全壊し、資機材すべてが津波で流出したため、釜石市内6,342戸の供給を停止した。16日以降は、移動用ガス発生設備により病院などにガス供給を行った。ガス設備の安全性が確認された地区において供給を再開し、4月11日に復旧した。

図3-6 岩手県のLPガス関連被災状況



(出典)岩手県高圧ガス保安協会提供資料などを基に作成

6 ガソリン供給の停滞等

【燃料の不足】

東日本大震災津波により、県内全域で深刻な燃料不足が発生した。

特に、沿岸被災地においては、陸前高田市及び大槌町で全てのガソリンスタンド（以下「SS」）が流失するなど、多くのSSが被災し、発災直後は、避難所の暖房用燃料や消防・救急等の緊急車両への給油が行えないひっ迫した状況であった。

このため、被災地においては、応急的な措置として、ドラム缶を用いた臨時SSを設置し、給油を行った。

また、内陸部においても、給油を求める車がSSに殺到し、各SSの在庫が底を尽くなど、深刻な燃料不足が発生した。

この燃料不足は、東北地方の太平洋沿岸に立地している製油所や油槽所が、津波により大きな被害を受け、出荷が停止したことに加え、タンクローリーの流失や運送会社の被災による輸送手段の欠如に起因する。

この事態を受け、知事は、総理大臣に燃料確保を電話で直接要請したほか、県災害対策本部から経済産業省、資源エネルギー庁、東北経済産業局、消費者庁に対して燃料の供給を強く要請したが、状況はなかなか改善しなかった。

3月16日時点で、県内SS 599カ所のうち、営業できていたのは73カ所であった。

燃料不足の解消に向けて、石油元売り各社は、秋

田県、山形県、新潟県の油槽所に燃料を集め、日本海沿岸を通る陸送ルートで本県への燃料搬送を進めた。

3月18日からは、燃料を輸送するために、神奈川県から本県まで、日本海側の新潟、秋田、青森を経由する石油輸送列車の運行が開始され、第一陣が19日に到着している。

これらの取組により、燃料不足は徐々に解消されていったものの、本県において燃料供給が安定するのは4月中旬であった。



自衛隊部隊によって大船渡に搬送された石油タンク
(平成23年3月27日)



被災した宮古市の宮古SS

Column



救助要請等を伝達し続ける釜石漁業無線局(平成23年3月11日夜)

釜石漁業無線局の活躍

大震災津波発災時において、被災地の状況を伝え、被災者救出の一端を担った機関に、釜石漁業無線局（釜石無線漁業協同組合運営、東谷局長）がある。釜石漁業無線局は、職員5人・24時間体制で通信業務を行っており、平時には、漁船に対し、漁海況や航行安全情報の提供等を、災害発生時等の緊急時には、遭難・緊急通信を行う機関で、自家発電設備を備えた施設は市内大平町の高台に位置している。

釜石漁業無線局は、大震災津波発災直後、漁船への避難の呼掛けや沖へ避難した漁船への情報提供、沖合・遠洋にいた漁船等からの問合せへの対応のほか、がれき等航行障害情報等の海上保安庁巡視船への通報など、海上災害応急対策に係る連絡調整を行った。一方、自家発電設備を備え、明かりが灯る釜石漁業無線局には、近隣の県水産技術センター職員等も避難していたが、この時、釜石市内は津波や停電等によって通信が途絶した状況にあった。

こうした状況の中、釜石漁業無線局は、大津波が襲って壊滅的被害となった釜石市の状況を伝え、多くの被災者を救出するため、国際遭難周波

数を使って発信し、全国に応答を求めた。この発信に茨城県や千葉県の漁業無線局が応答し、応答した無線局を通じて、釜石市の状況等が県災害対策本部に報告された。さらに、沖合に避難していた県漁業指導調査船「岩手丸」とも、漁業無線での通信が可能となり、岩手丸に搭載された衛星電話を経由する形で県との連絡が可能となった。

被災状況等を伝達する手段を確保した釜石漁業無線局は、漁業無線を通じて寄せられる救急車やヘリコプターの出勤・救援要請等を県災害対策本部に伝達するとともに、県立釜石商工高等学校、釜石市立大平中学校の生徒・職員等の安否情報の伝達も行った。

こうした釜石漁業無線局の功績が高く評価され、平成24年6月1日に、同局は「電波の日・総務大臣表彰」を受賞している。

なお、大震災津波発災当時、漁業無線局同士の通信は、原則として認められていなかったが、その後、非常通信として漁業無線局同士の通信が認められるようになった。ここでも釜石漁業無線局の対応が教訓として生かされている。

消防、自衛隊などの 救助活動と捜索活動

1 地元警察署と消防団の避難誘導

地震発生直後、気象庁から岩手県・宮城県・福島県沿岸に大津波警報が発表され、15時30分には津波警報の範囲が太平洋沿岸全域に拡大された。

沿岸地域の警察署と消防署、消防団は、パトカーや消防車両等の拡声器で、住民に避難を呼びかけた。地震によって防災行政無線が使用不能となった地域もあったが、そうした地域では、半鐘や自動車に搭載されたスピーカーを使って避難誘導を行っていた。津波の第一波が到達する直前まで、高台への避難を誘導していた職員がいたことも報告されている。

地元の消防団等は、大津波警報を受けて堤防の水門を閉める作業を行っていたが、今回の津波はその堤防をも越えたため、沿岸をパトロールし高台への避難を呼びかけていた警察官や消防署員、住民の避難誘導を行っていた地元の消防団員等の多くがその犠牲になっている。

現在、全国には2万5,463カ所の水門があり、このうち自動化・遠隔操作が実施されているのは724カ所（11%）にとどまっている（国土交通省）。今回の震災で多くの消防団員が犠牲となったことを受けて、国は消防団員の安全確保を図るため、水門閉鎖の自動化を推進、検討している。

県警で殉職した警察官は11人で、その内訳は、

大船渡署6人、釜石署3人、宮古署2人となっており、いずれも住民の避難誘導や救助中に津波に巻き込まれたものと見られている。このうち9人の遺体は発見されたが、2人の遺体は見つからないまま死亡認定されている。

今震災における県内の消防職員の殉職者は8人、消防団員の死者・行方不明者は119名で、そのうち殉職者は90人にのぼる。

被災地の消防団員たちは、発災直後の水門閉鎖や避難広報・避難誘導だけでなく、被災した住民の救助や応急手当、消火活動、避難所の運営支援やがれき撤去、行方不明者の捜索、発見された遺体の搬送や安置、交通整理、防犯のための見回りなど、様々な活動に従事した。県内の各市町村（遠野市、一関市、平泉町、住田町、岩泉町、久慈市、普代村）からは、相互応援協定に基づいて、特に被害が大きかった地域（大船渡市、陸前高田市、釜石市、宮古市、野田村、宮城県気仙沼市）に対して、延べ1,400人以上に及ぶ消防団員が応援出動し、消火や救助活動等に当たった（表3-2）。

2 被災地に来援した60万人

発災直後の14時52分、知事は自衛隊に対して災害派遣を、14時59分には消防庁長官に対して緊急消防援助隊の派遣を要請した。

消防庁長官は、被害の甚大さを踏まえ15時46分、



消防団による田老地区での相互応援活動



消防団による行方不明者の捜索活動

表3-2 消防団による相互応援活動

番号	市町村名	活動場所	内容	期間（日）	人員（人）
1	遠野市	釜石市	消火活動（林野火災）	1	31
2	一関市	（宮城県）気仙沼市	警戒活動（夜間警戒）	7	63
3		陸前高田市	捜索活動	2	117
4	平泉町	陸前高田市	がれき撤去活動	1	27
5	住田町	大船渡市	捜索活動	4	285
6		陸前高田市	捜索活動	5	390
7	岩泉町	宮古市	消火活動（建物・林野火災）	5	271
8	久慈市	野田村	捜索活動	6	232
9	普代村	野田村	捜索活動	5	50

緊急消防援助隊に対し出動指示を行った。出動指示が行われるのは、平成15年に消防組織法が改正され、制度化されて以降、初めてであった。

緊急消防援助隊として来援した派遣隊員数は、延べ2,279隊、7,633人にのぼり、さらに、警察の広域緊急援助隊1,400人が全国から本県に参集した。

自衛隊は、陸上自衛隊第9師団（北東北）及び第2師団（北海道）の部隊合わせて、延べ人員にして約60万人が救援・支援のために参集した。

全国から参集した自衛隊、消防、警察、海上保安庁の各隊は、停電、断水、通信不通、陸路損壊、地理不案内、がれき、粉じん、土砂、浸水、燃料不足、降雪等、過酷かつ劣悪な状況下で、消火、救助、救援、捜索、危険排除、搬送、啓開、給水、給食など、多岐にわたる活動にあたった。

3 被災地で大規模火災発生

発災直後、大船渡市、陸前高田市、釜石市、宮古市、大槌町、山田町、野田村、久慈市などの各地で火災が発生した。被災市町村では、消防庁舎そのものが被災し、車両や資機材が津波で流出・損壊、水源も充分確保できない状況の中、各地区の消防職団

員が懸命の消火活動を展開した。

【被災地の消防本部及び消防団の被害】

【陸前高田市消防本部管内】

庁舎等被害 | 消防本部・消防署全壊
 消防車両等被害 | 救急車1台・その他1台水没
 消防団車両被害 | ポンプ車4台・小型動力ポンプ付積載車7台水没

【大船渡地区消防組合消防本部管内】

庁舎等被害 | 綾里分遣所全壊
 消防団車両被害 | 指揮車2台・消防車6台・救助車1台・救急車2台、その他6台水没
 消防団車両被害 | 小型動力ポンプ付積載車3台水没

【釜石大槌地区行政事務組合消防本部管内】

庁舎等被害 | 本部釜石署1階浸水、大槌消防署全壊・鶴住居出張所全壊
 消防車両等被害 | 指揮車2台、ポンプ車6台、救助工作車1台、救急車2台、その他6台水没
 消防団車両被害 | 釜石市：ポンプ車6台、積載車2台、小型動力ポンプ2台、団指揮車1台水没／大槌町：ポンプ車3台、積載車1台、小型動力ポンプ1台、防火広報車1台水没



行方不明者の捜索活動にあたる消防職員と消防団員



自衛隊による行方不明者捜索

【宮古地区広域行政組合消防本部管内】

庁舎等被害 | 山田消防署 1 階部分水没、田老分署全壊、空中消火等補給基地全壊

消防車両等被害 | ポンプ車 1 台、救急車 2 台、その他 5 台水没

消防団車両被害 | ポンプ車 8 台水没・流出、積載車 4 台水没・流出

【久慈広域連合消防本部管内】

庁舎等被害 | 野田分署半壊 1 階部分水没

消防団車両被害 | 小型動力ポンプ付積載車 2 台流出

【被災地で発生した広域火災】

【釜石市】

3 月 11 日：建物火災 1 件、林野火災 1 件、その他火災 4 件

【大槌町】

3 月 11 日：林野火災 1 件

【山田町】

3 月 11 日：建物火災 6 件、その他火災 1 件

【宮古市】

3 月 11 日：林野火災 2 件

【野田村】

3 月 11 日：その他火災 1 件

【久慈市】

3 月 12 日：車両火災 1 件

被災市町村で発生した火災の消防活動には、次に掲げるような様々な障害が生じていた。

- ①津波による浸水で消火が困難であったこと。
- ②津波により道路が損壊し、また、がれきが進路を塞いで、消防車の進入や消防隊の消火活動が困難であったこと。
- ③ライフラインの寸断により消火用の給水が確保で

きなかったこと。

- ④市町村の消防本部や消防署が被災し、機材の損壊や流出で十分な設備・装備を整えられなかったこと。
- ⑤現地の悪天候など、消火活動の障害となる問題がいくつも重なり、現場の作業は困難をきわめたこと。

こうした厳しい状況の中を、派遣された緊急消防援助隊と県内応援消防本部は、ともに対応した。

被災各市町村の消防本部に参集し、消防活動の応援にあたった緊急消防援助隊と県内消防本部は以下のとおりである。

【久慈広域連合消防本部管内】

- 緊急消防援助隊
浜松市消防局指揮支援隊、青森県隊、栃木県隊、石川県隊、長崎県隊、佐賀県隊、沖縄県隊
- 県内消防本部
盛岡地区消防本部、二戸地区消防本部

【宮古地区広域行政組合消防本部管内】

- 緊急消防援助隊
横浜市消防局指揮支援隊、秋田県隊
- 県内消防本部
盛岡地区消防本部

【釜石大槌地区行政事務組合消防本部管内】

- 緊急消防援助隊
大阪市消防局指揮支援隊、大阪府隊、愛媛県隊、大分県隊
- 県内消防本部
花巻市消防本部、北上地区消防本部、遠野市消防本部



釜石大槌地区に支援に入った愛媛県の緊急消防援助隊



県立山田高等学校(避難所)に集結した横浜市消防局、秋田県、県内消防本部の緊急消防援助隊

【大船渡地区消防組合消防本部管内】

- 緊急消防援助隊
 - 大阪市消防局指揮支援隊、堺市消防局指揮支援隊、山形県隊、高知県隊
- 県内消防本部
 - 奥州金ヶ崎消防本部

【陸前高田市消防本部管内】

- 緊急消防援助隊
 - 東京消防庁指揮支援隊、山形県隊、福井県隊、埼玉県隊、千葉県隊、宮崎県隊
- 県内消防本部
 - 一関市消防本部

4 名古屋市消防局が指揮支援部隊を担当

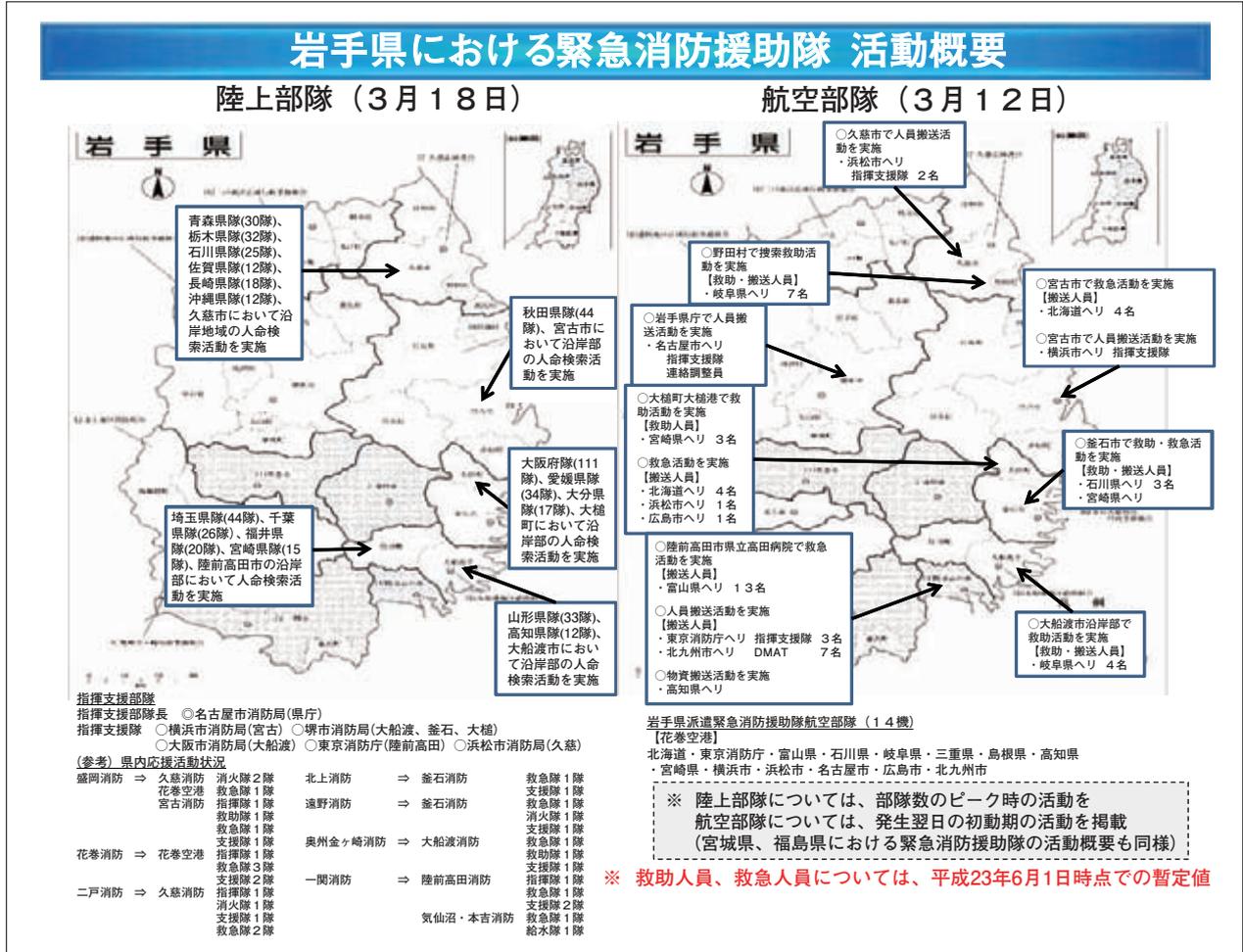
県内における消防活動全般の指揮をとったのは、名古屋市消防局であった。
 本来「緊急消防援助隊の編成及び施設の設備等に係る基本的な事項に関する計画」では、本県に災害が発生した場合、仙台市消防局がその指揮支援の任

務にあたることになっており、もし仙台市消防局がその任務を遂行できない場合は、札幌市消防局が代行することになっていた。しかし、宮城県が被災したため、札幌市消防局は、宮城県に出動要請され、代わりに名古屋市消防局に出動要請がなされた。

平成23年3月11日17時30分、名古屋市消防局の5人で構成された指揮支援部隊は、名古屋市消防局消防航空隊ヘリコプターで、航空隊3人とともに名古屋空港を出発し、18時55分に東京ヘリポートに到着、給油後に花巻空港に向かうはずであったが、降雪で着陸不可のため、急きょ行き先を福島ヘリポートに変更して出発した。

翌朝3月12日6時55分、名古屋市消防局指揮支援部隊は、花巻空港に到着後、県庁直近の盛岡東警察署屋上ヘリポートに移動し、県庁に入り、県災害対策本部、盛岡地区広域消防組合消防本部（代表消防機関）から、被害状況、消防隊の活動状況、道路の状況などについて確認をとった。

名古屋市消防局指揮支援部隊長は、県内に進行中の応援隊の割り振りを12日11時30分に完了している。



【主な緊急消防援助隊の活動】

秋田県陸上部隊(宮古市・山田町・矢巾町に派遣)

岩手県に最も早く進出したのは、秋田県陸上部隊であった。3月11日16時46分、消防庁長官の指示により岩手県への出動が決定し、17時30分、秋田県陸上部隊は北上市に向けて、29隊99人が出動している。18時23分に進出拠点の変更があり、盛岡市アイスアリーナに23時04分に到着。3月12日午前5時10分には、宮古地区消防本部に到着した。

同日6時50分に岩手県災害対策本部から、2次隊の派遣要請を受け、8時20分、秋田県隊2次隊13隊52人が出動、14時15分に宮古地区消防本部に到着した。

秋田県隊は、山田町方面を秋田市消防本部隊に、宮古市田老地区方面を大曲仙北広域市町村圏組合消防本部に割り当てして、被災区域の消火・救助・救急活動にあたった。

また、秋田県隊のうち救急部隊2隊と後方支援部隊2隊は、岩手県消防学校に移動し、ヘリコプター搬送された傷病者の救急搬送活動を3月13日まで担い、14日には宮古地区消防本部で秋田県隊本隊に合流した。

秋田県消防防災航空隊

秋田県消防防災航空隊は、所有する消防防災ヘリコプターが点検中であったため、地上部隊として本県に入った。3月12日2時15分に出動し、岩手県防災航空センターがある花巻空港において、県防災航空隊の支援活動（人命救助を行うヘリコプターの活動状況管理、センター支援、消防防災ヘリ・警察ヘリ・海上保安庁ヘリ・ドクターヘリの駐機スポットへの誘導と燃料補給活動）に従事した。また、本県防災ヘリコプターに搭乗し、被災地の偵察・消火

支援活動も行っている。

本県にいち早く支援に入った秋田県隊は、派遣滞在期間も長期に及び、秋田市消防本部（3月11日～4月28日の41日間）、秋田県消防防災航空隊（3月12日～4月16日の33日間）など、発災当日から状況が落ち着くまでの間、本県での活動に尽力した。

山形県陸上部隊(大船渡市・陸前高田市に派遣)

山形県陸上部隊は、3月11日20時30分に本県へ向けて出動し、12日2時54分に北上地区消防組合消防本部に入り、同日7時5分に活動拠点（大船渡市活動隊）の大船渡東高等学校に到着。大船渡市及び陸前高田市の2方面に分かれて、津波被害区域の捜索・救助活動を実施した。

13日、アメリカ・イギリス・中国の国際救助チームが、大船渡地域の支援に投入されることを受けて、国際救助チームと捜索場所が重ならないよう調整しながら、消火・救助活動にあたった。大船渡市で展開されたローラー作戦時には、自衛隊、警察、大船渡消防、地元消防団と連携して活動を実施した。

北海道防災航空隊

北海道防災航空隊は、3月12日6時46分に丘珠空港を離陸し、同日10時43分に花巻空港に到着した。以降、岩手県全域において、救急搬送、人員物資搬送、上空からの警戒調査や散水活動を実施した。

5 ヘリコプターの活躍と調整

本県は面積が広大な上に、内陸地域と沿岸地域の間には北上山地があり、この間を陸路で移動する場合は通常でも約2時間を要する。今回、津波の被害を受けた沿岸地域は、リアス式海岸という地形の特徴



緊急消防援助隊によるがれき内の行方不明者捜索活動



本県被災地に最も早く進出し活動を展開した秋田県陸上部隊

もあって海上からのアクセスも困難だったことから、今回の震災では、ヘリコプターの運用に重きがおかれ、ヘリコプターが様々な場面で活躍している。

今回最も早く展開されたヘリコプターによる救援活動は、発災当日の3月11日18時10分、三沢基地から飛んだ航空自衛隊によって陸前高田市で被災した11人が救助され、18時48分に市内の高台に搬送された活動である。ビルの屋上や高台に孤立した避難者の救出救助でも、自衛隊ヘリコプターのほか、警察ヘリコプターや消防防災ヘリコプターが活躍し、1,189人が救助されている。

花巻空港と県消防学校に設置されたSCUでは、DMAT等によって広域医療搬送が展開されたが、そこでもヘリコプターが活躍した。

大槌町や山田町で発生した大規模火災の消火活動でも、ヘリコプターが活躍しており、自衛隊の大型輸送ヘリコプター・チヌークが林野火災の消火活動に投入されている。

こうした様々な場面で活躍したヘリコプターであるが、本県には、発災翌日に各機関のヘリコプター30機が参集しており、ピーク時には、消防、自衛隊、警察、海上保安庁、県、民間などの最大41機が本県に参集した。

県は、災害対策本部支援室内に「ヘリコプター運用調整班」を設置して、自衛隊、消防、海上保安庁、本県等のヘリコプターの運用を統括し、各方面からの要請に対して調整を行った。ヘリコプター運用調整班では、主に県防災航空隊長が各航空隊の調整にあたったが、県内の地理にも詳しい地元の防災航空隊長に指揮を委ねたことは、様々な面でメリットとなった。

ヘリコプターや航空機の駐機拠点は花巻空港とし、不測の事態に備え、矢巾町にある県消防学校の

ヘリポートも確保した。また自衛隊、消防、警察、県で共通して用いるヘリコプター専用の共通無線機周波数も決定した。

航空管制を担う航空自衛隊のAWACS（エーワックス）と航空管制機E-2C（イーツーシー）の運用と航空自衛隊山田分屯基地を介して情報を共有することもできた。運用調整班が一元化されていることで、大きな混乱はなく、各航空部隊との連絡調整もスムーズに行われた。

県災害対策本部は、こうした防災機関の活動がスムーズに運営できるよう燃料の確保と調整にあたった。県はかねてより花巻空港に燃料を供給している給油業者2社と協定を締結しており、航空機の燃料については、その業者が貯蔵している航空用燃料を優先して供給してもらった。これは、平成20年に発生した岩手・宮城内陸地震において、花巻空港に燃料締結業者が1社しかなく、燃料の給油遅延が問題となった経験を踏まえての対応であった。

3月12日以降に花巻空港に参集した災害対策用の航空機も、その備蓄燃料で対応していたが、参集する航空機の数が次第に増加し、貯蔵していた燃料だけでは不足することが懸念された。総務省などに要請して燃料の確保を行ったが、燃料の供給は比較的スムーズに行われ、航空機の活動に大きな支障が生じることはなかった。

6 行方不明者の捜索

全国各地から参集した自衛隊、消防、警察、海上保安庁の職員、そして、県内防災機関の職員が、発災翌日の3月12日早朝から、捜索活動を開始した。

【自衛隊】

県内の陸上自衛隊岩手駐屯地と航空自衛隊山田分



東京消防庁航空隊による物資輸送



自衛隊と警察の連携による行方不明者捜索と遺体の収容

屯基地に所属する各部隊は、発災翌日の12日から、陸前高田市、大船渡市、釜石市、大槌町、山田町、宮古市（田老地区）、田野畑村、普代村、野田村、久慈市に展開し、被災地の行方不明者の捜索に全力を注いだ。

海上では、海上自衛隊の護衛艦「ちょうかい」が3月12日、三陸沖で漂流中の生存者を発見し救助している。

行方不明者の捜索は3月15日から人員を大幅に増員して、本格的に展開された。がれきと汚泥が行く手を阻む中、部隊のパケットローダーが道路啓開しながらの捜索となった。3月16日は真冬並みの寒さになり、沿岸地域の被災地にも雪が降ったためヘリコプターによる救助活動は難しく、陸上からの捜索活動が続けられた。

4月1日と2日には、航空機30機、護衛艦10隻、車両3,500両が参加した第1回目の行方不明者の大規模な集中捜索を実施した。第9師団特科連隊及び第2師団の隊員約1万2,000人が、NPOの民間ボランティアダイバーや地元漁協と協力し、ゴムボートや漁船を使って海上及び沿岸一帯の捜索を展開した。海岸や沿岸地域の海底には、流出したがれきや漁具などが大量に堆積し、行く先々でそれらを撤去しながらの作業となった。

4月10日、海上自衛隊は、陸空自衛隊及び海上保安庁と協力し、第2回目となる行方不明者の大規模集中捜索を実施している。震災発生から1カ月経過したこの時点での行方不明者の数は県内でも4,000人を超える状況であった。集中捜索には、艦艇、ヘリコプター、小型ボート、潜水員など、海上自衛隊の持つすべての捜索手段が投入された。

4月25日には、太平洋及び沿岸地域において、第3回目の集中捜索が行われ、33体の遺体が収容

されている。自衛隊による行方不明者の捜索は、5月に入ってから続き、沿岸地域での災害派遣活動が終了する7月24日まで継続された。この間、自衛隊による県内の救助者は陸・海・空合わせて約690人、収容遺体数は2,805体であった。

【消防 緊急消防援助隊】

発災直後に国の要請を受けて本県に参集した緊急消防援助隊は、県災害対策本部や他の防災機関と連携しながら、岩手県全域において救助救出活動や行方不明者の捜索にあたった。

3月11日～3月30日の間、緊急消防援助隊による救助・捜索活動では、生存者26人が救出され、445体の遺体が収容されている。

【警察 広域緊急援助隊】

全国から派遣された約1,400人の広域緊急援助隊は、約1,100人の本県警察隊とともに、被災地での救出・救助、行方不明者の捜索、遺体安置所の確保・運営、検視、身元確認等の災害警備活動、各避難所における治安維持などにあたった。

県内で収容された遺体は4,671体で、うち身元が判明しているのは4,589体である（警察庁：平成24年3月11日現在）。平成24年3月9日～11日には、岩手県警と釜石海上保安部による最大300人体制で、宮古湾・大槌湾・広田湾の海中や、津波で浸水した地域や砂浜などの海岸線、海上の集中捜索を行った。

収容された遺体の中には水深30mほどのところで発見される遺体もあった。

【海上保安庁】

海上保安庁は、岩手県警と連携した集中捜索活動



緊急消防援助隊による水没地域の捜索活動

の実施など、海上、海中での捜索活動にあたった。捜索活動は、巡視船から潜水士が海に潜り、津波によって破壊された防潮堤付近などで行われた。海上保安庁の活動によって捜索・発見された行方不明者の数は以下のとおりである。

- ・宮古沿岸海域 13 体
- ・山田／船越沿岸海域 18 体
- ・大槌沿岸海域 40 体
- ・釜石沿岸海域 16 体
- ・大船渡沿岸海域 16 体
- ・陸前高田沿岸海域 23 体
- 合計 126 体

7 警察の主な活動

今震災では、地震や津波の被害を受けて、信号機の停電や倒壊、冠水で道路が通行できなくなるなど、交通基盤に大きな障害が生じたため、警察庁は、地震発生直後から全国で延べ8万人以上の広域緊急援助隊を派遣し、被災地一帯の交通規制担保措置や信号滅灯交差点等における交通整理を実施している。

また、被災地での犯罪発生を抑制し、地域の治安を守るため、平成23年3月18日から制服警察官とパトカーによる地域警察特別派遣部隊(1日当たり最大時約450人、200台超)を被災県に派遣し、避難所や仮設住宅のパトロールを行った。各県警察の連携により、平成24年2月29日までに、殺人未遂、強盗、窃盗等の犯罪など230件273人を検挙している。

【東日本大震災で派遣された警察部隊(被災3県)】

- 広域緊急援助隊・警察部隊(行方不明者の捜索)延べ111,000人

- 航空情報隊(被災情報収集、緊急要員・物資の搬送)延べ600人
- 地域警察特別派遣部隊(警戒)延べ21,000人
- 移動鋼板車部隊(避難所を移動しての各種警察活動の窓口業務)延べ100人
- 被災者サポート隊(被災住民の心のケア、要望・相談対応)延べ1,200人
- 第二機動隊派遣部隊・警戒警ら部隊(遺体安置所・避難所警戒)延べ7,800人
- 広緊交通部隊・特別交通派遣部隊(交通規制、緊急通行路の確保、交通整理)延べ30,000人
- 広緊隊刑事部隊(検視)延べ9,000人
- DNA採取支援隊(DNA採取型採取活動)延べ300人
- 特別機動捜査派遣部隊(県中央部の後方治安対策)延べ5,800人
- 警護部隊(警護活動)延べ50人
- 警視庁支援隊(部隊の受入れ、派遣先への先導、物資の調達)延べ3,500人

【緊急交通路の確保と通行証の交付】

警察は、災害対策基本法に基づき、人命救助や緊急物資輸送に必要な車両の通行を確保するため、東北自動車道、常磐自動車道、磐越自動車道の一部区間等を緊急交通路に指定した。3月16日から22日にかけては、高速道路の補修状況等に応じて交通規制を順次縮小し、3月24日には、主要高速道路の交通規制を全面解除している。

また、緊急交通路の指定に伴い、緊急交通路の通行に必要な緊急通行車両確認標章の交付を行った。当初は、食料、医薬品、燃料等の輸送を行う車両への交付を最優先としたが、道路の補修状況や被災地の状況に応じて、交付対象を拡大した。特にタンク



大船渡市における国際援助隊と連携した行方不明者捜索活動



警察の広域緊急援助隊・自衛隊が連携しての捜索活動

ローリーに対しては、警察署に加え、高速道路インターチェンジでも対応した。交通規制が全面解除された3月24日までに合計163,208枚の標章を交付している。

【緊急通行車両確認標章交付対象の拡大等の経緯】

3月12日：医薬品、医療機器等の輸送車両
3月13日：食料品・生活用品・燃料等の輸送車両、
医師・歯科医師の使用車両、建設機械等の輸送車両
3月14日：高速バス
3月15日：家畜の飼料の輸送車両
3月16日：タンクローリーにICでも交付
3月22日：大型車等は標章なしで通行可
3月24日：交付終了

8 釜石海上保安部の主な活動

津波の被害を受け、航路標識をはじめとする保安施設のほとんどが津波の被害で使用不能となった。海上保安庁・釜石海上保安部は、庁舎も被災し、指揮機能が発揮できなくなったことから、3月13日、釜石港に入港した巡視船「そうや」（釧路海上保安部所属）に、現地対策本部機能を移して、仮庁舎に移転するまでの約1ヵ月にわたり捜索救助活動や支援物資配送等の活動を展開した。

陸上交通網が甚大なダメージを被ったため、海上ルートによる物資輸送の期待が高まったが、湾岸は津波により防波堤が損壊し、大量のがれきが港域を防いで海路の機能を喪失していた。

海上保安庁では、支援物資の供給ルートを早急に回復・確保するため、震災直後から測量船4隻によって県内の主要な港湾4港の水路測量を実施している。宮古湾では、海上保安庁所属の航空機に搭載している航空レーザー測深機を使用した水深の測量も

行われ、測量結果を基に海図を更新する作業を進めている。

灯台をはじめとする航路標識の多くも津波によって損壊し、県内に所在する航路標識83基のうち50基が防波堤ごと倒壊する等の被害を受けている。これら損傷した防波堤が復旧されるまでの間、船舶の安全な航行を保つための応急復旧・仮復旧を、段階的に進めているが、現在、本復旧しているのは損壊した50基うちの11基で、仮復旧基数は26基、応急復旧基数10基、未復旧は3基となっている。

【救助活動】

海上保安庁は、岩手県内の港湾・漁港を含む沿岸における漂流者、行方不明者、漂流船、漂流物の捜索・救難活動を、巡視船艇及び航空機により実施した。

3月13日には、大槌町立吉里吉里中学校に避難していた負傷者1人、釜石市立大平中学校から負傷者2人をヘリコプターで吊り上げてそれぞれ救助した。14日には、大槌町大槌ふれあい運動公園から負傷者1人を、ヘリコプターで花巻SCUに搬送している。3月13日には、巡視艇「きじかぜ」が釜石市新浜地区で孤立していた被災者2人を発見し救助にあたった。

海上保安庁が震災の救援救助に投入した巡視船艇及び航空機の延べ数は、3月に巡視船艇等287隻、航空機409機、4月には巡視船艇等420隻、航空機570機であった（平成23年9月末現在）。

【漂流物の回収作業】

沿岸海域には、津波によって多くの漁船等が漂流し、船舶以外にも漁網やがれきなどが流出していた。これらの漂流物は、航路の安全航行の障害になるほ



海上保安庁による漂流船隻航作業



海上保安庁による漂流物の回収作業(大船渡湾)

か、漁業の再開にも悪影響を及ぼすことが懸念された。

その後、港湾や漁港の航路障害物は、各管理者によって除去が進められたが、港外から沖合にかけて存在する大量の漂流物については、海上保安庁が民間業者に委託し回収運搬が実施された。

本県沿岸海域においては、5月3日から7月13日までの間で、11,870m³の漂流物を回収したが、沿岸域を航行している船舶に対しては「航行警報」として漂流物の情報を無線で提供した。漂流が発見された船は、巡視船により最寄りの港に曳航し、所有者が判明したものについては所有者に引き渡された。

【海路による支援物資配送】

海上保安庁は3月14日から、県災害対策本部や被災自治体等からの要請を受け、支援物資の搬送を行った。釜石海上保安部に派遣された巡視船に、食料、毛布、水、ガソリン、水ポリタンク、ブルーシート、日用品、合羽型救命胴衣などの支援物資を搭載し、釜石市、宮古市等に搬送している。

9 自衛隊の主な活動

東日本大震災では、10万7,000人という空前の規模で自衛隊が派遣され、様々な分野で活動が展開された。陸・海・空の3自衛隊が、訓練以外で統合任務隊として運用されたのは初めてのことであり、被災者の救出や行方不明者の捜索のほか、津波で流出したガスボンベの回収、がれきの撤去、支援物資の搬送、給水、給食等、3月11日から7月26日までの138日間にわたり、多岐にわたる支援活動が展開された。

震災の初動期以降、自衛隊の活動は人命救助や孤立避難者の救出といった任務から、行方不明者の捜

索や道路啓開と続き、次第に被災者の生活支援活動へと移行していった。

【道路啓開とがれき撤去】

発災翌日の12日から、自衛隊による道路啓開作業が行方不明者の捜索と並行して始まったが、被災地はどの地域も、津波で流出したがれきや汚泥で埋め尽くされており、行方不明者の捜索や支援物資の搬送を阻んでいた。

3月12日のがれき・土砂撤去は、第9施設大隊、第387施設中隊、第57施設中隊を中心に、陸前高田市、釜石市、大船渡市の道路から着手された。翌日13日から、陸前高田市、大船渡市、釜石市、大槌町、山田町、宮古市、普代村、野田村における道路啓開が本格的にスタート、3月16日・17日には、第4施設団、第9施設大隊、第387施設中隊により、山田町、大槌町、釜石市、陸前高田市の道路が、各日総計13.5kmずつ啓開された。

県との調整により、自衛隊のがれき撤去の対象は道路や公的施設のみとし、国道や県道の主要道路の啓開は、4月中旬にほぼ完了した。

【給食】

自衛隊による被災地での給食支援は、3月15日から始まった。15日に陸上自衛隊は、大槌町、釜石市、大船渡市、陸前高田市において、おにぎり880人分、加熱した缶詰240個を配布した。16日以降は、野田村等に支援地域を広げていった。

自衛隊による給食支援は、7月18日まで、約4カ月にわたって展開された。この間、提供された給食は、宮古市383,428食、大槌町332,482食、大船渡市275,640食、釜石市229,171食、陸前高田市194,706食、山田町109,944食、野田村8,270食、久



自衛隊による道路啓開



自衛隊による炊き出し作業

慈市5,860食、田野畑村760食、岩泉町10食であった。

【医療活動】

長引く避難所生活における避難者の健康と保健対策も重要課題であった。自衛隊は、隊内の医師や看護師及び衛生隊員が中心になって避難所を巡回し、避難者の診療や健康相談、傾聴などを行う医療活動を展開した。避難所にいる患者の多くは高齢者だったこともあり、常備薬の不足や体調の変化等、健康状態の把握に努めた。がれきや汚泥を撤去した後の防疫、被災地の診療所での医療支援にも尽力している（自衛隊の医療支援は6月10日をもって終了）。

また、発災から1カ月ほど経過した頃には、女性自衛官の看護師やカウンセラーで構成された「お話し隊」が避難所を巡回して、被災者の生活や思いを傾聴する活動を展開した。特に高齢者や子どもたちに受け入れられやすい女性が対応することにより、地域住民とのコミュニケーションづくりを図ることができた。

【入浴支援】

自衛隊第9師団は、陸前高田市、大船渡市、釜石市、大槌町、山田町、宮古市に1施設ずつ野外の入浴施設を設備し、被災者へのサービスとして提供した。入浴施設用の資材は、北海道の部隊などから支援を受け、テント内に設けられた入浴施設には、シャワーやバスタオル、下着、石けん類なども常備された。

入浴支援は、3月19日から7月24日まで続けられた。

【三鉄の希望作戦】

6月1日～14日にかけて、自衛隊第9師団は、

三陸鉄道南リアス線の唐丹駅周辺（釜石市）から盛駅周辺（大船渡市）までの間の4工区（①唐丹駅周辺 ②泊地区 ③甫嶺駅周辺 ④陸前赤沢駅—盛駅周辺）の全長36kmにわたるがれきの撤去、レールの切断・除去を行った。

この事業は知事の要請を受けてスタートしたもので、「三鉄の希望作戦」と命名された。作業を開始した当初は、1カ月ほど要すると見込まれていたが、2週間で完了した。この作業で自衛隊が撤去したがれきの量は約31万m³にも及んだ。

④ 海外支援の受入れ

今回の大震災津波では、救助救援活動として海外からの救援隊も数多く来援している。本県では、アメリカの救援チーム144人（救助犬12匹）、イギリスの救援隊77人（救助犬2匹）、中国の救援チーム15人が、大船渡市と釜石市で救援活動にあたった。

アメリカの救援チーム（フェアファックスチーム・ロサンゼルスチーム）は、3月13日に三沢基地に到着し、大船渡市と釜石市で救助活動を展開して19日に撤収した。イギリスの救助チームは、13日に三沢基地に到着し、大船渡市と釜石市で救命・行方不明者の捜索にあたり、17日に撤収した。中国の救援チームは、3月13日に羽田空港に到着し、大船渡市で救援活動を展開して20日に撤収した。

海外からの救助チームについては、受入体制の整備や意思の疎通など、いくつかの課題が残された。



自衛隊医療班の活動



自衛隊第9師団による入浴支援

諸外国・地域・国際機関からの救助チーム・専門家チーム等受入れ日程一覧

☆：撤収済 表中の日付はすべて平成23年 平成24年1月30日 外務省HPより

国・地域名	チーム構成	到着日	到着先	活動地（撤収日を含む）
☆ 米 国	レスキューチーム144人 ・フェアファックス(USAR)チーム ・ロサンゼルス(USAR)チーム ・各チーム救助犬(計12匹)を含む	3月13日	三沢基地	岩手県大船渡市, 釜石市 (3月19日撤収)
☆ 中 国	レスキュー隊員15人	3月13日	羽 田	岩手県大船渡市 (3月20日撤収)
☆ 英 国	レスキュー関係者 69人、プレス8人、 救助犬2匹	3月13日	三沢基地	岩手県大船渡市, 釜石市 (3月17日撤収)
☆ 国連世界食糧計画 (WFP)	物流支援要員計25人	3月15日～	成 田	東京, 宮城, 岩手, 福島 (7月31日撤収)
☆ フィリピン	医療支援チーム3人	6月28日	成 田	岩手県、宮城県 (7月11日撤収)



自衛隊による三鉄の希望作戦



米軍による救援活動

Column

避難所の運営にあたった教職員

東 日本大震災津波では、多くの学校施設が避難所となった。避難所としての指定の有無にかかわらず、一時的に避難住民を受け入れた場合も含め、避難所となった学校は県内で132校にのぼり、体育館を中心に、特別教室、普通教室、空き教室などが利用された。

高田第一中学校（陸前高田市）、盛小学校（大船渡市）、旧釜石第一中学校（釜石市）、県立大槌高等学校（大槌町）、県立山田高等学校（山田町）、南小学校（山田町）などの避難所では、一時期700～1,000人を超える被災者が身を寄せ合った。平成23年3月下旬までに、約6割の学校で避難所が閉鎖されたが、地域全体が被災地となった沿岸地域では、県立山田高等学校のように、平

成23年8月下旬まで避難所として利用されていた学校もある。

こうした避難所となった学校の約8割強で、期間には地域差があるものの、教職員が中心となってその運営に当たっていた。関係機関との連絡調整をはじめ、物資の配布と調整、避難所の管理、避難スペースの割り当て、児童・生徒への指導など多様な業務を担っていた。自らが被災者でもある中で、自分の生活と奉仕精神のはざままで苦勞した教職員が多かった。また、避難所の運営と並行して、学校再開のための方策も講じなければならず、教職員をはじめとする教育関係者に課せられた役割と負担は大きなものであった。

支援物資の供給と そのシステム

1 発災当初における物資の供給

県は、3月12日から自衛隊及び(社)岩手県トラック協会の協力を得て、被災地への物資搬送を開始した。当初は、通信が途絶し、また、一部の被災市町村では、被災によって行政機能が低下していたこともあって、被災地で必要とされる物資の種類や量等を十分に把握できない状態での活動開始であった。

被災地の情報が少ない発災当初の物資供給では、食料を中心に、市町村ごとの避難者数を基に必要と考えられる量のものを国等の支援により調達し供給した。また、被災地では、調理に必要な電気、ガス、水道などのライフラインも被災していたことから、できるだけ調理を必要としないおにぎりやパン、カップラーメン、ペットボトル飲料等を供給したが、被災地の情報やニーズ等が把握できるようになってからは、被災地の状況に応じて、食料や生活物資を調達し、また、全国各地からの支援物資も十分に活用しながら必要な物資を供給していった。

こうした物資供給活動は、大震災津波発災当時の県地域防災計画に基づき、県環境生活部県民くらしの安全課が中心となって担った。当時の県地域防災計画では、平常時における各課の分掌事務を基本に、災害時に対応すべき業務の担当課が定められていたため、平常時から食の安全・安心や生活衛生、生活安全等の県民生活全般にかかわる業務を所管する県

民くらしの安全課には、食料・生活必需品等の物資供給のほか、応急給水の調整、遺体の火葬の調整など、避難生活にかかわる業務の多くが集中した。このことによって、初動期の活動で混乱が生じた点も少なくなく、平成23年度末に行われた県地域防災計画の見直しでは、これを教訓に、災害対応の中心となる物資供給等の業務が一つの組織に集中しないよう、担当課の見直しや庁内応援体制の再構築が図られている。

2 物資集積拠点をアピオに設置

県では、当初、矢巾町にある(株)純情米いわて物流センターを支援物資の集積拠点としたが、初日に持ち込まれた物資だけでたちどころに満杯となり、急きょ、全国農業協同組合連合会岩手県本部等の倉庫を借りたものの、これもすぐにオーバーフローとなった。

県は、物資輸送の応援協定を結んでいた岩手県トラック協会と協議して、滝沢村にある岩手県産業文化センター（通称アピオ）を1次物資集積拠点として定め、3月14日以降に寄せられた物資はすべてアピオに集積することを決定した。当時、アピオで開催中だったイベントを中止し、ブースを解体しながら、災害物資の受入れと供給に対応できるレイアウトに整えていった。

催事場の面積は3,600㎡で、2,800㎡の展示場と



第1次物資集積拠点となった岩手県産業文化センター（通称アピオ）



アピオ内に「県アピオ事務所」を設置。県職員と岩手県トラック協会による24時間体制の支援物資の運用体制を構築



アピオは催事場面積3600㎡、展示会場2800㎡の広さを有する施設。1㎡あたり5トンの荷重に耐えられるため、大型トラックが直接乗り入れることが可能。第1次集積拠点に適う条件を備えていた

2,500台収容可能な駐車場も併せ持っていた。大規模な催事場として建設されたこの施設は、展示場の床が1㎡あたり5トンの荷重に耐えられ、大型トラックが直接展示場内に乗り入れることが可能で、フォークリフトやパレット（荷台）などの機材も使用できるなど、作業のスピードを図る上でも集積拠点に適していた。

県は、アピオを中核とした災害支援物資の基本的運用を岩手県トラック協会に委託し、県との連携体制を構築しながら、manifesto（搬出品名等が記載された輸送指示書）を活用した物資搬送を14日からスタートさせ、16日にはアピオ2階会議室に輸送対策室を設置した。同時に、manifestoの受渡しと岩手県トラック協会との連携を強化するため、アピオ内に県職員を配置した県アピオ事務所を設置し、24時間体制で支援物資の受入れ・積み込み・

搬出が可能なシステムを整えていった。

アピオを拠点とした、県と岩手県トラック協会が連携して行った物資の受入れ、積み込み、搬出などの一連の災害物資物流システムは、のちに「岩手方式」と呼ばれるようになり、現在、国の災害時の物流のモデルケースとして捉えられている。

3 24時間体制による災害物資物流

県地域防災計画では、あらかじめ協定を結んだ応援協定先と連携しながら、災害時に必要な生活必需品を調達し、供給していくことが定められている。

県は、物資の調達と緊急輸送に関し、各種団体と協定を結んでいるが、緊急輸送の協定を結んでいた岩手県トラック協会との連携は、今回の災害対応の中でも大きな成果を残すことができた。

アピオ内での作業体制として、管理チーム・作業チーム・警備チームが設けられた。管理チームは全員が岩手県トラック協会の職員と関係者で構成された。作業チームは、作業員が最大で100人24時間体制（当初2交代制。4月中旬からは3交代制）に加え、フォークリフト運転者8人で構成され、具体的な作業は、到着車両からの荷卸し・仕分け・搬出車両への積み込み作業である。警備チームは、警備会社の警備員3人とし、車両の入出場チェック、駐車場誘導、夜間の盗難防止等の警備全般について24時間体制で臨んだ。

花巻空港における自衛隊や米軍からの空輸便受け入れは、3月17日から始まった。発災直後から空路による緊急物資の輸送拠点として花巻空港を活用することとしていたが、セキュリティに係わる対応が必要なため、開始までに時間を要した。

空路が開通するまでの間、大阪から日本海側を通る陸路ルートで2日間かけて物資を搬送し、また、東京から20時間かけて支援に入った機関もあった。空路が開通してからは、比較的スムーズな物資調達が可能となり、花巻空港には、岩手県トラック協会の会員事業者(12社)から作業員が常時15人出動し、24時間体制で対応した。

4 国内外から寄せられる支援物資

支援物資の要請と受入れ、集積基地内での物資の仕分け作業（ピッキング作業）は、岩手県トラック協会の現場総括指揮者との連携によって作業が展開された。

被災地別に県が作成したマニフェストが、岩手県トラック協会の総括指揮者（又は指揮者補助）を経由して作業班長に渡り、各班がその内容に基づいて行動した。このことで物資の流れを全体的に効率よく把握できるようになった。また、場内では、品目別に物資を置く場所をあらかじめ設定し、ピッキング作業が効率的に行われるように努めた。

岩手県トラック協会専務理事で総括指揮者の佐藤

耕造氏は、「これまで経験がなくマニュアルもない中での作業で、走りながら段取りを考えていくしかなかった。当協会では、作業員・輸送車ドライバーなど、緊急物資輸送に携わるスタッフ全員に、被災者の気持ちを常に考え続けるよう伝え、言動に気をつけて冷静に作業するよう日々確認しあった。この種の輸送には、変更・キャンセルが予測されるが、そうした不測の事態にも整然と対処することを基本姿勢とした」と、当時を振り返っている。

アピオには、発災直後から、食料、水、毛布の3つを中心に支援物資が全国から届けられた。最も多い時で飲料水は120万本以上、毛布は35万枚以上が集まるというように、想定外の物資が一度に大量に到着することもあり、その一方で予定していた物資が入ってこないといった日もあった。

本県に届けられた支援物資には、国内の地方公共団体、企業等から飲料水、アルファ米、毛布、缶詰、トイレトペーパー、紙おむつ、レトルト食品などが提供された。海外からは、毛布、飲料水、マスク、カップ麺、缶詰、パスタ等が、延べ41カ国のほか、米軍、NGOからも届けられている。

海外からの支援物資で最も早く到着したのは、3月17日、フランス政府からの毛布8,000枚である。関西国際空港経由で花巻空港に到着した毛布は、陸路でアピオに搬送され、翌日の18日に被災地に向けて搬送された。陸路の搬送には陸上自衛隊が協力した。

3月18日には、アメリカ政府より飲料水20万本、生活用水20万本、食料品15万食、トイレトペーパー5万個が届けられている。3月20日にはインド政府より、子ども用のおむつ、マスク、ブルーシート、ポータブルトイレ190セットなどの生活用品が届けられた。

このほかにも、米軍、台湾の公益財団法人交流協会、パキスタン、EU、韓国、フィリピン、駐日欧州連合、タイ駐日大使館、台湾、タイ、イタリア、トルコ駐日大使館、モルディブ、アメリカ食肉団体、イギリス、香港、ベトナム、シンガポール、メキシコ、中国雲南省普洱（プーアル）市、モンゴル、イタリア、ブルガリアなど、世界各国の政府やNGO団体、企業から支援を受けた。

災害救助法に基づいた支援物資の配送は、発災から3月末までの間に、10tトラックに換算して、アピオや各倉庫から639便、直送便（パン、弁当、野菜、精肉など）は8便、ヘリコプターによる空輸は22便にのぼっている。県災害対策本部が廃止された8

月11日までの間では、アピオや各倉庫からの配送が計1,721便、直送便（パン、弁当、野菜、精肉など）が計1,692便、空輸が計22便、総計にして10tトラックで3,435便の支援配送が行われた。

国内外の企業や個人からも、多くの支援の手が差し伸べられた。国からの支援物資に係わる物資の対応は県民くらしの安全課が窓口となったが、特定企業や個人からの物資に関しては、地域福祉課が窓口となって対応した。

用途が限られた特定の物資の仕分けに関しては、一戸町の奥中山高原クラブのほかに、岩手県立大学の学生、滝沢村役場の有志職員の協力を得ることができ、大量の物資のサイズ分け、男女分けなどの仕分け作業において、大いに助けられた。

5 変化していく被災地のニーズ

発災から約2週間後、被災地から支援物資が届かないという声が聞かれるようになり、県が確認した結果、アピオから沿岸市町村の第2次集積センターに向けた物資は確かに届けられているものの、被災によって市町村がうまく機能できず、市町村の第2次集積センターから避難所への搬送が滞っていることが判明した。

このため県は、支援物資の供給を円滑に展開できるよう3月22日、ヤマト運輸、佐川急便と協議を行い、被災市町村ごとに担当分野を定めて、各避難所まで物資搬送が確実にされる体制を構築した。



物量も内容も時々刻々変わっていく大量物資を、広い施設内で効率的に搬入・搬出ができるようレイアウトを調整

自衛隊と宅配業者による新たな搬送体制は、翌日3月23日からスタートし、これにより市町村の第2次集積センターから避難所まで、確実に必要な物資が行き渡るようになった。

発災から時間が経過し、被災地のニーズも刻々と変化中、避難所生活が長引く被災者の健康を維持できる食生活を提供していくことも重要となっていった。

発災から約2週間後の3月28日からは、岩手県パン工業協同組合の協力により、パン食の直送便が



物資仕分け（ピッキング作業）の要となった被災地域別に搬出品名等を記載した輸送指示書（マニフェスト）



体育館に設けられた宮古市新里地区の第2次集積所（平成23年3月25日）



釜石市の第2次集積所に運ばれる支援物資。発災直後の支援物資の運送には、陸上自衛隊が大きく貢献（平成23年3月19日）

開始され、被災市町村の避難所に直接届けられるようになった。また、(株)岩手畜産流通センター、全国農業協同組合連合会岩手県本部によって、食肉加工品や野菜の直送便が開始されたのは4月1日で、さらに4月7日からは、被災者の食生活の充実と炊き出し作業の労力軽減を図るため、避難所から高校に通う生徒の昼食用弁当や、夕食用弁当の供給を岩手県生活衛生同業組合中央会の協力により開始している。

食料が被災地に確実に行き渡るように、県と連絡調整を行う県職員を被災市町村に配置し、現地からの状況報告を受けながら、きめ細やかな対処ができるようにした。自衛隊にも協力を仰ぎ、被災地の情報を伝えてもらって、被災者ニーズに沿った支援物資の調達と供給を目指した。市町村との連絡調整が行えるようになってからは、アピオでも余剰在庫を抱えることなく、被災者ニーズに沿った供給ができるようになった。

こうした体制と対応がとられていながらも、メディアによる報道の影響から、現場が混乱したこともしばしばあった。すでに必要な物資が必要な場所に供給されているにもかかわらず、時差的に物資不足のニュースが流れることで、時期を逸した物資手配を強いられ、余剰在庫が生じる要因の一つともなった。

6 様々な問題と対応

今回の大震災津波においては、ライフラインがまだ復旧していない間、アピオ内の在庫をできるだけなくし、円滑な対応を行うために、県では事前の連絡調整があった支援物資だけの受入れを基本としていたが、事前報告なしに届けられる物資もあり、対応に苦慮した面もあった。また、視察者が頻繁に来県し、その対応で現場の業務が滞ることもたびたびあった。

災害時に必要とされる要援護者等のための食料や物資（高齢者食、腎臓病食、アレルギー対応食、ミルク、大人用・子ども用紙おむつ等）の供給についても、被災地の保健所や活動する保健師、管理栄養士などからの意見を交えながら検討すべき点である。

小さなパッケージに様々なものが混在している個人からの物資の仕分けにあたる人員の確保は難しく、最後まで課題として残った。被災地を気遣う人々の好意をむげにすることはできないものの、県としては、個人からの支援物資は辞退する方針をとらざるを得なかった。



支援物資が集中し、アピオの展示会場に収まらなくなった物資に関しては、敷地内にテントを設置し保管場所とした。

7 古着への対応

個人からの支援物資の中には、善意に感謝しつつも、使用に耐えない衣類が多く含まれていることもあり、その処理に苦慮した。

国土交通省の検証によれば、平成5年7月12日に発生した北海道南西沖地震の際、被災地に送り届けられた古着のうち、99%が使用できなかったという報告もある。過去の災害で、古着を送られた被災自治体の中には、対処しきれずに焼却処分したところもある。

アピオには8,000～10,000箱近くもの古着が寄せられたが、県は、人々の善意を有効活用するための対応に苦慮していた。

そうした中、古着屋を運営する(株)Don Don upから、古着をすべて引き取り、その中から状態の良いものだけを選別して、被災地でフリーマーケット形式で無償提供するというアイデアが提案され、実施された。その結果、5月31日に大船渡市赤崎、6月2日に大船渡市三陸町、6月3日に陸前高田市で開催されたフリーマーケットでは、多くの被災者が来場し、古着は被災者へ提供されていった。フリーマーケットで余った衣類はすべて持ち帰られ、東南アジアやアフリカに輸出され、その利益は義援金として寄付された。

こうした企業支援のおかげで、本県に送られた古着は1枚も無駄にすることもなく活用できた。行政が古着リサイクル企業と連携してこのような活動を行ったのは全国でも本県が初めてである。

8 被災地支援を実現するために

支援物資受入れ・搬出拠点として、アピオを確保したことや、自衛隊と岩手県トラック協会の甚大なる協力により、支援物資を24時間体制で搬送する

ことができたものの、指令系統の混乱や情報伝達の行き違いによる需給のミスマッチ、第2次集積センターの確保や現地情報、自治体との連携不足等、様々な検討事項も残された。

また、今回の大災害においては、自治体で十分な備蓄があったところは少なく、備蓄があったとしてもそれを把握していないケースもあった。このため県は、備蓄に関し、各自治体に限らず、一般家庭や事業所でも最低3日分の食料・生活必需品を備蓄するよう呼びかけている。



2階スペースのほとんどが支援物資の古着で埋まったアピオ内部の様子



Don Don up による被災地での古着フリーマーケットの様子



古着を手にした被災者が、支援者へ感謝の意を伝える様子

第6節

犠牲者への対応

1 遺体安置所の確保

平成25年2月28日現在、岩手県警のまとめでは、東日本大震災津波による県内の死者は4,672人、行方不明者1,151人にのぼる。

捜索活動によって発見された遺体は、検視の後、遺体安置所に収容されるが、損傷が著しい遺体は身元の判明までに時間を要するなど、安置場所を確保する必要があった。本来、自治体が対応するはずであった安置業務も、今震災では自治体そのものが被災して行政機能が低下したため、県警は300人以上の職員を被災地に派遣し、安置場所の確保にあたった。

大きな施設は被災して使えなくなったところも多く、一方で被災を免れた学校や体育館のほとんどは避難所となっていた。発災直後、自治体機能がある程度確保されていたところでは、県警と市町村が協議して身近な施設に安置場所を決め、遺体を搬送している。

県は、被災者や遺族の心情を考慮し、避難所と安置場所をできる限り同じ施設内に設けないよう努めたが、犠牲者の数が甚大で小さな施設ではすぐに収容できない状況となり、安置スペースの確保や避難所からのアクセス問題などにも苦慮した。しかし、対象となる物件が見つからず、やむを得ず避難所と遺体安置所を同じ建物内に設置せざるを得ない地域

もあり、避難所と遺体安置所のスペースを確実に分け、容易に安置所には入場できないレイアウトにするなどの配慮がなされた。こうした状況であったことを踏まえ、県と県警は平成24年に入り、今後はあらかじめ遺体安置所とする場所を確保しておくよう全市町村に要請している。

2 収容される遺体と検視

発災当日の遺体収容は少なかったが、2日目以降から増え始め、12日の遺体収容は県内で216体ののぼり、13日～22日までの10日間で、毎日100体以上の遺体が収容された。収容数が最大となったのは3月15日で、この日だけで621体の遺体が収容されている。また、安否確認などに遺体安置所を訪れる方も日を追って増えるようになり、3月26日には、約6,000人の方が遺体安置所を訪れた。

一方、検視の結果、本県被災者の約90%が溺死で亡くなったことが明らかになった。年齢別には、身元が確認された死者の約67%が60歳以上となっており、多くの高齢者が津波から逃げ遅れ、犠牲となったことが浮き彫りとなった。



遺体安置所のひとつとなった陸前高田市立米崎中学校の体育館



遺体安置所となった体育館の前で開場を待つ住民等

【死者の死因内訳(岩手県)】

溺死：4,197 体 (89.85%)
焼死：60 体 (1.28%)
圧死・損傷死等：230 体 (4.92%)
不詳：184 体 (3.94%)
※平成 24 年警察白書統計資料
(平成 24 年 3 月 11 日現在)

【死者の死因内訳(岩手・宮城・福島 3 県合計)】

溺死：14,308 体 (90.64%)
焼死：145 体 (0.92%)
圧死・損傷死・その他：667 体 (4.23%)
不詳：666 体 (4.22%)
※平成 24 年警察白書統計資料
(平成 24 年 3 月 11 日現在)

検視にあたっては、検視台や資機材も十分ではなく、インフラが途絶し、電気や水道も使えないといった状況下での作業となった。検視にあたった検視官や警察官は、遺体を洗浄するための水や照明の確保にも苦労し、やむをえずプール等から汲み上げたわずかな水で丁寧に遺体の洗浄を行うなど、日没までの限られた時間で、身元特定のための作業を進めた。

遺体安置所に収容された段階では、身元が判明していない遺体もあり、遺体がどの地域で発見され、どこに収容されたのかを区別するために遺体安置所毎に番号を付していった。

遺体安置所では、納体袋やドライアイスなどの物資が不足していたため、県は国に協力を要請し、3月19日、国から約40トンのドライアイスが届けられた。その後は、県外の民間業者から調達し遺体の保存に努めた。

身元が判明して、遺族と連絡が取れた遺体については、遺族に引き渡すことになるが、死者数が多く棺が多数必要となることを見込まれたため、県は、3月14日に国や葬祭業組合等に棺5,500本、納体袋1万5,000袋の調達を要請し、3月16日には800本、3月18日には3,200本の棺が届けられた。調達した棺の中には組立てが必要なものもあり、完成品で納入された棺はすぐに被災地に向けて搬送できたが、3,000本は組立てが必要であったため、保管場所である矢巾町の岩手トラックターミナル倉庫において、建具組合の協力を得て組立てを行ってから、各地の遺体安置所に搬送した。

3月20日の段階で、県内で把握された死者数は約2,600人であったが、搬送できた棺は1,200本程度であり、棺の搬送が追いつかない状態であった。

棺の手配については、県が調達を行った他、被災市町村においても独自に調達を行った。



国から届けられた棺



国から届けられた棺 3200 のうち 3000 が組み立ての必要な棺だった



建具組合に協力を仰ぎ、矢巾町流通センターの岩手トラックターミナルの倉庫で棺の組み立て作業を行っている様子

3 困難をきわめた身元確認

県警は、検視を行い遺体の身元を確認するための身元追跡班を編成し、行方不明者届と照合を行いながら、身元不明の遺体の特徴を抽出していった。

今回の犠牲者の中には、津波やその後の火災により遺体損傷が激しく身元の特特定が難しいケースも多く、親族への引渡しのみが立たない遺体もあった。

遺体の身元確認作業は、発見場所の情報、所持品、身体の特徴、遺族の対面による確認などにより進めていったが、津波による犠牲者は本来の居住地から離れた場所で発見され、着衣や所持品がなく手がかりがない場合も多く、身元確認作業は難航した。

県警は、遺体安置所での身元確認作業に加え、DNA型検査や歯科所見による科学的な手法による身元特定にも取り組んだ。DNA型検査では、家族が行方不明となっている親族から、DNA型検査に必要な資料の提供を受け、さらにより確実な個人特定を行うために、日本赤十字社や岩手県予防医学協会、岩手県対ガン協会、歯科医師などの医療機関の協力を得ながら鑑定が進められた。また、手術痕や

ほくろ、歯の治療痕などの身体特徴やそれ以外の様々な裏付けのデータとDNA型検査の結果を併用するなど、総合的な判断の下、慎重に身元確認作業が行われていった。

平成24年10月には、健康診断の際に採取されていた血液の照合により、新たに5人の身元不明遺体の身元が判明している。また、当人が送ったハガキに貼られた切手、歯ブラシやひげ剃りから採取された資料を基にDNA型検査を行い、身元を特定できたケースもあった。さらに、ロット番号が記された人工関節から身元を特定したケースや、着衣のタグが通信販売会社製品の場合に顧客リストから身元を特定したケースも報告されている。

平成24年12月31日現在、身元が判明していない遺体は70体である。遺体は東北地方の海沿いで発見されることが多いため、DNA型検査による身元確認は、岩手・宮城・福島の被災3県の警察本部が連携して対応している。これらのDNAデータや身体的な特徴、氏名・住所などの被災者情報は、データベース化され、被災3県の県警本部が相互に情報を確認できるよう、システム構築がなされている。



遺体安置所を訪問する住民等への対応窓口

4 埋火葬の対応

県内には32の火葬場があるが、震災による被害は沿岸地域に限らず、内陸地域の火葬場も地震による被害を受けた。県は、3月13日の時点で、北上市の火葬場・しみず斎苑5基のうち3基が破損、一関市の火葬場・釣山斎苑は施設破損のため使用不可という報告を受けている。

沿岸地域の火葬場の処理能力は、一日64体程度であり、電気が復旧したところでは、3月14日頃から火葬が始まったが、被災地の火葬場は震災後の燃料不足により火葬の受入れが制限された。このため、県は専用のタンクローリー車を確保し、火葬場を巡回して燃料を供給する体制を整えた。しかし、そのような対策を行ってもなお、火葬が追いつかない状況であった。

【埋火葬許可の特例措置】

被災市町村において埋火葬許可が困難な状況を受け厚生労働省は、平成23年3月14日付け厚生労働省健康局生活衛生課長通知（「平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震」の発生を受けた墓地、埋葬等に関する法律に基づく埋火葬許可の特例措置について）により、各都道府県衛生主管部（局）長に対し特例措置を通知した。

この特例措置は、災害救助法の指定を受けた市町村において戸籍確認の実施が困難な場合等通常の手続きでは、埋火葬許可証の迅速な発行が困難な場合に、特例許可証により埋火葬を可能とするものであり、申請者は、正式な火葬許可証の発行を受けることが困難な事情が解消した段階で、特例許可証を添えて市町村長に埋火葬許可証の発行を求める。墓地及び火葬場の管理者は、特例許可証を埋火葬許可証とみなして埋火葬を実施するというものである。3月14日、県は厚生労働省からこの特例措置の通知を受け、特例許可について各市町村に通知した。

【火葬の広域調整】

死者が多数であり、沿岸被災地の火葬場だけでは火葬能力が不足する状態であったため、県は内陸地域の火葬場と調整し使用枠を確保して火葬の広域調整を行った。広域調整には、遺体の搬送車両が必要であったが、一般の運送業者からは協力を得られにくい状況であった中、全国霊柩自動車協会及び岩手県葬祭業協同組合の協力を得て、沿岸被災地の遺体を内陸地域の火葬場へ搬送した。

県の広域調整は平成23年3月18日～4月10日までの間実施し、1日20～40体、計705体の火葬を行った。

また、県内の火葬場だけでは火葬能力が不足する状況であったため、秋田県や青森県にも火葬の受入れを要請し協力を得た。

なお、陸前高田市の身元不明の遺体は、火葬能力が大きい首都圏の火葬場と受入れを調整し、千葉県の協力を得て、千葉市内、佐倉市内の火葬場において、平成23年4月8日～4月29日までの間で延べ7日間、1日30～40体、計207体を搬送し火葬を行った。

被災市町村の中には、一時期、土葬を検討した市町村もあったが、広域調整等により火葬が進んだことにより、すべて火葬を行うこととした。

被災市町村の行政機能
の回復

1 被災した市町村の行政機能

大震災津波によって、陸前高田市と大槌町では、本庁舎が津波に流され全壊し、その他7市町村でも本庁舎や支所等が浸水、破損したほか、多くの職員が犠牲となった。

陸前高田市は、本庁舎のほか附属施設である旧大工左官親交会館、松原倉庫が全壊し、公用車・船舶が流出した。職員293人中、68人が死亡又は行方不明となった。陸前高田市庁舎の1階に設置されていたサーバー室には、住民基本台帳システムや税システム、戸籍システム、財務会計システムなど複数のサーバーがあったが、津波によりすべて水没した。さらにサーバー室内のロッカーに保管していたバックアップデータもサーバーとともに流出し、住民基本台帳システムや税システムなどの情報システムを管理していた職員も犠牲となった。

大槌町は、2階建て本庁舎の2階天井付近まで浸水し、2階に設置されていた住民基本台帳システム、戸籍・税・福祉システムが収められていたサーバー室も水没した。総務課の金庫に保管していたバックアップデータやサーバーにセットしていたバックアップデータもすべて流出した。さらに職員136人中、町長及び課長級職員7人を含む33人が死亡又は行方不明となり、臨時職員等を含めると40人の職員を失った。

両市町では、住民基本台帳や戸籍、税、財務会計、福祉などに係わる基礎的な行政データが流出、汚損し、住民基本台帳ネットワークシステム（以下「住基ネット」）との回線も切断され、住民の安否確認に必要な情報の把握、転出入者の把握、債権債務者の把握、福祉など住民サービスの提供が困難になるなど、行政機能と住民サービス機能が著しく低下した。

県政策地域部市町村課では、陸前高田市と大槌町の状況が明らかになる中で、県が率先してこれら被災市町村の行政機能の回復を全力でバックアップすることが必要と判断し、支援体制を整えた。

2 行政機能回復に向けた3ステップ

県政策地域部市町村課では、3月17日から総務省より派遣されていたサポートチームの支援を受けながら、陸前高田市と大槌町の行政機能回復に向けて3つのステップを講じた。

- ・ステップ1：仮庁舎の建設
- ・ステップ2：必要な人材の確保
- ・ステップ3：バックアップデータの回復

■仮庁舎の建設

ステップ1として、職員が業務を行う体制を確保するための仮庁舎を設置する必要があり、設置場所、必要な広さと資材、公用車や備品の確保、通信手段などについて、市町職員と調整を行った。

陸前高田市は3月12日に、同市学校給食センターに災害対策本部を置いて初動対応に当たっていたが、事務量の増加に伴い、同19日に同給食センターの南側にユニットハウス1基による仮設庁舎を設置した。同20日にはユニットハウス6基を連結し、事務棟と市民待合室を設けた。さらに5月16日には17基のユニットハウスが結ばれた仮設庁舎となった。

この仮設庁舎では、罹災証明書の発行、埋火葬許可証の交付、死亡届の受理など、被災者に係わる緊急業務に対応した。その間、プレハブによる仮庁舎



被災市町村では、税・財務会計・福祉など、業務に必要な資料が流失、汚損した

の建設にも着手し、5月16日から7月にかけて順次移転を行った。

大槌町は、中央公民館に災害対策本部を設置していたが、国土交通省の協力により、4月25日から旧大槌小学校グラウンドに2階建てユニットハウス7基による仮設庁舎を設け業務に当たった。その後、業務の増加に伴い施設を増設し、平成24年8月6日以降は、旧大槌小学校校舎を改修した仮庁舎において業務を続けている。

■必要な人材の確保

行政機能回復に向けての第2のステップは、業務に必要な人材を他の自治体からの職員派遣により確保することであった。県では、多くの職員が被災した陸前高田市と大槌町への支援を最優先し、3月18日と20日に両市町を訪ね、職員の被災状況やどの分野の業務にどのくらいの人材が必要なのかヒアリングを行った。

また、本格的な職員派遣を開始するまでの対応として、県から担当課長級の職員を陸前高田市に3人（3月22日～5月11日。延べ129人）、大槌町に2人（3月20日～4月30日。延べ96人）派遣した。このほか、陸前高田市には総括課長級の職員1人を5月1日から5月31日まで派遣した。これらの派遣職員は、両市町で幹部職員の多くが被災したこと

や、前例のない事案が多く発生するなどの混乱の中で、市町の意思決定に至るプロセスにおける助言や総務関係事務、県や関係機関との調整など、様々な業務に対応した。

職員派遣については、陸前高田市と大槌町から、3月中に必要な職員派遣の要請があり、県市長会と県町村会を通じて、県内の各市町村に支援要請が行われ、4月1日には各市町村から申出を得ることができた。

また、名古屋市からは3月末に陸前高田市への全面的支援の申出があり、職員派遣についても4月から調整が開始された。

さらに総務省においても全国の市町村から職員派遣を行うスキームを設けた。県では総務省スキームに先行して、3月下旬から調整を行っていたことから、陸前高田市には4月18日に2人、同22日には10人が先行して派遣され、5月12日までに51人が本格派遣され任務をスタートしている。大槌町には、5月1日から18人の職員が派遣された。陸前高田市及び大槌町以外の被災市町村については、4月中に派遣調整を行い、5月9日から順次派遣が開始された。

平成25年2月1日現在における、各市町村への派遣決定者数は以下のとおりである。



旧大槌小学校グラウンドに設置された大槌町仮設庁舎

●被災市町村への派遣者数

(平成25年2月1日現在)

[派遣先]

宮古市 30人
大船渡市 48人
久慈市 1人
陸前高田市 65人
釜石市 42人
大槌町 81人
山田町 27人
岩泉町 2人
田野畑村 9人
野田村 14人
一関市 2人
合計 321人

[派遣元]

県内市町村 69人
県外市区町村 195人
県外都道府県 27人
県 30人

なお、職員派遣は基本的に、地方自治法の規定に基づいて行われ、派遣元と派遣先の市町村が派遣に関する協定を結び、派遣職員は両市町村の身分を併せもって業務に携わっている。

被災市町村の業務内容や人材ニーズは、復旧・復興の進捗状況に応じて変化していく。

応急復旧の段階から復興事業に主力が注がれるようになり必要とされるのが、復興計画に基づいてまちづくりを行うための用地取得や実際の工事に係わる技術専門職など即戦力となるマンパワーである。

県は、全国の市町村に向けて専門的な知識、経験、実践力をもった職員の派遣要請を行っているが、こうした人材を求めているのは本県だけではなく、宮城県や福島県でも同様であり、また全国の市町村では行財政改革に伴い職員数は減少傾向にあることから、人材確保には困難が伴っている。

今後は、市町村職員派遣だけではなく任期付職員、公務員OBや民間企業職員などの人材も幅広く活用していく必要がある。



ユニットハウスにより設置された陸前高田市仮設庁舎



現在の陸前高田市仮設庁舎



ユニットハウスにより設置された大槌町仮設庁舎

■バックアップデータの回復

被災した市町村の行政機能回復の一環として県が行った第3のステップは、流出したバックアップデータの回復だった。

住基ネットのデータは、法律に基づいて4つの基本情報（氏名・住所・性別・生年月日）が県のサーバーに登録されているが、市町村には原則として提供できないことになっている。陸前高田市や大槌町では、これらのデータが流出してしまったことから、県は、開会中の2月定例会に条例案を提出し、保有データを被災市町村に提供することが可能となるよう条例改正を行った。この結果、3月中に県保有データを陸前高田市と大槌町に提供することができた。

また、陸前高田市では庁舎のサーバー室からデータを収めたハードディスクを回収し、住民基本台帳システムと税システムのデータを復旧した。戸籍情報に関しては、管轄の法務局で保存していた戸籍の副本等に基づきデータが再生された。

大槌町では、町が委託していた事業者から建物内にサーバーが残っているのではないかとの情報があり、回収を試みることとなった。3月25日、町の職員情報班長、県担当者、委託事業者担当者が被災した庁舎内からサーバーを回収して、各ハードウェアメーカーにデータの復旧を依頼した。その結果、財務会計サーバーのデータは復旧できなかったものの、サーバー室に残されていたバックアップテープから、住民基本台帳・税・介護のデータの復旧に成

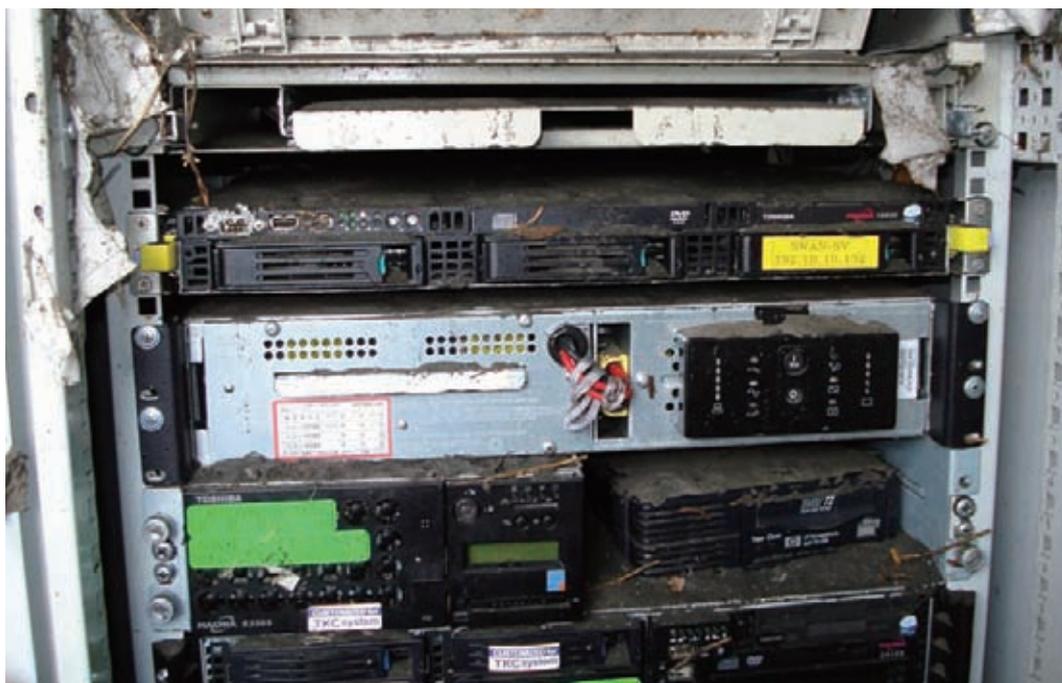


被災した大槌町役場2階に残された各種システムのサーバー

功した。

必要なデータの復旧と機器の整備と並行して、住基ネットへの接続に向けた準備を進め、大槌町は7月7日に、陸前高田市は8月1日に、それぞれの住基ネットへの接続が回復した。県と市町村が一体的な取組を進めたことにより、被災3県の中で本県が最も早く全市町村の住基ネットへの接続を回復することとなった。

陸前高田市や大槌町をはじめとする被災市町村の行政機能は、職員の懸命な働きで徐々に回復の兆しを見せ始めているが、被災者が現在の仮設住宅から持ち家や復興公営住宅に移り、それぞれの地域が暮らす場、働く場、教育の場となるまでには、中長期的なスパンで支援を継続していく必要がある。



大槌町役場の住民基本台帳システムのサーバー

第3章

災害対策
本部設置・
初動対応

コラム

Column

大槌町で起こったこと

大槌町役場 総務部長 平野公三

東日本大震災津波による被災の状況は、被災地によって千差万別だった。それは大槌町のような小さな域内でも同様で、被害状況を一概に伝えられるようなものではなかった。

様々なところから「情報がなければ何も対応できない」といった問い合わせが入ってきたが、被災地の私たちは連絡したくても連絡できる状況ではなかった。すべての通信手段が失われ、どうやって人と会い、どのように連絡をとりあえばいいかわからないところに集中する一方的な連絡は、私たち職員を翻弄させ、消耗させるだけだった。

有事の際は、通常のマニュアルは役に立たない。たとえ有事を想定した計画を立てていても、実際に事が起これば、そのとおりにいくとは限らない。庁舎の設備すべてが損壊し、仲間や部下が目の前で流され、町役場のトップが亡くなった。生き残った職員の多くが、家族や知人を失い家財を失った。まさに戦場のような状況下で、イレギュラーな問題を一つひとつ解決していくしかなかったのである。

なぜ自分ではなく、20代30代の若い職員が犠牲となったのか。生き残ってしまったという後ろめたさがぬぐいきれず、当時のことをいまだに冷静に振り返ることはできないが、その時は公務員としてできる限りのことをまっとうしようという思いだけで動いていたように思う。

支援する側への要望をあげるとすれば、今回のような災害初動期では、被災市町村からの要請の有無に拘わらず、現場で起こり得ることや必要なことを想定して、ことを推し進めて欲しかったということである。自らも被災者である職員に、冷静に状況を見極めよと言われてもそれは難しい。だからこそ、第三者的な立場で冷静に状況を判断し進めていく視線と立場が求められるのである。そのためにはやはり、現地に入って現実を見ることが大前提で、必要な情報もそこで得られていくものではないか。

今回それを実践したのが遠野市だった。水、毛布、米、食料、防寒具、燃料といった様々な支援物資が、こちらの要請を待つことなく、発災直後から3月末まで毎日続々と届けられた。積極的に被災地に赴いてくれる姿勢とその思いが、どんなに私たちを勇気づけてくれ

たことか。

私は一介の職員であり、遠野市長の本田敏秋氏と直接お会いする機会もなかったが、今回の対応や職員の働きから、市長がそれ相応の覚悟で後方支援にあたってきたこと、そのための準備を長い時間をかけて構築してきたことがうかがえた。この度の遠野市による後方支援活動は、防災に対する意識と日頃からの訓練が、被災地で有効に実践された極めて大きい功績と言える。

沿岸広域振興局の職員による支援も心強かった。大槌町役場の窓口となったのは沿岸広域振興局だったが、こちらからの情報や報告事項はすべて、振興局を通して県サイドに伝えてもらった。振興局の職員は、私たちのいる現場に日々何度も来援し、現状を把握した上で、県の災害対策本部に必要な対策案を報告してくれた。広域振興局との連携があったからこそ、私たち職員もなんとかふんばり続けられたと思っている。

これまで経験したことのない事案にも多々直面した。御遺体収容もその一つである。対象となる御遺体には、親戚や近所の知人なども多く含まれており、私たち職員にとっても大変につらい仕事だった。「なぜこのような仕事をしなければならないのか」といった声も内部からあがった。ことにあたって誰もがそうした思いをもったであろう。

だが、私たち大槌町をはじめとする沿岸地域の自治体が、もっと早くから防災に係わる過去の教訓を深く学び、危機管理意識を育てていれば、そうした声があがることもなかったかもしれない。津波や地震に限らず、有事の際には、様々な事案が発生し、マニュアルにはない対応が求められるのは当然ということ私達は忘れていた。

被災後の4月以降、県内外から大勢の応援職員が役場に入り、現場の業務を支えてくれたことには感謝している。滞在期間中、それぞれが考えるところはあったのではないかと思う。そうした記憶や思いを大事にしながら、これからの防災計画に活かすこと、震災の記録を言葉として残すことが、これから私たちのやるべき大事な責任と考えている。



岩手県東日本大震災津波の記録

第4章

応急復旧期

- 公共施設の復旧 ● 第1節
- 災害廃棄物の処理と対策 ● 第2節
- 医療・社会福祉施設の復旧 ● 第3節
- こころのケア ● 第4節
- 応急仮設住宅の建設と対策 ● 第5節
- 産業復興支援 ● 第6節
- 被災者生活再建支援 ● 第7節
- 天皇皇后両陛下のお見舞い ● 第8節
- 被災地病院からの視線 ● コラム

第1節

公共施設の復旧

1 幹線道路の復旧

今回の大震災津波では、県管理の国道・県道だけでも50路線68カ所が全面通行止となった。幹線道路である国道45号をはじめとする沿岸地域の道路は、がれきや冠水などで寸断され、また、津波により陸前高田市の気仙大橋（国道45号）などが流出した。

県は国土交通省東北地方整備局と連携し、東北地方を縦に走る東北自動車道と国道4号の縦軸のラインを確保した上で、これらの縦軸ラインから三陸沿岸に至る横軸ラインを確保する「くしの歯作戦」（図4-1）と連動する形で道路啓開を進めた。がれきの中に生存者がいる場合を考慮し、慎重に作業を進めるとともに、開通した道路については、連日、県のホームページにおいて、通行可能ルートに関する情報を提供していった。

また、県と岩手県建設業協会との「災害時における応急対策業務に関する協定」により、道路啓開作業及び損壊した道路、橋梁などの応急工事、がれき処理などには、地元建設業者や内陸地域から応援にきた建設業者などがあつた。

4月7日に発生したM7.1の余震では、奥州市の国道397号小谷木橋、国道343号藤橋などが損傷したほか、一関市の県道白崖弥栄線日形などで法面崩落による全面通行止などが発生したことから、内陸地域においても土砂撤去作業など、早急な対応により交通の確保に努めた。

沿岸地域の幹線道路である国道45号では、津波によって流出した陸前高田市の気仙大橋の仮橋が完成するなどして、7月10日に全線の通行が可能となった。このほか、地盤沈下のため高潮などで浸水する国道・県道については、応急的に道路のかさ上げを行って対応した。

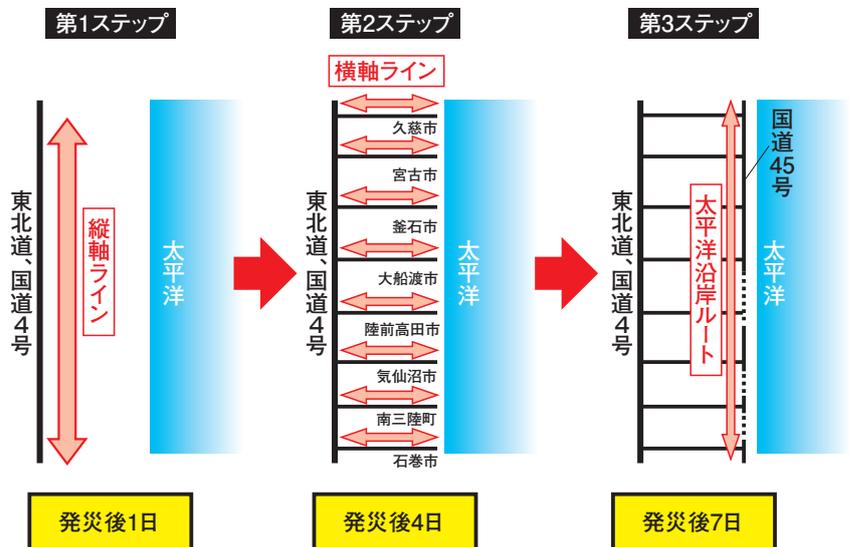


釜石市内における道路啓開作業

図4-1 くしの歯作戦による三陸沿岸地区の道路啓開・復旧

3月11日、津波で大きな被害が発生した沿岸部への進出のため、「くしの歯型」救援ルートを設定

- [第1ステップ] 東北道、国道4号の縦軸ラインを確保
- [第2ステップ] 三陸沿岸各地へのアクセスは東北道、国道4号からの横軸ラインを確保
→3月12日:11ルートの東西ルート確保
→3月14日:14ルート確保
→3月15日:15ルート確保
(16日から一般車両通行可)
- [第3ステップ] →3月18日:太平洋沿岸ルート
の国道45号、6号の97%について啓開を終了



2 港湾施設の復旧

県が管理する6港（大船渡港・釜石港・宮古港・久慈港・小本港・八木港）をはじめ、県内の港湾はすべて被災した。大船渡港と釜石港に整備されていた湾口防波堤のほとんどが倒壊し、各港の岸壁や護岸なども流出、沈下という甚大な被害を受けた。

発災後は、破壊された建物や車両などがれきが港内に漂流、あるいは海底に沈んだ状態となっており、被災者支援のための大型船の入港には、海上啓開作業が急務であった。海からのアプローチを確保するため、機動力を発揮したのが、国土交通省本省と東北地方整備局であり、国と日本埋立浚渫協会が結ぶ協定に基づいて、起重機船等が派遣され、海上啓開作業が行われた。

発災当初、県は、人命救助を最優先に取組を進めており、沿岸地域の出先機関においても部署を問わずに人命救助最優先で対応していた。このため、県では、港湾施設の被害状況調査に着手できない状況であったが、国の機関による支援体制が構築され、調査等が進められていった。東北地方整備局釜石港湾事務所では、海底のがれきの状況や水深の確保状

況などの調査を率先して進め、海上啓開作業とあわせて県への情報提供を行った。

また、3月16日には中部地方整備局の大型浚渫兼油回収船「清龍丸」が釜石港に、17日には北陸地方整備局の大型浚渫兼油回収船「白山」が宮古港に、それぞれ入港した。清龍丸と白山は海上啓開作業を進めるとともに、緊急支援物資の搬送を行った。その後も海上啓開作業を続行し、接岸可能な岸壁の数を増やし、大船渡、釜石、宮古、久慈の4港から、食料や不足する燃料を多く搬送することにも貢献した。現場では、物資を積んだ船が入港しても、物資の仕分けを行う人員が不足するなどの課題も生じていたため、国の主導により、クレーン調達なども行われた。

港湾施設については、沿岸南部の被害が特に甚大で、港湾が著しく沈下し、港湾に通じる道路に大きな段差が生じたため、道路自体が消失している場所もあった。行方不明者の捜索も行われていたため、港湾が使用可能となるまでには時間を要した。

一般貨物が最初に入港したのは4月中旬、久慈港であった。被害の大きかった大船渡港、釜石港、宮古港についても、大型船が入港できるよう、段階的

■大船渡臨港道路野々田幹線



応急復旧前



応急復旧後

■大船渡臨港道路茶屋前1号



応急復旧前



応急復旧後

に復旧を進めた。一方、4月中旬以降になると道路も復旧し、支援物資の搬送は陸路による配送にシフトし、海上輸送は、復旧・復興資材のほか、被災していない企業が生産活動に必要とする貨物の搬入へと変化していった。

仮復旧を進める一方で、7月下旬には国の災害査定も始まり、11月末までにすべて完了した。その後、本格的な復旧を開始し、現在も進行中であるが、岸壁等については25年度末までに完了見込みである。



宮古港における海上啓開作業

3 海岸保全施設の復旧

本県の海岸保全施設（防潮堤）は、今回の大震災津波により、堤防の流出、法尻の洗掘、裏法被覆の流出、直立堤の倒壊、陸閘扉体の倒壊など、大きな被害を受けた。被災延長は約61km（県土整備部所管施設約22km、農林水産部所管施設39km）、107海岸（県土整備部所管施設約43海岸、農林水産部所管施設64海岸）に及んだ。

県は、高潮等による二次災害を防止するため、背後地に家屋や公共施設等が存在する海岸を中心に、22海岸（県土整備部所管施設5海岸、農林水産部所管施設17海岸）において、応急復旧工事を実施し、平成23年度末までに完了した。また、応急復旧による防潮堤の高さは、本格的な復旧までに要する期間を考慮し、「5年確率波の高さ」とした。

壊滅的な被害となった陸前高田市の高田海岸は、防潮堤の全延長が津波により流失したため、約2kmに及ぶ応急復旧工事を実施し、平成23年度内に完了した。

■高田地区海岸の応急復旧



平成23年3月29日(被災後)



平成22年3月14日(被災前)



平成24年4月(応急復旧実施後)

■小白浜漁港(釜石市)



応急復旧前



応急復旧後

■宮古市金浜地区



応急復旧前



応急復旧後

■山田漁港



応急復旧前



応急復旧後

4 教育施設の復旧

県立学校等の復旧

3月11日の大震災津波によって、県下全域で県立学校等が被害を受けた。県立学校のうち、特に高田高等学校と宮古工業高等学校の2校は津波により校舎等に甚大な被害を被った。県が現地調査を行い、被害状況を確認出来たのは、高田高等学校が3月16日、宮古工業高等学校は3月18日だった。海岸沿いにあった社会体育施設の高田松原野外活動センターの被害も甚大であった。

また、4月7日の余震では、主に県南部の県立学校において、壁の一部崩落や天井パネルの落下、窓ガラスの破損などの被害を受けたが、これらの改修工事は自校で学校運営を継続しながら行われ、平成23年12月頃までに、ほぼ完了した。

■高田高等学校



全壊した県立高田高等学校校舎

高田高等学校は、津波により3階建て校舎の屋上付近まで水没し、校舎の改修による復旧は困難であった。このため、校舎の新築復旧工事が完了するまでの間、代替校舎として大船渡東高等学校萱中校舎(旧大船渡農業高等学校校舎)を仮校舎として使用することを3月22日に決定した。当時、自衛隊が萱中校舎を活動拠点とし、校舎や体育館、グラウンドを使用していたところであったが、学校の早期再開を図るため、県は自衛隊に対して活動拠点の移動を要請し、校舎の使用については4月末までとすることが決まった。

萱中校舎を使用するに当たっては、震災による壁の亀裂等の修繕や、使用していなかった水道設備、電気設備などのライフラインの改修が急がれた。県は3月中旬に設計を完了し、4月の1カ月間で応急的

な改修工事と校舎内の清掃作業等を行ったほか、授業に必要な備品等を整備し、5月2日に始業式を迎えることとなった。第1学期開始後、2期工事として校舎の耐震補強工事と屋根防水工事をを行い、また、体育館やグラウンドについては、自衛隊が撤収した7月以降に改修等の工事を行うなど、早期の教育環境の整備・充実に努めた。

現在、高田高等学校は、被災した校舎裏の高台に新校舎を建設することとし、造成工事及び建物の設計を平成24年度中に完了して、平成27年3月までに、校舎及び体育館等の主要施設が完成するよう整備に取り組んでいる。

■宮古工業高等学校



県立宮古工業高校の被害状況

宮古工業高等学校が建つ赤前集落の住宅が津波で破壊され、同校の1階には、大量のがれきや泥が流れ込み、グラウンドもがれきで覆い尽くされた。校舎は被災していたが避難してきた近隣の住民を受け入れた。校舎の躯体には問題がなかったが、浸水の影響で使用できなくなった電気設備や水道設備、泥で埋まった浄化槽や、浸水等により床材が損傷した体育館及び柔剣道場の復旧工事が必要であった。

被災状況は甚大であったが、8月末から自校校舎を使用して授業が再開できるよう復旧工事を行うこととした。なお、校舎等に流入したのがれきの撤去及び清掃は、自衛隊や県が行ったほか、教職員や生徒も泥出し作業や清掃などを行った。

宮古工業高等学校で復旧工事を行う間、1年生と3年生は宮古水産高等学校に、2年生は宮古商業高等学校に間借りをして授業を行った。校舎等の復旧工事を進める中、夏期休業終了後の8月29日には自校で授業を再開し、9月末までには校舎等の復旧を完了した。また、10月中旬にはグラウンド復旧工事も完了した。

■高田松原野外活動センター

高田松原野外活動センターは、津波により2階建ての管理宿泊棟及び体育館の屋根部分まで水没。備品等も全て流出し、一部躯体を残して全壊した。

施設があった高田松原地区は防潮堤も全壊し、高さ12.5mの防潮堤を整備する計画であるが、今回と同程度の津波が襲来すると仮定した場合、当該施設があった付近は浸水深が5mを超えるシミュレーションが示されていることなどから、安全な高台に移転し、平成29年4月の開所を目標に代替施設を整備することとしている。

表4-1 教育機関の被害状況 (県教育委員会まとめ)

区分	被害箇所数	
県立	中学校	1校/1校
	高等学校	60校/68校
	特別支援学校	12校/14校
	社会教育施設	4施設/8施設
	社会体育施設	4施設/8施設
	その他の教育施設	1施設/3施設
市町村立	小学校	215校/392校
	中学校	114校/189校
	幼稚園	33園/60園
	学校給食共同調理場	12箇所/69箇所
	社会教育施設	186施設/676施設
	社会体育施設	142施設/1022施設

1億円以上の被害が確認された県立学校・施設

高田松原野外活動センター/全壊(管理棟の最上階まで浸水)

高田高等学校/本校舎:3階まで浸水、第一・第二体育館全壊/広田校舎:実習棟1階浸水

宮古工業高等学校/校舎1階・体育館浸水、グラウンドにがれき流入

宮古高校/ヨット部部室全壊、教員住宅1階浸水

東日本大震災津波被害に伴い自校以外で再開した沿岸小中学校施設(平成24年11月30日現在)

※()内は、現在授業をしている教育施設

陸前高田市/気仙小(長部小)、気仙中(旧矢作中)、広田中(広田小)、小友中(小友小)、米崎中(米崎小)

大船渡市/赤崎小(蛸ノ浦小)、越喜来小、崎浜小(2校とも旧甫嶺小)、赤崎中(仮設校舎)

釜石市/鶴住居小、唐丹小、釜石東中、唐丹中(す

べて仮設校舎)

大槌町/大槌小、赤浜小、安渡小、大槌北小、大槌中(すべて仮設校舎)

山田町/船越小(陸中海岸青少年の家)

宮古市/鶴磯小、千鷲小(2校とも重茂小)

岩泉町/小本小、小本中(2校とも仮設校舎)

5 上下水道・ガスの復旧

■上水道

県内では29市町村で約18万戸が断水した。また、津波で、大船渡市や陸前高田市など沿岸地域の9市町村で水道施設や配水管が被災した。大船渡市は5水源のうち3水源が冠水、陸前高田市でも4水源が冠水して使用不能となった。

4月7日の余震では、内陸南部を中心に11市町村4万6,000戸が断水した。一関市では、配水池が損壊したが、余震による断水は4月13日に復旧した。

水道施設の運転には、電気の復旧が不可欠であることから、県は東北電力(株)に対し、水道施設のある地域の通電作業を優先して行うよう要請し、通電区域の拡大に合わせて給水区域も拡大した。全面復旧したのは7月12日だったが、8月以降に国の災害査定が始まり、上水道の応急・原形復旧のために計算した被害額は約26億6,000万円となった。



釜石市鶴住居仮配水管設置状況



大阪市による陸前高田市での給水活動

■下水道

沿岸地域 11 市町村の終末処理場 13 カ所のうち 7 市町村 7 カ所が津波により被災したほか、汚水ポンプ場や雨水ポンプ場も被災した。応急復旧対策は、日本下水道事業団、(公財)岩手県下水道公社及び(公社)日本下水道管路管理業協会の協力を得て、3月中旬頃から復旧作業を進めていった。下水処理という急を要する施設であることから、災害査定前から応急対応での簡易処理を開始するなどして、早期の公共用水域での水質保全に努めた。



陸前高田市竹駒第1水源(浄水場)被災状況

表4-2 下水処理場の被災状況

センター名	被災内容
久慈市・久慈浄化センター	管理処理棟の機械・電気設備の一部が被災
野田村・野田浄化センター	管理処理棟の機械・電気設備の一部が被災
宮古市・田老浄化センター	管理処理棟の機械・電気設備の一部が被災
大槌町・大槌浄化センター	全施設が被災
釜石市・大平下水処理場	管理処理棟 1F の全施設が被災
大船渡市・大船渡浄化センター	管理処理棟 1F の全施設が被災
陸前高田市・陸前高田浄化センター	全施設が被災

※「平成 23 年度県土整備行政の概要」から抜粋



大船渡浄化センター1系水処理(生物処理)〈復旧前(被災直後)〉



大船渡浄化センター1系水処理(生物処理)
〈復旧中(平成 24/8/29)〉

■ガス

岩手県では、県内全世帯のうち 92.9% が LP ガス使用世帯である。沿岸地域では、津波により多くの LP ガス容器が流出したほか、ガス事業者、ガス充填所も被災した。また、(一社)日本ガス協会によると、大震災津波により釜石ガスにおいて都市ガスの供給が停止した。

県は、阪神・淡路大震災の教訓から、平成 9 年 1 月、災害時におけるプロパンガスの調達や応急対策などに係わる協定を社団法人岩手県高圧ガス保安協会と締結していた。県は、津波によって LP ガスの容器が流出していると判断し、同協会に対して、災害時協定に基づき、被害状況の調査及び確保可能な燃料についての報告を依頼した。

また、県は、状況確認と同時に、医療用酸素や避難所の炊き出し用のLPガスなどの供給を進めた。特に医療用酸素は、人命に関わるもので供給が急がれることから、県は東北電力㈱に対して、停電により生産が停止した医療用酸素製造工場への通電を優先させるよう要請した。

他県のガス協会やメーカーから支援物資として提供されたカセットコンロなどは、発災1週間後から、沿岸地域の避難所に届き始めた。その一方で、がれきの中に埋もれたLPガス容器を安全に回収する作業も進め、自衛隊による道路啓開が行われた際に発見されたガス容器を一定の場所にまとめて保管した。容器の処分は、国との事務手続きが完了した平成23年度後半になって行ったが、国の事業による23年度分の処理本数は7,126本であった。容器の回収や処理などの一連の業務は、すべて県と同協会の連携の下で行われた。

3月下旬には、応急仮設住宅の建設が始まったが、ガス容器が不足していたことから、県は（一社）全国LPガス協会に対して、ガス容器の供給を要請した。沿岸地域ではガス充填所や販売店などのLPガス関連施設が被災していたことから、LPガスが充填された状態での供給となった。また、沿岸地域では、配管や器具の設置に必要な人員が不足していたため、岩手県高圧ガス保安協会に要請し、内陸地域から人員を派遣した。協会内には、従来から内陸地域と沿岸地域の横軸的な関係が形成されており、その関係が支援体制に活かされた。



回収されたLPガス容器(陸前高田市)

災害廃棄物の 処理と対策

1 災害廃棄物処理における 県の関わり

沿岸地域における災害廃棄物の総量は、倒壊した家屋の数や津波堆積物の量などから、約525万トンとなり、コンクリートがらだけでも120～130万トンに上った。

また、災害廃棄物の中には、被災者にとって貴重なものも含まれていること、津波の影響により、海水の塩分や泥が混じっていることなど、これまでに経験したことのない処理を行う必要があった。

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」では、事業活動から発生した廃棄物のうち特定の業種から排出されたものを産業廃棄物、それ以外のものを一般廃棄物と規定し、一般廃棄物は市町村の責任において処理されることとされている。災害廃棄物は一般廃棄物に当たり、本来市町村が処理すべきものであるが、今回の大震災津波においては大量の災害廃棄物が発生したため、県が関与して処理を行うこととした。県は市町村に協力するための法的な位置付けについて、国と協議を進めた結果、地方自治法第252条の14第1項「普通地方公共団体は、その事務の一部を、他の普通地方公共団体に委託すること

ができる」という制度を用いて、市町村から県が事務の委託を受けるという方法を採用することとした。

さらに、国の指導を受けながら、県がリーダーシップをとり、平成23年3月29日に知事を会長とし、沿岸12市町村の各首長と国の関係機関で構成する「岩手県災害廃棄物処理推進協議会」を発足させた。この協議会では、関係機関が協力しながら災害廃棄物を早期に処理できるよう、市町村や国、県が連携していくことを確認し、また、この確認を基に県が包括的に様々な調整をしながら処理を進めることになった。

災害廃棄物の収集については、発災直後から市町村が行っており、特別な事情がなく対応可能なところはそのまま市町村が収集し、県は処理できない市町村から委託を受けることとした。当初は陸前高田市、大槌町、山田町、宮古市、岩泉町、田野畑村、野田村の7市町村から委託を受けたが、後に陸前高田市は独自で処理を行うこととなり、最終的には6つの市町村分について県が処理をしている。

処理を進めていくに当たり、生活環境に支障が生じているものから対応していくこととしたが、その一つに沿岸地域の被災した水産加工場から流出した大量の魚の処理があった。津波によって冷凍冷蔵庫



被災直後の釜石市片岸地区の状況



被災直後の釜石市中心部の状況

図4-2 岩手の災害廃棄物処理

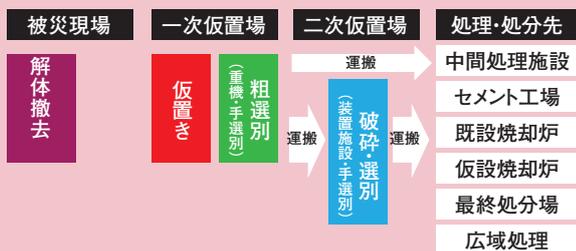
- ◎数力所の仮置場で火災が発生
- ◎夏には再び悪臭や害虫等の発生が懸念



仮置場における火災発生状況

岩手の災害廃棄物処理

岩手県災害廃棄物処理詳細計画に基づき実施



処理のスケジュール

- ◎被災現場から平成24年3月末までに概ね撤去済
ただし、住宅の基礎部分、公共建造物等は今後解体予定
- ◎災害廃棄物の処理は平成26年3月末まで

災害廃棄物の量

約525万t

岩手県内の一般廃棄物発生量の約12年分に相当
(平成24年5月作成の処理詳細計画による)

の中にあつた魚が市街地まで流され、がれきに混じって腐敗し、悪臭やハエなどの衛生害虫が発生して、避難所や仮設住宅の周りの生活環境は著しく悪化していた。このような状況から、魚の処理を早急に行うこととした。いったんは穴を掘って土中に埋却することを試みたが、うまくいかずに掘り返した経過もある。最終的に陸前高田市と大船渡市の分については、収集した魚を、5月後半に国の許可を得て海上100kmの沖まで船で3回運び、海洋投入処分

とした。これは例外的な事例であり、国の許可を得るのに時間を要した。

災害廃棄物処理における県の主な役割の一つに、全体的な計画づくりが挙げられる。また、平成26年3月末までの処理完了期日に遅れることなく、完了させるための全体調整も重要な役割となっている。処理施設も沿岸地域の施設だけでは不足するため、まずは全県的な調整を行い、県内での処理が不可能となる部分を広域処理として県外に依頼することとした。また、県外自治体との調整を被災市町村が直接行うことは困難で非効率であることから、県が取りまとめと調整を行った。

2 処理能力を超えた災害廃棄物と仮置場の問題

災害廃棄物の一次仮置場は最大で120カ所確保されたが、基本的に一次仮置場の選定は市町村が行った。発災当初、人命救助、物資輸送のため自衛隊等により道路啓開作業が行われ、がれきが次々に撤去されていったが、それぞれの市町村では一定の場所を決めて保管も進められていた。しかし、沿岸地域には平坦な土地が少なく、また、条件の良い土地は応急仮設住宅の建設場所となっていたため、災害廃棄物の置き場所は限定された。

今回の大震災津波では多くの自動車や船舶も被災した。津波により損壊した自動車は市町村が仮置場に集め管理していたが、数が多く相当かさばるため、場所の確保が問題となった。また、自動車は市町村、県、国、所有者それぞれの立場によって災害廃棄物と捉えるか、価値あるものと捉えるか、認識に違いがあり、このことが処理を遅らせる要因となった。自動車は仮置場からの運搬、処分に費用を要するものの、スクラップとしての価値もあり、さらに、車中に貴重品が残っている可能性もあるなどの理由から、機械的に処理することができなかった。

このため、県が管理及び処分に關する標準的な考



釜石市の被災自動車仮置場



山田町内に設置された仮置場の状況



被災直後の宮古市内の状況

え方を示し、このルールの下で各市町村が対応することとなった。その流れは、まず、車に関する情報や連絡がない場合には処分する旨、避難所、仮設住宅、庁舎などに公示。そして、3週間経過しても所有者が現れなければ、市町村の責任で処理するというものである。3週間という公示期間は、所有者の都合を考慮し、土日を含むように設定したものである。このルールに沿って処理を進めた結果、当初17,000台あったものが、発災から一年半で1,000台以下まで処理が進んだ。

また、船舶については、加入している保険により所有者が特定できたので、保険を活用して処理された。

約525万トンあった災害廃棄物は、分別施設や県内外の焼却場へ運ばれ、一年半で約24.2%（平成24年12月現在）まで処理が進んだ。

③ 災害廃棄物対策 特命チームの発足

発災直後から県環境生活部資源循環推進課の各担当が、廃棄物やし尿処理について、市町村事務を支援していたが、徐々に事務量が増加してきたため、平成23年5月7日、資源循環推進課内に災害廃棄物対策を統括する「災害廃棄物対策特命チーム」を発足させ、体制を強化した。チーム員は資源循環推進課の担当職員に加え、環境生活部内の関係課から職員を確保し10人で構成された。

特命チームの業務内容は、以下のとおりである。

- 廃棄物の発生量の推計及び災害廃棄物処理計画の策定に関すること
- 分別業務、処理方法の選定に関すること
- 災害廃棄物処理事業の実施計画、発注などに関すること
- 災害廃棄物処理事業費補助金申請等の事務に関すること



環境大臣(当時)に対する状況説明(平成23年10月11日)

● 県が事務を受託した市町村の災害廃棄物処理に係る事務に関すること

特命チーム発足当初においては、マンパワーが十分とは言えなかったことから、環境省を通じて都道府県等に人的支援を要望し、全国各地の自治体から支援を受けた。特に県は、一般廃棄物処理に関しては市町村指導が主な業務であり、直接廃棄物の処理に当たった経験を持つ職員がほとんどいなかったことから、廃棄物処理のノウハウを持った職員の派遣を要望した。なお、焼却施設の設置・運営のノウハウを持っている政令市の職員には、仮設焼却炉の設置、運転管理に関する事務を担っていただいた。

4 広域処理の問題

当初の推計では、災害廃棄物量が約435万トンと見込まれ、仮に県内の処理施設だけで処理するとして計算したところ、約5年かかるとの試算となり、平成23年3月29日に開催した岩手県災害廃棄物処理推進協議会において処理期間を5年とする報告を行った。その後、国から平成26年3月末までに処理を完了させるとの方針が示されたことから、市町村の清掃センター、セメント工場などの県内施設を最大限に活用するほか、仮設焼却炉を2基設置するなどして、県内でできる限りの処理を実施し、それでも期限までの処理が不可能となる分については、県外に処理を依頼する広域処理を実施することとした。最終的な災害廃棄物の総量は525万トンとなり、そのうち43万トンを広域処理という形で県外に依頼する計画とした。

広域処理については、平成23年5月に、環境副大臣名で、被災県と沖縄県を除く全国の自治体に対し、災害廃棄物の広域処理についての支援が呼び掛けられ、全国から何百万トンという膨大な支援の申し出があった。

しかしながら、5月を過ぎた頃から、東京電力福島第一原子力発電所事故により、災害廃棄物にも放射性物質の影響があるのではないかと懸念が提起されるようになった。これに関する報道が多くなるのに伴い、それまで約500の自治体からあがっていた支援の申し出がなくなっていった。

この問題を解決するため、県が実際に災害廃棄物の放射性物質濃度を測定した結果、通常の処理には問題のない状況ではあったが、平成23年中に広域処理が実現したのは、東京都と山形県だけであった。

広域処理を盛り込んだマスタープランを5月に策

定した環境省は、この状況を問題視し、総理大臣と環境大臣の連名により沖縄県を除く全国自治体に改めて広域処理の協力を依頼した。また、放射能について国が調べた結果も問題がなく、広域処理は安全であるとして環境大臣自ら先頭に立ち様々なキャンペーンを行った。そのキャンペーンの一つとして、環境省は「みんなの力でがれき処理プロジェクト」と題し、支援する自治体首長の集まりをつくって支援に向けて動き出した。このような動きに呼応して、静岡県島田市が引受けに積極的に対応いただき、国の動きも相まって静岡県での引受けが動き出した。

平成24年5月、静岡県島田市が受け入れた山田町の木くずに、対象外のコンクリートブロックが混入し、焼却作業が中断した。コンクリートブロックは重機で木材をコンテナに積み込む際に、すくい取った可能性が高かった。県は、島田市や廃棄物処理施設がある自治会、静岡県に混入原因などを報告し、再発防止策を示した。その後、受入れは再開された。

平成24年8月7日に、国が「東日本大震災に係る災害廃棄物の処理工程表」を策定したことにより広域処理の受入れ先が決定し、細かな調整を行っているところであるが、すでに受入れを行っている自治体を含め13都府県での広域処理が実現すれば、目標期限までの処理完了がより確かなものとなり、被災地復興に大きく寄与するものと考えている。



秋田県大仙市民による現地視察



静岡県・新潟県合同による現地視察

5 災害廃棄物の放射性物質問題

災害廃棄物処理においても、東京電力福島第一原子力発電所事故に起因する放射性物質の影響が懸念されるようになり、安全性を確認するための測定と分析が必要になった。

放射性物質に関する測定や分析は、特別な場合を除いて県が行っている。また、定期的なデータ蓄積が必要であることから、四半期ごとに各市町村の災害廃棄物仮置場から同様の方法でサンプリングを行い、測定している。四半期ごとに行うのは、放射性セシウムの半減期によって数値が減少する経過を観察するためである。

測定された数値は、廃棄物の種類によって異なるものの、放射性物質の濃度は検出限界値以下か、検出されたとしてもごくわずかであり、通常の廃棄物処理に問題のない値となっている。

試験焼却を行い、放射性物質の検査結果に異常がなければ、県内の余力ある全施設でも受入れを行ったが、放射性物質による影響が懸念されたことによって、受入れ側の理解を得て、実際に受入れが実行されるまでには時間、労力ともに要する状況であった。



遮蔽した状況での線量率測定



災害廃棄物を搬送するコンテナの空間線量率測定



災害廃棄物仮置場での空間線量率測定

6 災害廃棄物の破碎分別施設

津波による災害廃棄物は、建材や生活用品など様々なものが混在した状態であったが、一般的に市町村の廃棄物処理施設は分別したものを処理するように設計されており、廃棄物を種類ごとに一定の大きさに分別する必要があった。

このため、6市町村から処理の委託を受けた県では、宮古市、山田町、大槌町、野田村の4地区・5カ所に二次仮置場を設け、破碎分別処理施設を建設した。一次仮置場に集積された災害廃棄物を二次仮置場に運び込み、廃棄物処理施設の受入れ条件に合わせて破碎・分別し、受入れ先の廃棄物処理施設に搬送している。

分別では、アルバムなどの思い出の品が発見されることがあり、これらについては保管し、一定の量になった段階で市町村に引き渡している。



宮古二次仮置場における中間処理(可燃系混合物・破碎選別)の状況



久慈地区(野田村)二次仮置場に設置された精密分離機



大槌地区二次仮置場におけるコンベアライン選別の状況



久慈地区(野田村)二次仮置場における破碎機への投入状況

7 処理量の推移と災害廃棄物由来の再生資材

県内では、各焼却場のほか、廃棄物処理が可能な大船渡市の太平洋セメントや一関市の三菱マテリアルといったセメント工場でも処理を行っている。太平洋セメントでは、一日千トン近くを処理しており、また、広域処理も進んできたことから、可燃物についてはおおむね順調に処理が進んでいる。一方で、津波で打ち上げられた相当量の土砂(津波堆積物約130万トン)の処理が遅れている状況にあるほか、コンクリートがら120～130万トン、不燃系廃棄物約90万トンの処理を進めていく必要がある。

災害廃棄物を処理する過程で取り除かれた土砂は、震災の復旧・復興工事への利用が検討され、実際に防潮林の土台や嵩上げ工事に活用され始めている。利用に当たっては、有害物が入っていないかなどの安全確認が欠かせず、また、農地に活用するのか、建物を建てる土地に活用するのかなど、用途によって災害廃棄物を取り除く程度が異なってくることから、公共事業担当部局と調整・連携しながら、対応を進めている。

平成24年12月現在の処理率約24.2%は、生活環境に支障がある可燃物を中心に処理してきた結果の数字であるが、今後、県はもとより国や市町村の公共工事担当部局との調整が進み、災害廃棄物由来の再生資材の積極的な活用が図られることによって、処理が大きく進展することが期待されている。

復興資材の分類と特徴(土砂系)

分別土A種 (津波堆積土)	分別土B種 (不燃物)	分別土C種 (ふるい下)
木片、異物の混入が少ない 品質が安定している 土木材料の信頼性が高い	木片、異物が若干混入 品質に幅がある 性状により用途が制限される場合あり	木片、異物が多い 土木材料の信頼性が低い 主にセメント原料や埋立処分となる

分別土活用事例

宮古市 摂待地区 林地荒廃防止施設災害復旧工事

◎供給計画量：分別土A種 約19,000m³を供給

◎供給時期：平成24年10月～平成25年2月



施工前

施工後

医療・社会福祉施設の 復旧

1 震災による医療・社会福祉の 被害状況

津波被害の大きかった沿岸地域の12市町村では、すべての医療施設（薬局を含む340施設）のうち180施設が被災した。沿岸地域にあった県立山田病院（山田町）、県立大槌病院（大槌町）、県立高田病院（陸前高田市）は津波で全壊した。また、県立大東病院（一関市）は内陸地域にある病院だが、地震により半壊した。

県内に11カ所ある災害拠点病院でも電気、水道などのライフラインが停止したが、県立釜石病院では、ライフラインの停止に加え、入院病棟の壁に亀裂が入ったために246床が使用できなくなった。

県全体では、病院・診療所・歯科診療所・薬局で418施設が被災しており、このうち、全壊した施設数は、病院3施設、診療所32施設、歯科診療所37施設、薬局37施設となっている（県医療推進課／平成25年2月1日現在）。

また、医療従事者も、医師・歯科医師9人、薬剤師6人が死亡又は行方不明、看護職員も20人が死亡したほか、家族や自宅等に被害が及んだ医療従事者も多く、病院等の施設被害とあわせ、地域の医療提供体制に甚大な被害が生じた（県医療推進課／平成24年2月1日現在）。

2 救急医療から救護体制へのシフト

県は、DMATが被災地から撤退して以降の医療救護体制として、全国に対して医療支援チームの派遣を要請し、中・長期かつ広範囲にわたる被災地域の医療支援体制の構築に向けた対策を講じた。

県の要請を受けて、日本赤十字社の医療救護班やJMAT（Japan Medical Association Team・日本医師会災害医療チーム）をはじめとする医療支援チームが現地入り（1日あたり最多で58チーム）し、DMATからJMAT等へと実務が引き継がれた。さらに、地元の医療機関の復旧のめどがたった時点で、JMAT等から地元医療機関に実務が引き継がれていった（図4.3）。

それまで現場で医療にあっていたチームが撤収するタイミングや、実務をどのエリアのどの医療機関に引き継ぐか、また、誰がその具体的な調整役を担うのかなど課題は多く、引継ぎの際にはそれぞれのチームに負担がかからないよう、ある程度の時間をかけてシフトしていかなければならなかった。

また、DMAT・JMAT等による医療行為はいずれも、災害救助法が適用されるため医療費が免除されるが、地元の医療機関の医療活動が再開すれば、保険診療となる。患者の窓口負担については、免除の措置がとられたものの、証明書の提示等の手続きが発生するため、このような事情を被災者にも伝え、理解を得ながら、従来の地域医療と環境を取り戻していく必要があった。

被災地では、被災者でもある地元医療関係者が再び地域医療に従事できる環境づくりとして、地元の開業医にも医療支援チームが支援を行い、共に医療活動を行うなどの動きが見られたことから、県では、地域の実情に応じ、派遣する医療支援チームの数を絞り込み、徐々に実務を移行していくようにした。

医療支援チームに実務を引き継ぐまでの間、DMATには被災地で働く医師や看護師たちの負担軽減のため、救急搬送と夜間の救急外来を担当してもらい、病院のスタッフには震災前から入院している患者のケアに集中してもらうこともあった。

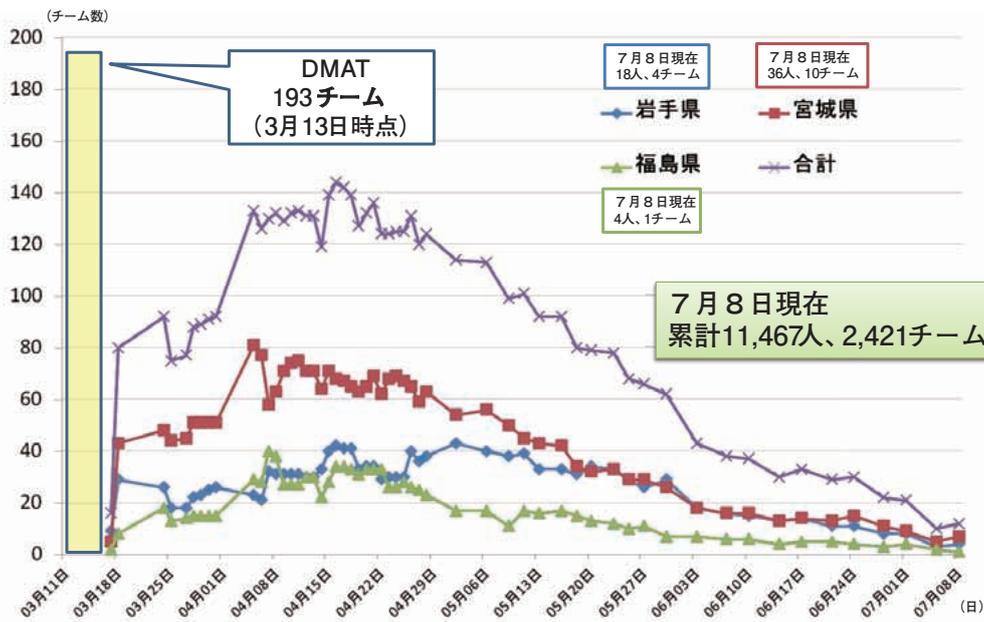
医師や看護師たちも被災者であり、家族や仲間を亡くしながら、医療看護にあたる人も多かった。阪神・淡路大震災では、被災者でありながら医療行為に従事しなければならなかった関係者に大きな負担がかかり、後になってPTSDを発症する事例が確認されている。こうしたことが繰り返されないよう、医療従事者たちを守り、医療活動に取り組むことができる環境をつくることも必要とされた。

3 「いわて災害医療支援 ネットワーク」の設立と運営

県は、避難所の限られた医療設備の中で、治療と健康管理、衛生管理などを効果的に行い、被災者の健康被害を予防するため、災害医療の第2ステージ

図4-3 被災3県の医療救護チーム数の推移

平成23年11月25日 岩手県保健福祉部医療推進課



として、避難所や応急仮設住宅における中・長期の医療体制の構築を進めていく必要があった。

一方では、通信の途絶、燃料不足、長期にわたる停電などにより、現地の状況が十分に把握できない中で、広範な被災地における隙間のない医療体制を早急に構築する必要に迫られていたため、県では、岩手医科大学・県医師会・県医療局・日本赤十字社・国立病院機構とともに3月20日「いわて災害医療支援ネットワーク」を立ち上げた。ネットワークの構成機関には、刻々と変化する課題に応じて、自衛隊、県歯科医師会、県看護協会、県理学療法士協会などが逐次参加していったが、こうした大規模な医療関係機関が共同体となって災害医療にあたるのは、国内で初めての試みであった（図44）。

このネットワークの目指すところは以下のとおりである。

- ①避難所等への医療支援チームの派遣調整・配置差配(活動場所・活動期間等)
- ②各種支援申し出の情報共有と差配
- ③医療等救援活動状況の情報提供・対策の検討
- ④各被災地への情報提供

立ち上げ直後は、現地との連絡が困難な中で、医療支援チームの派遣先の重複や、逆にチームの派遣がなく、医療の空白地域が生じないようにするため、ネットワーク設立時の構成主体にそれぞれ担当地域を割り振った。ネットワークでは、医療支援チーム派遣の効率化と平準化を図るため、毎日、夕方に会議を開催し、各担当地域からの情報を共有しながら、

地域の実情に応じた医療支援チームの派遣調整が行われた。これがネットワーク設立当初の中心的な活動となった。

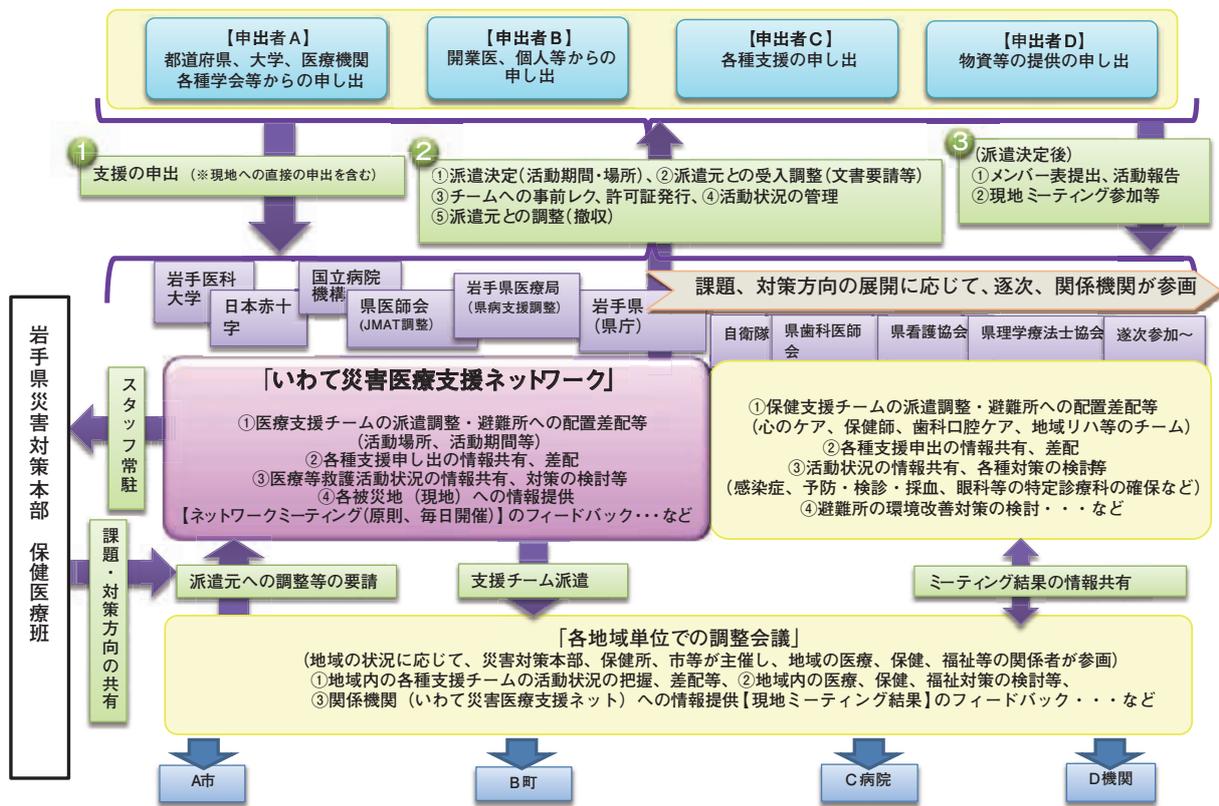
その後、ネットワークを構成するメンバーは、岩手医科大学、県医師会等からの医師をはじめ、歯科医師・薬剤師・看護師・理学療法士・保健師・公衆衛生医師・管理栄養士・こころのケアチームといった医療従事者のほか、自衛隊・警察などの関係機関も参加し、連携しながら、被災地のニーズの変化に応じた質の高い医療体制の構築を目指した。

その後の主な事業としては、①こころのケア、歯科口腔ケア、地域リハビリテーションなどの保健支援チームや災害支援ナースの派遣調整と避難所への配置・差配、②各種支援申し出の情報共有と差配、③感染症予防、健診、採血、眼科等の特定診療科の確保とこれらの活動状況の情報共有、各種対策の検討、④避難所の環境改善対策の検討などである。

また、必要とする被災者に必要な薬剤が滞りなく届く仕組みも整えた。医薬品や医療資材に関しては、物資調達の出発点を6カ所（久慈保健所、宮古保健所、山田町立山田南小学校、釜石保健所、県立住田地域診療センター、県立大船渡病院）に設け、大量に送り届けられる医薬品を適切に分類・管理するため薬剤師を常駐させた。医薬品の搬送についても、一般の支援物資とは別に、医薬品・医療機器の業界団体の協力により、医療用の特別搬送ルートを設け、効率的に医薬品が供給されるシステムとした。

3月20日には、沿岸地域の県立病院4カ所（大船渡病院、宮古病院、釜石病院、久慈病院）に糖尿

図4-4 医療支援チームの派遣調整の仕組み



病患者のためのインスリンを配備し、避難所に周知した。

また、沿岸地域の22医療機関に、破傷風の予防のため、破傷風トキソイドを配備した。

初動期においては、医療物資の搬送は、主に自衛隊のヘリコプターで空路により行われ、復旧期に入ってから、天候の影響を受けにくい陸路での搬送に切り替えた。

ネットワークにおいては、避難所や診療地域での負担や混乱を防ぐため、医療支援チームの事前登録制を取り入れた。医療支援チームは、中・長期かつ自己完結型（地域の医療関係者との連携、ミーティ



薬剤供給拠点を設置(山田南小学校)

ングへの参加等)を条件とした。派遣が決定された医療支援チームには、県から許可証を交付し、許可証交付の際には、本庁で基本的なレクチャーを行い、派遣先となる被災地の基本データ（避難所・救護所の位置図、避難者数、現地連絡先など）と緊急通行車両確認証明書を渡して目的地に向かってもらった。

阪神・淡路大震災では、被災地支援と称して現地に入った医療団体の中に違法行為をする者があったり、医療者を装った不審者による被害等が発生している。医療支援チームの事前登録制と許可証の交付は、こうしたトラブルを防止するねらいがあった。

4 ネットワークによる支援と医療チームの情報共有

いわて災害医療支援ネットワークには、全国から数多くの支援申し出があり、約1,500の医療支援チームが被災地の医療支援に参画した。支援にあたった医療関係者は、延べにして1万人を超える。医療支援チーム派遣の要請は、主に各都道府県や医師会、関係大学、ネットワーク構成団体などを通じて行われた。

久慈市、野田村、宮古市、山田町、大槌町、釜石市、大船渡市、陸前高田市の各被災地に、登録した医療支援チームを重複や漏れのないよう派遣した。

医療支援チームは、同じ避難所を長期・継続的に担当することを条件とし、医療支援チームの中で人員の異動を行う場合は、必ずその組織内で情報を申し送りすることとした。

派遣されたチーム内では、毎日必ずチームの責任者とスタッフを交えてミーティングが行われ、診療で作成したカルテは後任のチームに引き継がれた。

いわて災害医療支援ネットワークの基本は情報の共有にあり、現場の情報をきめ細やかにすくいあげ、一人でも多くの被災者を支援するためのシステムである。ネットワークでは、毎日ミーティングを開催し、医師、歯科医師や薬剤師、保健師、看護師、栄養士などが加わって、それぞれの担当者が抱える問題を提示し、被災地の医療提供体制の確保に向けた解決策を講じるなどした。

一方では、被災地の現場における医療支援チームのコーディネートを行う仕組みがなかったことから、派遣された医療支援チームの現場での具体的な活動や調整などの采配は、医療支援チームの判断や各地で必要に迫られ役割を担ったキーマンの手に委ねられる形となり、大規模災害における現場のコーディネート体制のあり方に大きな課題を残した。

5 医療救護体制の確保から専門診療と衛生環境整備へ

医療救護体制の確保について、ネットワークによる支援をフェイズ1とするならば、フェイズ2の主な事業は、専門診療と衛生環境の整備であった。

避難所生活の長期化に伴い、医療ニーズは問診を中心としたものから、検査に基づく治療や専門診療科の対応など、専門的なものへと変化していった。具体的な実務としては、①眼科・歯科などの専門診療科や診療車の確保、②ポータブル X 線や CT 車による X 線・CT 検査体制の確保、③感染症対策(サーベイランスの実施、避難所の巡回指導、感染症情報の提供)、④マスク・血圧計等の物資配布調整などがある。

インフラが不安定で、衛生管理が十分に行き届かない避難所生活で懸念されたのが、インフルエンザや感染性胃腸炎などの感染症の集団発生であった。

このため、平成 23 年 4 月に「いわて災害医療支援ネットワーク」内に、岩手医科大学及び県立病院の感染制御の専門家からなる「いわて感染制御支援チーム ICAT (Infection Control Assistance Team)」を設置した。4 月から 8 月にかけて、避難所の巡回・監視、サーベイランス(感染症発生動向

調査)を実施したほか、感染症発生予防、拡大防止等の措置を行った。

避難所の有症者数を継続的にモニタリングし、感染症が流行する兆候を把握して迅速に対応することが ICAT の目的である。ICAT は定期的に避難所を巡回訪問して、衛生状況や衛生資材の不足を確認し、必要に応じて保健衛生指導などを行った。

こうした活動が功を奏し、岩手県の感染症の集団発症は 30 人程度のものが 2 回と小規模に留まり、一定の成果を上げることができた。感染症対策の専門家による避難所支援を地域防災計画等に位置付けている例は全国的にもなく、日本初の試みとなった。

3 月下旬には診断機能を確保するため、大阪府から CT 検診車の貸与を受け、避難所となっていた陸前高田市立第一中学校において 6 月まで運用された。

また、日本看護協会及び県看護協会派遣の災害支援ナースは、3 月中旬から被災医療機関の機能継続のため、交替スタッフとして活動を行い、その後、7 月中旬まで、医療ニーズの高い避難所において活動を行った。

発災当初の DMAT 活動後の支援として始まったいわて災害医療支援ネットワークの活動は、状況の変化とともに、避難所の応急的な医療救護から、仮設診療所や地域の医療機関の再開による医療体制の確保といった業務内容に変わり、医療支援チームの配置数も変わっていった。県外からの支援による医療チームが最多だったのは平成 23 年 4 月 2 日の 58 チームであるが、この日からチーム数はゆるやかに減少し、7 月末の段階ですべて撤収した。いわて災害医療支援ネットワークの活動も 10 月をもって終了している。

6 仮設診療所の整備と運用

今回の大震災津波で、沿岸地域にある 7 つの県立病院のうち、山田病院、大槌病院、高田病院が壊滅的な被害を受け、医療機関としての機能を失った。

県は、国の支援を受けながら、応急措置として 33 カ所の仮設診療所を設置し、医療機関が全壊するなどした医師や歯科医師等に無償で貸し付けたほか、歯科医師巡回診療車 16 台を配置するなど、応急的な医療提供体制の確保を図った。

また、修繕等による復旧が可能な医療施設に対しては、国の災害復旧費補助や地域医療再生基金を活用して対応し、診療機能の回復に取り組んでいる。

山田町、陸前高田市、大槌町の 3 カ所に、被災した県立病院の代替施設として建設された仮設診療施

設は、地元で恒久的な病院が建設されるまでの間の仮施設であり、この県立病院の再建も地域医療の復興に欠かせないものである。

陸前高田市立第一中学校に建てられた「岩手県医師会高田診療所」は、県と陸前高田市の要請により、岩手県医師会が設立・運営している仮設診療所で、運営費は県が負担している。

被災地の医療機関の状況は、それぞれの施設で異なるが、一つ一つの施設の状況を確認しながら、その施設における最適な対処のあり方について、現在も検討が重ねられている。

7 避難所等での健康・食生活支援

被災後、県内の避難所は約400カ所、避難者は5万人を超え、避難所や応急仮設住宅での生活の長期化に伴い、被災者の健康の維持・増進、適正な食生活の確保等への支援の必要性が高まった。

被災地の避難所等において健康支援活動を行うにあたり、県では、厚生労働省及び県内市町村に保健師等の派遣要請を行い、全国の自治体からは保健師など延べ約9,000人（平成23年3月～8月）、県内の保健所、市町村等からも延べ約1,400人にのぼる派遣協力があった。

これら全国各地から派遣された保健師は地元の保健所や市町村の保健師と力を合わせながら、避難所等を巡回し、避難者の健康状態の把握や健康相談、高血圧等慢性疾患を抱える避難者への支援等を行うとともに、生活環境衛生面の指導や医療チーム等と連携し健康支援活動を行った。

平成23年の夏は猛暑が続いたことから、水分補給や暑さ対策について指導するなど、被災者の熱中症予防対策にも努めた。

また、避難生活が長期化する中、岩手県看護協会や岩手県在宅保健活動者連絡協議会等の協力を得て保健師や看護師を派遣し、応急仮設住宅や在宅の避難者への家庭訪問を行い、被災者の健康状態の把握や保健指導を実施する等、生活環境の変化に応じたきめ細かな保健活動を実施している。

避難所では被災者の適正な栄養・食生活を確保することも重要な課題となっていた。

県保健福祉部健康国保課は、栄養・食生活支援対策として、保健所栄養士等の先遣隊を派遣し、避難所における栄養・食生活状況の調査を実施した。

先遣隊の報告によれば、避難所では、菓子類やおにぎり、パン等の穀類が多く、肉や魚、卵、牛乳などのタンパク源が少ない状況であった。また、調理

方法がわからず、食材を有効に活用できていない避難所が見られたこと等、避難所で提供される食事にバラツキがあり、栄養に偏りのある避難者が多い状況であった。

その対応として県は、厚生労働省及び県内市町村、日本栄養士会及び岩手県栄養士会に管理栄養士等の派遣要請を行い、全国各地から管理栄養士など延べ約1,400人（平成23年3月～平成24年3月）にのぼる派遣協力があった。

保健師と同様、全国各地から派遣された管理栄養士等は、地元の保健所や市町村の管理栄養士等と協力しながら、長期間に及ぶ避難所・応急仮設住宅生活者の栄養・食生活の管理・調整を行った。栄養士が被災地に派遣され、被災地の食事や健康管理を担ったのは、こうした大規模震災では初めてのケースである。

各避難所では、設備も食材も充分でない状況の中で、朝昼晩の食事を毎日200～300人分も作らなければならず、避難所によっては、発災直後から調理担当者が同じところもあった。また、避難所には、確保すべき食料の分量や内容を判断できる専門家はほとんどいなかったため、避難所に暮らす人数にそぐわない量の食料物資が届けられることもしばしばあった。

こうした被災地に管理栄養士が入り、配給物資でバランスのよい献立を作り、大量に調理する方法や発注する食料の内容などのアドバイス、高齢者向けの食べやすい食事の提供や食物アレルギーを持つ人への配慮などを行った。避難所生活のストレスを少しでも軽減し、被災者の健康を維持するためにも、栄養バランスのとれた良質の食を提供する意義は大きかった。

8 要介護高齢者のための福祉施設

特別養護老人ホームや介護老人保健施設、通所介護事業所、認知症高齢者グループホーム、ショートステイなど、介護サービスを提供する施設も多く被災した。

県保健福祉部は、高齢者福祉施設の入所者や職員の状況について、沿岸・県北の広域振興局や地域包括支援センターと防災無線で連絡を取りながら、対策を講じた。

発災直後、沿岸地域にある施設のうち14施設の機能が停止し、いまだ8施設が再開していない。陸前高田市には、入所者が200人ほどの大きな施設があったが、津波被害を受けたため、その入所者を安

全な施設に搬送しなければならなかった。

内陸地域の施設に受入れを打診し、発災直後は自衛隊の協力を得て搬送したが、それ以降は、受入れ先の施設のバスや民間、自治体のバスを利用した。

県が把握している内陸地域へ移送された高齢者数は、平成23年5月半ばまでの間に400人程度であったが、他の施設から移った人、在宅から移った人、一度避難所に避難してから施設に移った人などケースは様々である。平成24年4月の段階では、元の施設に戻った人は約200人で、他施設へ移動した人が約100人確認されている。それ以外は、家族のところに移ったり、移送先で亡くなったりした。

運営を継続していた施設でも、物資の配給が滞り、療養食やおむつなどの蓄えが不足し、県に支援を求めてきたところもあった。療養食の確保と搬送に関しては、県災害対策本部の敷いた医薬品の搬送ルートにのせて、施設まで搬送した。高齢者向けの物資に関しては、県の物資集積拠点に在庫がある場合はそこから取り寄せるなどして、被災地の施設に送り届けた。

今回、被災地の避難所で問題となった一つに、介護保険制度の運用が挙げられる。介護保険によるサービスは、要介護認定を受けた人しか利用できないが、保険証がないまま移動したため、発災直後はサービスを受けるための調整、確認作業に時間を要したケースもあった。

通常であれば、定期的に各市町村で認定審査会が開かれ認定されるのだが、被災により機能しなかったところもあるなど、その事務に時間を要した例も見られた。その対応措置の一つとして、国は、平成24年3月31日までの措置となっていた要介護認定等の有効期間を12カ月間延長可能とする特例措置を講じた。

今回の大震災津波で、福祉施設の職員も亡くなっているほか、被災して沿岸地域を離れる介護職員もおり、福祉業務にたずさわる人材不足は深刻化している。県では、平成23年度から、被災地のサービス提供体制を確保するため、事業者が資格の有無を問わずに被災者を雇用した場合、その人件費を支援する「被災地介護サービス事業所人材確保事業」を始めた。

今震災を機に、たび重なる生活環境の変化や応急仮設住宅での生活がストレスとなって、閉じこもりや認知症につながっていくことも懸念されている。

今後、被災者が応急仮設住宅から復興住宅に移る際にも、きめ細やかな対応を図っていく必要がある。

また、高齢者の孤立化を防ぐためのコミュニティの再構築と社会的ケアが求められている。

9 障がい者のための福祉施設等

障害者支援施設（入所施設）や障害福祉サービス事業所（通所施設等）など障害者自立支援法に基づく障害福祉サービスを提供する施設も数多く被災した。なかでも、山田町の障害者支援施設は津波で施設が流失し、幸い職員及び利用者は無事に避難できたが、仮設の入所施設ができるまでの間、避難所で生活しなければならなかった。

県保健福祉部は、県内の施設等の被災状況について確認し、内陸部の入所施設への移送を要する障がい者の移送調整を行ったほか、特に被災の著しい陸前高田市、大槌町及び山田町には、内陸部の市町村、相談支援事業所の協力をいただき、県障がい保健福祉課職員とチームを組んで、4月～5月、現地で市町村の障がい福祉窓口の行政支援や被災した障がい者の安否確認などを行った。

被災した施設等については、設置主体の意向を聴きながら仮設施設の建設を行うとともに、国庫補助を活用して施設の復旧を支援した。被災した施設等の中には、施設再建の用地が確保できないため復旧工事に着手できず、平成25年2月現在でまだ完成していないところもあるが、民間団体からの支援も受けながら、被災したすべての施設・事業所において平成25年度内には新しい施設でサービス提供できる見込みである。また、施設等のサービス提供体制の復旧を図るため、施設等が介護職員等を採用しOJT等を通じた育成を行うことに支援するほか、多くの就労支援事業所が取引先企業の被災等により自主生産製品の販売活動が困難になったことから、「就労支援振興センター被災地サブセンター」を沿岸地域に設置し、コーディネーターを配置して、販路拡大や新たな製品開発等の支援を行った。

今回の大震災津波に関して、障がい者団体の方からは、「災害に関する情報の入手や避難行動が困難であった」、「避難所生活に必要な補装具や日常生活用具が速やかに配布される必要がある」などの意見をいただいた。本県では「障がいを持つ人たちの災害対応マニュアル」を作成し関係者に配布していたが、障がい当事者や家族の方々の意見を聴きながらより実践的なマニュアルを作成することとしている。

第4節 こころのケア

1 「こころのケアチーム」派遣まで

県障がい保健福祉課は、震災発生翌日の3月12日から15日までの4日間で、被災地の状況を把握し、今後のこころのケア対策を検討するため、県精神保健福祉センターとともに情報収集班を編制し、被災地の状況調査を実施した。

情報収集班による調査では、主に精神科医療機関の被災状況や保健所・市町村における精神保健活動の現状などの把握を行った。

その報告から、今後、中・長期にわたり、こころのケアに関する取組が必要であると判断し、これから必要とされる具体的な対応を検討するため、3月17日に「こころのケア対策会議」を設置・開催するとともに、同日、厚生労働省に対し、全国から「こころのケアチーム」が派遣されるよう要請を行った。

2 全国から派遣された「こころのケアチーム」

「こころのケアチーム」とは、精神科医師を含む多種職（保健師、看護師、臨床心理士、精神保健福祉士など）で構成されたチームである。3月18日、こころのケアチームの一陣として、北里大学・相模原市の合同チームが大船渡市に入った。その後におけるこころのケアチームの被災地への派遣状況等は、表4-3のとおりである。

厚生労働省の派遣要請等に応じ、本県にこころのケアチームを派遣したいという申し出を全国からいただいた。これらの派遣されるチームの活動が円滑に行えるよう、派遣先の調整及びオリエンテーションは、県が一元的に行うこととし、県精神保健福祉センターがその役割を担った。

また、同センターでは、派遣されるチームの準備に役立つよう、ホームページを活用し、被災地に入る際の留意事項や支援の現状等について積極的に情報発信を行った。

こころのケアチームの活動は、避難所で被災者の一人ひとりに声がけするところから始まった。身体の健康状態を確認しながら、本人の話したいことを

尊重し、丁寧に話を聞くことを心がけ、活動を行った。

また、こころのケアチームの活動内容については、毎日、報告書と相談記録票を作成し、保健所や市町村などの関係者と定期的なミーティングを行う中で情報の共有が行われた。こころのケアチームの活動内容は、時間の経過とともに変化していき、被災者が避難所から応急仮設住宅に移ってからは、派遣人数や派遣日数の調整を行いながら、平成24年3月末までの約1年間にわたり活動を維持した。

震災から平成24年3月末までの間に、こころのケアチームが対応した被災者数は、延べにして9,811人、診察件数は5,553件（処方2,083件）にのぼる。

過去の大災害の例を見ても、全国から派遣されたこころのケアチームが1年間という長期にわたり、被災地で活動を継続した例はない。今震災では、全国から派遣された30チーム（延べ約8,600人）が被災地に支援に入り、厳しい状況の下、こころのケア活動に尽力した。被災地である沿岸地域は、被災以前から精神科医療等の社会資質に乏しい地域であり、今震災において、このような外部からの支援なくして、こころのケア活動の継続は難しかった。

3 「岩手県こころのケアセンター」の設置

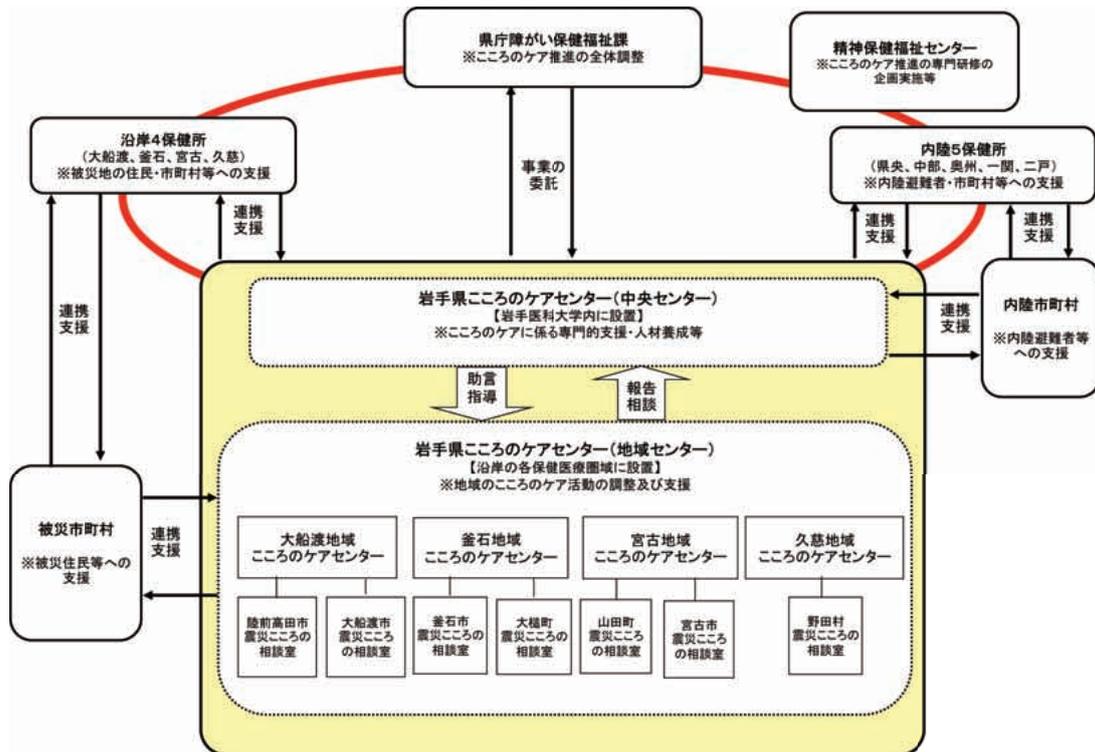
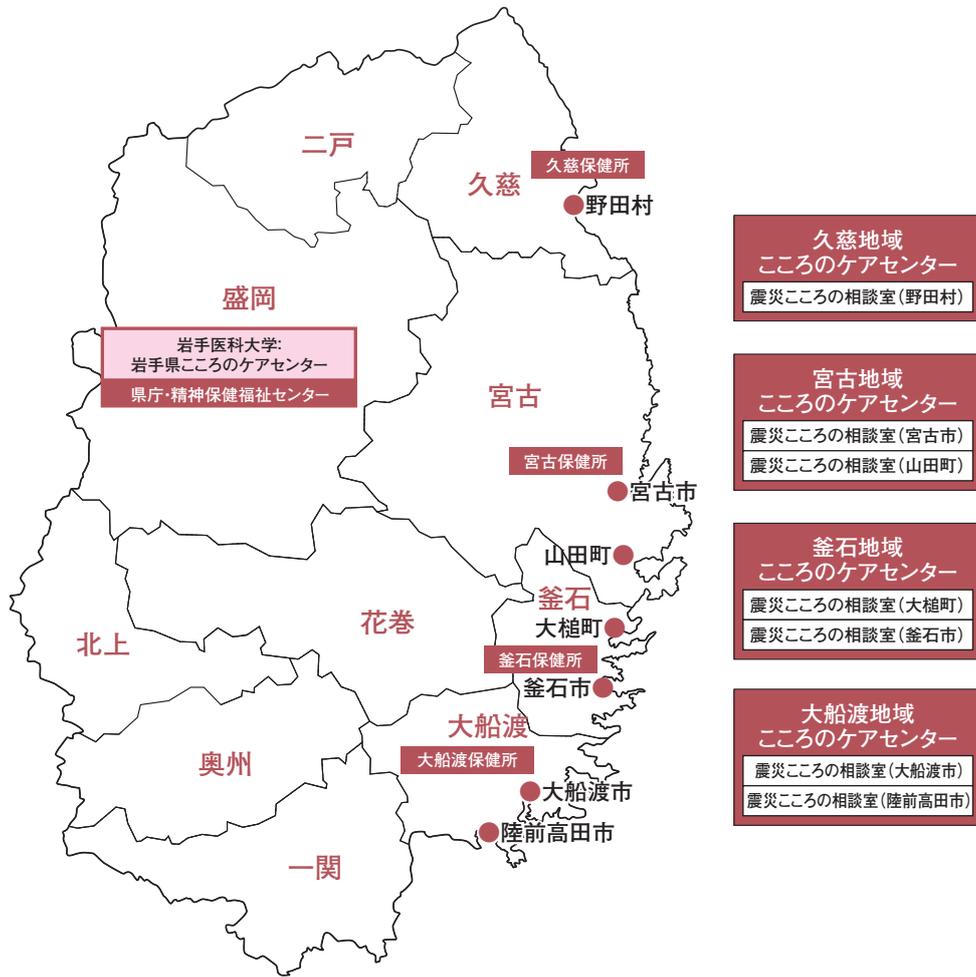
全国から派遣されたこころのケアチームの活動を引き継ぎ、今後のこころのケア活動の拠点となる機関として、平成24年2月15日、県は「岩手県こころのケアセンター」を岩手医科大学内に、続いて3月28日には、久慈・宮古・釜石・大船渡の沿岸4カ所の県合同庁舎内に「地域こころのケアセンター」を開所した。これらの運営すべてを岩手県医科大学に委託し、岩手県こころのケアセンターを軸に、沿岸4カ所の地域こころのケアセンターをバックアップしながら、保健所・市町村などの関係機関との連携の下に、こころのケア活動を推進していく体制を整えた（図4-5）。

本県は、山間地が多いという地理的条件に加え、内陸地域の都市部と沿岸地域間のアクセスが悪いた

表4-3 被災地へのこころのケアチーム派遣状況

被災地保健所 市町村	支援チーム	23年3月	4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月		24年1月		2月		3月					
		中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	前	後	前	後	前	後	前	後	前	後	前	後	前	後				
大船渡保健所	大船渡市	北里大学・相模原市	3/18	3/27	4/2	5/8																								
		久里浜アルコール症センター	3/25	4/30	5/16	～平成24年3月末																								
		沖縄県	4/5	7/5	7/19	7/22	8/29	9/30																						
		宮崎県①				5/1	5/18	※5/19～釜石地域で活動																						
		秀峰会(埼玉県)				4/29	～5月末																							
	陸前高田市	東京都	3/23	～平成24年3月末																										
		やまと精神医療センター (旧松籟荘病院・奈良県)	3/24	3/26																										
		横浜市	3/30	4/17	4/21	4/23																								
		千葉県	4/2	4/10	4/25	～10月末																								
		NICCO(京都府)	4/3	～3月末																										
釜石保健所	釜石市	和歌山県	3/28	5/1																										
		山口県			4/30	7/20																								
		大阪市	4/2	5/29																										
		宮崎県②				5/19	10/23																							
		岩手県立花巻病院														10/3	～平成24年3月末(毎週 月・火)													
	大槌町	神奈川県	4/3	8/8																										
		岩手県立南光病院	3/27	4/3																										
		世界の医療団日本	4/3	～平成24年3月末																										
		山形県								7/1	8/4																			
		日本医科大学(東京都)											8/1	8/3	8/24	8/26	8/29	8/31	9/7	9/9	9/12	9/28	10/3	10/5	10/11	10/13	10/17	10/19	10/24	10/26
宮古保健所	宮古市	琉球病院(沖縄県)																												
		菊池病院(熊本県)	3/24	7/15	8/22	8/26	9/12	9/16	10/17	10/21	11/14	11/18	12/12	12/16	～平成24年1/16															
		肥前病院(佐賀県)																												
		静岡県立こころの医療センター	3/24	7/15	8/22	8/26	9/12	9/16	10/17	10/21	11/14	11/18	12/12	12/16	～平成24年1/16															
		秋田県②	3/24	～平成24年3月末																										
		佐賀県	4/6	4/23																										
		宮古山口病院②	4/19	6/27																										
	山田町	大阪府	3/24	～平成24年3月末																										
		鳥取医療センター	3/23	4/13																										
		北海道医師会	4/5	4/15	5/9	5/15	(旭川圭泉会病院)・5/16																							
高知県		4/19	8/21																											
秋田県③		5/9	5/28	6/2	6/15																									
久慈保健所	久慈市・野田村・普代村	山梨県							7/11	12/28																				
		山梨県																												
		宮古山口病院①																												
		岩手医科大学																												
		岩手県立久慈病院																												
		日本医科大学(東京都)																												
盛岡保健所	盛岡市	大分大学																												
		九州大学																												
盛岡保健所	盛岡市	秋田県①	3/23	3/25																										

図4-5 岩手県こころのケアセンターの体制等



め、円滑な事業実施が図られるよう職員をできる限り現地入りさせ、情報を共有し、沿岸地域をバックアップする体制を整えることで、効果的なこころのケア活動ができるようにしている。

こころのケアセンターの運営を医科大学に委託するのは、本県が初めてのケースである。岩手医科大学は、発災以前から地域の保健師とともに自殺対策や災害支援に取り組んできたほか、震災発生後は「こころのケアチーム」として、野田村を中心に久慈地域で1年間活動を継続してきた実績を有する。中・長期にわたるこころのケアの拠点となる機関の運営を岩手医科大学に委託することで、岩手医科大学が有するノウハウやネットワーク、人材などを最大限に活用した専門性の高いケアが期待できる。

沿岸地域の被災状況は市町村によって異なり、復旧の進捗状況も様々である。岩手県こころのケアセンターの運営も、こうした地域性を考慮しながら、きめ細やかに支援していくことを前提に進められている。



平成24年2月15日、岩手医科大学内に「岩手県こころのケアセンター」を開所。岩手医科大学学長・小川彰氏(右)と県宮舘副知事(当時)

4 「岩手県こころのケアセンター」の活動

県こころのケアセンターが目指すものは、地域の医療や保健活動を通じて、住民に支援が行き届くこと、そして、住民が援助を求めたときには、身近で気軽に相談できる体制を構築することであり、そのために、地域の関係機関と連携を図り、活動を行っている。

県こころのケアセンターは、中央センターと地域センターを合わせて約50名ほどの職員によって運営されている。

中央センター、各地域センターには、保健師、看護師、臨床心理士、精神保健福祉士等の専門職が常

駐しているほか、沿岸7カ所において週1回程度、精神科医師による「震災こころの相談室」を開設している。相談室に対応する医師は、主に内陸地域の精神科医療機関の協力により、派遣いただいている。

被災した沿岸地域には、精神科医療機関がない町村もあり、また、地域住民にとって精神科病院の受診に抵抗感を感じるという心情に配慮し、「相談室」というスタイルにすることで、気軽に利用できる場の提供を目指した。

相談室は、平成23年9月から沿岸7カ所に順次開設し、現在も運営を継続している。平成24年3月までは、こころのケアチームの精神科医師が対応してきたが、県こころのケアセンターが設置されたことで、順次、こころのケアチームから県こころのケアセンターへ引き継いでいった。

相談室では、こころの健康に係わる個別相談の対応のほか、地域の保健師等とのケース検討を行ったり、必要に応じてアウトリーチ（訪問支援）も行う。

相談室の運営のほかに、こころのケアセンターの活動の大きな柱の一つとなるのは、地域の保健活動に対する支援である。具体的には、市町村が行う健康調査や特定健診に専門職を派遣し、これらの事業が円滑に実施できるよう支援を行うことである。これらの活動からリスクの高い方を発見した場合には、市町村保健師との連携の下、継続してフォローを行う場合もある。

また、将来的に地域主体で支援を行っていくために、人材育成に係わる研修や支援者のメンタルケアに係わる支援などにも力を入れている。



「こころのケアセンター」の支援者のためのレクチャーや健康相談会も実施。写真は、市町村で行われた職員対象の健康相談会の様子



野田村の「震災こころの相談室」の会場の様子

5 こころのケア活動における 保健師の役割と こころのケアセンターとの連携

今回の大震災津波の被災者支援とこころのケア活動において、各自治体の保健師が重要なキーパーソンとなったことは特記すべきことである。

全国から派遣されたこころのケアチームと地域住民のつなぎ役になったのは、地域の保健師たちであった。保健師は、乳幼児から高齢者まで、地域住民全体の健康を守るための保健活動を通じ、住民の健康情報を把握し、対象者に応じた対応についてもノウハウを有している。地域に根ざした活動を通して、住民と強い信頼関係が結ばれている保健師との連携なくして、こころのケア活動は考えられなかった。

地域住民の健康を守るキーパーソンとしての保健師が、保健活動に従事できるよう支援を行うことも県こころのケアセンターの果たす大きな役割の一つである。地域の保健師との信頼関係を大切に、保健活動をベースとしながら、福祉、医療との連携を図り、被災者一人ひとりに寄り添った丁寧な対応を心がけている。



市町村が行う特定健診時に合わせて、うつスクリーニングも行う。こうした健診への支援も「こころのケアセンター」の活動のひとつ

今回のような未曾有の災害において、こころのケアは欠かせない事案である。リスクの高い人に早期にアプローチし、支援につなげることと併せて、現在健康な住民がその健康を維持していけるよう、こころの健康に関する普及啓発などを行うことも県こころのケアセンターの担うべき役割の一つと考えて、対応にあたっている。

被災者の生活の再建あってこそ、こころのケアの活動もその意義を発揮できる。そのためにも、様々な関係機関と連携した事業推進が求められ、それが地域全体の健康度のボトムアップにつながることを目指し、現在も県こころのケアセンターの活動が続けられている。



野田中学校の仮設住宅団地の集会場で行われている交流サロンの様子

6 児童の養育支援活動

被災した子ども（18歳未満）に対するこころのケアも重要課題であった。震災孤児・遺児の受入れに必要な里親や養育者の確保や里親委託で対応できない場合の児童養護施設の体制づくりなど、検討すべき課題が多数あった。

今震災に対して、県は、大きな震災や事故に遭遇して、強い恐怖や衝撃を受けた子どもの成長に影響がでないよう、①被災地の状況把握、②こころのケ

ア、③生活支援の活動を展開している。

県は、被災地支援に協力できる児童福祉司の派遣を厚生労働省に対して要請すると併行して、大船渡市、陸前高田市、宮古市などの被災地調査のために7つの班を編制し、調査を実施した。

避難所や保育所等を巡回しての調査は、児童相談所の児童福祉司を責任者として、派遣された他県職員を中心とする3人が1チームとなって行った。高台にある児童養護施設は津波による被災を逃れる一方、保育所は津波で全壊したところも多く、家族を亡くした施設職員もいる状況であった。

また、本県は、法務省、日本児童青年精神医学会、東京都等から児童精神科医の派遣協力を得ることができた。施設等を巡回しての調査は、他県からの派遣職員、関係機関の協力により3月末までに終了した。

震災を体験した子どもの中には、赤ちゃんがえり・おねしょ・体調不良・夜泣き・眠れない・急に泣き出すといった症状を訴える子どもも見られるようになった。そうした子どもを抱え、どのように接すればいいか悩む保護者や養育者も多かった。

このため県は、平成23年6月から順次、宮古児童相談所に「宮古・子どものこころのケアセンター」を、児童家庭支援センター大洋に「気仙・子どものこころのケアセンター」を、釜石保健所に「釜石・子どものこころのケアセンター」を設置し、児童精神科医による相談やケアをスタートした。

将来的には、子どものこころのケアセンターを、こころのケアの拠点としていくことを目指しているが、児童精神科医は全国的にも数が少なく、県内にも数えるほどしかない。こころのケアの専門医確保と人材の育成が課題となっている。

7 学校における子どもたちのこころのサポート

県教育委員会では、平成23年4月6日に「いわて子どものこころサポートチーム」を結成し、カウンセラー（臨床心理士）による児童・生徒へのこころのサポートや、相談窓口の設置・運営、教職員を対象とした研修会等に取り組んだ。

また、被災地域の幼稚園、小・中学校、高等学校、特別支援学校に震災前から配置している通常のスクールカウンセラーに加え、1学期（平成23年5月9日～6月17日）には計113校・延べ348人、2学期（9月～年度末）には計203校・延べ131人の県内外のカウンセラーやスーパーバイザーを派遣した。

県内の臨床心理士が不足していたため、日本臨床心理士会と連携する都道府県教育委員会から臨床心理士の派遣などの支援をいただいた。

学校等に派遣されたスクールカウンセラー等は、被災地の児童・生徒等のこころとからだの健康状態や悩みに対して、カウンセリングにあたった。スクールカウンセラーで対応困難な事案については、保健福祉部と連携しながら「子どものこころのケアセンター」や医療機関に対応を依頼した。

8 震災孤児・遺児の養育環境への支援と地域力のボトムアップ

今回の大地震津波により、保護者が死亡又は行方不明となった18歳未満の震災孤児は94人、震災遺児は482人となっている。

県児童家庭課は、発災後の4月から毎月、児童相談所所長会議を開催し、状況報告と具体的な対策案の検討を重ね、震災孤児等の生活全般にわたるサポート体制を敷くとともに、震災を契機に、里親の認定会議を毎月設け、孤児の養育環境の早期安定化を図った。親族や里親に養育されることとなった子どもに関しては、児童相談所が定期的に巡回して、安定した環境の下で生活を送られているかをチェックする体制も整えた。

また、孤児の財産を管理する未成年後見人の選定支援や、保険金、弔慰金等を適切に管理するためのサポート、一人親家庭となった保護者に対して、県が配置した遺児家庭支援専門員が各種の支援体制サービスの情報提供を行っている。震災孤児・遺児に係る経済的支援として、県が創設した「いわて学びの希望基金」をはじめ、民間による給付金や一時金、岩手県育英奨学会や日本学生支援機構等による奨学金があり、こうした制度の周知や利用の勧奨等も行った。

子どものこころのケアと生活、保健、教育などを支援するため、日本ユニセフ協会や日本プレイセラピー協会の協力を得ながら、被災した子どもたちに遊びを通じたこころのケアも実施している。

応急仮設住宅の建設と対策

1 東日本大震災直後の対応と 応急仮設住宅建設

県は応急仮設住宅建設候補地の現地調査を、震災から5日後の平成23年3月16日に開始した。応急仮設住宅建設候補地については、各市町村でこれらの事態に備えて「応急仮設住宅建設可能用地リスト」を作成していたが、明確にリストアップされていない市町村が多かった上、そのリストに記載されている候補地でさえも被災したと思われる場所もあり、有効な資料として活用することができなかった。

新たに候補地の選定を進める必要があったが、被災地と電話がほとんどつながらず、作業がスムーズに進まないこともあり、直接現地へ赴き、調整・検討していくこととし、また、緊急事態ということもあり、応急仮設住宅建設の適地が見つかれば、すぐに交渉・契約を行い、建設会社へ発注していった。

そして、3月19日には、第一弾となる応急仮設住宅建設工事が陸前高田市立第一中学校グラウンドで始まった。第一中学校はすでに被災者の避難所として使用されており、グラウンドは被災者の駐車場

となっていた。

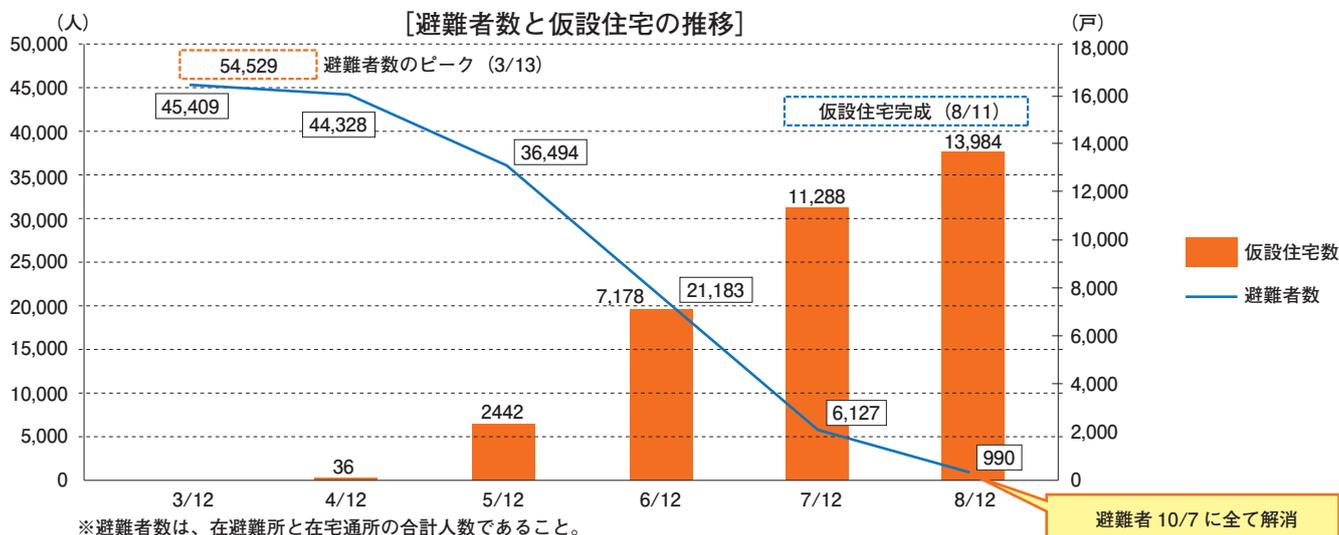
最初に200戸の建設計画のうち先行して36戸を建設することとなり、2週間で完成させた。3月中にはガソリン不足の状況が続き、現地へ赴く車の手配にも苦慮したため、応急仮設住宅資材の運搬車両についても緊急通行車両としての確認を受けた。

最初の応急仮設住宅は4月1日に完成、9日には、入居が始められた。この入居に間に合わせるために、応急仮設住宅建設業者（プレハブ建築協会会員企業）との賃貸借（リース）契約書、県と市の管理事務委託協定書、県と入居者の住宅使用貸借契約書、市町村あてのお知らせ（事務の概要）、入居者あての入居の手引きの作成などの業務を急ぎ進めた。

第一中学校グラウンド以外の応急仮設住宅の着工は、準備の整ったところから順次行っていくこととしていたが、被害の甚大な宮古地区以南の沿岸6市町（宮古市、山田町、大槌町、釜石市、大船渡市、陸前高田市）は必要戸数も相当数にのぼると予想されたため、優先して早期に着工することとした。県北の沿岸地域では、4月上旬に久慈市、田野畑村、野田村で着工することができた。その後、4月中に

図4-6 避難者数と仮設住宅の建設状況

応急仮設住宅は、平成23年8月11日までに必要戸数13,984戸全てが完成。
また、避難者の応急仮設住宅等への入居が完了し、10月7日には全ての避難所を閉鎖。



は週 2,000 戸ペースで着工を続け、平成 23 年 7 月 4 日には完成戸数が 10,000 戸を突破、そして 8 月 11 日には応急仮設住宅 13,984 戸すべての建設が完了し、大震災津波の発生から 210 日目となる 10 月 7 日には、県内の避難所がすべて閉鎖された（図 4-6）。

応急仮設住宅の建設を進めるとともに、被災者からの問い合わせに対応する窓口として、4 月 1 日に「住まいのホットライン」を設置した。参考としたのは被災直後に国土交通省から送られてきた「阪神・淡路大震災からの復旧・復興のあゆみ」である。兵庫県では被災から 10 日後に「総合住宅案内所」を開設していたことから、3 月中または 4 月初めまでに住まいに関する一元的な問い合わせ窓口を設置することとした。

設置場所は、日々変化する情報を的確に把握できるようにするため、建築住宅課内にした。問い合わせ窓口で対応する人員については、(財)岩手県建築住宅センターへの業務委託により 2 人を確保したほか、土地開発公社及び大阪府からの派遣職員なども含め総勢 7 人の体制を確保することができた。

大阪府の派遣職員には、阪神・淡路大震災の経験を活かし、ホットライン開設までに Q & A 集を作成してもらった。被災者からの問い合わせ窓口としてホットラインを 4 月 1 日に開設したが、被災者に県側の情報を伝達する手段は、マスコミ報道程度に限られていたため、被災者へ応急仮設住宅情報を直接伝達する方法として、避難所へ掲示する「かわら版」を発行することとした。ホットライン開設から 1 週間後の 4 月 8 日には「住まいのかわら版」の第 1 号を発行した。このかわら版には、応急仮設住宅の建設状況、内装や設備、グループホーム型や高齢者等拠点施設の整備、県営住宅の募集などを掲載した。

2 建設会社との調整

応急仮設住宅については、全国すべての都道府県が(社)プレハブ建築協会と協定を結んでおり、建築の仕様が決まっている。応急仮設住宅建設用地が確定した後は、プレハブ建築協会が会員である業者へ建設を割り振っていった。これだけの災害規模は想定されておらず、各業者とも調達できる建設資材には限度があったことから、予想戸数を割り出し、建設と並行し、急ピッチで建設資材の生産を進めてもらえるよう要請した。

本県の気候を考えれば寒冷地仕様が必要となる

が、その仕様に見合う建設を行っているには完成までに時間を要することとなる。断熱材の追加及び窓の二重サッシ化については、追加工事での対応も可能なことから、これらの防寒対策については追加工事として実施することとした。

応急仮設住宅建設の内訳は、プレハブ建築協会の規格建築部会（8 社）の 7,772 戸（通常住宅 7,702 戸、グループホーム 70 戸）、住宅部会（9 社）の 3,727 戸（通常住宅 3,677 戸、グループホーム 50 戸）に加え、県内建設業者による地域型住宅（21 社）の 2,352 戸、遠野市・住田町建設分 133 戸の合計 13,984 戸となり、当初予定の 8,800 戸を大きく上回った。プレハブ建築協会は規格建築部会（プレハブリース系会社で構成）と住宅部会（ハウスメーカー系会社で構成）に分かれているが、初期の応急仮設住宅建設は、初動対応が可能な規格建築部会が中心となって行われた。

4 月に入ってからは住宅部会の生産体制も整ってきたため、同部会への発注を開始した。プレハブリ



プレハブ建築協会規格建築部会による応急仮設住宅



プレハブ建築協会住宅部会による応急仮設住宅



公募選定事業者による応急仮設住宅

ース系のものに比べ一般的な住宅に近く、断熱性も十分に確保されているが、2DKしか供給できないため、避難所近く（主に学校のグラウンドなど）には多様な世帯規模に対応可能な規格建築部会が、避難所から遠いところ（主に民有地）には、主に2人世帯向けを住宅部会が建設することとした。

地域型住宅とは、公募で募った岩手県内の業者が建設するもので、プレハブ建築協会で補いきれなかった部分を地元の業者が担った。建設のスピードを上げるためには、業者数を増やすことが肝要と考え、当初のプレハブ建築協会発注だけでなく、同時並行して建設業者の幅も広げていった。

この応急仮設住宅建設事業は、岩手県内だけでも1,000億円ほどの事業規模となり、この事業に地元建設業者がどれだけ関わり、どれだけ地元雇用が生まれるかは、地域経済の活性化にも大きく関係することになる。このため、被災当初からプレハブ建築協会やその会員企業に対して、地元雇用や地元資材の調達等について協力を求めているが、県の方針を明確に示すため、知事名で文書通知を行うとともに、岩手県、プレハブ建築協会、県建設資材連合会及び会員企業による連絡会議において、県内建設業者への優先発注と県産資材の活用を、プレハブ建築協会へ強く求めることにした。

遠野市と住田町に建設した応急仮設住宅は、各々の市町が独自に建設したものである。災害救助法では、応急仮設住宅の設置は原則として都道府県が行うこととされているが、市町村への委任も可能である。遠野市は建設前に、住田町は建設後に、その手続きを行って応急仮設住宅として位置付ける方向で調整した。また、設置場所についても、被災市町村内に限定されるものではなく、被災市町村外に設置することも可能である。遠野市、住田町においては、沿岸地域へ様々な後方支援活動を行っており、応急仮設住宅建設の一部も担っていただくこととなった。遠野市、住田町ともに、地元企業に発注し、地域材を活用した住宅建設が行われており、このような取組は地域活性化という観点からも特筆されるべきものである。大規模災害において、被災市町村のみならず、こうした後方支援を行う市町村と連携し、柔軟に対応していくことが必要である。

3 県営住宅及び民間住居の活用

応急仮設住宅建設と並行して、既存の県営住宅の空き住戸の活用、民間賃貸住宅の空室状況の把握・情報提供なども行った。県営住宅の空き住戸につい

ては、多数の申込みが見込まれたことから、提供範囲及び募集方法等について検討を行った。内陸地域の空き住戸については、沿岸被災地から相当な距離があるため、応急仮設住宅が完成した後は沿岸地域に戻ることも、被災者にとって一つの選択肢となるよう配慮する必要があった。

これらの理由から、県営住宅の活用方法について整理を行い、①沿岸地域（85戸）は被災者向け住宅として1年間無料で提供する、②内陸地域（150戸）は住戸としてではなく一時避難所（避難所の分室的扱い）として提供する、との2つの方針に沿って地域別に募集を行うものとし、優先入居者の基準選定や申込みの受付方法を整理した。

活用を決めた住戸については、被災者の受入れに備え、風呂釜やガスコンロ、エアコンなど、応急仮設住宅があらかじめ備えている水準の設備・備品を整備するため、予算の専決処分を行って改修工事に着手しようと考えたが、早々に資材不足の問題に直面することとなった。特にエアコンの入荷が遅れ、改修のスピードが上がらなかった。これにより募集が遅くなった上、一時避難所扱いとしたため、被災地の方々からの問い合わせが多数寄せられ、対応に相当苦慮した。

大規模災害時の県営住宅活用には、あらかじめ基本方針や標準的な募集方法を定めておき、速やかに募集作業に取りかかることが可能な仕組みづくりが望ましい。なお、県営住宅の入居者選定については、阪神・淡路大震災当時の優先順位や保健福祉部の意見を参考に、特に緊急度が高いと考えられる世帯を優先区分の対象とした。その具体的区分は次のとおりである。

[優先区分1]

- ・80歳以上の方がいる世帯
- ・重度の障がい等を有する方がいる世帯

[優先区分2]

- ・特定疾患により居住の安定を図る必要がある方がいる世帯
- ・中度の障がい等を有する方がいる世帯
- ・3歳児未満の乳幼児がいる世帯
- ・3歳以上15歳未満の児童が3人以上いる世帯
- ・75歳以上の方がいる世帯

[優先区分3]

- ・要支援1～2の高齢者等がいる世帯

民間賃貸住宅の空室状況については、協定を締結

した不動産関係団体から約 2,000 件、協定は締結していないが協力を要請した団体から約 1,000 件、合わせて約 3,000 件の情報提供を受け、それを取りまとめて被災市町村へ情報提供を行った。しかし、情報提供を受けた物件のほとんどが内陸地域の物件であり、被災地及びその周辺に所在する物件情報はわずか 29 件（久慈市 26 件、洋野町 3 件）と、全体の約 1% であった。

4 応急仮設住宅受入れ体制及びクレーム対応

応急仮設住宅の着工が進み、その完成スケジュールが次第に見えてくる一方、完成した応急仮設住宅への入居者を速やかに決定し、被災者を円滑に入居させることが課題となった。特に日本赤十字社等から応急仮設住宅に入居する被災者に対し、家電や日用品等が提供されることになり、応急仮設住宅完成までに搬入することとなったが、家電等の搬入までには一定期間を要するため、円滑な入居のためには、あらかじめ完成日や入居者を決定しておくことが必要となった。

このため、入居管理や日赤等との調整を所管する県地域福祉課（後に復興局が担当）と協議し、着工から入居までの流れを整理したフロー図を作成した（図 4-7）。フロー図は、①完成前に入居者を事前に決定すること、②鍵渡しの際には、家電等の生活用品が極力揃った状態となっていることを考慮し作成した。

応急仮設住宅建設については県主導で行ったが、入居については市町村に一任し、市町村が、小さな子供がいる世帯、身体障がい者がいる世帯などの優先枠と一般の公募枠でバランスを取りながら、入居を管理していった。

なお、初期段階での応急仮設住宅の入居で、かつて住んでいた地域がまったく違う人たちなどが集まることとなり、引きこもってしまう人が出てくるなど、コミュニティ形成上の問題も発生している。応急仮設住宅建設が進む中で、次に建設される場所の情報を発信することで、避難所で生活する人たちの間にも、自分に一番適した応急仮設住宅を選ぶことができるようになったため、今までのコミュニティに近い状態で移り住むことができた。

さらに、応急仮設住宅団地内の交流を図る施設として、50 戸以上の応急仮設住宅団地においては集会所（100㎡程度）を、小規模な団地においては可能な範囲で談話室（ミニ集会所 40㎡程度）を設

置している。集会所には、集会室、多機能トイレ、NPO やボランティアが駐在可能な事務スペース、台所を備えている。この他にも施設の不具合や修繕等についての要望の窓口となる「応急仮設住宅保守管理センター」を開設するなど、応急仮設住宅での暮らしを向上させるための取組を進めている。

プレハブ建築協会との協定の中で、応急仮設住宅の広さについては 1 部屋タイプでは 6 坪、2 部屋タイプでは 10 坪、3 部屋タイプでは 12 坪と定められているが、室内の仕様については建設会社ごとに異なり、入居者からクレームが多数寄せられた。

なお、追加工事としては、玄関スロープや、手すり等の設置、畳敷きへの変更、外壁断熱工事、窓の二重サッシ化、天井等鉄骨梁型断熱工事、風除室設置、玄関網戸設置、住戸壁面緑化（緑のカーテン）、団地内の通路のアスファルト舗装、消火器の配布、物干しのある窓上部への庇設置、床下隙間部の塞ぎ工事、メーターボックス断熱化工事など 14 項目に及んだ。

応急仮設住宅での居住期間は 2 年から 3 年へと延長されたが、撤去されることが前提となっている。県は応急仮設住宅入居者のその後の暮らしのため、家賃の補助措置もあり、自力再建が難しい方々の受け皿となる合計 5,600 戸の災害公営住宅の建設に取り組んでいる。

[応急仮設住宅の住環境の改善内容]

①手すり・スロープ、畳の設置(希望者に対応)

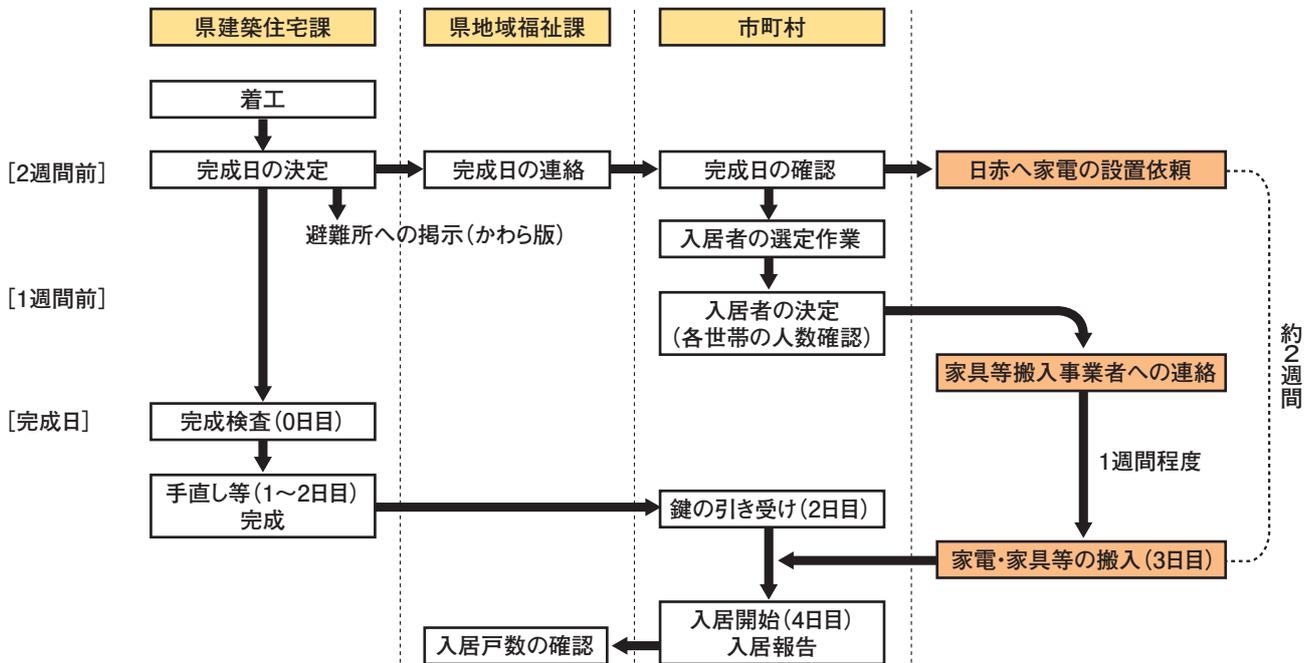
玄関の段差に対応したスロープ・手すりの設置、カーペット敷きから畳敷きへの変更(1 室 4.5 畳)を実施



②断熱工事(プレハブメーカーの住宅(約 7,700 戸)を対象に実施) (平成 23 年 10 月中旬に完了)

鉄骨の柱が室内外でむきだしになっているなど断熱性が低い構造のプレハブメーカーの応急仮設住宅で追加の断熱工事を実施。工事内容は、外壁の断熱材の追加、小屋裏換気扇の設置、窓の二重サ

図4-7 応急仮設住宅の入居までのフロー



※完成日が遅れる場合又は完成検査後入居日が遅れる場合には、建築住宅課から地域福祉課及び市町村に連絡。

ッシ化及び玄関の風除室の設置

③緑のカーテンの設置(希望者に対応)(設置済)

団地内の緑化を目的に、ゴーヤの苗の育成セットを配布しネットを設置

④遊具等の設置(概ね50戸以上で空きスペースのある団地)(平成23年11月末までに完了)

団地のコミュニティ形成を促進するため、ベンチ、プランター及び遊具を団地内の空きスペースに設置

⑤暮らし方についての周知(平成23年12月上旬までに完了)

冬季間の暮らしで配慮しなければならない水周りの凍結防止策や結露対策などについて、資料を全戸に配布

⑥消火器の各戸設置(平成23年12月上旬までに完了)

暖房器具の使用等で危惧される火災の備えとして、住棟単位で設置していた消火器に加えて、各戸に住宅用消火器を追加設置

⑦集会所、談話室の追加整備

市町村からの追加の要望に応え、集会所1カ所(陸前高田市)、談話室4カ所(陸前高田市、大船渡市)を追加整備済(最終設置箇所数:集会所40カ所、談話室109カ所)

⑧風除室の設置(入居済み団地:平成24年1月中旬までに完了)

未対応だったプレハブメーカー以外の住宅(ハウスメーカーの住宅、工務店等の住宅)を対象に、風除室の設置工事を実施

⑨床下配管部の凍結防止工事(外壁下部の隙間塞ぎ工事)(全戸)(平成24年2月上旬完了)

⑩消防用水確保のための受水槽工事(平成24年2月上旬までに完了)

消防水利が遠く消防用水の確保が困難な81団地のうち受水槽が設置されている53団地について対応済

⑪団地内通路の舗装(全団地を対象)(入居済団地:平成24年3月上旬に完了)

⑫物干し場底の設置(平成24年2月下旬に完了)

各戸物干し金具上部に雨よけ庇を設置

⑬床下換気扇等取付工事(全団地を対象)(平成24年5月下旬に完了)

床下部の腐食・結露防止のため、床下に強制換気扇又は換気口の増設を実施

⑭追い焚き・物置の設置(希望者に対応)(平成24年11月末までに完了)

平成24年5月末までに入居者への希望調査を行い、希望があった住戸について、順次着手

5 応急仮設住宅における生活支援

応急仮設住宅は、発災後から2ヵ月経った平成23年5月12日時点で2,442戸が完成し、8月11日までに必要戸数である13,984戸が完成した。この間には、沿岸地域の避難所の方々に内陸地域の温泉旅館やホテルで過ごしていただくという取組も8月末まで実施した。10月7日には、応急仮設住宅への入居が完了し、すべての避難所を閉鎖した。応急仮設住宅には平成24年9月現在74.2%が入居しているほか、民間賃貸住宅(18.9%)、雇用促進住宅(5.5%)、公営住宅等(1.4%)にも入居している状況である(表4.4)。

県は応急仮設住宅での生活支援も実施しており、大船渡市、大槌町、釜石市には、それぞれ100人単位の支援員を設置している。支援員は団地内のコミュニティづくりを推進していくために置き、主に被災地域の方を雇用している。

具体的な業務は、団地内でのお茶会の開催や集会所の管理、高齢者への声掛けによる孤立化防止のほか、団地内で何らかの緊急事態が起きた場合の対応などとなっている。従来であれば、被災市町村が雇用するものであるが、大船渡市と大槌町の支援員については、北上市役所が支援事業として民間の人材派遣会社に委託し派遣している。このほかにも、陸前高田市などでは、地元のNPOが談話室やサロンを設けるなどの活動を行っている。コミュニティ形成については、NPOの力によるところも大きい。

表4-4 応急仮設住宅等の入居状況

	応急 仮設住宅	民間 賃貸住宅	雇用 促進住宅	公営 住宅等	合計
戸数	12,897戸 <small>(24.1.13 13,228戸)</small>	2,970戸 <small>(23.10.21 3,474戸)</small>	751戸 <small>(23.8.12 837戸)</small>	200戸 <small>(23.7.29 291戸)</small>	16,818戸
人数	29,818人	7,602人	2,214人	577人	40,211人
割合 (人数)	74.2%	18.9%	5.5%	1.4%	100.0%



大槌町小籠の仮設住宅団地の談話室での支援員によるサロン活動

第6節

産業復興支援

1 農林水産業の復旧・復興

■水産業復旧・復興への道筋

本県の水産業は、漁業と流通・加工業が両輪となって成り立っており、漁業が約400億円、水産加工業が約700億円という生産額を上げていた。また、サケのふ化・放流、アワビ、ウニの種苗生産と放流、ワカメ、コンブ、カキ、ホタテの養殖など、「つくり育てる漁業」を推進してきた。

本県では、漁業者のほとんどが漁業協同組合の組合員となっており、養殖施設など、漁協の施設を共同利用する仕組みが根付いていたことから、復旧についても、漁協を核とする漁業や養殖業の構築、魚市場を核とする流通加工体制の構築、被災したすべての漁港の復旧、地域ニーズを踏まえた漁港施設などの復旧という方針の下に、漁港施設等についておおむね5年間で復旧し、水産業の早期再生に向けて対応することとした。

これらの対応は、県の財政レベルでは不可能であったことから、国に対して補助事業の創設を要望し、国及び市町村とともに、本県独自の高率補助制度を整備して、漁協を核とした復旧・復興を目指した。水産業の復旧・復興に関しては、県が全面的に支援するというメッセージを発信することで、漁業者等の意欲を促し、沿岸地域の基幹産業である水産業を再生させることを目的とするものであった。

■漁港関係施設等の復旧

県内の水産業・漁港関係の被害は、沿岸地域全域にわたった。水産業関係の被害は、魚市場等の施設1,893カ所、漁船13,271隻、漁具323ケ統、養殖施設25,841台、水産物49,597トンにのぼった。

県内111漁港のうち108漁港において、防波堤や岸壁などが倒壊、損壊、または沈下した。また、漁港海岸施設、漁業集落環境施設、漁場施設も甚大な被害を受けた。漁港施設や防潮堤などの背後には、加工場や集落、公園施設などがあり、その多くも壊滅的な被害を受けた。

発災後の漁港には大量のがれきが浮遊・堆積し、

養殖漁場や定置漁場などの海底にも散在していたため、災害協定に基づくがれき撤去の要請を行い、発災2週間後から9月末まで、最大で36隻(県内19隻、県外17隻)の作業船が漁港内での撤去作業にあたった。9月30日時点で89漁港のがれき撤去が完了し、すべての漁港で漁船の利用が可能となった。また、応急工事により一部の漁港では、荒天時でも一定の静穏域が確保されたほか、岸壁で水産物の円滑な水揚げが可能となった。浸水によって機能不全となっていた汚水処理施設も再稼働し、徐々に、なりわいの回復が進んでいった。

県では、被災した小規模漁港を含めた漁港すべてを復旧させる方針を早期に打ち出した。これは、サケなどの定置網漁業、ワカメ、コンブなどの養殖漁業やウニ、アワビなどの採介藻漁業など、前浜での漁業が主に営まれていること、漁港は水揚げの場というだけでなく、生産と生活の基盤であるという本県漁業の特徴を踏まえての方針である。震災後2カ月で約40%の産地魚市場が再開し、本県漁業の主要魚種である秋サケ漁の時期には12市場が再開した。

漁港施設等の復旧にあたっては、大震災津波により水産業・漁港が壊滅状態に陥ったこと、復旧を進める立場にある沿岸市町村も被災したこと、建設業者も被災し重機が流失して迅速な対応が困難だったことなど課題も少なくなかった。また、災害復旧事業に係る事務手続きも膨大で、技術職員が大幅に不足する状況であった。

■水産業の復旧・復興に向けた支援

県は、地域に根ざした水産業の再生に向け、両輪である漁業と流通・加工業について、漁協を核とした漁業・養殖業の構築と産地魚市場を核とした流通・加工体制の構築を一体的に推進することとした。このため県は、平成23年度において、事務所自体が被災した漁協の再建や、共同利用する漁船や養殖施設及びサケふ化場等の復旧・整備への支援などを行い(表45)、平成24年春の養殖ワカメ生産量やサケ稚魚放流数は被災前の約7割まで回復した。

こうした水産業の復旧・復興に向けた支援は、平

表4-5 水産業復旧・復興支援事業一覧(平成23年度)

(単位:千円)

平成23年度水産関係(非公共)復旧・復興事業[主要事業]				
No.	事業名	事業概要	予算額 (2月現計)	補助率等
1	漁業協同組合等機能回復支援事業	◎事務所の修繕、仮設事務所の整備 ◎OA機器、机・椅子、車両等の購入等	62,502	国2/3、県1/9、市町村1/9、事業主体1/9(一部、国庫対象外あり)
2	水産団体機能回復支援事業	◎加工組合、魚市場等の事務所機能復旧	28,854	県7/9、市町村1/9、事業主体1/9
3	共同利用漁船等復旧支援対策事業	◎漁船の取得(新造・中古購入)、修繕 ◎定置網・磯建網・カゴ等漁具の取得	39,581,149	国1/3、県4/9、市町村1/9、事業主体1/9
4	水産養殖施設災害復旧事業	◎激甚災害法に基づく養殖施設(個人)の原形復旧	714,221	(対象事業の)国9/10、事業主体1/10
5	水産業経営基盤復旧支援事業(養殖施設分)	◎養殖施設の新設整備	4,532,377	国2/3、県1/9、市町村1/9、事業主体1/9
6	養殖用種苗供給事業	◎ワカメ、コンブ種苗の委託生産 ◎ホタテ、カキ種苗の購入費補助	416,115	県7/9、市町村1/9、事業主体1/9
7	水産業経営基盤復旧支援事業(共同利用施設分)	◎荷捌き施設など共同利用施設の新設整備	20,670,170	国2/3、県1/9、市町村1/9、事業主体1/9
8	水産共同利用施設復旧支援事業	◎荷捌き施設など共同利用施設の修繕、機器整備	13,022,470	国2/3、県1/9、市町村1/9、事業主体1/9
9	製氷保管施設等早期復旧支援事業	◎魚市場に関連する製氷・貯氷施設の修繕、新設整備	3,998,129	国2/3、県1/9、市町村1/9、事業主体1/9
10	水産加工事業者生産回復支援事業	◎民間事業者の水産加工用機器類整備	1,595,479	県8/9、事業主体1/9
11	さけ・ます生産地震災復旧支援緊急事業	◎さけ・ますふ化場の応急復旧	2,850,281	国2/3、県1/9、市町村1/9、事業主体1/9
12	さけ・ます種苗生産施設等復興支援事業	◎さけ・ますふ化場等の本格整備	3,660,695	国2/3、県1/9、市町村1/9、事業主体1/9
13	水産技術センター施設災害復旧事業	◎大船渡施設の設計(アワビ) ◎種市施設の設計、工事(ウニ)	1,132,076	直営)国2/3、県1/3
14	漁場復旧対策支援事業(漁業者等による瓦礫撤去)	◎漁業者グループによる漁場のがれき等回収処理	2,358,166	直営)国8/10、県2/10 12,100円/人・日
15	いわての漁業復旧支援事業(緊急雇用創出事業)	◎定置網、養殖施設の復旧整備に係る漁業者の雇用	280,563	直営)委託(雇用対策基金)
合計			94,903,247	

成24年度も継続して実施されている。また、漁船等の復旧状況は、平成24年12月末現在で、補助事業による新規登録漁船数が5,281隻となっており、被災を免れた漁船数等を合わせた稼働可能漁船数は9,131隻となっている。同様に、養殖施設(共同利用施設)の整備数が13,797台、流通・加工関連施設(水産共同利用施設)の竣工施設数が61カ所などとなっている。

■農地・農業用施設の復旧

被害調査は、通常、市町村が行うが、沿岸地域の市町村は被災によって対応が困難であったことから、県が代わって被害調査を行った。調査に当たっては、コンサルタント、岩手県土地改良事業団体連合会、農村災害復旧専門技術者、県職員のOBなどで構成される、官民協働による調査チーム「農地・

農業用施設災害復旧支援隊(NSS)」を編成し、対応した。調査の結果、沿岸地域における被害は、被害面積725ha、被害箇所12,280カ所に及び、その半分以上は陸前高田市が占めた。

内陸地域では各市町村が調査にあたり、その結果は被害面積が1,221ha、被害箇所4,698カ所にのぼった。内陸地域の農地被害は、平成20年の岩手・宮城内陸地震による被害の6倍となった。被害調査を進める一方、内陸地域では、春の作付けに向けて農業用水を確保するため、市町村や土地改良区が応急対策を進めた。

県では、被害が甚大な沿岸地域での対応に注力することとし、まず、排水路を埋め尽くしがれきを撤去した。県内に10カ所ある農地保全のための海岸堤防も破壊されたため、大型土のうによる仮締切を行った。また、地元では、津波の被害により海水

が入った農地の除塩作業も進められたが、平成23年春に作付け可能な範囲の7.5haでの除塩作業となった。除塩作業は、限られた面積であったが、営農再開に向けて営農意欲を保つための取組として行われた。災害査定についても、被害が大きかった8市町村から要請を受け、5月末から12月にかけて対応した。災害査定による国の補助事業の対象となるのは、被害額が1カ所40万円以上とされているが、今回、特に内陸地域においては、この基準に該当しない小規模な被害が多く発生した。このため県は、県単独事業（県補助率3分の1）を創設し、農家負担の軽減を図った。本事業の活用は約1,000件となった。一方、沿岸地域では、津波が農地や水路を破壊し、そのあとにヘドロとがれきが流れ込むという状態で、さらに、地盤沈下もあって、大量の客土が必要となった。内陸地域では平成24年春の作付けに向けて対象面積の98%が復旧したが、沿岸地域は15%にとどまった。

沿岸地域の復旧が進まなかった要因としては、復旧に当たり、農地の所有者一人ひとりから復旧の意向を確認しているが、応急仮設住宅などに転居した農業者も多く、所在確認も含め、時間を要したことがあった。陸前高田市を例にとると、農業者約2,000人の意向確認が必要であったが、発災から1年経った平成24年3月時点で確認できたのは、そのうちの3割程度にとどまった。

災害復旧は、基本的に原形復旧を事業の目的としている。しかし、もともと小規模だった沿岸地域の農地を元に戻すだけで将来の展望が開けるのかという観点から、単なる原形復旧にとどまらず、生産性や収益性の向上を図るため、災害復旧と一体的なほ場整備を希望する地域においては、県が地元の検討に参画した。こうした地域を対象に県が事業主体となり、国の「復興交付金」を活用した「農用地災害復旧関連区画整理事業」等により、ほ場整備を実施することとした。県では6地区10工区337haが国の採択を受けた（平成24年7月時点）。

農地海岸堤防については、10海岸すべてが破堤や地盤沈下し、復旧が必要となっている。堤防の高さは、24の湾（集落）ごとに高さを決定する「一定計画」となっており、農地・漁港・建設などの海岸堤防の高さをまとめて決定している。

復旧工事に着手する段階では、津波で流失した農地の土（基盤土及び表土）の確保という課題が発生した。また、流失を免れた土にも、がれきが混入するなどの問題が残っている。農地の復旧に用いる土

は土木工事の資材とは異なり、農作物の作付けに適した土を確保する必要がある。土の確保に向けては、被害を受けていない市町村等から運び入れるほか、災害廃棄物として集積した土の再利用も検討している。今後は、被災した農村コミュニティの再構築や一度営農から離れた農業者が農地に戻る意欲をどのように促していくか、また、従来よりも生産性・収益性の高い営農を実現するために関係機関がどのような支援をしていくのが課題となる。



陸前高田市、被災直後



応急工事によるがれき撤去後

2 中小企業等の復興支援

■被災事業者への支援

事業者支援については、平成23年4月の段階で、国が制度化に向けて動いていたが、県では早急な対応に迫られていたため、県単独事業として4月に「中小企業被災資産修繕事業費補助」を創設した。この事業は、沿岸市町村の中小企業者を対象に、損壊した施設や機械などの設備の修繕に要する経費を補助するためのもので、補助率1/2以内（負担割合：県1/2、市町村1/2）、補助限度額を小売・サービス業等200万円、製造業・宿泊業等2,000万円とした。

また、平成23年3月には、事業用資産が全壊・流出し、沿岸市町村で事業を再開しようとする中小企業者を対象とした「中小企業被災資産復旧事業費補助」も創設した。流出した施設設備の建設・取得

に要する経費を補助するもので、補助率1/2以内(負担割合:県1/2、市町村1/2)、補助限度額を2,000万円とした。

一方、国は平成23年5月にいわゆる「グループ補助金」制度を創設した。被災した中小企業者などの施設・設備の復旧・整備を支援する目的の「中小企業等復旧・復興支援補助事業」である。国の1次補正予算に対応し、県の6月臨時議会において予算措置された。県が認定した中小企業などによるグループの復興事業計画を、国と県が支援し、産業活力の復活、被災地域の復興、コミュニティの再生、雇用の維持を図り、産業の復旧・復興を目指すものである。阪神・淡路大震災時にはなかった初めての制度であった。

この制度に応募するグループに求められる要件は、①サプライチェーン型、②経済・雇用効果大型③基幹産業型、④商店街型の4つの機能のいずれかを有し、その機能に重大な支障が生じている状況であることであった。6月に1次募集を行ったところ、51グループの応募があり、8月に採択事業を決定した。その後も、23年度に2回、24年度に1回、募集を行った(平成24年10月31日現在)。

全4回の募集で、約750社に総額577億円の補助が行われ、地域経済の中核を担う企業者などの復旧・復興に、一定の役割を果たした(表4-6)。1次から4次募集を進めていく中で、地域経済の中核的な水産加工業やものづくり系のグループから、いくつかの主要商店街へと、対象も広がってきた。一方で、補助要件に該当しない小規模商店など、グループ化が困難なところも少なくない。このため県は、小規模の事業者も対象となるよう要件を緩和するか、新しい制度を創設するよう、国に対して繰り返し要望してきた。これらは課題として残っている。

■認定グループの取組内容事例

●1次認定

<釜石地域水産物流通加工グループ>

トヨタ生産方式を導入し、消費者の視点で業務改善を重ねて水産加工品の商品開発を行ってきた事業者を中心とするグループが、大規模生産により水産加工品を全国へ販売展開しているグループ、地域密着型の生産販売を行っているグループなどと連携し、水産加工品の合同販売会の開催や新商品の開発などにより、水産加工品の更なる高付加価値化に取り組む。

<沿岸電子機器・精密機器グループ>

本県の沿岸地域では、コネクタなどの電子機器や精密機器に関わる世界的なメーカーと、高い技術を有する中小企業がサプライチェーンを形成し、地域の基幹産業となっている。これらに関わる被災企業群がグループ化し、サプライチェーンの復旧・再構築を全力で推進するとともに、地域の雇用確保を図ることで、沿岸ものづくり産業の新生と地域の早期復興を目指す。

●2次認定

<山田広域ベイサイドプラングループ>

山田町、大槌町の水産加工業及び関連業種(運送、機械製造、電気工事)がグループを形成し、共同施設の利用や製品規格の統一による共販体制の構築、生産方式の統一による加工品の高鮮度化・高付加価値化に取組み、ブランド力と販売力の強化を目指す。

<大船渡地区造船関連グループ>

大船渡市に拠点を置き、本県沿岸から東北・北海道に至る広域で活動を展開する造船関連企業で構成されるグループが、各社の専門分野(船舶販売、漁船建造、船舶修理)を活かして、小型船を中心とする高品質な漁船の早期供給を可能とする効率の良い漁船供給システムの構築に取り組む。

<太平洋セメント株式会社大船渡工場グループ>

太平洋セメント(株)大船渡工場を中核企業とした、東北地域で最大のセメント生産量を誇るグループであり、地域経済や雇用の面で重要な地位を占めている。

今後、需要増大が見込まれるセメント製品の早期生産再開に取り組むとともに、がれき焼却及びがれきのセメント原料化により地域の復旧・復興に寄与する。

●3次認定

<陸前高田市水産食品加工グループ>

陸前高田市の水産加工業、食品加工業を中心とするグループが、仕入れから加工・製造、流通、販売まで連携して取り組むとともに、「高田ブランド」を創出することにより、地域食品産業復興の基盤形成を目指す。

<釜石産業再生グループ>

新日本製鐵(株)釜石製鐵所を中核企業としたグループであり、釜石地域の経済や雇用を支える重要な役割を果たしている。グループ各社が一致協力して事業再開に取り組むことにより、地域の雇用の維持・確保や地域経済の活性化を図る。

■二重債務問題対策

県は、平成23年8月、地元金融機関との連携の下、県と国（経済産業省）において、二重債務問題への対応に関する基本合意を締結した。基本合意には、相談から再生支援まで一貫した支援体制を整備すること、債権の買取り等を行う新たな機構の設立による再生促進などが盛り込まれた。

10月には、基本合意に基づき、岩手県産業復興相談センターが設立され、相談業務を開始した。盛岡商工会議所の岩手県中小企業再生支援協議会が設置主体となり、専門家がワンストップで相談を受け付けるものである。被災事業者が既往の債務に加え、新たに借入れをすることで事業展開が困難となることが懸念されたことから、同センターが中心となり、相談対応や支援を行っている。

11月には、地元金融機関も出資し、県とともに岩手県産業復興機構を設立した。岩手県産業復興機構が被災事業者の債務を金融機関から買い取って、元利金の返済を5年から15年の期間で猶予し、金融機関からの新たな融資を促すものである。また、3月には、国が（株）東日本大震災事業者再生支援機構を設立した。

二重債務問題は、復興を目指す被災事業者にとって大きな問題であるという認識により、早期に対応する体制を整えた。その後、グループ補助金などの補助金制度が拡充したことから、資金調達の幅が広がったが、ハードが整備されても運転資金が必要という観点から、産業復興相談センター等による支援を継続する必要がある。平成24年12月26日現在で、岩手県産業復興機構による債権買取件数は37件、東日本大震災事業者再生支援機構によるものは12月18日現在で27件となっている。また、産業復興相談センターは、債権買取のほか、返済条件の変更で対応できる事業者の計画作成や金融機関との交渉など、債権買取を必要としない事業者の支援も数多く行ってきた。同センターの支援件数は、11月末までに70件となっている。

二重債務問題への対応に関しては、行政だけでなく、金融機関との連携が重要なポイントである。県は早い段階から取組を始めたが、もともと地元金融機関と意見交換する会議を行っていたことから、その頻度を高めることで対応ができた。

復興には、一定の時間を要するものと考えられる。今後、市町村の土地利用計画が決定し、現在は仮設施設で事業を行っている小規模事業者などが本格操業に移行する時期には、より一層資金需要が高まる

と想定されることから、同センターや機構の支援が必要となっていくと考えている。

3 商工施設の復旧

被災した中小企業者などの施設・設備の復旧・整備を支援する目的のグループ補助金は、商工施設の復旧にも活用された。

グループ補助金の第1次認定では、大槌町の事業者らによるシーサイドタウンマストグループが認定された。大槌町では、津波と火災により中心商店街が壊滅的被害を受け、商業機能を失ったが、被災したショッピングセンター内に商店街機能を集約するとともに、商店街コミュニティ機能、防災避難機能を新たに付加した交流拠点商業施設として再生した。

また、第4次認定で、宮古市のいわて宮古街なか商人グループ、釜石東部コミュニティ振興グループ、おおふなと夢グループなど、商店街の施設の再整備や商店街を核としたコミュニティの再生などを目指す卸小売業・サービス業のグループが認定された。



シーサイドタウンマストの再開(大槌町)

4 観光施設の復旧

グループ補助金は、観光業の復旧にも活用された。

第3次認定において、釜石市のいわて三陸希望の宿ネットワーク～三陸海岸観光復興プロジェクトグループと三陸復旧・復興後方支援「釜石ビジネスホテル」グループ、大槌町の旅館・民宿再興グループなどが、観光産業の復興を目指して応募し、採択された。

また、平成24年度に行われた第4次公募では、大船渡市、陸前高田市の宿泊施設、飲食店などの観光関連企業で構成される「恋しヶセン」観光産業復旧・復興プロジェクトグループが認定され、地域資源を活用した着地型の観光商品を開発するなどの取組に向けて動き出している。

表4-6 中小企業等復旧・復興支援事業費補助事業の認定グループ

第1次認定グループ			
グループ名	グループ構成員数	代表者所在地	業種
県北水産加工業拠点整備	㈱マルサ嵯峨商店 等 19者	久慈市	水産加工業
宮古・山田地域水産加工業グループ KIKグループ／宮古・山田マリプロジェクト／山田水産加工鮮魚出荷連 合会／宮古市水産物残渣有効利用共同体／宮冷グループ／三陸の海 藻高度加工研究事業化グループ／宮古水産冷凍加工復旧促進グループ	計39者 ㈱川秀 等3者／㈱木村商店 等12者／㈱丸一水産 等5者／宮古水産加工業協同組合 等5者／㈱宮古製氷冷凍工 場 等4者／フードバック㈱ 等4者／㈱大井漁業部 等 6者	宮古市 山田町	水産加工業
釜石地域水産物流通加工グループ 岩手新サプライチェーンモデルグループ／津田商店・双日食料水産グル ープ／協同組合シーテック復興委員会／釜石海産物生産販売グループ	計17者 小野食品㈱ 等5者／㈱津田商店 等3者／㈱近藤商 店 等7者／雁部冷蔵㈱ 等2者	釜石市	水産加工業
大船渡地域水産・食品加工グループ げせん「食のパワーアップ」協議会／大船渡湾冷グループ／フード ネットワーク岩手	計36者 及川冷蔵㈱ 等17者／大船渡湾冷凍水産加工業 (協) 等 12者／㈱國洋 等 7者	大船渡市	水産加工業
久慈地域造船グループ	北日本造船㈱ 等 4者	久慈市	造船業
釜石・大槌地区造船関連グループ	㈱小鯖船舶工業 等 8者	釜石市	造船業
沿岸電子機器・精密機器グループ ㈱ウェーブクレスト宮古工場生産グループ／東北ヒロセ電機㈱グ ループ／沿岸圏域空気圧機器製造グループ／岩手県沿岸超精密 コネクタ製造グループ	計17者 ㈱ウェーブクレスト宮古工場 等4者／東北ヒロセ電機 ㈱ 等2者／SMC㈱ 等6者／大村技研㈱ 等5者	宮古市 釜石市	電子部品 製造業
シーサイドタウンマストグループ	大槌商業開発㈱ 等 30者	大槌町	小売業
補助総額 77億円(国51億円、県26億円)			

第2次認定グループ			
グループ名	グループ構成員数	代表者所在地	業種
山田広域ベイサイドプラングループ	㈱山崎水産 等 7者	山田町	水産加工業等
大船渡地区造船関連グループ	㈱大船渡ドック 等 3者	大船渡市	造船業等
太平洋セメント株式会社大船渡工場グループ	太平洋セメント㈱ 等 19者	大船渡市	窯業等
補助総額 49億円(国33億円、県16億円)			

第3次認定グループ			
グループ名	グループ構成員数	代表者所在地	業種
宮古地産ネットワークグループ	㈱かくりき商店 等 11者	宮古市	水産加工業等
立ち上がれ!ど真ん中・おおつち	芳賀鮮魚店 等 6者	大槌町	水産加工業等
三陸わかめ復活プロジェクト	理研食品㈱ 等 12者	大船渡市	水産加工業等
三陸水産復興グループ	㈱ヤマキイチ商店 等 5者	釜石市	水産加工業
陸前高田市水産食品加工グループ	㈱かわむら 等 9者	陸前高田市	水産加工業等
大船渡・海の宝・復興ビジョン	北日本水産㈱ 等 12者	大船渡市	水産加工業等
大船渡地域食産業連携グループ	㈱アマタケ 等 17者	大船渡市	食料品製造業等
岩手県酒造組合グループ	岩手県酒造組合 等 24者	盛岡市	酒造業
両磐地域観光産業復旧・復興プロジェクト	世嬉の一酒造㈱ 等 15者	一関市	観光業等
旅館・民宿再興グループ	民宿六大工 等 7者	大槌町	宿泊業
～いわて三陸希望の宿ネットワーク～三陸海岸観光復 興プロジェクトグループ	㈱陸中海岸グランドホテル 等16者	釜石市	宿泊業等
三陸復旧・復興後方支援「釜石ビジネスホテル」グル ープ	㈱釜石総業 等 4者	釜石市	宿泊業
宮古港・港湾機能再生グループ	宮古港湾運送㈱ 等23者	宮古市	港湾運送業等
一関金属加工企業グループ	㈱一関LIXIL製作所 等 10者	一関市	金属製品製造業等
岩手県自動車整備振興会 釜石支部グループ	岩手県自動車整備振興会釜石支部 等11者	釜石市	自動車整備・販売業
陸前高田・大船渡地域生コンクリート製造、輸送グル ープ	橋爪商事㈱ 等 8者	大船渡市	製造業等
釜石産業再生グループ	新日本製鐵㈱ 等 12者	釜石市	鉄鋼業等
携帯電話部品供給グループ	ゆわて吉田工業㈱ 等 10者	大船渡市	電子部品製造業
大槌・山田地域船用機械メンテナンス高度専門企業グ ループ	㈱大槌マリンテック 等 6者	大槌町	船舶修理業等
上記19グループに加えて、1次採択案件に対する追加交付分を含めた補助総額311億円(国207億円、県104億円)			

第4次認定グループ			
グループ名	グループ構成員数	代表者所在地	業種
いわて宮古街なか商人グループ	宮古市末広町商店街振興組合 等 111者	宮古市	卸小売業、サービス業等
釜石東部コミュニティ振興グループ	株式会社ウェルファー 等 66者	釜石市	卸小売業、サービス業等
おおふなと夢グループ	おおふなと夢商店街協同組合 等 49者	大船渡市	卸小売業、サービス業等
大槌山田水産復興グループ	貫長水産株式会社 等 9者	山田町	水産加工業、卸小売業、運送業
岩手県産ホタテ・アワビの安定供給グループ	有限会社森良水産 等 8者	大船渡市	水産加工業、卸小売業等
水産加工事業復興グループ	株式会社村上冷凍空調設備 等 7者	陸前高田市	水産加工業、卸小売業、建設業等
宮古港の漁業生産を支えるグループ	有限会社山智商店 等 30者	宮古市	卸小売業、水産加工業、船舶関連サービス業等
漕ぎ出せいわて・水産業復興支援グループ	有限会社カワムラマリン 等 23者	山田町	船舶製造・販売業等
大槌山田地域住宅供給グループ	有限会社クラモト塗装工芸 等 13者	大槌町	建設業、運送業等
大槌町建設産業グループ	松村建設株式会社 等 7者	大槌町	建設業、コンクリート二次製品製造・販売業等
気仙地区住宅復興支援・住文化継承グループ	ネクストハウス 等 4者	大船渡市	建設業、建築材料卸売業
陸前高田住環境復興ネットワーク	株式会社リアス 等 23者	陸前高田市	建設業、運送業等
「恋しヶセン」観光産業復旧・復興プロジェクトグループ	旅館 海風苑 等 33者	大船渡市	宿泊業、飲食業等
宮古・釜石・気仙地区食品製造・物流復興ネットワーク	株式会社中田商事 等 18者	陸前高田市	食料品製造・販売業、運送業等
岩手県自動車整備振興会 宮古支部グループ	岩手県自動車整備振興会宮古支部 等 25者	宮古市	自動車整備・販売業等
鵜住居を新生する会	株式会社岩手中京医薬品 等 35者	釜石市	卸小売業、生活関連サービス業等
重点港湾:大船渡港 港湾機能復興推進グループ	株式会社佐賀組 等 17者	大船渡市	建設業、金属製品・機械器具製造業等
岩手県自動車整備振興会 大船渡支部グループ	岩手県自動車整備振興会大船渡支部 等 51者	大船渡市	自動車整備・販売業等
補助総額133億円(国89億円、県44億円)			

第4次追加認定グループ			
グループ名	グループ構成員数	代表者所在地	業種
釜石水産復興活性化グループ	有限会社廻船問屋マルワ 等 11者	釜石市	水産加工業等
岩泉地域水産物加工業福幸会	有限会社竹下水産 等 5者	岩泉町	食品加工業等
岩手県印刷工業組合グループ	岩手県印刷工業組合グループ 等 46者	盛岡市	印刷業
補助総額7億円(国5億円、県2億円)			

表4-7 中小企業等復興支援事業一覧 (平成23年度及び24年度)

施設等の再建支援(中小企業)		
種類	対象者	内容
中小企業被災資産復旧 事業費補助	東日本大震災津波により事業用資産が滅失し、沿岸市町村で事業を再開しようとする中小企業者 ※復旧しようとする施設設備が所在していた事業拠点の主たる事業用資産が滅失していることが要件	補助対象経費:滅失した事業用資産のうち、事業再開のために不可欠な建物及びその附属設備、構築物、機械及び装置の取得に要する経費 ※1 取得費が1,000千円以上であることが要件 ※2 機械及び装置は一部対象とならないものがある 補助率:補助対象経費の2分の1以内 補助限度額:製造業・宿泊業(旅館、ホテル)20,000千円、上記以外の業種3,000千円 ※市町村によっては上限額が異なる場合がある 雇用要件:事業を再開した日の属する年度から起算して3か年経過した年度の終了する日までに被災時の従事者数を回復していただくことが要件 ※従事者には、経営者等を含む 対象期間:平成23年3月11日以降に実施した事業に遡及適用可
被災工場再建支援事業費補助金	被災地域における市町村が復興中核業種(標準産業分類の中分類)として申請し県が指定した業種	要件:①再建・復旧にかかる固定資産投資額5千万円以上、②被災時に30名以上の企業で、再建後その8割を雇用 補助対象経費:被災した工場(土地、建屋、設備)の再建に要する経費 補助率:1/10以内 補助限度額:5千万円以内※被災時100名以上で再建後80名以上は1億円 事業認定:平成24年3月31日まで事業計画の認定を受けること 操業時期:認定から3年以内
被災地復興支援助成事業 (公益財団法人さんりく基金) 【被災事業者業務再開】	雇用保険及び健康保険の適用事業者であり、被災の1年前から営利活動実績があり、引き続き被災地で雇用再開又は継続する被災事業者	助成対象:事業再開(継続)に必要な設備、備品等の購入費又は当該年度中のリース料※車両は除く 補助率:1/2以内 助成限度額:予算の範囲内で助成金請求時の雇用人数に応じた限度額とする。 雇用5人以下50万円 雇用6人以上100万円 募集期限:[一次]平成24年2月23日～3月22日 [二次]平成24年5月31日 [三次]平成24年8月31日 [四次]平成24年11月30日
被災地復興支援助成事業 (公益財団法人さんりく基金) 【被災地域産業再生】	被災地に事務所を置く各商工会議所又は各商工会	助成対象:被災地の産業再生を目的に各商工会議所・商工会が要した設備、備品等の経費(リースの場合は当該年度中の経費)※車両は除く 補助率:10/10以内 (商工会議所・商工会から事業者への助成については、1/2以内、50万円以内) 募集期限:[一次]平成24年2月23日～3月22日 [二次]平成24年5月31日 [三次]平成24年8月31日 [四次]平成24年11月30日

金融支援(中小企業)		
種類	対象者	内容
中小企業東日本大震災復興資金	東日本大震災復興緊急保証制度の要件を満たし、事業所等が罹災又は経営の安定に支障が生じている中小企業者	設備資金／運転資金 貸付限度額:8,000万円以内 貸付期間(据置):15年以内(3年以内) 利率:1.5~1.7%以内 保証料:事業所等が罹災した中小企業者に対して県が全額補給 担保:金融機関の所定の条件 第三者保証人不要 申込手続:普通銀行・信用金庫等
中小企業経営安定資金 [災害対策]	平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波災害により影響を受けている中小企業者	運転資金 貸付限度額:8,000万円以内 貸付期間(据置):15年以内(3年以内) 利率:2.1~2.5%以内 ※セーフティネット1号~6号の場合は、0.1%減じた率 保証料率:0.45~1.50% 担保:金融機関の所定の条件 第三者保証人不要 申込手続:普通銀行・信用金庫等
被災中小企業施設・設備整備	(1)岩手県被災中小企業復旧・復興支援事業費補助金交付要綱の規定により認定を受けた復興事業計画に記載されている中小企業者 (2)中小企業組合等共同施設等災害復旧費補助金交付要綱の規定により交付決定を受けた商工会・商工会議所 (3)中小機構が整備する仮設工場、事業場等に入居する中小企業者	貸付限度額:定額 貸付期間(据置):施設20年以内(5年以内) 利率:無利子 自己資金:貸付対象経費の1%又は10万円のいずれか低い額の自己資金が必要
小口事業資金	中小企業者 小規模企業者	設備資金／運転資金 貸付限度額:1,250万円以内 貸付期間(据置):設備7年以内(1年以内)／運転5年以内(1年以内) 利率:1.95%~2.3%以内 保証料率:0.45%~1.5% 第三者保証人及び担保は不要 申込手続:普通銀行・信用金庫
企業立地促進資金	誘致企業及び県内企業で工場等を新設又は増設する者	設備資金 貸付限度額:3億円以内(拠点工業団地5億円以内、知事の特認で10億円以内、特定区域における産業の活性化に関する条例第4条第1項の規定による指定を受けた特定区域内にあっては20億円以内)で所要資金の80%以内 貸付期間(据置):15年以内(3年以内) 利率:1.8%~2.0% 保証料率:0.45~1.5% 担保:金融機関の所定の条件 第三者保証人不要 申込手続:普通銀行、信用金庫等
いわて起業家育成資金	県内で新たに開業しようとする者	設備資金／運転資金 貸付限度額:設備4,000万円以内、運転2,000万円以内 貸付期間(据置):設備15年以内(2年以内)／運転10年以内(1年以内) 利率:2.1%~2.3%以内 保証料率:0.45%~1.5% 担保:金融機関の所定の条件 第三者保証人不要 申込手続:普通銀行、信用金庫等 ※資格、勤務経験等がない場合は別基準
商工観光振興資金	中小企業者	設備資金／運転資金 貸付限度額:設備1億円以内、運転5,000万円以内 貸付期間(据置):設備15年以内(2年以内)／運転10年以内(1年以内) 利率:1.9%~2.3%以内※セーフティネット1号~6号の場合は、0.1%減じた率保証料率:0.45%~1.5% 担保:金融機関の所定の条件第三者保証人不要 申込手続:普通銀行、信用金庫等
中小企業成長応援資金	雇用の増加、事業拡大、新分野への進出等に意欲的に取り組む中小企業者	設備資金／運転資金 貸付限度額:3,000万円以内 貸付期間(据置):10年以内(2年以内) 利率:2.1~2.3%以内※県北・沿岸地域の事業者の場合は、0.1%減じた率 ※セーフティネット1号~6号の場合は、0.1%減じた率 保証料率:0.45%~1.5% 担保:必要に応じて徴求 第三者保証人不要 申込手続:普通銀行、信用金庫等

種類	対象者	内容
東日本大震災復興特別貸付	以下のいずれかに該当する中小企業者 ①地震・津波等により直接被害を受けた中小企業者 ②直接被害者の事業活動に相当程度依存している中小企業者 ③その他、震災の影響により業況が悪化している中小企業者	①、②対象者向け別枠 設備資金／運転資金 貸付限度額:中小事業・商工中金3億円、国民事業6千万円 貸付期間(据置):①対象者設備20年以内(5年以内)／運転15年以内(5年以内)、②対象者 設備15年以内(3年以内)／運転15年以内(3年以内) ①、②、③対象者向け通常枠 設備資金／運転資金 貸付限度額:中小事業・商工中金7.2億円、国民事業4,800万円 貸付期間(据置):設備15年以内(3年以内)／運転8年以内(3年以内) 貸付利率 事業所が全壊・流失した場合 貸付後3年間、実質無利子化 ①対象者 貸付後3年間最大1.4%引下げ(適用上限額有り) ②対象者 貸付後3年間最大0.9%引下げ(適用上限額有り) ③対象者及び①・②対象者の4年目以降 最大0.5%引下げ 申込手続:日本政策金融公庫、商工中金
マル経融資	直接又は間接的に被害を受けた小規模事業者	設備資金／運転資金 貸付限度額:通常枠と別枠で1,000万円 貸付期間(据置):設備10年以内(2年以内)／運転7年以内(1年以内) 利率:貸付後当初3年間通常枠より0.9%引下げ無担保・無保証
設備資金貸付事業	小規模企業者(従業員50人以下を対象とする特例枠有)	設備資金 対象額:設備投資額の1/2(最大4千万円) 利率:無利子 償還期間(据置):最長7年(半年) ※直接被災者9年 無担保
設備貸与等事業	中小企業者	割賦損料率:1.95% ※直接被災者1.85% 償還期間(据置):最長10年(1年 ※直接被災者2年) 無担保
保証関係(中小企業)		
種類	対象者	内容
東日本大震災復興緊急保証	震災の影響により業況が悪化している方等(直接被害者、間接被害者)	保証限度額:普通保証2億円(組合4億円) 無担保保証8千万円 保証料率:0.8%以下 保証期間(据置):10年以内(2年以内)
災害関係保証	震災により直接被害を受けた方	保証限度額:普通保証2億円(組合4億円) 無担保保証8千万円 保証料率:0.7%以下 保証期間(据置):運転10年以内(3年以内)／設備15年以内(3年以内)
セーフティネット保証(5号)	指定業種に属し、売上高の減少等について市区町村の認定を受けた中小企業者	保証限度額:普通保証2億円(組合4億円) 無担保保証8千万円 保証料率:0.9%以下 保証期間(据置):10年以内(2年以内)
金融支援に係る特例措置		
種類		
電力需給対策のための高度化事業の拡充		
県制度融資の特例措置(返済期間延長)最長3年間返済期間を延長することが可能、延長された返済期間の範囲内で元金返済の据置期間を設定することが可能申込手続:貸付金融機関		

第7節

被災者生活再建支援

1 復興局の設置

県は、大震災津波からの復興に向けた施策の推進について、各部局を統括する専担組織として、平成23年4月25日に、上野副知事を局長とする「復興局」を設置した。局長の下に副局長2人を置き、被災者支援に携わっていた職員をはじめ、様々な分野から選抜された職員により、総勢41人体制で業務を開始した。

復興局は、総務課（復興本部運営、広報等）、企画課（復興計画策定、復興委員会運営）、まちづくり再生課（新たなまちづくりに関するプランニング）、産業再生課（地域産業における横断的な復興施策の立案）、生活再建課（生活再建支援、相談対応）の5つの課で組織され、「復興計画の早期策定と確実な推進」、「被災者支援の迅速・的確な展開」を大きな柱に業務を推進している。

「岩手県東日本大震災津波復興計画」は、大震災津波からの迅速な復興に向けて、国の復興の取組の具体化に先駆けて、平成23年8月11日に策定された。復興計画は、復興に向けての目指す姿や具体的取組等を定めた「基本計画」と、施策や事業、工程表等を盛り込んだ「実施計画」で構成され、基本計画には、復興の目指す姿として「いのちを守り 海と大地と共に生きる ふるさと岩手・三陸の創造」を掲げている（復興計画の概要は、第7章第2節を参照）。

2 相談窓口の設置と義援金等の支給

復興局では、被災者の生活再建に向けて、平成23年7月28日、県北・沿岸広域振興局管内の各地（久慈、宮古、釜石、大船渡）に、「被災者相談支援センター」を開設。窓口には相談員のみならず、弁護士や司法書士、ファイナンシャル・プランナー等の専門家を配置し、総合的な相談支援を行っているほか、平日に相談に来ることのできない被災者や内陸避難者等を対象に、県内各地で休日に出張相談会を開催するなど、市町村やNPO等関係機関とも連携しながら、様々な相談・問い合わせに、一元的か

つ柔軟に対応している。このほか、復興局では、義援金・被災者生活再建支援金等の支給や応急仮設住宅の供与、応急仮設住宅の寒さ対策、被災地の生活再建に向けた多岐にわたる業務・事業に取り組んでいる。

日本赤十字社等から配分された義援金の交付については、その交付に当たり「配分委員会」において、交付対象や交付金などの配分方針を協議・決定した上で、各市町村を窓口義援金の交付を行っている。第1次配分の決定は平成23年4月18日であり、以後、順次配分を決定し、これまでに総額507億円ほどの義援金の配分が決定されている。また、被災者への交付については、平成24年12月までに6回にわたって行われ、交付対象延べ件数は98,710件となっている。

被災者生活再建支援金は、自然災害により住宅が全壊するなど生活基盤に著しい被害を受けた世帯に支援金が支給される国の制度で、住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）と、住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）とがある。基礎支援金は、住宅の全壊等で100万円、大規模半壊で50万円が支給されるが、申請件数は平成24年12月末で22,991件となっている。また、加算支援金は、住宅の建設・購入に200万円、補修に100万円、公営住宅を除く賃借に50万円がそれぞれ支給されるが、平成24年12月末までの申請件数は5,676件となっており、基礎支援金申請件数の約4分の1となっている。

また、本県独自の取組として、市町村と連携しながら「被災者住宅再建支援事業」を実施し、被災者の生活再建と早期の復興を支援している。この事業では、県内で居住する自宅が全壊し、又はやむを得ず解体したことによって自宅を失った被災者が、県内で「持ち家」として住宅を再建する場合に、1世帯当たり最大100万円を支給するもので、平成24年12月末の補助金支給世帯数は1,227世帯となっている。

天皇皇后両陛下の お見舞い

1 天皇皇后両陛下のお見舞い

天皇皇后両陛下は平成23年5月6日午前、自衛隊機で花巻空港に御到着された。同空港で知事から被災状況等の説明をお受けになり、自衛隊のヘリコプターで釜石市へ御移動された。釜石陸上競技場に御到着後、マイクロバスで避難所となっていた釜石中学校へ向かわれる途中も、両陛下は沿道で出迎える市民に手を振ってお応えになられた。釜石中学校では、釜石市長から被災状況等の説明をお聞きになられ、同校格技場で避難生活を送る市民を見舞われた。

釜石市から自衛隊のヘリコプターで宮古市に御移

動の際、両陛下は上空から被災状況を御視察され、宮古市に御到着後、避難所となっていた宮古市民総合体育館に向かわれた。同体育館で宮古市長から被災状況等の説明をお聞きになり、被災者を激励された。その後、両陛下は自衛隊のヘリコプターで花巻に御移動され、花巻空港から羽田空港に向かわれた。

両陛下は、被災者一人ひとりの健康を気遣いながら、励ましの御言葉をかけられた。被災者からは「ありがたい」「元気をいただいた」など、感謝の言葉が聞かれ、感激で涙を流す被災者も少なくなかった。また、ボランティアや県職員にも、お声掛けをいただいた。両陛下のお見舞い（行幸啓）は、被災地に勇気を与えてくださった。



自衛隊ヘリから降りられた天皇皇后両陛下。右は野田武則釜石市長、右後ろは達増知事 写真提供／岩手日報社

2 皇族のお見舞い

天皇皇后両陛下のお見舞いに続いて、5月25日～26日の両日、秋篠宮同妃両殿下が大槌町及び山田町を御訪問され、被災者を励まされた。秋篠宮御夫妻は、御訪問先の山田町立大沢小学校で、体操等を通じて子どもたちとも触れ合われた。

6月6日には、常陸宮妃殿下が雫石町を御訪問され、雫石プリンスホテルで避難生活を送っている山田町、大槌町の被災者を見舞われた。

8月5日、皇太子同妃両殿下が大船渡市を御訪問

された。皇太子御夫妻は自衛隊機で花巻空港に御到着され、自衛隊のヘリコプターで御移動された。甚大な被害を受けた同市中心部を御視察され、応急仮設住宅で被災者に励ましの言葉をかけられた。御移動中のヘリコプターでは、陸前高田市、大船渡市等の被災状況を御覧になった。

高円宮妃殿下は9月16日、17日の両日、盛岡市で開催される天皇賜杯第66回全日本軟式野球大会開会式への御臨席に先立ち、陸前高田市を御訪問され、応急仮設住宅を見舞われた。



被災者に言葉を掛けられる天皇陛下(釜石中学校)
写真提供/岩手日報社



被災者の手を握り語りかけられる皇后さま
(宮古市民総合体育館シーアリーナ) 写真提供/岩手日報社



大船渡市の仮設住宅で被災者を見舞われた皇太子同妃両殿下
写真提供/岩手日報社



高台から大槌町中心部を視察される秋篠宮同妃両殿下
写真提供/岩手日報社

■行幸啓の記録

天皇陛下・皇后陛下 東日本大震災に伴う被災地御見舞【行幸啓】

平成 23 年 5 月 6 日
 花巻空港御着
 花巻空港ターミナルビルにて知事より岩手県被災状況等御聴取、御昼食
 《途中、ヘリコプター御利用》
 釜石市立釜石中学校（釜石市長より釜石市被災状況等御聴取、御見舞）
 宮古市民総合体育館（宮古市長より宮古市被災状況等御聴取、御見舞）
 花巻空港ターミナルビル、花巻空港御発

■行啓・お成りの記録

秋篠宮同妃両殿下 東日本大震災に伴う被災地御見舞【お成り】

平成 23 年 5 月 25 日～ 26 日
 25 日／新花巻駅御着、あえりあ遠野（岩手県被災状況御聴取、御昼食）、大槌町中央公民館・城山公園体育館
 （大槌町被害状況御聴取、御見舞）、あえりあ遠野（御宿泊）
 26 日／あえりあ遠野、山田町役場（山田町被災状況御聴取）、山田町立大沢小学校（御見舞）、民宿さんずろ家（御
 昼食）、大槌町・臼澤鹿子踊保存会館（御視察、御見舞）、同町源水地区（御視察）、あえりあ遠野、新花巻駅
 御発

常陸宮妃殿下 東日本大震災に伴う被災地御見舞【お成り】

平成 23 年 6 月 6 日
 盛岡駅御着（岩手県被災状況御聴取）、雫石プリンスホテル（御見舞）、動物いのちの会いわて（御視察）、
 盛岡駅御発

皇太子同妃両殿下 東日本大震災に伴う被災地御見舞【行啓】

平成 23 年 8 月 5 日
 花巻空港御着（岩手県被災状況御聴取）、《途中ヘリコプター利用》大船渡市役所（大船渡市被災状況等御聴
 取）、大船渡市大船渡町地ノ森地内（被災状況御聴取、黙礼）、地ノ森応急仮設住宅（御見舞）、大船渡市役所、
 花巻空港御発

高円宮妃殿下 東日本大震災に伴う被災地御見舞
 及び天皇賜杯第 66 回全日本軟式野球大会【お成り】

平成 23 年 9 月 16 日～ 17 日
 16 日／水沢江刺駅御着、ホテルグリーンベル高勘（陸前高田市被災状況等御聴取）、旧陸前高田市役所（被災
 状況等御視察）、滝の里工業団地応急仮設住宅（御見舞）、ホテルグリーンベル高勘（御昼食）、岩手県営野球場（大
 会開会式）、ホテルメトロポリタン盛岡ニューウイング（歓迎夕食会、御宿泊）
 17 日／ホテルメトロポリタン盛岡ニューウイング、岩手県営野球場（試合御覧）、ホテルメトロポリタン盛岡
 ニューウイング（御昼食）、盛岡駅御発

第4章

応急
復旧期

コラム

Column

被災地病院からの視線

岩手県立高田病院 院長 石木幹人

発災時、高田病院では非常用の発電機が稼働し電源は確保できていたが、通信の中継地点が被災したらしく、テレビもラジオも一切の電波が入らなかった。ただワンセグ通信を通じて、東京や仙台の被害情報が途切れ途切れに入ってきた。その時点で、陸前高田市に救助が入るのは厳しそうだと覚悟を決めていた。

長期戦になることを想定して、発災翌日の朝から風雨をしのげる場所を確保し始めた。病院内は津波の流出物で埋め尽くされ、まともに歩ける状態ではなかったが、4階の病棟内に比較的安全な場所を整え、そこに避難住民を移動させた。屋上から1階まで患者を抱えながら歩けるルートをつくり、患者の対応、亡くなった人の対応にあっていた。

そんな午前8時頃、救助のヘリコプターを確認できたときの安堵感は忘れられない。一人の自衛隊員がロープを使って降りてきて、被災状況や避難者の数などを確認し、食料品、水、毛布などを置いていった。10時頃、最初のDMATのヘリコプターが病院の駐車場に降りた。病院には36名の患者がいたが、最初の1人を救出したDMATのヘリコプターは定員が1から2人で、救出には時間がかかった。患者の救出が終了したのは午後2時頃である。その後一般市民50人あまりと職員74人の救出が始まり、職員全員が救出されたのは午後4時過ぎであった。あのような状況下で、早急な救出支援を受けられた高田病院は恵まれていたと思う。

カルテも薬も医療資機材もない中、私たちは避難所となった米崎コミュニティセンターの一角を借りて被災者の診療を始めた。患者は3月12日から来始め、13日だけでも約100人の診療にあたっている。聴診器もないので患者の胸に耳をあてて診療した。14日には陸前高田市内の主な避難所を歩いてまわった。市内は津波の被害が全域にわたり、避難所から診療所へのアクセスさえままならない。仮設の診療所や救護所も複数設置する必要があると考えた。長部小学校の避難所では、保健室で看護師たちが健康相談に応じ、地元の保健師や薬剤師が医療活動にあっていた。医師と医薬品が確保できれば診療はできる。

一つひとつの避難所の状況と人数を踏まえれば、長部に1カ所、竹駒・矢作に1カ所、高田町に1カ所、米崎に1カ所、小友町に1カ所、広田に1カ所。それくらいの診療所があれば当面はしのげるだろう。陸前高田市に場所の選定と斡旋をお願いした。あとはどこにどのようなチームで入るかを調整すればいい。

避難所では、慢性疾患をもっている患者の薬が不足していた。高田市内の調剤薬局はすべて被災。陸路も損壊したため、その対応がすべて大船渡病院や大船渡市内の被災を免れた調剤薬局に殺到していた。高田域内には病床を完備した病院が当院しかなかった。連携している大船渡病院は急性期病院だから、高田市内に病床をもつ病院をつくらなければ、さらに負担をかけることになるだろう。

とにかく薬問屋とつながり、高田市内に薬局を設置すること。そして病床のある病棟をつくらなければならない。14日に高田市内で薬問屋の車を見つけ交渉をし、病院の薬剤師につないで薬の注文をした。15日には1～2週間分の慢性期薬を処方できるようになった。しかし毎日300人以上が米崎コミュニティセンターの診療所を来診するようになり、一日の患者数を減らすためにはせめて1カ月分の処方ができるようになる必要があった。十分な薬を処方できる薬局の開設を急いだ。県や保健所など関係機関の協力のもと、4月4日には米崎コミュニティセンター内に調剤薬局を開設することができた。

震災当初、高田病院で一般診療が可能な医師は私を含む内科医3人と小児科医1名、そして外科医1名の計5人であった。3月14日には県立中央病院の救援チームが支援に駆けつけてくれた。17日には全国からの支援チームが続々と高田病院支援にやってきた。しかし現場の対応で精一杯の私たちは、支援チームの支援期間や連絡先などを把握しチェックする機能をもっていなかった。

そうした中、県の災害対策本部では自己完結型・長期滞在できるチームを厳選し、許可制をとって各地域に派遣していた。陸前高田市、高田病院にとってこれは実に有効だった。救護所に長期支援のチームをはりつけることによって、業務の申し送りや診療にあたっての留意事項がそのチーム内で責任をもって行われ、我々の関与の必要性が最小限になった。被災地において、切れ目のない医療が保証されることがどんなに心強かったことか。この支援があったおかげで、不眠不休で医療にあっていた職員を3月22日から4月3日まで休暇とすることができた。

災害対策本部の医療班の責任者であった岩手医科大学の高橋智先生は、いつどんな時間に連絡をとっても電話が通じたとし、何度も陸前高田市に足を運んでさまざまな相談に応じてくれた。感謝を伝えたい。



第5章

放射線対策の概要

- 原発放射線影響対策の基本方針 ● 第1節
- 3つの方針の策定とその概要 ● 第2節
- 測定・検査の実施と各種措置の状況 ● 第3節
- 放射線影響をめぐるその他の動き ● 第4節
- 仏像となってふるさとに帰った高田松原の松の木 ● コラム

原発放射線影響対策の 基本方針

1 原発事故の影響の波及

本県には、原子力発電所等の原子力事業所が立地していないものの、大震災津波によって発生した東京電力福島原子力発電所事故は、放射性物質の拡散に伴う除染作業の実施や生産活動の停滞など、長期的かつ広範囲にわたって県民生活に影響を与えることとなった。

原子力発電所事故による本県への影響が懸念される中、県は、平成23年5月11日に、国の示すルールに沿って、県内3地域（県北東部、県北西部、県南部）で牧草を採取し、放射性物質の影響について調査を実施した。調査の結果、滝沢村で採取した牧草から、国が定めた乳用牛（経産牛及び初回種付け以降の牛）及び肥育牛に給与する粗飼料の暫定許容値（以下「飼料の暫定許容値」という。）を超える放射性セシウムが検出された。

さらに、一関市の放射線量の測定や、宮城県における県境の牧草の放射性物質測定結果を踏まえ、牧草の安全性を再確認するため、県南部の放射性物質検査を実施した結果、一関市（藤沢町）、遠野市、陸前高田市、平泉町、大槌町で、飼料の暫定許容値を超える放射性セシウムが検出された。

2 県産牛肉から基準を超える放射性物質を検出

県は、飼料の暫定許容値を超過した滝沢村、一関市（藤沢町）、遠野市、陸前高田市、平泉町、大槌町の一部に、乳用牛（経産牛及び初回種付け以降の牛）及び肥育牛への牧草の利用自粛や放牧の見合せを要請するとともに、6月22日に、総務部長を本部長とする原発放射線影響対応本部を設置し、庁内各部局が連携して放射線影響に対応する体制を整えた。

7月13日には、原発事故以降に水田から収集された放射性セシウムを含む稲わらが肉用牛に給与されていた問題で、畜産農家に対し、このような稲わらの利用を差し控えるよう注意を喚起した。

7月16日には、放射性セシウムによる汚染が懸

念される県外産稲わらの給与自粛や、このような稲わらを給与した肥育牛の出荷自粛を要請した。

しかし、7月20日、県内において汚染稲わらが給与された牛肉から暫定規制値を超える放射性セシウムが検出された。

3 知事を本部長に原発放射線影響対策本部を設置

この事態を受けて県は、7月29日、原発放射線影響対応本部を、知事を本部長とする原発放射線影響対策本部に格上げし、全庁挙げてこの問題に取り組むべく体制を強化した。

また、同日、原発放射線影響対策本部は「原発放射線影響対策の基本方針」を策定（図5-1参照）し、特に放射線の影響を受けやすいとされる子どもの健康と食の安全・安心の確保を重視していくこととした。



第1回原発放射線影響対策本部本部員会議（平成23年7月29日）

図5-1 原発放射線影響対策の基本方針 (平成23年7月)

1 基本的な考え方

県は、全力を挙げて放射線影響に係る測定及び迅速・適切な公表を行うとともに、本県への影響等を把握し、的確な対策を速やかに講じることにより、県民の安全・安心の確保及び風評被害の防止を図る。

2 測定

- (1) **測定対象**…放射性物質の影響は多岐にわたるが、県民の安全を確保するため、まずは環境に対する基礎的な影響を把握できる、空気、飲料水、土壌等の住環境の調査を優先する。特に、放射線の影響を受けやすいとされる子どもの健康を重視する観点から、学校などの教育施設等における調査に重点的に取り組む。加えて、食の安全・安心を重視する観点から農林水産物の測定対象の充実を図る。なお、放射性物質が最終的に集まっていくことが懸念される汚泥、廃棄物等についても、調査を行う。
- (2) **測定地域**…県内全域を対象とする。なお、これまでの測定結果を踏まえ、比較的高い値を示している県南地域の測定を優先する。
- (3) **測定体制**…県が現有するモニタリングポスト、ゲルマニウム半導体検出器、サーベイメータを最大限活用するほか、速やかな機器の増設・購入を図る。また、これらの機材を活用し、測定調査に必要な人員の手当てを図る。加えて、外部機関への依頼や事業者への委託など、国及び市町村を含め関係機関・団体の協力を得て体制の充実に努める。

3 迅速・適切な情報公表

- (1) **公表時期**…測定の実施又は検査結果の判明の都度、速やかに公表する。
- (2) **公表内容**…測定・検査結果に併せて当該対象に係る国の基準値等を示すこととし、健康等に対する影響の可能性について説明するよう努める。
- (3) **公表方法**…ホームページをはじめとする県の広報媒体による公表のほか、報道機関に情報提供を行い、県民への迅速かつ効果的な周知を図る。

4 的確な対策の実施

- (1) **対策の考え方**…住環境や農林水産物の測定を実施する中で、県民の健康等に影響が及ぶ、又は、そのおそれがある事案が判明した場合は、速やかに必要な対策を実施する。その際、学校などの教育施設等における環境整備や、安全・安心な農林水産物の確保に対する県民の期待を十分考慮する。
- (2) **放射線量の低減**…県民の健康を守るため、国の方針・見解や学術的な知見に基づき、放射線量の低減措置を講じる。
- (3) **風評被害の防止**…県民の不安解消や風評被害の防止のため、迅速で分かりやすい情報提供を図る。また、報道機関に対する適切な情報提供や県の広報媒体等により、県民はもとより広く県外国外に対して、本県の対策の周知に努める。
- (4) **県民に対する知識の普及啓発**…県の広報媒体を通じて放射線等に関する知識の普及を図り、県民自ら取り組むことができる対応については、啓発を推進するなど、県民の理解の促進と不安解消に努める。
- (5) **国との関係**…放射性物質による汚染については、国の責任において解決すべきものであるが、県としては、国の対応を待つことなく、必要な対策は可能な限り実施する。なお、国に対する要請は、継続し、強力に行っていく。

5 市町村等との連携強化

全県的な対策を推進するため、市町村等と連絡会議を開催し、調整を行うなど、各種関係機関・団体との連携の強化を図る。

3つの方針の策定と
その概要

1 放射線影響対策特命チームを設置

平成23年8月5日、県は、原発放射線影響対策本部に放射線影響対策特命チームを設置した。このチームは、総務部、環境生活部、保健福祉部、商工労働観光部、農林水産部、県土整備部、企業局、教育委員会事務局の職員で構成され、アドバイザーとして委嘱した西崎滋・岩手大学副学長(原子物理学)、佐藤至・岩手大学准教授(応用獣医学)、築城幹典・岩手大学准教授(草地生態学)、板井一好・岩手医科大学教授(公衆衛生学)の4人の外部有識者の助言も受けながら、様々な対策の検討、調整等を行っていた。

原発放射線影響対策本部は、県民の健康と安全の確保に向けた今後の取組の指針として、8月31日に「原子力発電所事故に伴う放射線量等測定に係る対応方針」を、9月21日に「放射線量低減に向けた取組方針」を、そして10月4日には「県産食材の安全確保方針」をそれぞれ策定した(3つの方針は平成24年4月に一部改正)。

「原子力発電所事故に伴う放射線量等測定に係る対応方針」では、県内全域できめ細かな測定を行って、多岐にわたる放射線の影響を把握し、県民への情報提供等を行っていくこととし、放射線量等の測定体制や測定の体系、測定の基本的考え方を定めている(図5-2)。

「放射線量低減に向けた取組方針」では、放射線量低減の取組の基本となる考え方を示し、県民が日常生活で受ける放射線量をできるだけ速やかに低減していくため、基本的な考え方や低減措置の対象、低減措置の実施を定めている(図5-3)。

「県産食材等の安全確保方針」では、消費者の安全・安心の確保と風評被害の防止に向けて、生産環境や県産食材等の安全を確保していくための検査の実施や、国の定める基準値を超過した場合の出荷自粛等の要請、県産食材等の安全性に関する情報の提供などを定めている(図5-4)。

県では、市町村や関係機関等と連携しながら、この3つの方針に従って、住環境や教育施設等におけ

る放射線量の測定、県産食材等の放射性物質濃度の測定等を行って、その結果を公表するとともに、測定結果に基づき、放射線量の低減に必要な措置や農林水産物等の出荷・利用等の自粛の要請等の措置を講じている。



サーベイメータ測定風景



Ge半導体検出器

測定風景



モニタリングポスト



サーベイメータ

図5-2 原子力発電所事故に伴う放射線量等測定に係る対応方針 (平成24年4月)

1 基本的な考え方

- (1) 基本的な考え方…県は、原子力発電所事故による放射性物質の影響から県民の健康と安全を守るために市町村等と連携し、測定機器や体制を整備し全力をあげて県内全域できめ細かな測定を行い、多岐にわたる放射線の影響について把握するとともに、県民に対し迅速かつ効果的な情報提供を行い、県民の不安の解消と風評被害の防止を図る。なお、これまでの取組状況を踏まえ、継続性を持って放射線量等の測定を実施するとともに、放射線量等の変化や原発事故処理の進捗状況に柔軟に対応し、放射線影響対策に万全を期すものとする。
- (2) 県と市町村等の役割分担
 - ア 県と市町村等の役割分担…放射線量等の測定に関する、県、市町村(一部事務組合を含む)及び関係団体等の役割分担は、測定範囲、測定対象及び測定体制等の状況を総合的に勘案しつつ、県が主体的に取り組みながら市町村等と協議のうえ決定するものとし、その測定に当たっては国の協力を得ながら市町村等と連携を強化して行うものとする。
 - イ 費用負担等…原子力発電所事故に係る放射性物質による汚染対策については、国の責任において行うべきものであり、県民の安全・安心を確保するために県及び市町村等が実施した放射線量等の測定等に係る費用についても、国が負担すべきものである。なお、これまで実施したこれらの費用についても、過去に遡って国に負担を求める。

2 放射線量等の測定体制

(1) 放射線量等測定に用いる機器

ア モニタリングポスト…モニタリングポストは、ヨウ化ナトリウム(NaI)の結晶を検出器として利用し、大気中の放射線量(空間線量率)のうちガンマ線を連続して測定する据え置き型の装置であり、極めて低い放射線量まで精密に測定することができる。屋外に置くNaI(Tl)シンチレーション式検出器と屋内に置く測定器で構成され、放射線が検出器に当たると検出器内でかすかな光を発生し、その光を検出・増幅し、放射線量として計測する。岩手県では、昭和63年(1988年)から盛岡市において測定を行ってきたが、原発事故を受け、県内9箇所に増設し、計10箇所において、24時間体制で測定を行っている。

- 調査項目：空間線量率(大気)
- 測定単位： μ Gy/h(マイクログレイ毎時)
- 測定頻度：24時間連続測定
- 設置箇所：盛岡市(環境保健研究センター)、花巻市(花巻地区合同庁舎)、奥州市(奥州地区合同庁舎)、一関市(三反田大気測定局)、大船渡市(大船渡地区合同庁舎)、釜石市(釜石地区合同庁舎)、宮古市(宮古市立宮古小学校)、久慈市(久慈地区合同庁舎)、二戸市(二戸地区合同庁舎)、滝沢村(岩手県立大学)計10箇所(各1台)

イ サーベイメータ(簡易測定器)…サーベイメータは、放射性物質や放射線に関する情報を簡便に得ることを目的とした、小型で可搬型の放射線測定器で、一般環境(低線量)の測定に適したNaI(Tl)シンチレーション式サーベイメータと、表面汚染等の検査等に適したGM計数管式サーベイメータ(いわゆるガイガーカウンタ)がある。本県では、地表付近の空間線量率等の測定のため、主にNaI(Tl)シンチレーション式サーベイメータを使用している。

- (ア) NaI(Tl)シンチレーション式サーベイメータ…検出器の仕組みはモニタリングポストと同様であるが、測定した結果の正確さではモニタリングポストの方が優る。
- (イ) GM計数管式サーベイメータ(ガイガーカウンタ)…ガンマ線に加えてベータ線も測定するため、表面汚染の測定に向いている。ただし感度が低く、自己照射(測定器自身に存在する放射性物質の影響)も大きいいため、空間線量の測定には適さない。

- 調査項目：空間線量率(大気) ●測定単位： μ Sv/h(マイクロシーベルト毎時)、 μ Gy/h(マイクログレイ毎時)
- 測定時間：1カ所当たり概ね5分
- 配備台数：(ア) NaI(Tl)シンチレーション式サーベイメータ35台 (イ) GM計数管式サーベイメータ1台

ウ ゲルマニウム(Ge)半導体検出器…ゲルマニウム半導体検出器は、ゲルマニウムの結晶を検出器として利用したもので、試料中の放射性物質の種類と量を測定できる。ガンマ線を放出する放射性物質は、物質ごとに決まったエネルギーを放出するため、その試料から放出されるガンマ線のエネルギーの種類と強さを計測することで、どのような放射性物質がどれくらい含まれているかを測定する。

- 調査項目：水道水、土壌、食品等 ●測定単位：Bq(ベクレル) ●測定時間：1品目の測定には概ね1時間
- 配備箇所：環境保健研究センター(2)、農業研究センター(1)、工業技術センター(1)

第5章 放射線対策の概要

エ Nal(Tl)シンチレーションスペクトロメータ…Nal(Tl)シンチレーションスペクトロメータは、ヨウ化ナトリウム(NaI)の結晶を検出器として利用したもので、測定原理はゲルマニウム半導体検出器と同様。ゲルマニウム半導体検出器と比較してエネルギー分解能は劣るため、数多くの核種が検出される場面には向かないが、検出器部分を液体窒素で冷却する必要がないなど、維持管理が容易である。

- 調査項目：水道水、土壌、食品等 ●測定単位：Bq(ベクレル) ●測定時間：概ね10分～20分
- 配備箇所：農業研究センター 他 計23台

オ 積算線量計…積算線量計には事業所敷地境界及び周辺地区に設置し、環境中の放射線を3ヶ月間に受けた空気吸収線量の積算量として測定するものと、放射線作業従事者等が一定の作業期間に受けた放射線量を積算して測定するものがある。

- 調査項目：空間線量率(大気) ●測定単位：μSv(マイクロシーベルト) ●時間：作業期間による
- 配備箇所：県南広域振興局 他 計43台

(2) 岩手県における測定機器の保有状況

(平成24年4月1日現在)

機器種別		配置場所(配置台数等)	合計
モニタリングポスト		盛岡市(1)(環境保健研究センター、地上14.7m) 花巻市(1)(花巻地区合同庁舎、地上1.0m(以下、同じ。)) 奥州市(1)(奥州地区合同庁舎) 一関市(1)(三反田大気測定局) 大船渡市(1)(大船渡地区合同庁舎) 釜石市(1)(釜石地区合同庁舎) 宮古市(1)(宮古市立宮古小学校) 久慈市(1)(久慈地区合同庁舎) 二戸市(1)(二戸地区合同庁舎) 滝沢村(1)(岩手県立大学)	10
サーベイメータ	Nal(Tl)シンチレーション式	教育委員会事務局スポーツ健康課(1) 環境保健研究センター(1) 広域振興局(計5) (盛岡(1)、県南(2)、沿岸(1)、県北(1)) 保健福祉環境センター(計7) (花巻(1)、一関(3)、大船渡(1)、宮古(1)、二戸(1)) 農業改良普及センター(計10) (中央(2)、盛岡(1)、八幡平(1)、奥州(1)、一関(1)、大船渡(1)、宮古(1)、久慈(1)、二戸(1)) 北上川上流流域下水道事務所(1) 企業局県南施設管理所(2) 教育事務所(計6) (盛岡(1)、中部(1)、県南(1)、沿岸南部(1)、宮古(1)、県北(1)) 工業技術センター(2)	35
	GM計数管式	北上川上流流域下水道事務所(1)	1
ゲルマニウム半導体検出器		環境保健研究センター(2) 農業研究センター(1) 工業技術センター(1)	4
Nal(Tl)シンチレーションスペクトロメータ		沿岸広域振興局(2) (大船渡(1)、宮古(1)) 県北広域振興局(1、久慈) 農業研究センター(2) 農業研究センター畜産研究所(1) 水産技術センター(1、釜石) 中央農業改良普及センター(1) 県立高等学校(計3) (杜陵(1)、盛岡工業(1)、釜石(1)) 県立支援学校(計8) (盛岡視覚(1)、盛岡聴覚(1)、盛岡となん(1)、盛岡峰南(1)、花巻清風(1)、前沢明峰(1)、久慈拓陽(1)、気仙光陵(1)) 株岩手畜産流通センター(岩手県岩畜検査室)(4)	23
積算線量計		県南広域振興局(10) 県南教育事務所(18) 広域振興局及び農林振興センター(計15) (盛岡、県南、沿岸、県北広域振興局、花巻、遠野、一関、宮古、大船渡、二戸農林振興センター 計10公所で、配置を特定せずに使用。)	43

3 測定体系

- (1) 測定時間…原発事故による放射性物質の影響は長期間にわたるものと考えられることから、国もしくは県の判断により測定の必要がなくなるまでの間、測定を行う。
- (2) 測定地域…県内全域を対象とする。ただし、これまでの測定結果及び文部科学省において実施した航空機モニタリング(※1)及び走行サーベイ(※2)等の結果を踏まえ、これらの測定結果が比較的高い値を示す地域の測定を優先する。
- ※1 航空機モニタリングは、地表面の放射性物質の蓄積状況を確認するため、航空機に高感度で大型の放射線検出器を搭載し、地上に蓄積した放射性物質からのガンマ線を広範囲かつ迅速に測定する手法。
- ※2 走行サーベイは、走行している道路周辺の空間線量率を連続的に測定するため、車内に放射線検出器を搭載し、地上に蓄積した放射性物質からのガンマ線を詳細かつ迅速に測定する手法。
- (3) 測定内容

測定区分	具体的な測定対象
(1) 住環境等	ア 空間線量率
	イ 降下物・大気浮遊じん等
	ウ 水道水
	エ 不特定多数の者が利用する施設
(2) 教育施設等	ア 学校等の施設
	イ 公園等
(3) 農林水産物等	ア 農林水産物
	イ 粗飼料
	ウ 堆肥
	エ 農用地土壌
	オ 流通食品
	カ 給食食材
(4) 産業活動	ア 工業製品・加工食品等
	イ 下水汚泥
	ウ 廃棄物
	エ 企業局工業用水道
	オ 浄水発生土

- (4) 情報の公開…測定結果については、原則、県のホームページ等を活用して速やかに公表する。

図5-3 放射線量低減に向けた取組方針 (平成24年4月)

1 基本的な考え方

- (1) 目的…県が策定した「原子力発電所事故に伴う放射線量等測定に係る対応方針」(平成23年8月31日原発放射線影響対策本部)により実施した放射線量測定の結果等に基づき、県が市町村と連携して行う地域における放射線量低減の取り組みの基本となる考え方を示し、県民が日常生活において受ける放射線量をできるだけ速やかにかつ効率的・効果的に低減することにより、県民の安全・安心の確保に資する。
- (2) 目標…県民が日常生活から受ける追加被ばく線量(※1)は、年間1ミリシーベルト以下を目標(※2)とする。
- ※1 「追加被ばく線量」とは、自然被ばく線量及び医療被ばくを除いた被ばく線量を指すもの。
- ※2 県民が安全に暮らすため、県内全域について目指すべき目標を示したもので、国際放射線防護委員会(ICRP)勧告等の考え方によるもの。

- (3) **低減措置**…県民の追加被ばく線量のより一層の低減を図るため、放射線量を低減するための措置(以下「低減措置」という。)を行う。低減措置には、除染のほか、日常生活の支障とならない場合は、当分の間、立入制限等の措置を含むものとする。なお、低減措置を実施する目安(※)は、空間線量率が毎時1マイクロシーベルト以上とする。
- ※ 放射線の影響を受けやすい児童生徒等の被ばく量低減のため、国が示した「学校の校舎・校庭等の線量低減について」(平成23年8月26日付け文部科学省局長通知)における校庭・園庭の空間線量率の目安に基づくもの。
- (4) **県の役割**…県は、市町村と連携して、追加被ばく線量低減の目標の達成に向けて総合的に施策を推進するとともに、市町村が行う放射線量低減に向けた計画的な取組が円滑に進むよう必要な支援を行う。
- (5) **国への要請**…県は、国に対し次のとおり要請する。
- ア 県及び市町村等が低減措置の実施にあたり要した費用を負担すること。
- イ 県民の安全・安心の確保のために技術的支援を行うこと。
- ウ 低減措置に伴い生じた土壌等及び廃棄物の保管場所の確保及び処分の実施並びに森林、農地及び河川の具体的な除染の方法等の決定等の必要な恒久対策を速やかに講じること。

2 低減措置の対象等

- (1) **地域**…低減措置を行う地域は、県内全域とする。
- (2) **対象**…低減措置を行う対象は、当分の間、県民が日常生活において関わる箇所(以下「生活圏」という。)とし、その優先順位は次のとおりとする。
- ①学校等の施設 ②不特定多数の人が利用する施設 ③その他の生活圏

3 低減措置の実施

- (1) **実施者**…低減措置は、対象箇所の所有者、管理者又は占有者が実施することを基本とする。なお、県民生活の安全・安心を速やかに確保する観点から、地域住民や地域のコミュニティ及びボランティアがその居住地域等で行う低減措置についても推奨する。
- (2) **実施方法**…実施者は、低減措置を行うにあたり、国のガイドライン(※)等を踏まえ効率的・効果的に、また、対象ごとに適切な方法で行う。なお、空間線量率が毎時1マイクロシーベルト以上の箇所が判明した場合は、速やかに低減措置を実施するものとする。
- ※ 「市町村による除染実施ガイドライン」(平成23年8月26日原子力災害対策本部)、「放射性物質による局所的汚染箇所への対処ガイドライン」(平成24年3月環境省)、「岩手県放射線量低減マニュアル」(平成24年3月岩手県原発放射線影響対策本部)
- (3) **支援**…県は市町村と連携し、実施者に対し必要な支援(※)を行う。なお、県は、空間線量率が毎時1マイクロシーベルト以上の箇所を有する公共施設(学校等の施設については、私立施設を含む。)に対し市町村が行う低減措置について財政的支援を行う。
- ※ 支援の具体例
- ・直接的支援：作業に要する物品の供与、測定の実施、測定器の貸与等
 - ・技術的助言：低減措置の方法、測定方法の指導及び助言、測定結果評価への助言等
 - ・費用請求に係る支援：原因者から補償を受けるための法的・事務的な助言及び情報提供等

4 低減措置により生じた土壌等及び廃棄物の管理等

- (1) **土壌等**…実施者は、低減措置に伴い生じた土壌等の保管場所を確保するとともに、国の処分方針が定まるまでの間、国のガイドライン等を踏まえ適切な方法により保管及び管理するものとする。なお、県及び市町村等は、実施者が行う保管場所の確保並びに保管及び管理に協力する。
- (2) **廃棄物**…実施者は、低減措置により生じた廃棄物(放射性物質に汚染された土壌等を除く。)について、廃棄物関係法令等(※)に従い適正に処理する。
- ※廃棄物関係法令等
- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律
 - ・平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法

5 情報提供

県及び市町村は、自らが公共施設に対して行った低減措置の内容や実施後の空間線量率の結果等を公表するとともに、県や市町村等が支援した低減措置の実施結果についても、実施者の協力を得て、県民に対し情報提供を行うよう努めるものとする。なお、情報の提供に際しては、ホームページ上へ掲載する等、県民に分かりやすい形で行うものとする。

図5-4 県産食材等の安全確保方針 (平成24年4月)

1 基本的な考え方

- (1) **目的**…この方針は、原子力発電所事故に起因する放射性物質の影響を踏まえ、県が、県産食材等を対象とした検査の実施や安全な県産食材等を提供していくための措置を講じるとともに、農林漁業者の経営継続に係る支援を行うほか、検査結果の速やかな公表等県産食材等の安全性に係る情報を提供することにより、消費者の安全・安心の確保と風評被害の防止を図ることを目的とする。
- (2) **県産食材等の定義**…この方針において、「県産食材等」とは、本県で生産(収穫・漁獲)された農林水産物、消費者向けに販売の用に供する食品(以下「流通食品」という。)及び給食食材とする。

2 生産環境の安全確保

県は、県内で生産される農林水産物への放射性物質の影響を回避し、生産環境の安全性を確保するため、次の取組を行うものとする。

- (1) **放射性物質濃度の検査**…別表1の堆肥等について、放射性物質濃度の検査を実施するものとする。
- (2) **利用自粛等の要請**…(1)の検査の結果、国の定める指標等(農林水産省が、食品衛生法上問題のない農畜水産物の生産を確保する観点から定めた値をいう。以下同じ。)を超える放射性物質が検出された場合は、直ちに関係事業者に対し、これらの検査対象となった堆肥等の利用、流通及び譲渡(以下「利用等」という。)の自粛を要請するものとする。また、国から県に原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)に基づく指示があった場合は、関係事業者に対して所要の要請をするものとする。
- (3) **利用自粛等の要請の解除**…利用等の自粛の要請を継続する状態が解消されたと認められる場合又は国から解除に係る指示があった場合は、利用等の自粛等の要請を解除するものとする。
- (4) **指標等を超えた堆肥等の適切な管理等**…(1)の検査の結果、指標等を超えた堆肥等については、国の指導等に基づき、放射性物質濃度を低減させるための取組並びに管理及び処分が適切に行われるよう、関係事業者に対し要請するものとする。

3 県産食材等の安全確保

県は、消費者へ安全な県産食材等を提供するため、次の取組を行うものとする。

- (1) **放射性物質濃度の検査**
 - ア **農林水産物の検査**…別表2の農林水産物について、収穫・漁獲時期等を考慮しながら、主要産地等で試料を採取し、生産物の放射性物質濃度の検査を実施するものとする。
 - イ **流通食品の検査**…流通食品について、計画的な検査を実施するものとする。また、食品衛生上の危害が発生するおそれのあると認められる場合には、上記に関わらず必要な検査を実施するものとする。
 - ウ **給食食材**…給食等に使用する予定の食材について、定期的に放射性物質濃度の測定を行うものとする。
- (2) **出荷自粛の要請等**
 - ア **出荷自粛・自主回収**…(1)の検査の結果、国の定める基準値(食品衛生法(昭和22年法律第233号)第11条第1項に基づく食品中の放射性物質に係る基準値をいう。以下同じ。)を超える放射性物質が検出された場合は、直ちに出荷団体等に対して出荷の自粛及び自主的な回収を要請するものとする。
 - イ **出荷制限**…原子力災害対策特別措置法に基づき、国から県に対する出荷制限の指示があった場合は、出荷団体等に対して出荷を差し控えるよう要請するものとする。
 - ウ **流通状況の確認・自主回収**…ア又はイの場合、卸売市場やスーパー・小売店等の食品関連事業者に対し、当該食材を販売・使用することのないよう要請するとともに、保健所等の食品衛生監視員が販売状況を確認するものとする。なお、当該食材の販売・使用が確認された場合には、直ちに店頭からの撤去及び回収等の措置を講じるよう、食品関連事業者に要請するものとする。
- (3) **出荷自粛の要請の解除**…出荷自粛の要請を継続する状態が解消されたと認められる場合又は国から出荷制限の解除に係る指示があった場合は、出荷自粛の要請を解除するものとする。
- (4) **基準値を超えた県産食材等の適切な管理**…(1)の検査の結果、基準値を超えた県産食材等については、国の指導等に基づき、管理や処分が適切に行われるよう、出荷団体等、食品関連事業者及び給食を提供する学校等の設置者に対し要請するものとする。
- (5) **基準値を超えた流通食品に対する措置等**…(1)のイの検査の結果、基準値超過が確認された場合は、食品衛生法に基づき、違反食品等に関する回収・廃棄命令等の危害を除去するための必要な措置を講じるとともに、当該情報の迅速な公表に努めるものとする。

4 農林漁業者等への支援

県は、放射性物質の影響により被害を受けた農林漁業者（以下「被害農林漁業者」という。）に対し、次に掲げる支援等を行うものとする。

- (1) 経営継続に係る支援…生産技術等の助言指導、経営資金の融資や安定生産に向けた取組に対する補助など、被害農林漁業者が今後も経営を継続するために必要な支援を行うものとする。
- (2) 東京電力株式会社に対する損害賠償請求に係る助言等…被害農林漁業者や関係団体が東京電力株式会社に対し損害賠償請求を行う場合には、これらの者の要請に応じ、損害賠償請求に係る助言等を行うものとする。また、十分かつ迅速な損害賠償が行われるよう、国が責任をもって必要な措置を講じるよう、国に対し要望するものとする。

5 消費者への県産食材等の安全性に関する情報提供

県は、市町村や関係団体と連携して、県産食材等の放射性物質濃度の検査結果や、安全な県産食材等を提供するための取組状況を速やかに公表するとともに、県産食材等の安全性を広くアピールする取組を積極的に展開することにより、消費者の安全・安心の確保や風評被害の防止に向け取り組むものとする。

■別表 1

検査・調査対象品目	対象区域	実施時期
牛ふん堆肥	牧草から 300Bq/kg を超える放射性物質濃度が測定された市町村	随時
粗飼料	全市町村	収穫時期
農用地土壌	県内全域(農作物の適切な生産管理に係る調査・研究のため、放射性物質濃度を測定)	随時
原木・ほだ木	県内全域(全戸)	随時

■別表 2

検査・調査対象品目	対象区域	実施時期
米、麦等の穀類、野菜、果樹、原乳、豚肉、鶏肉、鶏卵、特用林産物、水産物	「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」(原子力災害対策本部)など国が示す枠組みに沿って設定	
牛肉	全市町村(全戸検査・全頭検査)	出荷時

※検査対象品目については、状況を勘案し適宜拡大を図っていくこととする。

測定・検査の実施と
各種措置の状況1 空間線量率の測定と
モニタリングポストの増設

原発事故による放射性物質の影響は長期間にわたるものと考えられることから、期限を設けずに測定している。また、測定地域は県内全域としているが、これまでの測定結果や航空機モニタリング等での測定結果が比較的高い値を示した地域の測定を優先して対応することとした。

空間線量率については、国からの委託事業として昭和62年度から盛岡市のモニタリングポストで測定してきたが、原発事故を受け、平成23年12月に一関市、大船渡市、宮古市の3カ所に、さらに平成24年3月には、花巻市、奥州市、釜石市、久慈市、二戸市、滝沢村の6カ所にモニタリングポストを増設し、測定体制を強化した(図5-5)。平成23年12月からは、24時間体制で測定している結果を、県公式ホームページで公表している。

なお、原発事故発生以前から空間線量率を測定している盛岡市の測定結果は、平成23年4月以降も事故以前のレベルで推移している。

2 降下物等の測定

降下物・大気浮遊じん等については、定時降水(降水日)、月間降下物(毎月)、水道水(陸水・3カ月ごと)、大気浮遊じん(3カ月ごと)、その他の環境試料(年1~2回)の放射性物質濃度を測定している。国からの委託事業として、昭和62年度から盛岡市において測定してきたが、原発事故後、平成23年3月から12月までの間、降下物及び水道水については、国の指示により測定頻度を高め、毎日測定した。平成23年5月以降は検出できない濃度にまで低下したことから、国の指示により、平成24年1月からは分析精度を高めつつ、本来の月単位又は3カ月単位の測定としている。分析精度を高めたことにより検出下限値が従前の100分の1程度になり、ごく微量の放射性セシウムも可能な状況である。米、牛乳、魚介類、土壌、海水及び海底土等の環境試料については、年1~2回測定している。

図5-5 放射線モニタリングシステム配置図



水道水(県実施分)については、広域的なモニタリングを実施するため、県内4カ所(盛岡市、一関市、奥州市、平泉町)において、浄水中の放射性物質濃度をゲルマニウム半導体検出器により測定し、測定結果は、県ホームページ上に掲載している。

3 県立病院等での
空間線量率の測定

不特定多数の人が利用する施設のうち、県立病院については、一関、奥州地区に所在するものは原則3カ月ごと、その他の県立病院等では原則6カ月ごとに空間線量率を測定することとした。測定場所は、正面玄関前及び駐車場、院内保育所等で、平成23年度は全施設について空間線量率を1回測定した。

医療施設及び福祉施設については、いわてリハビリテーションセンター(雫石町)の玄関周辺、駐車場のほか、放射性物質が溜まりやすい雨どいの下などにおいて、福祉の里センター(大船渡市)とふれあいランド岩手(盛岡市)では、玄関周辺、駐車場、屋外施設のほか、雨どいの下などにおいて、空間線量率をそれぞれ6カ月に1回以上測定した。

警察庁舎については、県内にある20庁舎のうち、奥州市及び一関市に所在する警察庁舎4カ所（一関署、千厩署、水沢署、江刺署）については県所管施設測定頻度に準じ3カ月に1回程度、それ以外の庁舎についても6カ月に1回程度、空間線量率の測定を行う方針とし、平成23年度は全警察庁舎において1回測定を実施した。

4 県庁舎や公共施設での測定

県庁舎・合同庁舎等については、一関・奥州地区合同庁舎は3カ月に1回、その他の庁舎等（県庁舎、一関・奥州地区以外の地区合同庁舎、岩手県公会堂、岩手県消防学校、岩手県立総合防災センター、知事公館、防災航空センター、旧盛岡短期大学校舎）では6カ月に1回、空間線量率を測定することとし、平成23年度は、施設を管理する機関において測定した。

公共施設では、いわて県民情報交流センター（アイーナ）（盛岡市）、平庭高原自然交流館「しらかばの湯」（久慈市）、平庭高原体験学習館「森のこだま館」（葛巻町）で6カ月に1回以上、空間線量率を測定することとした。

駐車場等については、県営内丸駐車場（盛岡市）、花巻空港駐車場（花巻市）、都南浄化センター（盛岡市）、北上浄化センター（北上市）、水沢浄化センター（奥州市）、一関浄化センター（一関市）において、年2回空間線量率を測定することとし、平成23年度は試験的に1回実施した。

5 児童福祉施設等での測定と除染

児童福祉施設等についても、県立の児童福祉施設等の前庭、屋外の子どもが活動する場、雨どいの下などの空間線量率を測定することとし、一関児童相談所は毎月1回以上、福祉総合相談センター（盛岡市）、県立杜陵学園（盛岡市）、県立療育センター（盛岡市）、いわて子どもの森（一戸町）、宮古児童相談所（宮古市）は2カ月に1回以上、その他の児童福祉施設等については、施設利用の状況に応じ、空間線量率を測定することとした。また、市町村等が実施する保育所等の測定は、空間線量率の調査に要する経費への県の補助事業（補助率1/2）を活用し、空間線量率の測定等を促進していくこととした。

平成23年8月から10月にかけて県立の児童福祉施設について空間線量率を測定した結果、一関児童相談所以外の5施設は低減措置を講じる目安（1マイクロシーベルト以上）未満であったが、目安を超

えた一関児童相談所においては除染を実施し、除染後は目安未満の値となった。

県立看護学校については、一関高等看護学院では3カ月に1回以上、宮古高等看護学院、二戸高等看護学院では6カ月に1回以上、校舎や寄宿舎の敷地内の雨どいの下などで測定することとした。平成23年度は、宮古高等看護学院において、校舎や寄宿舎の敷地内の高い値が測定されやすい個所で測定を実施したが、除染の目安となる値未満の値であった。

6 県立学校等での測定と除染

県立学校については業者委託により、平成23年9月～11月にかけて県立学校全82校の校地内の空間線量率を測定した。測定の結果、高い値が検出された県南地区の10校について、低減措置として除染を実施した。

その後においても、各県立学校において、職員が定期的（原則月1回）に、校庭や雨どい、側溝など（高等学校：地上1m、支援学校：地上50cm）の空間線量率を測定することとした。測定の結果、高い値が検出された場合は、速やかに除染作業を行うこととした。

県教育委員会所管の社会体育施設（県営運動公園、県営体育館、県営野球場等）、社会教育施設（県立県南青少年の家、県立陸中海岸青少年の家、県立県北青少年の家）、文化施設（県民会館、県立美術館、県立博物館）では、各施設の指定管理者が、定期的に敷地内の空間線量率を測定することとした。



除染作業の様子①



除染作業の様子②



除染作業の様子③



除染作業の様子④

7 市町村立学校等の測定と除染に対する支援

市町村立学校・私立学校について、県は、市町村等が実施する空間線量率の測定及び除染に要する経費に対し補助（補助率 1/2）を行うとともに、希望する市町村に対し測定機器を貸与している。私立学校については、各学校設置者が、それぞれ必要に応じて測定機器を購入、借用するなどして調査を実施したが、県では、私立学校運営費補助により経費の一部を助成した（補助率 1/2）。また、平成 23 年 7

月～9月、他の地域と比べて空間線量率が比較的高い値を示している県南地区の小中学校の一部を抽出し、校庭の空間線量率及びプールの水のサンプリング調査を実施し、健康に影響を与えるレベルでないことを確認した。

8 公園等の測定

県は地表付近の放射線の状況を把握するため、平成 23 年度は 6 月～7 月にかけて県内全市町村の測定を実施したほか、県南地域の奥州市、一関市及び平泉町の庁舎及び公園の測定を毎月実施した。また、平成 23 年 11 月から県独自に各地区合同庁舎に整備したサーベイメータにより、各地区合同庁舎及び公園など県内 55 カ所の測定を毎月 1 回、継続して実施している。

都市公園では、県が所管する県立都市公園（御所湖広域公園、花巻広域公園、内丸緑地）について、定期的に空間線量率を測定し結果を公表している。冬期間は閉園となることから 4 月から 11 月までの間、概ね 2 カ月に 1 回の頻度で年 4 回の測定を実施している。

9 農林水産物の測定

県は、国内における農林水産物の主要な産地として、消費者に安全な県産農林水産物を供給していく観点から、農林水産物の放射性物質濃度を測定するとともに、農林水産物の生産に係る飼料、肥料等の生産環境についても測定した。

農林水産物は、本県で生産されるものを対象に、収穫・漁獲時期等を考慮しながら、主要産地等において試料を採取し、放射性物質濃度を測定することとした。

穀物では、全市町村の米、県内全域の麦類、大豆、そば及び主な産地の雑穀を測定した。

野菜では、主な産地のきゅうり、トマト、ピーマン、なす、だいこん、さといも、たまねぎ、キャベツ、ほうれんそう、レタス、ねぎ、はくさい、アスパラガス、しゅんぎく、えだまめ、さやいんげん、いちご、チンゲンサイ、かぶ、しそ、せり、みょうが、じゃがいも等を測定した。

果樹では、主な産地のりんご、ぶどう、西洋なし、おうとう、かき、うめ、すもも、もも、ブルーベリー、日本なしを測定した。

畜産物では、牛肉の安全性確保のための肉用牛全頭検査のほか、原乳、豚肉、鶏肉、鶏卵を測定した。

特用林産物では、原木生しいたけ（施設）、原木

生しいたけ（露地）、乾しいたけを全戸調査としたほか、主な産地の菌床しいたけ、その他きのこ類（栽培）、野生きのこ類、山菜（栽培・野生）、野生クリ等を測定対象とした。

水産物では、魚類（海面）について、水揚げ時期、水揚げ量を考慮して測定調査を実施することとし、スルメイカ、秋サケ、タラ類、サバ類、ブリ類、カレイ類、ソイ・メバル類、アイナメ、ミズダコ等を測定対象とした。魚類（淡水）は、イワナ、ヤマメ、ウグイなどの遊魚や川魚を対象魚種に、魚種ごとの採捕時期に測定した。

生産環境について、粗飼料については、県内全域の牧草・飼料作物を測定することとし、堆肥については、牧草の放射性セシウム濃度が1kg当たり300ベクレルを超える市町村等の牛ふん堆肥を測定対象とした。

また、平成23年度に農林水産省技術会議と連携して、県内160地点の農地土壌中の放射線セシウムの精密調査を行い、文部科学省が実施した「航空機モニタリング結果」と併せて「岩手県農地土壌の放射性物質濃度分布図」を県ホームページ等で県民に公開するなど、正確で迅速な情報提供に努めた。

さらに、土壌から農作物への吸収・移行等に関する調査研究を行い、得られた知見に基づき「放射性物質影響防止のための農作物生産管理マニュアル」（平成24年2月策定）を作成し、生産者の不安の払拭と安全な農産物の生産に供した。

10 流通食品の測定

流通食品については、食品衛生法に基づく収去検査により放射性物質濃度を測定した。検体数及び検査頻度については、岩手県食品衛生監視指導計画に基づく年間計画により、毎月概ね10検体について検査を実施した。また、放射性セシウムに汚染された稲わらを給与された疑いのある牛肉の流通調査も継続実施し、平成23年度58件の検査を実施した。

11 給食食材の測定

学校給食等食材については、完全給食実施校で、各学校の調理施設で給食調理をしている県立学校11校（盛岡視覚支援学校、盛岡聴覚支援学校、盛岡となん支援学校、盛岡峰南高等支援学校、花巻清風支援学校、前沢明峰支援学校、気仙光陵支援学校、久慈拓陽支援学校、杜陵高等学校、盛岡工業高等学校、釜石高等学校）に測定機器を設置し、測定体制を整備した上で、平成24年6月から測定を開始した。

測定対象食材は、産直や個人農家などから直接仕入れる地場産物（野菜類）等で使用量の多いものを中心とし、測定時期は学校給食提供日以前とした。県立学校が、給食で使用する予定の食材について放射性物質濃度の測定を行い、再検査（国が定める食品中の放射性物質の基準値の1/2以上の値が出た場合に実施）においても国が定める基準値を超える結果となった場合は、給食食材として使用しないこととした。

また、県では、市町村が学校給食等食材の放射性物質濃度測定検査機器を購入する際の費用に対し、1台当たり275万円を上限としてその1/2を補助し、市町村の測定体制整備を支援した。

12 工業製品や加工食品等の測定

工業製品・加工食品等については、県内企業が生産する製品で輸出先（代理店を含む）もしくは取引先から空間線量率や放射性物質濃度の測定を求められた場合等に、当該製品の製造企業等の依頼に基づき、県が測定した。平成23年度は、事業者の依頼に応じて72回、329点の表面汚染の測定を実施した。平成23年秋ごろから、食品や木材等の、内部汚染の測定への要望・問い合わせが増加したことから、平成24年3月中旬にゲルマニウム半導体検出器を導入し、平成24年度からは内部汚染の測定を対象に追加した。

下水汚泥については、下水道施設等（浄化センター）から排出される下水汚泥（脱水汚泥・焼却灰）の放射性物質濃度を測定した。また、焼却灰を排出している県の浄化センターにおいては、作業従事者や周辺住民への影響を把握するため、施設敷地境界等での空間線量率を測定した。

廃棄物処理施設については、放射性物質汚染対処特別措置法（以下「特措法」）により、特定一般廃棄物処理施設や特定産業廃棄物処理施設に対してモニタリング及び記録が義務付けられたことから、これらの施設の空間線量率等の測定状況の確認を行った。

13 災害廃棄物の測定

災害廃棄物については、環境省が示した広域処理を行うための「東日本大震災により生じた災害廃棄物の広域処理の推進に係るガイドライン」に基づいて、放射性物質濃度及び空間線量率の測定を行った。また、県内外の処理先から、災害廃棄物の放射性物質濃度測定を求められた場合も、集積場所で測定を

行った。平成23年度は、このガイドラインに基づき、久慈市、宮古市、陸前高田市、洋野町、山田町、大槌町、野田村、普代村、田野畑村の9市町村で災害廃棄物の放射性物質濃度を測定した。平成24年度はさらに釜石市、大船渡市、岩泉町の3市町を加えた12市町村で実施している。県が破碎選別を行う久慈地区、宮古地区、山田地区、及び大槌地区では、毎日空間線量率の測定を行っている。

14 工業用水の測定

県企業局では、安全な工業用水を供給するため、工業用水の放射性物質濃度を測定した。また、工業用水製造の過程で排出される脱水汚泥の処理（再生利用・最終処分）を適切に行うため、特措法に基づき放射性物質濃度を測定した。さらに、工業用水製造の過程で排出される脱水汚泥を保管する施設において、作業従事者や周辺住民への影響を把握するため、特措法に基づき敷地境界等（保管場所の境界及び施設の敷地境界）での空間線量率を測定した。

市町村及び水道企業団が実施する水道事業において、急速ろ過などの浄水方法を採用している浄水場からの浄水発生土については、その処理（再生利用、最終処分）を適切に行うため、放射性物質濃度を測定した。平成23年度は、6月から12月にかけて、14の浄水場において10事業者が測定を実施し、これまでの測定結果は、国が示す埋立処分や保管の基準となっている1kg当たり8,000ベクレルを下回っている。

15 低減措置等の実施状況

これまでに本節で触れたものも含め、平成23年度に除染等の低減措置を実施した学校及び不特定多数の人が利用する施設の数、次のとおりであった。**盛岡市 [26 施設]、宮古市 [1 施設]、大船渡市 [25 施設]、花巻市 [2 施設]、北上市 [3 施設]、一関市 [323 施設]、陸前高田市 [12 施設]、奥州市 [133 施設]、滝沢村 [3 施設]、金ヶ崎町 [7 施設]、平泉町 [15 施設]、山田町 [2 施設] 計 / 552 施設**

また、平成23年度に放射性物質濃度を測定した県産農林水産物のうち、肉牛、乾しいたけ及び原木生しいたけが国の定める暫定規制値（1kg当たり500ベクレル）を超過し、出荷自粛等の措置がとられた。

平成24年4月1日、食品中の放射性物質の新たな基準値が施行され、きのこと類や山菜類など一部の

品目で基準値を超える値が測定され、出荷自粛等の措置がとられた（平成24年11月30日現在）。

16 放射線の影響に関する健康相談の実施

原発事故の発生を受け、厚生労働省から平成23年3月18日付で、福島県からの避難者等に対する健康相談や体表面汚染に係るサーベイランス（福島県で実施した緊急被ばくスクリーニングと同様）の実施等について通知があった。

これを受け、平成23年3月19日から県央、中部、奥州、一関及び盛岡市の各保健所に原発事故に関する健康相談窓口を設置し、福島県からの避難者等に対する相談対応及びGM管式サーベイメータを用いた体表面汚染の測定等を行った。

厚生労働省の通知に基づく相談窓口設置以前から対応した分も含め、平成23年9月末までに281人の相談に対応し、このうち、216人に対して放射線量の測定を行った。

17 子どもの放射線健康影響調査の実施

県では、大人に比べて放射線による影響（感受性）が高い可能性がある子どもの内部被ばく状況を把握するため、独自の対応として、県内で比較的空間線量の高い県南部を中心に、15歳以下の住民132人を対象として放射線健康影響調査（尿中放射性物質サンプリング調査：平成23年12月1日～平成24年3月2日）を行った。

調査方法は、原則として2日以上連続して2リットル以上の尿を採取してもらい、県環境保健研究センターのゲルマニウム半導体検出器により放射性物質量を測定するもので、専用のアプリケーションソフトにより預託実効線量（生涯類型の内部被ばく線量）を推計・評価した。

調査結果について、医師や研究者などから成る有識者会議において、「放射性セシウムによる預託実効線量は、全員が1ミリシーベルトをはるかに下回っていることから、放射線による健康影響は極めて小さいと考えられる。」との評価とともに、県民に向けた生活上の留意事項として、「今回の調査結果を踏まえると、これまでと同様の食生活を継続しても健康に影響が及ぶとは考えにくい状況である。」との助言が得られた。

なお、平成24年度には、同一の調査対象者に対する継続調査を実施している。

放射線影響をめぐる
その他の動き1 県南3市町が汚染状況重点
調査地域に指定

文部科学省は、平成23年9月から10月にかけて本県全域で航空機を用いたモニタリングを実施し、その結果を11月11日に公表した。延べ70回の飛行調査を行い、地表から1mの高さの放射線量（空間線量率）と地上に沈着した放射性セシウムの量を測定した。その結果、放射線量は県内の大部分の地域が毎時0.1マイクロシーベルト以下だったが、県南部の奥州市、一関市、平泉町では、毎時0.1マイクロシーベルトを超え、0.5マイクロシーベルト以下の地域があった。国では、長期的な目標として、追加被ばく線量を年間1ミリシーベルト（毎時0.23マイクロシーベルト）以下を目指すとしている。

一関市、奥州市及び平泉町は、放射線物質汚染対処特別措置法に基づき、平成23年12月に汚染状況重点調査地域に指定された。現在、除染実施計画に基づき、国の支援により平成25年度までの完了を目指して除染を進めている。

2 東京電力(株)に対する
損害賠償請求

原子力損害の賠償に関する法律により、原子炉の運転等により原子力損害（原発事故等と相当因果関係が認められる損害）を与えたときは、原子力事業者が損害賠償責任を負うこととなっており、福島原発の事故による原子力損害については、東京電力(株)が賠償責任を負うこととなる。

この損害賠償に関する県内の動きは、以下のとおりである。

- 平成23年9月30日：JAグループが東京電力(株)へ農畜産物損害賠償請求(第1次)を行った。以降、JAグループは毎月請求を行い、平成24年10月31日までに13次にわたる請求を実施。
- 10月20日：東京電力(株)から県に対し公式な謝罪。
- 平成24年1月26日：県は、県内全市町村と協調して、東京電力(株)に損害賠償請求(第1次)を実施。

- 3月7日：県から東京電力(株)に対し、損害賠償に関し緊急要請(本県を観光業の風評被害による損害賠償の対象地域として認めるよう要請)。
- 4月23日：県から東京電力(株)に対し、国内団体旅行、特に修学旅行について、早急に因果関係を認め、賠償に応じるよう要請。
- 6月20日：県及び市町村が、東京電力(株)へ第2次損害賠償請求を実施。
- 7月25日：知事並びに市長会代表及び町村長会代表と、東京電力(株)廣瀬社長が会談。
- 10月18日：東京電力(株)が、風評被害を受けた観光業者への賠償の対象地域を、従来の福島県から東北全域に拡大することを発表。

一方では、多くの事業者が、未だ損害賠償の対象や手続き等がわからない状況にある。県は、関係団体を通じて被害の把握に努めるとともに、事業者を対象とした説明会を開催するなど、被害状況・内容等に応じた支援を実施してきた。

なお、県の損害については、市町村と連携しながら、東京電力(株)に対して賠償請求を行ってきた。

東京電力(株)に対しては、広く責任を認め、速やかに賠償を行うよう強く求めるとともに、国に対しては、十分かつ迅速な損害賠償が行われるよう、必要な措置を講じるように働きかけている。

第5章

放射線対策
の概要

コラム

Column

仏像となってふるさとに
帰った高田松原の松の木

毎年8月16日に行われる京都の五山送り火。夜空を焦がす山肌の「大文字」の炎で知られ、お盆に帰った故人の霊を再び冥土へ送り出す伝統の行事である。

大津波によってなぎ倒された陸前高田市の名勝「高田松原」の松の木を「大文字」の護摩木として燃やし、犠牲者の霊を慰めよう——ボランティアで陸前高田市を訪れた九州の芸術家が発案し、この計画がスタートしたのは平成23年6月中旬のこと。「大文字」の送り火を主催する大文字保存会の了承も得られ、陸前高田市では着々と準備が進められた。集められ、形を整えて作られた護摩木は約300本。その1本1本に、被災者が「津波で死なせてゴメン」「みんなで力を合わせてがんばろう」などと亡くなった家族への思いや復興に向けたメッセージを書き込んだ。7月下旬、護摩木の放射性物質を検査。結果は放射性ヨウ素、放射性セシウムともに「不検出」だった（検出下限：1kg当たり10ベクレル）。

しかし計画が報道されると、「放射性物質は大丈夫か」「燃やした灰が琵琶湖に落ちて水が飲めなくなるのでは」「子どもに後遺症が出たらどうするのか」などと心配する電話が大文字保存会や京都市に数十件寄せられ、大文字保存会は8月4日に「地域の心配を完全には払拭できない」として中止を決断。用意された護摩木は京都に運ばれることなく8月8日に陸前高田市で迎え火として燃やされた。被災者が書いた思いやメッセージはすべて写真に撮られ、京都で別の護摩木に書き写されて8月16日の五山送り火で燃やされることとなった。

一方で、事態は二転三転していく。

中止に対して「被災地の心情を踏みにじるのか」「京都を見損なった」などの批判や抗議が300件以上も殺到、これを受けて京都市は新たに陸前高田市の松で出来た薪500本を取り寄せ、大文字保存会をはじめとする五山の各保存会の協力の下、五山送り火で燃やすことに。ところが、8月11日に京都市役所に届いた500本の薪を検査したところ、表皮の部分から1kg当たり1,130ベクレルの放射性セシウムが検出された。京都市は翌12日、「計画は、放射性物質が含まれていないことを前提にしていた。断念せざるを得ない」と再び

中止を発表した。出番を失った陸前高田市の薪は京都市の施設で保管されることになった。

それから1年3カ月が経った平成24年11月8日、保管されていた薪は新たな命を吹き込まれて蘇り、ふるさと陸前高田市に帰って来た。翌日の「岩手日報」は次のように報じている。

「京都市の星川茂一副市長らは8日、陸前高田市役所を訪れ、戸羽太市長に同市の被災松で作った仏像20体と『絆がんばっべし』と彫られた扁額を手渡した。被災松は京都市の夏の伝統行事『五山の送り火』で昨年燃やす計画が中止となったもの。星川副市長は陸前高田市への継続支援に積極姿勢を示した。/同日は星川副市長のほか、仏像を制作した京都伝統工芸大学の須藤光昭教授と学生らが訪れ、仏像と被災した松で制作した縦50センチ、横2メートルほどの扁額を贈った。/仏像は高さ約15センチ。まぎの中心部を使い、学生たちが復興への思いを込めて作り上げた。戸羽市長は『京都市には職員派遣などでお世話になっている。一体一体に心を込めてもらった思いを受け止めたい』と述べた。/京都市は今年の『五山の送り火』で燃やすため被災した松のまきを取り寄せたが、表皮部分から放射性物質が検出され、使用を断念し保管していた。/星川副市長は『胸のつかえが取れたような気がする。継続的な職員派遣など今後も支援を続けたい』と語った。」

禍転じて福となす。風評により騒動を巻き起こした松を縁として、両市は強い絆で結ばれた。京都では、くだんの薪を使って300体の仏像を作り、さらに陸前高田市の人々に贈りたいとしている。



岩手県東日本大震災津波の記録



岩手県東日本大震災津波の記録

第6章

ボランティア活動など 民間支援の動き

災害発生からの動向 ● 第1節

活動者数の推移 ● 第2節

被災地での動き ● 第3節

第1節

災害発生からの動向

1 発災直後の状況

東日本大震災津波は、かつてないほど広範囲かつ長期的にボランティアによる支援活動が必要とされる災害となった。

災害ボランティアの連絡調整等に関する業務を担う岩手県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）、市町村社会福祉協議会（以下「市町村社協」という。）は、災害ボランティアセンターを立ち上げ、県内外から個人ボランティアを受け入れて、市町村その他の防災関係機関による支援活動への協力にあたった。

災害ボランティア活動の内容は、避難所の運営支援、救援物資の輸送・仕分け、炊き出し、被災家屋内の整理、がれきの撤去、写真の復元作業、引越し支援、サロン活動など多岐にわたる。しかし、発災直後は沿岸地域へのアクセスに大きな障害が生じ、スムーズに被災地入りできないという事態に見舞われた。内陸地域から沿岸地域への移動には平時でも2時間以上の時間を要するうえ、集落によっては道路が1本のみというところも多く、その道路も寸断され、更にはガソリンの供給が滞るなど、直ちには現地入りできない状況であった。

大震災津波発生直後の災害ボランティアセンターの立上げ状況をみると、津波被害のあった沿岸地域では、市町村社協自らの被害状況の把握と安否確認対応を優先せざるを得ず、センターの立上げに遅れが生じた市町村もあった。

内陸地域においては、停電や断水、通信アクセス状況の悪化などはあったものの、沿岸地域と比較して被害がはるかに小さかったことなどから、直ちにセンターを立ち上げた市町村は少なかったが、沿岸地域の被害状況が明らかになるにつれて、沿岸被災地の後方支援拠点という役割も兼ねて、センターを設置する市町村が増えていった。県内のボランティアセンターを通じた活動者数は平成25年1月末日までに延べ44万3,000人を超えている。このほか、センターを経由せずに独自で支援活動を行っているNPO・NGO等の民間の支援団体も多い。

2 災害ボランティアセンター設置状況

全国各地の社会福祉協議会では、大震災津波対応のための専門機関設置の動きがみられ、26都府県で190の災害ボランティアセンターが設置され、現地への物資支援、避難者の受入れ支援などに従事した（図6-1）。

東北3県（岩手県・宮城県・福島県）においては、104の災害ボランティアセンターが設置された。

県内では、県社協が発災直後に県災害ボランティアセンターを設置したほか、沿岸地域を中心に県内25の市町村に26のセンターが設置された（図6-2）。

陸前高田市と大槌町の社協では、会長をはじめとする幹部職員が津波により死亡又は行方不明となった。また、陸前高田市、大槌町、野田村の各社協では、事務所が流失し、書類や機材を失うなど、甚大な被害を受けた。事務所を失った社協では、活動拠点として、共同募金災害準備金や災害ボランティア活動支援プロジェクト会議などの支援により、プレハブ事務所などを設置して対応した。

発災から2年近く経過した平成25年2月8日時点においても、ニーズの変化に合わせて名称を「復興支援ボランティアセンター」などへ変更しながら、県内で20のセンターが継続して活動を行っている（表6-1）。

3 受入れとコーディネート

発災直後から、国内外の専門性の高い自己完結型のNPOやNGO等の民間団体が続々と現地入りし、積極的に活動を開始した。

一方、災害ボランティアセンターが対応にあたる個人を中心としたボランティアの受入れについては、発災直後に、被害が甚大な被災地に、地域事情に疎く、活動ノウハウも十分にないボランティアが詰めかけるのは極めて危険であったことや、被災地の市町村社協自体も被災し、組織としての機能を十分果たせない状況にあったこと、さらに交通網の遮断やガソリン不足などもあって、県内からのボランティアのみの対応に限定するケースが多く、市町村

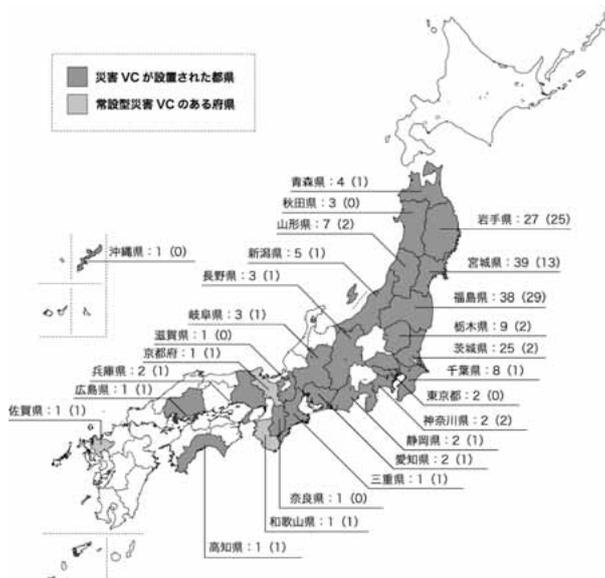
図6-2 岩手県における災害ボランティアセンターの設置状況



【設置された災害ボランティアセンター一覧】市町村コード順

- 1 - 岩手県災害ボランティアセンター
- 2 - 盛岡市災害ボランティアセンター
- 3 - 宮古市災害ボランティアセンター
- 4 - 宮古市田老地区災害ボランティアセンター
- 5 - 大船渡市社協災害ボランティアセンター
- 6 - 花巻市災害ボランティアセンター
- 7 - 北上市災害ボランティアセンター
- 8 - 久慈市社協災害ボランティアセンター
- 9 - 遠野市災害ボランティアセンター
- 10 - 一関市災害ボランティアセンター
- 11 - 陸前高田市災害ボランティアセンター
- 12 - 釜石市災害支援ボランティアセンター
- 13 - 二戸市災害ボランティアセンター
- 14 - 八幡平市災害救援ボランティアセンター
- 15 - 奥州市社会福祉協議会災害救援ボランティアセンター
- 16 - 雫石町災害ボランティアセンター
- 17 - 滝沢市社会福祉協議会災害ボランティアセンター
- 18 - 紫波町災害ボランティアセンター
- 19 - 金ヶ崎町社会福祉協議会災害ボランティアセンター
- 20 - 平泉町災害ボランティアセンター
- 21 - 住田町災害ボランティアセンター(住田基地)
- 22 - 大槌町社協災害ボランティアセンター
- 23 - 山田町災害ボランティアセンター
- 24 - 岩泉町災害ボランティアセンター
- 25 - 軽米町社会福祉協議会災害ボランティアセンター
- 26 - 野田村災害ボランティアセンター
- 27 - 洋野町災害ボランティアセンター

図6-1 全国の災害ボランティアセンターの設置状況



※全社協調査(平成23年11月実施)

によっては4月に入ってやっと本格的に県外からの個人ボランティアの受け入れが可能となる場所もあった。

なお、ボランティアの宿泊場所の確保については、被災地では困難であったため、内陸地域に宿泊拠点を置き、通いながら作業にあたるケースがほとんどであった。

5月の連休頃になると、ボランティアの受け入れ体制づくりと並行して、コーディネートも円滑に行われるようになり、ボランティア活動が活発化した。

■被災地の社協における初動期の問題点

- 社協自体が大きな被害を受けた場合の現地災害ボランティアセンターの立上げ支援に関する仕組みが整備されていなかった
- 災害ボランティアの受け入れについての検討が不十分で、事前に受け入れ体制が整っていなかったため、ボランティア受け入れがスムーズにできなかった

た

- NPO や NGO 等の専門性の高い自己完結型のボランティア団体と一般のボランティア、それぞれに適した受け入れ体制を構築しておらず、混乱が生じたり、せっかくの支援の申出を断るケースもあった

■コーディネート上の問題点

- 県内のボランティアコーディネーターについては、大規模災害に対応するほどの人数が整えられておらず、また、県内や全国の社協から発災後すぐにコーディネーターが派遣される仕組みも構築されていなかったため、被災当初はコーディネーターが不足し、ボランティア側と被災地のボランティアニーズとのマッチングが滞るケースがあった
- 災害ボランティアセンターを設置する社協と NPO・NGO など自己完結型のボランティア団体

など民間団体間や行政との間での連携体制の構築に数カ月を要したため、特に初期段階においては、効果的な支援ができない面があった。

これらの課題の改善策としては、災害ボランティアの受入れに関係する県災害対策本部や市町村災害対策本部と防災関係機関(日本赤十字社岩手県支部・各地区分区、県社協・市町村社協、NPO等)による調整組織を設置し、日頃から役割分担、受入れ体制の構築等について、あらかじめ調整を図っておく必要がある。

また、役割分担については、一般の災害ボランティアの受入れやコーディネートは、社協の災害ボランティアセンターが行い、高い専門性をもつ自己完結型の民間ボランティア団体に対しては、県・市町村の災害対策本部等にボランティア班を窓口として設置し、関係課への取り次ぎや団体への情報提供を行うといった調整が必要と考えられる。さらに、「災害ボランティア・マニュアル」の作成や、県内のボランティアコーディネーターの養成を進めるとともに、全国規模で大規模災害時のコーディネーター派遣システムの構築があらかじめ必要との指摘もある。

受入れ等の課題のほか、震災発生当初においては、次のようにボランティア活動自体を妨げるような問題点もあった。

- ガソリンをはじめとする物資や宿泊施設の不足、ボランティアが立ち入るには危険な地域が多いなどの影響により、津波被害のあった地域にボランティアがすぐに入れる状況ではなかった
- 遺留品泥棒や詐欺などといった情報もあって、ボランティアに対する不安と警戒心が先立ち、受入れに対する住民側の不安もみられた

4 沿岸被災地の主な災害ボランティアセンターの動き

特に被害が大きかった沿岸被災地の主な災害ボランティアセンターの発災直後の動向については、以下のとおりである。なお、県内の主なボランティアセンターにおけるボランティア活動開始日については表6-2に記載のとおりである。

■陸前高田市

災害ボランティアセンター事務所はドライビングスクールを借用し開設。その後、横田地区に移転。県内のボランティアセンターとしては最も多くの個人ボランティアを受け入れ、一般的な災害ボランテ

ィア活動に加えて、田んぼや畑のがれき撤去に至るまで現地のニーズにきめ細やかに対応。

■大船渡市

社協事務所2階会議室の天井が崩落したため、市役所入口横に災害ボランティアセンターを設置。個人宅の片付け作業、避難所での手伝い、物資備蓄倉庫での物資仕分けと搬入出、がれき撤去後の物出し、廃車のナンバー外し、写真の復元作業等の活動が行われた。市内で多くの復興支援のNPO団体が活動しているが、NPO団体、行政、民生委員等と効果的な支援体制を築き、長期的な支援活動を展開。

■釜石市

3月16日、郷土資料館近くにプレハブ事務所を設置。7月20日・27日花巻市社協主催のボランティアバスを受入れ。仮設住宅の入居にあわせ、岩手県立大学を中心とした県内外の学生ボランティアが「お茶っこサロン」を20数カ所の仮設住宅談話室にて開催。市と地元の復興支援NPOと協働で復興支援を進める体制を構築し、多様な支援活動を展開。

■大槌町

社協事務所が津波で流失。ボランティア、県内外の社協職員、NPO、NGO等が一体となり活動を展開してきた。岩手県災害ボランティアセンター主催のボランティアバスを受入れるなど、多様な活動団体と連携し、復興支援活動を展開。

■山田町

社協などの建物は被害を逃れた。4月9日からB&G山田海洋センターに災害ボランティアセンターを設置。がれき撤去、炊き出し、側溝の泥出し、写真洗浄、ボランティア送迎などの活動にあたった。7月には滝沢村社協主催のボランティアバスを受入れ。12月1日に「山田町社会福祉協議会復興支え愛センター」に名称変更。

■宮古市

3月13日に宮古市、4日18日に田老地区に、それぞれ災害ボランティアセンターを開設。がれき撤去、掃除、片付けの手伝い、仮設住宅への引越し支援、避難所での高齢者・障がい者のお世話、子どもの遊び相手等を募集。9月13日に「宮古市生活復興支援センター」に名称変更し、地元ボランティアによる宮古災害復興支援活動チーム「M・A・D」が運営を支援。

■野田村

野田村保健センター内にあった社協事務所が流失。事務所はプレハブ設置で対応。3月18日から田畑のがれき撤去、写真洗浄等が行われた。青森県

表6-1 岩手県内に設置された災害ボランティアセンター

※岩手県社会福祉協議会作成の資料による
(平成25年2月8日現在)

	名称	開設日	閉鎖日	備考
1	岩手県災害ボランティアセンター	H23.3.11	名称変更	H24年12月25日より 「岩手県社会福祉協議会ボランティア・市民活動センター」
2	盛岡市災害ボランティアセンター	H23.3.25	名称変更	H24年4月1日より「盛岡市復興支援ボランティアセンター」
3	宮古市災害ボランティアセンター	H23.3.13	名称変更	H23年9月13日より「宮古市生活復興支援センター」
4	宮古市田老地区災害ボランティアセンター	H23.4.18	H23年7月11日 (閉所)	
5	大船渡市社協災害ボランティアセンター	H23.3.12	名称変更	H23年9月12日より 「大船渡社会福祉協議会復興ボランティアセンター」
6	花巻市災害ボランティアセンター	H23.3.15	H24年3月31日 (閉所)	H23年9月12日より花巻市災害復興支援ボランティアセンター 平成24年3月31日で閉所、通常VCで支援
7	北上市災害ボランティアセンター	H23.3.15	名称変更	H23年9月15日より 「北上市社会福祉協議会災害復興支援ボランティアセンター」
8	久慈市社協災害ボランティアセンター	H23.3.19	名称変更	H23年10月1日から「久慈市復興支援ボランティアセンター」
9	遠野市災害ボランティアセンター	H23.3.16	継続中	NPO法人遠野まごころネットが活動主体
10	一関市災害ボランティアセンター	H23.3.29	継続中	
11	陸前高田市災害ボランティアセンター	H23.3.17	名称変更	H24年12月24日より 「陸前高田市社会福祉協議会ボランティアセンター」
12	釜石市災害ボランティアセンター	H23.3.14	名称変更	H23年9月12日より「釜石市災害支援ボランティアセンター」 H23年12月1日より「釜石市社会福祉協議会生活ご安心センター」
13	二戸市災害ボランティアセンター	H23.5.1	H24年3月31日 (閉所)	
14	八幡平市災害救援ボランティアセンター	H23.3.30	継続中	
15	奥州市社会福祉協議会災害救援ボランティアセンター	H23.3.11	名称変更	H23年10月1日より 「奥州市社会福祉協議会災害復興ボランティアセンター」
16	雫石町災害ボランティアセンター	H23.4.1	継続中	
17	滝沢村社会福祉協議会災害ボランティアセンター	H23.5.30	名称変更	12月1日より 「滝沢村社会福祉協議会災害復興支援ボランティアセンター」
18	紫波町災害ボランティアセンター	H23.3.14	継続中	
19	金ヶ崎町社会福祉協議会災害ボランティアセンター	H23.4.1	継続中	
20	平泉町災害ボランティアセンター	H23.6.1	H23年12月21日 (閉所)	
21	住田町災害ボランティアセンター(住田基地)	H23.3.14	H24年9月30日 (閉所)	
22	大槌町社協災害ボランティアセンター	H23.3.29	名称変更	H23年9月1日より「大槌町社協復興支援ボランティアセンター」 H24年4月1日より「大槌町社会福祉協議会ボランティアセンター」
23	山田町災害ボランティアセンター	H23.4.9	名称変更	H23年12月1日より 「山田町社会福祉協議会復興支援センター」
24	岩泉町災害ボランティアセンター	H23.3.11	名称変更	H24年4月1日より「岩泉町生活復興支援センター」
25	軽米町社会福祉協議会災害ボランティアセンター	H23.3.24	H23年9月30日 (閉所)	
26	野田村災害ボランティアセンター	H23.3.19	名称変更	H23年7月11日より 「野田村災害復興ボランティアセンター」
27	洋野町災害ボランティアセンター	H23.3.11	H24年3月31日 (閉所)	

三沢市からのボランティアをはじめ、富山県、石川県等から、災害前の村の人口の数倍のボランティアが参集。7月11日より「野田村災害復興ボランティアセンター」に名称変更。

表6-2 主な県内ボランティアセンター(VC)におけるボランティア活動開始日

陸前高田市災害VC	3月23日
大船渡市災害VC	3月12日
釜石市災害VC	3月15日
大槌町災害VC	3月29日
山田町災害VC	4月9日
宮古市災害VC	3月16日
野田村災害VC	3月18日
遠野市災害VC	3月11日

※データ：岩手県社会福祉協議会ホームページより。上記の活動開始日は、岩手県社会福祉協議会ホームページ「岩手県内VC活動状況」上、各市町村災害VCにおいて1名以上の活動人数が記録された最初の日を掲載している。

5 ボランティア活動支援募金

災害ボランティアセンターの設置・運営に当たっては、赤い羽根「災害等準備金制度」「災害ボランティア・NPO 活動サポート募金（通称：ボラサポ）」がそれぞれ活用されている。

赤い羽根共同募金会では、いち早く、被災者の生活支援のための義援金募集及び被災地での支援活動を行うボランティア団体等に資金援助を行うための募金活動に取り組んできた。その結果、募金は、国内外の多くの人々からのかつてない多大な支援となって積み上げられ、被災地に届けられることとなった。共同募金会では、被災3県の災害ボランティアセンターを支援する「災害等準備金（赤い羽根共同募金の一部）」、支える人（ボランティア）を支援するための赤い羽根「災害ボランティア・NPO 活動サポート募金」、自治体を通じて直接被災者へ届けられる「義援金」の3つの募金活動を行っている。

赤い羽根「災害ボランティア・NPO 活動サポート募金」は、ボランティアが加入するボランティア保険の支払いやボランティアバス運行などに活用された。なお、この募金による助成期間は、当初平成

25年3月までとされていたが、活動支援を通じて被災地復興に寄与するため、平成27年3月まで延長予定とされている。

「災害等準備金制度」は、主に災害ボランティアセンターの設置・運営費、ボランティア活動経費、また、公的補助の対象とならない社会福祉施設の復旧に要する経費に役立てられ、東北被災3県への災害支援として、約100カ所の災害ボランティアセンターに対し、総額7億3千万円にもものぼる支援が行われた。

県に対しては、平成24年2月8日現在で2億1,354万2,200円の助成金額があてられた（中央共同募金会調べによる）。その主たる使途例としては、プレハブリース料、プレハブ改装費、電気配線工事費、電話設置費、携帯電話リース費、水道設置費、簡易トイレリース料、ボランティア活動用具、事務用消耗品、事務機器リース料、水道光熱費、通信費、燃料費、車両リース費、ボランティアバス運行費、ボランティア保険（平成25年3月まで）、災害関係情報紙作成費、ボランティア研修会費などとなっている。



ボランティアによるがれき撤去活動（陸前高田市気仙町）

第2節

活動者数の推移

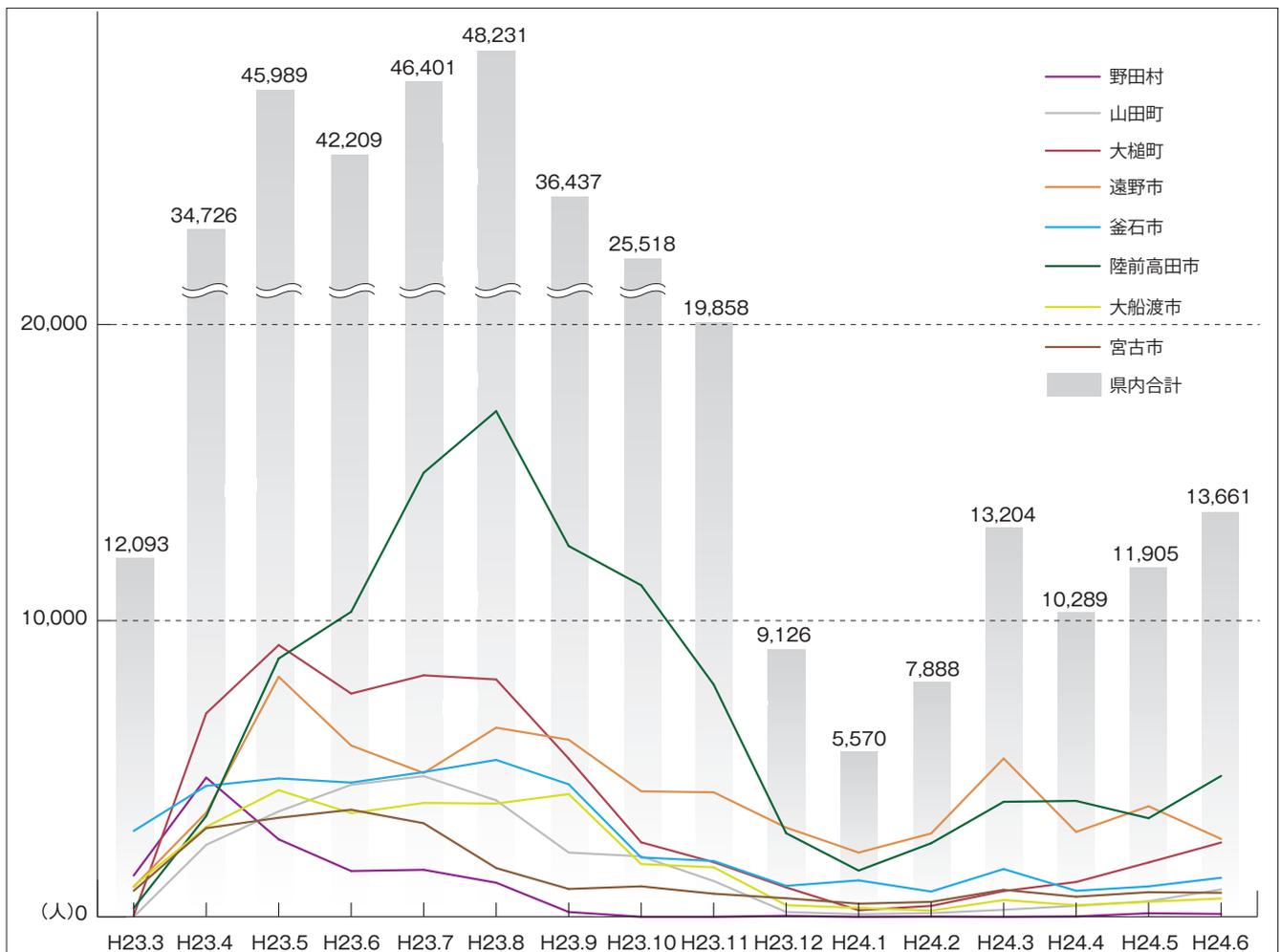
1 ボランティア活動者数の変化

被災市町村のマンパワー不足を補うものとして、ボランティアによる協力・支援は、極めて有効だった。しかし、発災直後は、被害の甚大さのあまり、被災地のがれき撤去作業がなかなか進まず、一般のボランティアが立ち入るには極めて危険な地域が多かったことや、ボランティアが安全に参加できる活動メニューを提供できなかったこと、さらに、宿泊場所・交通手段を確保できなかったこと、被災した社協の人的体制が脆弱で適切なボランティア・コーディネートを行うことが不可能であったことなどが

ら、大量のボランティアの受け入れが困難な時期もあった。

混乱の中にある沿岸被災地では、外部支援が制限され、まずは地元のボランティアが中心となって活動した。東北道が全線開通した3月24日、一般車両の通行規制が解除され、被災地へ赴き、ボランティア活動をする動きが高まったものの、発災後2週間経ってもなお、ガソリンをはじめとする物資や宿泊施設の不足が続き、「自転車であることが可能な人限定」や、「市町村内で十分に対応できている」としてあえて受け入れをしない災害ボランティアセンターも少なくなかった。ガソリンや物資、交通事情

図6-3 県内と主な被災地におけるボランティア活動者数 (H23.3 ~ H24.6)



※岩手県社会福祉協議会提供データをもとに作成

が徐々に改善されると、それまで立入りを制限していた被災地区でも、県外からのボランティア受入れに積極的に取り組むようになった。

4月下旬頃には、ゴールデンウィークを利用した県内外からの大勢のボランティアの受入れに向け、各市町村で受入れ体制の強化が図られた。

ゴールデンウィーク後もボランティア活動者数の落ち込みは他県に比べて少なく、平日でも1,400人、土・日・祝日は2,400人を超える参加が続き、6ヵ月間で延べ24万人の参加があった。

8月からは、県内でのボランティア活動者数は、宮城県・福島県を上回るようになり、12月26日には延べ32万人に達している（図6-3）。

被災地や被災者の状況は、発災から1年以上が経過してもなお厳しく、時間の経過とともに活動者数は減少しているものの、被災地では、いまでも様々なボランティア活動が継続されている。

陸前高田市や釜石市、遠野市では、災害から1年近く経っても毎月1,400人を超えるボランティアが活動し、平成24年12月現在においてもなお多くのボランティアが活動を行っている。



ボランティアを装った詐欺行為や悪質行為を防ぐために、県社協では、登録されたボランティアに対し「ボランティアシール」の配布を行った

2 ボランティア活動の概況

沿岸被災地における初期のボランティア活動は、浸水世帯での泥上げや住居の片付けなどの環境整備、炊き出し、支援物資への対応等が中心に行われていたが、8月以降、仮設住宅への入居が進むようになると、見守りなどのきめ細やかな支援活動にシフトしている。

発災から3カ月経過する頃になると、県内のライ

フラインや交通網が徐々に回復し、復旧作業も進んだことから、延べ10万人を超えるボランティアが様々な支援活動に取り組んだ。

内陸地域の社協では、自らの地域の災害対応に一定の目処がついた後は、沿岸地域の災害ボランティアセンターに協力して活動を実施している。特に、遠野市の災害ボランティアセンターや、盛岡市災害ボランティアセンター（かわいキャンプ）では、県外からのボランティアも広く募集し、沿岸地域の災害ボランティアセンターの支援を行っている。

主なボランティア活動内容

- ◎散乱したがれきの撤去、運搬
- ◎被災した農地再生のための細かい石やガラスの撤去、草刈り作業
- ◎側溝にたまった泥出し、側溝の修復
- ◎被災した家屋の床板や壁はがし、床下の泥出し
- ◎物資運搬、搬入、仕分け
- ◎仮設住宅物資運搬
- ◎引越し支援（避難所から応急仮設住宅へ）
- ◎サロン、カフェ活動
- ◎子どもの遊び相手、絵本読み聞かせ
- ◎土のう積み・回収
- ◎写真洗浄、持ち主への返却
- ◎炊き出し補助
- ◎避難所での調理
- ◎電気設備点検
- ◎応急仮設住宅配食補助
- ◎その他…送迎、小屋づくり手伝い、整地、道路の修繕、仮設住宅の柵づくり、施設の清掃、イベント準備補助、ポストイング、電話接続手伝い・マッサージ、各種修理など

第3節

被災地での動き

1 現地ニーズ

県内で最も被害を受け、多くの犠牲者を出した陸前高田市及び大槌町におけるボランティアセンターの活動状況は以下のとおりである。

＜陸前高田市の事例報告＞

陸前高田市社協では、大震災津波によって事務所が流失、会長をはじめとする役員2人、事務局長、次長など職員6人が亡くなるという大きな被害を受けた。

混乱が続く中、災害ボランティアセンターが立ち上がったのは3月17日で、翌日には活動を開始した。

陸前高田市では、災害ボランティアセンター運営のアドバイス等を行う「災害ボランティア活動支援プロジェクト会議」が現場に入り、状況を見て現地社協職員と話し合い、現地の思いをくみ取った上で災害ボランティアセンターを立ち上げた。土地も建物もない中、同プロジェクト会議は資金面及び仮設プレハブの調達支援も行った。さらに、同プロジェクト会議と現地職員だけでは対応が難しい地域に対しては、北信越の4県からも社協職員が絶え間なく訪れ、サポートを行っていった。

また、岩手県立大学と岩手大学の学生も3月後半から運営に関わり、遠野まごころネットも住民のニーズにあわせて対応し、宿泊拠点の確保やボランティアニーズの把握、バスの手配など、積極的に活動した。

陸前高田市の災害ボランティアセンターの運営に携わった支援団体は、延べ21団体、7,761人にのぼる（平成24年2月現在）。岩手大学、難民支援協会、青年海外協力協会、東京都・千葉県・青森県・新潟県・福井県・石川県・富山県などの各都県市社協、NPO、民間企業といった様々な団体と連携を図りながら、運営を行った。

その一方、住民にとっては、ボランティアに何かを依頼するという経験がなかったことに加え、遺留品泥棒や詐欺などといった情報もあって、何者か判別のつかないボランティアに対する不安と警戒が先立ち、受入れに抵抗を感じていた部分もみられた。

雨の日の側溝の泥出しやがれきの撤去など、地道なボランティア活動を通じ、ボランティアの必要性が住民に伝わり始めたのは5月の連休明け頃からのことで、この頃になると住民からのニーズも出始めた。

他の市町村において、活動マニュアル作成の要望が出ている中、陸前高田市は、あえてマニュアルを作らず、状況を見てこまめに話し合いを行い、判断を行うという方法を採用した。特に、状況報告と全体ミーティングは時間をかけ綿密に行われ、現場単位でのオリエンテーションも随時行われた。

平成23年12月からは、ネットワーク連絡会を立ち上げ、住民、ボランティア、NPOなどによる、復興へ向けての話し合いの場を定期的に設けた。

なお、陸前高田市災害ボランティアセンターは、平成24年12月24日より「陸前高田市社会福祉協議会ボランティアセンター」に名称変更している。



陸前高田市におけるボランティア活動(がれき撤去)の様子

●ボランティアの活動内容

- ◎3～4月…炊き出し、避難所の整備、支援物資の提供、給水作業など
- ◎5月以降…住民ニーズに応じての作業(家の前のがれき撤去など)
- ◎24年3月以降…住民から漁業や農業再建への要望が増加し、畑の細かながれきを手作業で撤去、

カキ養殖のための海岸清掃などを行う。

※このほか、他市町村ではみられないボランティア作業として、田畑の草刈り・枯れ木伐採なども行われた。

●問題点

- ◎社協はボランティアセンターをもっと早期に立ち上げ、専門職のコーディネーターを配置すべきだった。
- ◎電話もつながらない、ライフラインも復旧しない中、阪神大震災や中越沖地震で活動経験がある一般ボランティアが、被災地側の受入れ体制が整わない前に現地入りしてしまったため、混乱がおきた。
- ◎現場はまだ遺体捜索も進まない状態で、現場を仕切る社協職員が不足する中、ボランティア希望者が大勢訪れ、混乱が続いた。
- ◎被災者側のニーズに対して救援物資支給のタイミングが合わず、避難所と応急仮設住宅の間で支援時期に差が生じた。
- ◎ボランティアセンターに集まった、がれき撤去や側溝の泥出しに使用した多数の資材(一輪車、スコップ、草刈り鎌など)の保管方法(今後の災害に備え県内のどこかに保管する倉庫を設けるなど)を検討する必要がある。

●良かったと思われる点

災害ボランティアセンターに、スタッフとして看護師を配置したことで、ボランティアの釘による足の怪我や熱中症などに適切に対応できたこと。また、JOCA(青年海外協力協会)から看護マニュアルを提供されたことも役立った。

<大槌町の事例報告>

大槌町は、社協本部自体も被災し、仮設事務所が建てられた場所もボランティアの活動地域と離れていたため、各地にサテライトを開設した。ボランティアニーズ受付、ボランティアの送り出しについてはサテライトで行い、本部ではボランティア希望の受付を行った。被災範囲が広く、重機などを使用せずに活動できる地域もあったことから、多くのボランティアを受け入れながら、活動した。

ボランティアは当初、5人以上の団体を事前登録により受入れたが、これは、個人単位で受け入れた場合、センターの職員が足らず対応が困難であることや、駐車場や宿泊場所の確保が困難であったためである。

個人の受入れは困難であったが、ボランティアバ

スによる団体、企業単位のボランティアなど多くの支援を受けることができた。特にボランティアバスで参加してもらうことにより、一体となった活動が可能となったことは、対応する側としても良かったと思われる点である。

一方で、コーディネーターの不足により、マッチングに苦慮する点もあったが、3月25日から、全国の社会福祉協議会職員による継続した支援を受けたことで、ニーズ把握が徐々にできるようになっていった。特に、大槌町ではサテライト方式を採用したことにより、住民からの依頼と調査、ボランティアへの伝達をスムーズに行うことができた。

また、大槌町では、住宅が全壊したり、床上浸水したりした地域が多かったこともあり、ボランティアセンター設置直後の活動としては、床上浸水した住宅の泥出しや床下洗浄、家財道具の運び出しが中心で、次第にがれき撤去や側溝清掃等のニーズにも対応していった。また、避難所支援として、炊き出しや掃除等の活動も行った。その後、被災者の応急仮設住宅への入居とともに、引越し支援や応急仮設住宅でのお茶飲み場の提供、足湯、マッサージ等の生活支援も実施したほか、秋には草刈、冬には雪かきや凍結した通学路への融雪剤散布等の活動も行った。

平成24年に入ると、吉里吉里海岸の清掃のほか、側溝清掃、草刈、お寺の清掃等も行っている。平成24年4月1日からは「大槌町社会福祉協議会復興支援ボランティアセンター」を「大槌町社会福祉協議会ボランティアセンター」に名称変更している。

●ボランティアの活動内容

- ◎ボランティアセンター設置直後…床上浸水した住宅の泥出し、床下洗浄、家財道具の運び出し、がれき撤去、側溝清掃、炊き出しなど
- ◎応急仮設住宅への入居後…引越し支援、お茶飲み場や足湯、マッサージの提供など
- ◎その他…草刈、雪かき、融雪剤散布、寺院の清掃

●良かったと思われる点

当初は、事前登録した団体のみを受け入れたが、必ず前日に活動内容と場所を連絡しており、ボランティア団体から、大槌町の対応が良かったとの声が寄せられた。大きな被害を受け混乱が続いた状態であったが、町内ボランティア活動、避難所支援など、常に役場との連携を図り、必要な物資は役場から提供を受けて活動を行っていくことができた。また、町災害対策本部の会議にも毎回出席し、活動状況(人数、内容)の報告を行ったほか、役場からのニーズ

にも対応できた。

2 時間の経過による被災地ニーズの変化

震災直後から被災地支援活動を展開してきた自衛隊も平成23年7月26日をもって撤収した。その頃には、被災者の多くも避難所から応急仮設住宅へと移り、浸水家屋の泥上げや片付けなどを中心としたボランティア活動も、仮設住宅の巡回訪問やお茶飲み場の提供など、見守り型の生活支援活動へと、時間の経過とともに変化していった。

被災者は、応急仮設住宅への入居によって、プライベートな空間が確保された生活を取り戻した一方で、一人暮らしの高齢者などを中心に、孤立化といった問題の発生も懸念されるようになり、きめ細やかな見守り活動を展開していく必要があった。

このような中、国の平成23年度第一次補正予算に「生活支援相談員」等の配置経費が措置され、本県においても6月8日の臨時県議会で補正予算が可決されたことを受け、県社協では生活支援相談員の配置に向け動き出すこととなった。

沿岸地域の市町村社協では、生活支援相談員が配置される以前より災害ボランティアセンターの活動として、避難所、在宅の被災者への訪問活動を行っており、生活支援相談員の配置は、活動をさらに展開する上での大きな足掛かりとなった。

各市町村への生活支援相談員の配置数については、市町村社協に101人、県社協に17人を配置したが、その後、第二次補正予算の成立を受け、市町村社協に84人が追加配置となり、最終的には県全体で202人の生活支援相談員が配置されている。特に、今回の大震災津波では、被災者支援の担い手であった民生委員や児童委員の多くが被災しており、生活支援相談員の配置は大きな意義があった。

生活支援相談員は、本県では、多くの沿岸地域の社協で、平成23年8月1日付けで配置されており、また、沿岸地域だけでなく、避難者世帯のある内陸地域の社協にも配置している。

生活支援相談員の活動は、仮設住宅の全戸訪問と併せてニーズ調査を実施した上で、支援が必要と思われる世帯をピックアップし、支援を行っている。主な活動としては、応急仮設住宅、みなし仮設住宅、在宅避難者、要援護者世帯の巡回訪問を行い、安否確認や相談支援を行っているほか、社協・生活支援相談員主催のサロン活動を集会所や談話室で行い、住民同士の交流の場を設け、閉じこもりや熱中症防

止、運動不足解消等の取組を行っている。

NPOやボランティア団体も、生活支援相談員やボランティアセンターと連携を図りながら、見守り活動や生活環境改善の取組を行った。

また、定期的に各関係機関との連絡会議等を行うなど、専門機関と連携を図りながら、より手厚い支援を行えるよう、活動を進めている。

応急仮設住宅などの巡回訪問については、応急仮設住宅へ移った時期から始めており、当初は応急仮設住宅の設備に関しての相談や苦情(雨漏りがする、お風呂に追い炊き機能が付いていない、すきま風があり寒いなど)、精神的な辛さ(夜眠れない、喪失感など)を訴える人が多かった。

震災から一年が経過すると、相談内容にも変化がみられ、応急仮設住宅団地内での隣人トラブル(騒音など)や、今まで元気に過ごしていた被災者が「実は夜も眠れなくて…」と、ボランティアや生活支援相談員を頼りに、本心を少しずつ話し始めるといったケースも増加している。

最も多い相談としては、災害復興公営住宅に関すること、仕事に関することなど、「これからどうなっていくのか」、「これからどうすれば良いのか」といった、先々の不安に関する相談が多くみられている。

岩手県東日本大震災津波の記録



被災地のニーズ調査を密に行い支援物資配給に力を入れる「SAVE IWATE」



岩手県東日本大震災津波の記録

第7章

復興等に向けた取組

「東日本大震災津波に係る災害対応検証報告書」概要 ● 第1節

「岩手県東日本大震災津波復興計画」の概要 ● 第2節

復興の足跡 ● 第3節

第1節

「東日本大震災津波に係る災害対応検証報告書」概要

1 検証の目的・方法

平成23年3月11日に発生した東日本大震災津波においては、発災直後、情報通信機能の不全や大規模停電によって被害情報の収集は困難を極め、また、燃料不足、インフラの遮断による支援物資輸送の遅れ等、災害対応に係る問題及び課題が明らかとなった。

このため、今回の災害対応について、客観的な分析による十分な検証を実施し、今後、同様の大規模災害が発生した場合においても的確に対応できるよう、県地域防災計画を見直し、防災体制の強化及び充実を図ることを目的とした。

1 検証の項目

東日本大震災津波における本県の災害対応等について、特に問題及び課題等が生じたと考えられる事項について、県総合防災室において検討及びリストアップを行い、検証項目とした。

- ① 通信・情報
- ② 避難行動
- ③ 避難所運営
- ④ 物資の備蓄・支援
- ⑤ 非常用電源の整備状況と実態
- ⑥ 県災害対策本部の体制と活動
- ⑦ 人命救助
- ⑧ 燃料確保
- ⑨ 医療活動
- ⑩ 人的・物的被害の集約
- ⑪ 広報活動
- ⑫ インフラの被害状況
- ⑬ 孤立地域の発生
- ⑭ 消火活動
- ⑮ 遺体処置
- ⑯ ボランティア
- ⑰ 後方支援体制
- ⑱ 被災した市町村の行政機能
- ⑲ 他県からの応援
- ⑳ がれきの撤去・処理
- ㉑ 仮設住宅

2 検証の対象

応急対策の実施者及び住民の視点に立って、次の主体ごとに検証を行った。

- ① 県庁各部署（出先機関を含む）
- ② 全市町村
- ③ 防災関係機関
- ④ 住民

3 検証の方法

東日本大震災津波の応急対策における問題点及び課題を次の方法により把握した。

- ① 県庁各部署、全市町村及び防災関係機関へのアンケート調査
- ② 現地調査・ヒアリング
- ③ 消防庁通知に基づく防災体制緊急点検及び国等が実施する住民アンケート調査
- ④ 防災会議幹事会議各分科会での検証
- ⑤ 外部有識者からの助言



大船渡市でのヒアリングの様子

2 岩手県防災会議幹事会議分科会による検証

岩手県防災会議においては、東日本大震災津波の応急対策結果を踏まえ、県地域防災計画の見直しに資するため、特に重要な項目について、分科会を設置し、外部有識者の助言をいただきつつ、問題点の検証と改善案及び岩手県地域防災計画の見直しに関して検討を行うこととした。

各分科会の所掌事項及び上記の検証項目のうち、分担項目については、表7-1のとおりである。

表7-1 岩手県防災会議幹事会議分科会所掌事項等

分科会	所掌事項	分担項目
第1分科会	通信・情報	① 通信・情報 ※（通信・情報に関する下記2項目も含む） ⑤ 非常用電源の整備状況と実態 ⑫ インフラの被害状況
第2分科会	避難計画	② 避難行動 ③ 避難所運営
第3分科会	物資・備蓄	④ 物資の備蓄・支援

3 検証結果について（概要）

1 地震・津波の想定

- ・従前の津波被害想定及び防災対策では、今回の津波に対し対応が不十分であった。

2 避難計画・避難所支援等

- ・従前の避難計画では、今回の津波に対し対応が不十分であった。
- ・避難者支援が十分に行き届かなかった面があった。

3 通信・情報対策

- ・停電や庁舎の被災により、通信手段が限定され、情報収集が困難だった。

4 支援物資、備蓄、燃料

- ・発災当初、水、食料、毛布等の物資が不足した。
- ・燃料輸送が途絶し、災害に対応する備蓄もなかったことから極端な燃料不足が発生した。

5 被災した市町村の行政機能支援

- ・市町村そのものが機能しなくなった場合の支援体制が整っていなかった。

6 その他

- ・膨大な量のがれきが発生し、災害応急活動の実施に支障を及ぼした。
- ・応急仮設住宅入居後のコミュニティの確立が難航した地域があった。
- ・ボランティアの受入れ体制が早期に整わなかった。

4 東日本大震災津波に係る災害対応検証結果と防災対策への反映

検証項目として設定した21項目のそれぞれにおける主な「問題点」、「課題・改善の方向」及び「防災対策への反映」は、表7-2のとおりであり、検証結果から得られた課題改善のための方策及び取組については、今後の防災対策及び県地域防災計画の見直しに反映させることとした。

なお、防災対策へ反映させる必要がある事項については、検討や調整に時間を要する事項を除き、平成23年度における県地域防災計画の見直しに反映（※表7-2「防災対策への反映」欄のうち◆印を付した事項）させたところであり、未反映事項についても、平成24年度以降の見直しに反映させていくこととしている。

表7-2 東日本大震災津波に係る災害対応検証結果一覧表

No.	検証項目	問題点	課題・改善の方向	防災対策への反映 (◆印:23年度の地域防災計画の見直し対象)
1	通信・情報	<ul style="list-style-type: none"> ○沿岸市町村等との通信が途絶したこと ○被災者への災害情報提供が困難であったこと ○県民等の安否確認が困難であったこと 	<ul style="list-style-type: none"> ○災害時における通信システムの確保 ○防災行政無線以外の伝達手段確保 ○複数の情報提供手段の活用 	<ul style="list-style-type: none"> ◆通信施設等の津波流失対策、迅速な復旧手段の確保 ◆情報通信事業者との協力体制の構築、衛星携帯電話等の配備、複数通信手段使用訓練の実施 ◆マスコミやインターネットの活用
2	避難行動	<ul style="list-style-type: none"> ○従前の津波想定、避難計画による対応に限界があったこと ○避難支援従事者が犠牲になったこと 	<ul style="list-style-type: none"> ○最大クラスの津波を想定した避難計画の策定 ○消防団員等の連絡手段確保、遠隔操作水門等の設置推進 	<ul style="list-style-type: none"> ◆最大クラスの津波を想定した避難計画の策定（浸水予想区域の内外にかかわらず、住民等の避難を軸とする計画とするよう配慮） ○避難誘導のルール化
3	避難所運営	<ul style="list-style-type: none"> ○避難者支援に不十分な面があったこと（情報伝達・物資支援等） ○避難所運営がうまくいかない面があったこと 	<ul style="list-style-type: none"> ○避難所の環境整備 ○被災市町村のバックアップ体制の確立 ○避難所運営全般に係る体制整備 	<ul style="list-style-type: none"> ◆避難場所等の見直し ◆避難生活の長期化に応じた入浴施設等の整備 ◆避難所運営訓練の実施 ○避難所運営・管理マニュアルの作成

No.	検証項目	問題点	課題・改善の方向	防災対策への反映 (◆印:23年度の地域防災計画の見直し対象)
4	物資の 備蓄・支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ 発災当初、水、食料、毛布等の物資が不足したこと ○ 物資ニーズ把握が困難であったこと ○ 物資集積、輸送等が非効率であり、混乱が生じたこと ○ 在宅避難者への物資供給が十分ではなかったこと 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各市町村の備蓄、県の補完備蓄の推進 ○ 応援職員、ITシステム、ボランティア等の活用による避難所状況の早期把握 ○ 物資の受入～配送に係る拠点整備 ○ 在宅避難者の把握 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 県、市町村の備蓄、家庭・事業所における備蓄推奨 ◆ 市町村行政機能低下の場合、県は要請を待たずに被災市町村への物資支援を開始 ◆ 物資集積拠点の確保 ◆ 発災後早期に、在宅避難者の状況、ニーズを把握できる体制の構築
5	非常用電源の 整備状況と実態 (通信以外)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 非常用電源の不備等が生じたこと ○ 非常用電源の燃料が不足したこと 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 非常用電源の配備、発電能力の強化 ○ 非常用電源の燃料備蓄 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 避難所及び公共施設等への非常用電源の配備、可搬型発電機の備蓄促進 ◆ 非常用電源の燃料容量の増大と備蓄促進 ◆ 停電時を想定し、非常用電源を使用した訓練の実施
6	県災害対策 本部の 体制と活動	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市町村の行政機能が喪失した場合の支援体制が整っていないこと ○ 県本部、広域・地方支部との連携がままならなかったこと ○ 情報の共有化が十分でなかったこと ○ 県本部の活動が県地域防災計画に定められたとおりの動きとはならなかったこと ○ 重点業務の確定、人員配置などで組織立った動きが取れなかったこと ○ 担当部署が不明確な業務が多数発生したこと ○ 部署ごとの業務量に差があり、他部署への応援が不明確であったこと ○ 震災対応業務以外の通常業務により膨大な業務量を抱えた部署があったこと ○ 職員や応援職員の業務環境等への配慮が不十分であったこと 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県の主体的な被災市町村支援 ○ 広域・地方支部の組織及び体制の見直し ○ 情報や担当部署・問合せ先の共有化手法の検討 ○ 各所属課等における活動対応マニュアルや新たな業務等の担当の見直し、より実践的な訓練の実施 ○ 災害対応を部局横断的に実施できるような業務別の組織の構築 ○ 県本部の分掌事務の見直し ○ 全庁的な災害業務等の見込みの把握と人員の効率的な配置を調整する仕組みの検討 ○ 柔軟な人員配置の実施 ○ 職員等の執務環境の向上 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 連絡不通時の市町村への県調査班の派遣、大規模災害時における県による自主的応援 ◆ 平常時から災害対応の準備を行うことを明記 ○ 応援職員等の派遣による広域・地方支部との連携、支援 ○ 県庁内における各種会議や電子掲示板の有効活用 ○ 通常の組織体制にとらわれない有事型の防災対応組織の構築及び事務分掌の見直し ○ 通常業務における他の都道府県の応援のほか職員OBの活用 ○ 食料調達や休憩場所等の確保



物資集積・搬送拠点となったアピオの様子



DMATによる救助活動

No.	検証項目	問題点	課題・改善の方向	防災対策への反映 (◆印:23年度の地域防災計画の見直し対象)
7	人命救助	<ul style="list-style-type: none"> ○ 孤立地域からの救助に時間を要したこと ○ 救助活動の現場での連携で、通信手段が確保されず、不十分であったこと ○ 海外救助隊への受入が不十分であったこと ○ ヘリコプターの安全確保が不十分であったこと ○ 県内消防本部の総合調整が不十分であったこと 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 孤立地域の上空からの活動受入れ箇所の確保 ○ 統合調整所、対策合同本部等での調整結果を末端まで浸透させる指揮命令系統の確立 ○ 国における海外救助隊の受入体制の整備 ○ ドクターヘリの指揮命令系統の明確化 ○ 県災害対策本部支援室に詰めた消防機関等が、必要に応じて県内消防本部を指揮できる体制の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 孤立化想定地域への場外離着陸場、その他ヘリコプターが離着陸できる場所、又は上空から救助できる場所の確保 ○ 指揮系統及び連絡系統のあり方について検討を行い、実効性のあるマニュアルを作成 ○ 国に対して海外救助隊の受入、活動の調整等のルール化を図るよう要請 ○ 地上からヘリコプターへの連絡手段等に関するルールの周知及び徹底 ○ 県災害対策本部に消防無線を配備し、必要に応じて県内消防本部と連絡できる体制を整備
8	燃料確保	<ul style="list-style-type: none"> ○ 燃料輸送の途絶により燃料供給に支障が生じたこと ○ 庁舎に燃料備蓄設備がなかったこと ○ 燃料不足により災害対応車両の活動に支障をきたす懸念が生じたこと 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 民間も交えた燃料確保に向けた体制の構築 ○ 災害時の燃料供給に係る協定締結 ○ 優先給油基準の明確化 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 石油等供給事業者の災害時における活動体制の確立、応急対策の実施による燃料の確保 ◆ 岩手県石油商業組合その他業界団体との連携による燃料の確保、国への燃料確保要請の実施 ○ エネルギー関係機関との連絡会議開催による燃料供給に係る連携強化 ○ 石油元売業者と自治体間における災害時燃料供給協定の締結 ○ 優先給油実施の県民への周知
9	医療活動	<ul style="list-style-type: none"> ○ 拠点となる医療関係機関において災害に強い通信手段が不足していたこと ○ 広範囲にわたる多数の避難所等の医療確保に対応するための医療救護体制の仕組みが整備されていないこと ○ 停電及び交通遮断により、水、医薬品及び医療資機材の供給機能に支障が生じたこと ○ DMAT の指揮、調整等が十分行き届かなかったこと 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 拠点となる医療関係機関に対する複数の通信手段の確保 ○ 大規模災害時における連携体制の構築や保健医療活動各分野での活動計画の策定 ○ 災害時における医薬品等供給体制の見直し ○ DMAT 調整本部の指揮調整機能の強化 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 拠点となる医療関係機関への衛星携帯電話、無線等の確保 ○ 被災地ごとに地域の医療救護を調整する地域医療コーディネーターを配置するとともに地域の保健医療関係団体と連携 ○ 交通手段や通信方法について事前に対策と実際の使用方法などに関する訓練を実施 ○ DMAT 医師等との連携強化 ○ 災害の状況に応じた DMAT 活動のあり方や装備の見直し

No.	検証項目	問題点	課題・改善の方向	防災対策への反映 (◆印:23年度の地域防災計画の見直し対象)
10	人的・物的被害の集約	<ul style="list-style-type: none"> ○被災市町村との連絡が断絶した事 ○膨大な情報の収集に時間を要した事 ○公表する情報の定義の不統一により機関ごとで死者数等の数値に差が生じた事 	<ul style="list-style-type: none"> ○情報通信網の断絶を想定した情報伝達経路の確保 ○フェーズごとに収集すべき情報の整理及び優先順位付け ○被害情報の集計方法のルール化 	<ul style="list-style-type: none"> ◆通常の情報伝達手段が使用できない場合に備えた被害の情報集約に関するシミュレーションの実施及びこれに対応できる人的体制の構築 ○県、各防災関係機関から被災市町村への情報連絡員（リエゾン）の配置 ○各団体間における被害情報の一元化・共有化 ○人的被害データの集計・計上方法のルール化
11	広報活動	<ul style="list-style-type: none"> ○市民に対する一斉周知手段を喪失した事 ○市町村を含めたホームページサーバーがダウンした事 ○県内部での役割分担及び連携が不足していた事 	<ul style="list-style-type: none"> ○防災行政無線の早期復旧及び防災対策 ○住民、避難所利用者等に広く情報を周知する方法、手段の検討 ○ホームページ・サーバーの災害対策及びアクセス殺到への対策実施 ○広報に係る組織及び分掌事務の見直し 	<ul style="list-style-type: none"> ◆防災行政無線が停電に対応できるように、発電機及びバッテリー等の設置 ◆住民及び避難所利用者等に対し広く効果的に情報を周知する方法及び手段の検討 ◆サーバーの耐震化、アクセス数殺到への対応策・災害時におけるホームページ以外の情報提供方法の検討 ○県災害対策本部支援室の広報班及び広聴広報課の各事務分掌について整理、見直し
12	インフラの被害状況 (通信インフラ以外)	<ul style="list-style-type: none"> ○大規模災害による停電、通信途絶に配慮した通信手段が欠如していた事 ○インフラ事業者間の連携が不足していた事 ○復旧工費用燃料が不足した事 	<ul style="list-style-type: none"> ○災害時優先電話、衛星系携帯電話等の複数の通信手段の事前確保 ○県、市町村災害対策本部等の構成員への各インフラ事業者の参画及び復旧工事の予定、進捗状況等についての情報共有 ○各インフラ事業者による備蓄のほか、燃料の調達・確保計画の策定 	<ul style="list-style-type: none"> ◆衛星系携帯電話等複数の通信手段確保 ○総合調整所の活用による情報共有・県災害対策本部へのインフラ復旧チームの設置 ○自家用タンクの設置・燃料関係団体との災害時協定の締結



災害対策本部にも断片的な情報しか入らない状況が続いた



大槌町の火災(3月12日)

No.	検証項目	問題点	課題・改善の方向	防災対策への反映 (◆印:23年度の地域防災計画の見直し対象)
13	孤立地域の発生	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市町村等における孤立地域の把握に限界があったこと ○ 孤立地域への物資の輸送が困難であったこと 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 孤立地域への複数の通信手段の確保 ○ 孤立地域へのアクセス道路の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 各機関における通信施設・設備等の耐震化、津波流失対策 ○ 衛星系携帯電話等の通信手段の確保 ○ 地上からパイロットへのメッセージをわかりやすく表示する手段の周知 ○ アクセス道路の高台への整備及び複線化
14	消火活動	<ul style="list-style-type: none"> ○ 消防庁舎及び消防車両が被災したこと ○ 火災、救助、救急事案が同時多発したこと ○ 関係機関と調整を行う現地指揮本部が不在であったこと 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 空中消火体制の確保 ○ 関係機関との効果的な連携体制の構築 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 空中消火用資機材の整備 ◆ ヘリコプターの離着陸場の確保 ○ 自然水利の把握、消火資機材の調達先リスト化等の重層的な消火手段の確保 ○ 航空燃料備蓄倉庫や防火水槽を備えた複合型ヘリ前線基地を整備 ○ 関係機関の役割の明確化及び指揮命令系統の統一 ○ 全関係機関が交信できる通信設備の配備の検討
15	遺体処置	<ul style="list-style-type: none"> ○ 遺体発見から火葬までの流れ及び分担が不明確であったこと ○ 遺体捜索に当たる関係機関の連携が取れていなかったこと ○ 遺体安置所における検死スペースや資機材が不足していたこと 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 遺体処置の流れの整理及び各段階における警察、消防、自衛隊等と県、市町村災害対策本部の役割の明確化 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 遺体処置に関する広域的な支援体制の確立 ○ 行政、医療機関、民間事業者等を含めた遺体処置に係る県全体の連携要領の制定 ○ 遺体安置所、火葬所等の計画的準備・関係機関の連携による資機材の早期確保



遠野市総合運動公園に駐留する自衛隊



がれきの中、御遺体を搬送する消防、自衛隊

No.	検証項目	問題点	課題・改善の方向	防災対策への反映 (◆印:23年度の地域防災計画の見直し対象)
16	ボランティア	<ul style="list-style-type: none"> ○ ボランティアの受入体制が早期に整わなかったこと ○ ボランティアの受入れ及び手配に係るコーディネートが不十分であったこと 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県、市町村及び各ボランティア関係団体による受入体制の構築、各団体の役割分担の明確化 ○ ボランティアコーディネート機能の向上を図ること 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 行政及び各ボランティア関係団体等による災害ボランティア受入体制の構築 ○ 行政と各ボランティア関係団体との連携及び役割分担の明確化、災害ボランティアコーディネーターの育成
17	後方支援体制	<ul style="list-style-type: none"> ○ 後方支援に係る災害救助費の適用が不明確であったこと ○ 発災当初における遠野市（後方支援基地）と県との連携が不足していたこと ○ 幹線道路の寸断による支援が困難であったこと 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県・国レベルでの後方支援に係る仕組みづくり ○ 後方支援に係る県の支援体制の確立 ○ 災害に強い交通・道路網の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 後方支援の法的課題に係る国への要望 ○ 広域防災拠点の枠組みの中で、後方支援拠点を位置付け ○ 災害に強い交通ネットワークの構築推進
18	被災した市町村の行政機能	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市町村の行政機能が喪失した場合の支援体制が整っていないかったこと ○ 庁舎被災により行政データが流失したこと及びデータ復旧等に時間を要したこと ○ 被災市町村への職員派遣の調整に時間を要したこと 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県の主体的かつ自主的な被災市町村支援 ○ 行政データのバックアップ体制の確立 ○ 災害時における職員派遣の仕組みの構築及び職員派遣に係る事前計画の策定 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 連絡不通時の市町村への県調査班の派遣、大規模災害時における県による自主的応援 ◆ 災害復旧時における行政データ継続利用体制及び早期復旧体制の構築 ○ 職員派遣に係る調整、役割分担及び情報共有のルール化、被災市町村への迅速な職員派遣を可能とする体制の構築
19	他都道府県等からの応援	<ul style="list-style-type: none"> ○ 広域的大規模災害時における遠隔地の都道府県等からの支援受入れに係る準備が不足していたこと ○ 他都道府県等からの派遣職員の受入れ及びコーディネート機能並びに同職員に対する支援体制が不足していたこと 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 遠隔地の都道府県等との相互応援体制の整備 ○ 災害時における他都道府県等からの職員派遣受入れ全般に係る体制の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 遠隔地の都道府県等との相互応援協定の締結に努めること ○ 他都道府県等からの派遣職員について、県災害対策本部における位置付けの明確化、職員派遣の申し出に係る対応のルール化、現地コーディネートの方法も含めた運用要領等の受援計画の策定



がれき・ごみの処理を手伝うボランティア



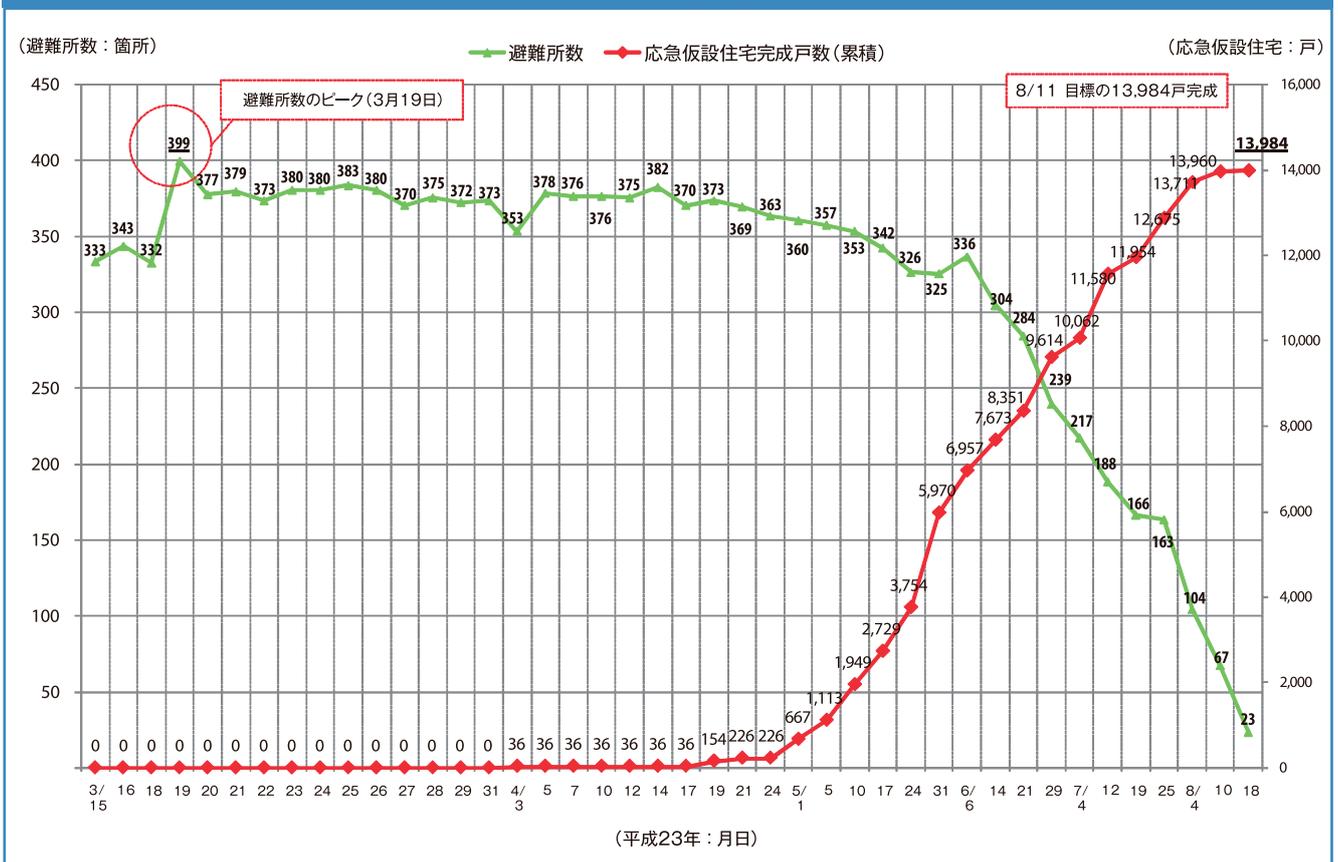
遠野市後方支援活動において物資搬送拠点となった遠野市稲荷下屋内運動場



支援物資の搬入作業を行う関西広域連合からの災害対応支援職員

No.	検証項目	問題点	課題・改善の方向	防災対策への反映 (◆印:23年度の地域防災計画の見直し対象)
20	がれきの撤去・処理	<ul style="list-style-type: none"> ○ 津波被害の特殊性（広域的ながれき撤去）が十分に想定されていなかったこと ○ がれき仮置場の適地確保が困難であったこと ○ 処理量を超えたがれきの広域的処理に係る検討が不十分であったこと 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 広域的ながれき撤去を想定した実施体制、方法、燃料等確保に係る検討 ○ 仮置場の広域的配置の検討 ○ がれき広域処理に係るスキームの策定 ○ 災害廃棄物処理に関する他自治体との協力体制構築 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 国・県・市町村一体となったがれき撤去及び処理の推進、各関係機関との連携を強化 ○ 関係機関を交えた広域的ながれき撤去及び処理に係るスキームの確立
21	仮設住宅	<ul style="list-style-type: none"> ○ 仮設住宅の不具合及び住宅内容・環境の格差等が生じ、相当数の苦情が寄せられたこと ○ 仮設住宅入居後において、入居者間のつながりが希薄であったこと ○ 用地選定及び確保に時間を要したこと 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 完成検査の徹底、仮設住宅に関する苦情等への対応窓口設置 ○ 入居後のコミュニティ構築に配慮した入居者決定及び行政等の積極的支援 ○ 用地選定ノウハウの共有化、仮設住宅建設候補地の事前選定 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 仮設住宅に関する苦情等の窓口設置 ◆ 入居後のコミュニティ維持に配慮した入居者決定方法の検討 ○ 自治組織未設置の団地に対する行政等の積極的関与による住民意識啓発 ○ 職員間における用地選定ノウハウの情報共有化、仮設住宅建設候補地のリスト化

岩手県内の避難所数と応急仮設住宅完成戸数との推移相関図



【避難所数-岩手県総合防災室調べ、応急仮設住宅完成戸数-岩手県建築住宅課ホームページより】

第2節

「岩手県東日本大震災津波復興計画」の概要

1 策定の趣旨

平成23年3月11日に東日本を直撃したマグニチュード9.0の大地震とそれに伴う巨大津波、その後断続的に発生した余震によって、多くの尊い命と財産が奪われた。

本県においては、明治29年、昭和8年の三陸地震津波、昭和35年のチリ地震津波等による被害状況を踏まえ、津波対策として防潮堤等の防災施設の整備や地域防災の取組などを進めてきたが、今回の津波は、過去の津波を凌ぐ大規模なものであり、これまで数多くの災害に見舞われてきた本県にとっても、かつて経験したことのないような大災害となった。

今、この筆舌に尽くしがたい状況を目の当たりにして、私たち県民一人ひとりの胸には、「人命が失われるような津波被害は今回で終わりにする」という決意と、災害の苦しみ、悲しみを乗り越え、「安全に、暮らし、働くことができる地域社会」を取り戻そうとする思いがあふれている。

この「岩手県東日本大震災津波復興計画」（以下「計画」という）は、このような切なる思いを実現するべく、科学的、技術的な知見に立脚し、被災市町村等の復興を長期的に支援するという考え方にに基づき、沿岸地域をはじめとした岩手県全体が、震災を乗り越えて力強く復興するための地域の未来の設計図として、被災住民・市町村の意見等を十分踏まえながら、「岩手県東日本大震災津波復興委員会」（委員長：藤井克己岩手大学学長）をはじめとする県内外の専門家、学識経験者からの提言等に基づき、岩手県が策定したものである。

なお、本県では、平成21年12月に「いわて県民計画」を策定し、「いっしょに育む『希望郷いわて』」の実現に向けて、「仕事」、「暮らし」、「学び・こころ」の分野ごとに、県民一人ひとりの「実現していきたい岩手の未来」を描き、その実現に向けた様々な施策を県民の総力を結集しながら展開してきたところである。今回の大震災津波を踏まえ、「いわて県民計画」に基づく施策の推進を基本としつつも、復興

に関する事項については、本計画に基づき推進するものである。

2 計画の役割

この計画は、大震災津波からの復興に当たって、次の役割を担う。

- [1] 被災者に寄り添い、一人ひとりの安全を確保し、その暮らしの再建となりわいの再生を支援する計画である。
- [2] 被災市町村が策定する復興計画等の指針となり、その自主的な復興を支援する計画である。
- [3] 復興に当たって、県民、関係団体、企業、NPO、高等教育機関など、地域社会を構成するあらゆる主体が一体となって取り組むための指針となる計画であるとともに、県としての施策の方向や具体的な取組内容を示す計画である。
- [4] 岩手県としての復興の方向性と取組を明らかにし、国に対して、必要な復興事業の推進や支援を提案・要望する計画である。
- [5] 国民や国際社会の積極的な支援と参画を通じた「開かれた復興」を促す計画である。

3 計画の構成

この計画は、復興に向けての目指す姿や原則、まちづくりのグランドデザイン、具体的取組の内容等を示した「復興基本計画」と、施策や事業、工程表等を示した「復興実施計画」により構成する。

復興に向けては、被害の広域性、複合性、多様性、規模の大きさから、緊急的、短期的、中・長期的な取組を重層的に進めていくことが必要であることから、一体的な戦略に基づき取組を進め、復興を目指す。

4 計画の期間

この計画は、本県における迅速な復興の推進を図

るとともに、平成31年度に策定が予定される県の次期総合計画を見据え、平成23年度から平成30年度までの8年間を全体計画期間とする。

「復興実施計画」については、第1期（平成23年度から25年度までの3年間）、第2期（平成26年度から28年度までの3年間）、更なる展開に向けた連結期間となる第3期（平成29年度から30年度までの2年間）に区分し、取組を推進する。

このうち、第1期復興実施計画の期間を基盤復興期間と位置付け、特に集中的な復興の取組を行う。

なお、被災市町村が策定する復興計画等に基づく取組との整合性については十分配慮し、当該市町村との連携を図り、その復興が着実に達成されるように取組を進める。

5 復興の主体

復興に当たっては、県民をはじめ、各分野や地域

等の関係団体、企業、NPO、高等教育機関、行政など、地域社会のあらゆる構成主体が連携して「復興の主体」となり、その総力を結集し、地域社会に根ざした復興をなし遂げる。

また、全国、世界各地から寄せられている様々な支援や参画の広がりを契機とし、本県における復興への共感に基づく積極的な「つながり」を力に、開かれた復興を実現する。

6 対象地域

この計画は、特に甚大な被害を受けた沿岸市町村を主な対象としているが、今回の大震災津波によって、内陸地域においても直接的な被害や社会経済的な影響が広く及んでいること、また、復興の達成に向けては、沿岸地域と内陸地域が一体となった取組が必要であることから、内陸地域を含む県内全体を対象地域とする。

《 計画の構成及び期間 》

復興基本計画	復興に向けての「目指す姿」や原則、具体的取組等を明らかにするもの
復興実施計画	復興のために行う施策、事業及びその工程表等を明らかにするものであり、3つの期間に区分して策定



7 復興の目指す姿と3つの原則

1 復興の目指す姿

- 今回の大震災津波による犠牲と被害の大きさと「津波はいつかまた来る」ことを胸に刻み、「人命が失われるような津波災害は今回で終わりにする」との決意のもと、単なる現状復旧にとどまるのではなく、科学的、技術的な知見に立脚した津波対策の方向性やまちづくりのランドデザインを基にした安全で安心な防災都市・地域づくりによる復興を実現する。
- 犠牲者の故郷への思い、脈々と地域に継承されてきた歴史や文化を次代に継承し、復興を果たした「ふるさと」が、一人ひとりにとっていきいきと暮らすことのできる「ふるさと」であり続けることのできるような地域社会づくりを通じた復興

を実現する。

- 「なりわい」と「暮らし」を早急に再生し、誰もが再び人間らしい日々の生活を取り戻すことができる被災者一人ひとりに寄り添う人間本位の復興を実現する。
- 地域の主体的な考えを踏まえ、コミュニティの回復・再生を図りながら、三陸の海が持つ多様な資源や潜在的な可能性などの特性を生かした復興を実現する。
- 全国、世界から寄せられている支援や参画の広がりをつなげ、人と人、地域と地域といったつながりを更に広げ、多様な参画による開かれた復興を実現する。

こうした考え方を踏まえ、次のとおり目指す姿を掲げる。

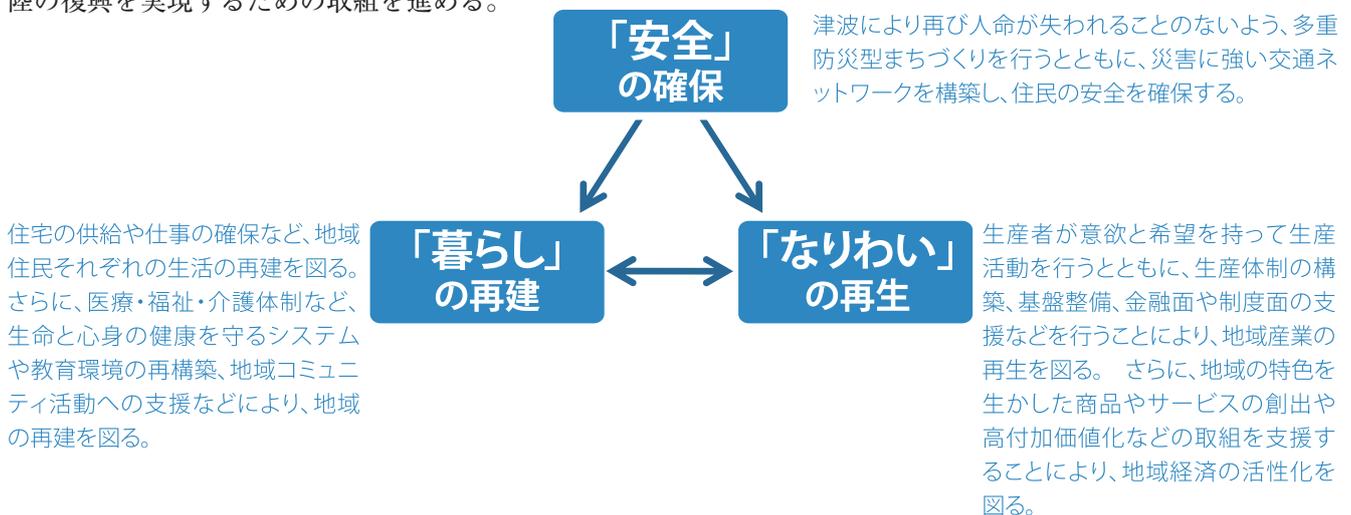
《目指す姿》

いのちを守り 海と大地と共に生きる ふるさと岩手・三陸の創造

2 復興に向けた3つの原則

復興に向けた歩みを進めるに当たっては、まず、「安全」を確保しなければならない。その上で、被災者が希望を持って「ふるさと」に住み続けることができるよう、「暮らし」を再建し、「なりわい」を再生することによって、復興の道筋を明確に示すことが重要である。

このことから、「安全の確保」、「暮らしの再建」、「なりわいの再生」を復興に向けた3つの原則として掲げ、この原則のもとで、地域のコミュニティや、人と人、地域と地域のつながりを重視しながら、ふるさと岩手・三陸の復興を実現するための取組を進める。



8 復興に向けたまちづくりの グランドデザイン

1 まちづくりの考え方

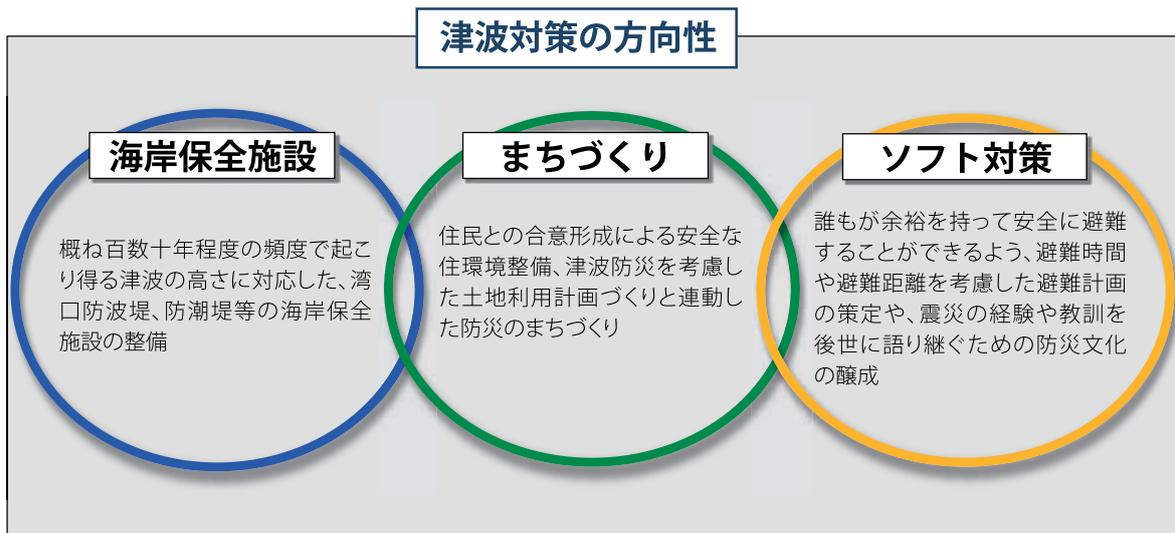
まちづくりのグランドデザインは、「まちづくりの視点」を踏まえ、「津波防災の分類」と「多重防災型まちづくりのツール」を効果的に組み合わせて検討するものである。

今回、市町村が被災地域ごとに作成する復興プラ

ン等の参考としてもらうため、被災地域における被災の程度と土地利用の形態から被災分類し、それぞれの被災状況に応じた復興パターンをまちづくりのグランドデザインとして示した。

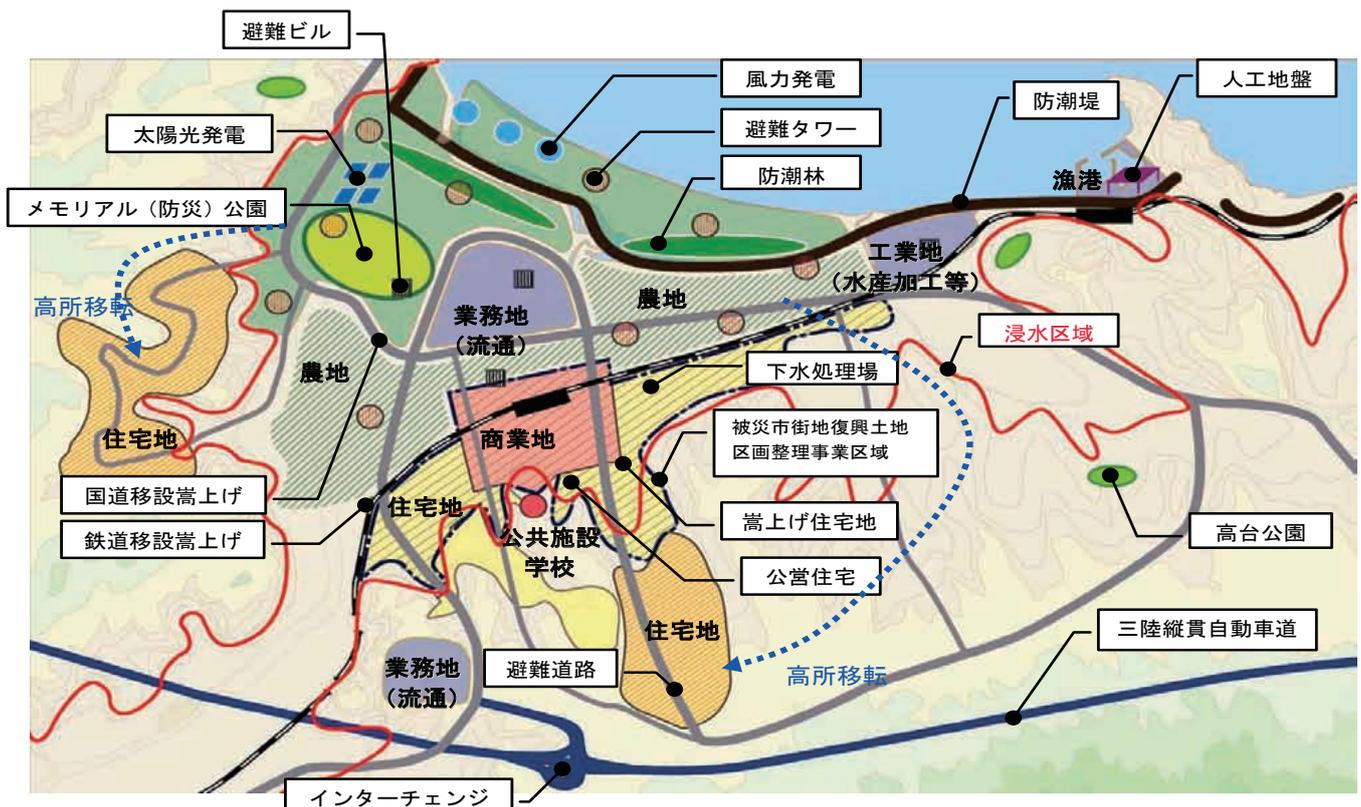
2 津波対策の基本的考え方

再び人命が失われることがない多重防災型まちづくりと防災文化を醸成し継承することを目指す。



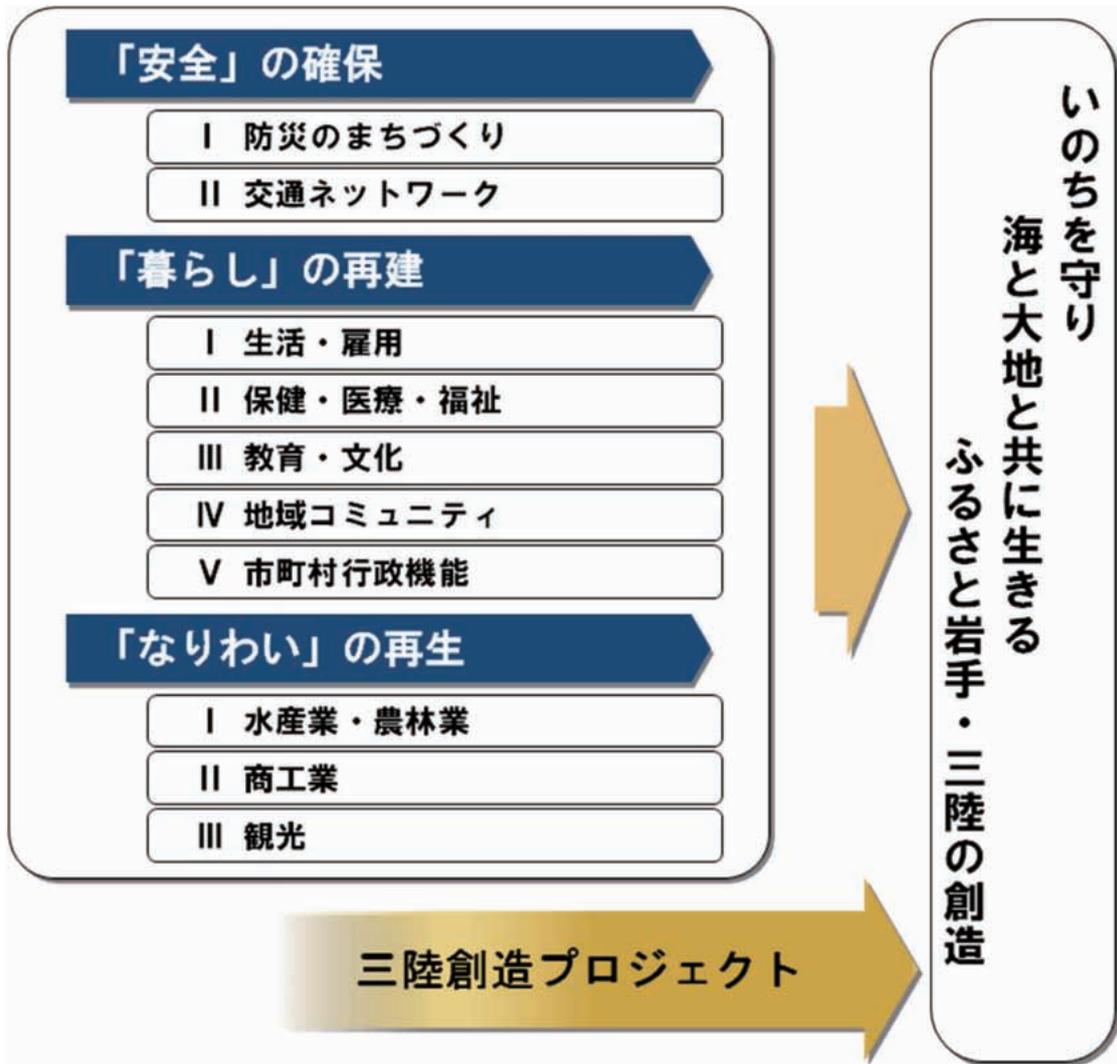
多重防災型まちづくり

3 まちづくりのグランドデザインのモデル(例)



9 復興に向けた具体的取組

1 目指す姿の実現に向けた取組の体系



2 3つの原則①「安全の確保」

津波により再び人命が失われることのないよう、多重防災型まちづくりを行うとともに、災害に強い交通ネットワークを構築し、住民の安全を確保する。

防災のまちづくり

津波対策の基本的考え方（海岸保全施設・まちづくり・ソフト対策）を踏まえた多重防災型まちづくりにより、津波等の自然災害による被害を最小限に抑え、どのような場合でも人命と暮らしを守る安全

で安心な防災都市・地域づくりを進める。

また、住民の故郷への思いや地域の歴史、文化・伝統を踏まえた住民主体の新しいまちづくりを進める。

交通ネットワーク

災害時等の確実な緊急輸送や代替機能を確保した信頼性の高い道路ネットワークの構築や、救護活動や人員輸送を支える港湾や空港・鉄道の機能強化により、災害に強い交通ネットワークの構築を進める。

③ 3つの原則② 「暮らしの再建」

住宅の供給や仕事の確保など、地域住民それぞれの生活の再建を図る。さらに、医療・福祉・介護体制など、生命と心身の健康を守るシステムの再構築や教育環境の再構築、地域コミュニティ活動への支援などにより、地域の再建を図る。

生活・雇用

安全で良質な住宅及び宅地の供給を進めるとともに、住宅再建・確保に際しての様々なニーズに対応する各種支援制度及び相談窓口を設置する。また、緊急的に雇用の維持・創出を図るほか、地域の産業振興を図り、女性・高齢者・障がい者・若者を含め安定的な雇用の場を創出する。

保健・医療・福祉

被災した医療機関や社会福祉施設等の機能を早期に回復し、きめ細やかな保健活動やこころのケア、保護を必要とする子どもの養育支援などを実施する。また、質の高い保健・医療・福祉サービスを継続的に提供する体制を再構築する。

教育・文化

学校、家庭、地域が協働して子どもたちの心のサポートを行い、東日本大震災津波体験を踏まえた防災教育や、全県的な教育プログラムを進めることにより、学びの場の復興を図る。また、生きる活力を生み出し、地域の誇りや愛着を深めるため、文化芸術活動及び伝統文化等の保存・継承を支援する。

地域コミュニティ

地域の結束力が更に強まるよう、地域コミュニティ活動の環境を整える。更に、すべての人が安心して地域で生活できるよう、地域コミュニティ活動の活性化に向けた取組を支援する。また、地域住民やNPOなど「新しい公共」の担い手が主役となって市町村と協働して進める復興のまちづくりを支援する。

市町村行政機能

被災により行政サービスの提供に支障が生じている市町村の行政機能の早期復旧を支援し、市町村が地域住民とともに新しいまちづくりの構想を描ける環境を整える。

④ 3つの原則③ 「なりわいの再生」

生産者が意欲と希望を持って生産活動を行うとともに、生産体制の構築、基盤整備、金融面や制度面の支援などを行うことにより、地域産業の再生を図る。さらに、地域の特色を生かした商品やサービスの創出や高付加価値化などの取組を支援することにより、地域経済の活性化を図る。

水産業・農林業

＜水産業＞

地域に根ざした水産業を再生するため、漁業協同組合を核とした漁業、養殖業の構築と産地魚市場を核とした流通・加工体制の構築を一体的に進める。また、地域の防災対策や地域づくり、水産業再生の方向性を踏まえた漁港・漁場・漁村生活環境基盤や海岸保全施設の復旧・整備を推進する。

＜農林業＞

沿岸の地域特性や地域づくりの方向性等を踏まえた生産性・収益性の高い農業を実現するため、園芸産地の形成や農地等の農業生産基盤、海岸保全施設等の復旧・整備を進める。また、地域の木材加工体制の再生を図るため、被災した合板工場等の復旧・整備を支援するとともに、地域の防災対策を踏まえた防潮林等の復旧・整備を進める。

商工業

被災地域の経済を支える中小企業等の事業再開や復興に向けた支援を実施し、早期に経済の収縮に歯止めをかけるとともに、新たな商店街の再構築によるにぎわいの回復や地域の特性を生かした産業の振興を支援する。また、沿岸地域と内陸地域との連携によるものづくり体制の強化や、地域特性を生かした学術研究等により地域経済の活性化を促進する。

観光

多くの観光資源が失われた沿岸地域の観光産業の早期復旧・復興に努め、魅力あふれる観光地や観光産業を創造し、震災に負けない、がんばる岩手を広く国内外へ情報発信することにより、観光立県を確立する。

5 三陸創造プロジェクト

三陸創造プロジェクトは、三陸地域の復旧、復興はもとより、長期的な視点に立ち、復興を象徴し、世界に誇る新しい三陸地域の創造を目指すという観点から、これを体現するリーディング・プロジェクトとして実施するものである。

科学技術分野

『国際研究交流拠点形成』プロジェクト

環境共生・再生可能エネルギー分野

『さんりくエコタウン形成』プロジェクト

津波災害への次世代への継承

『東日本大震災津波伝承まちづくり』プロジェクト

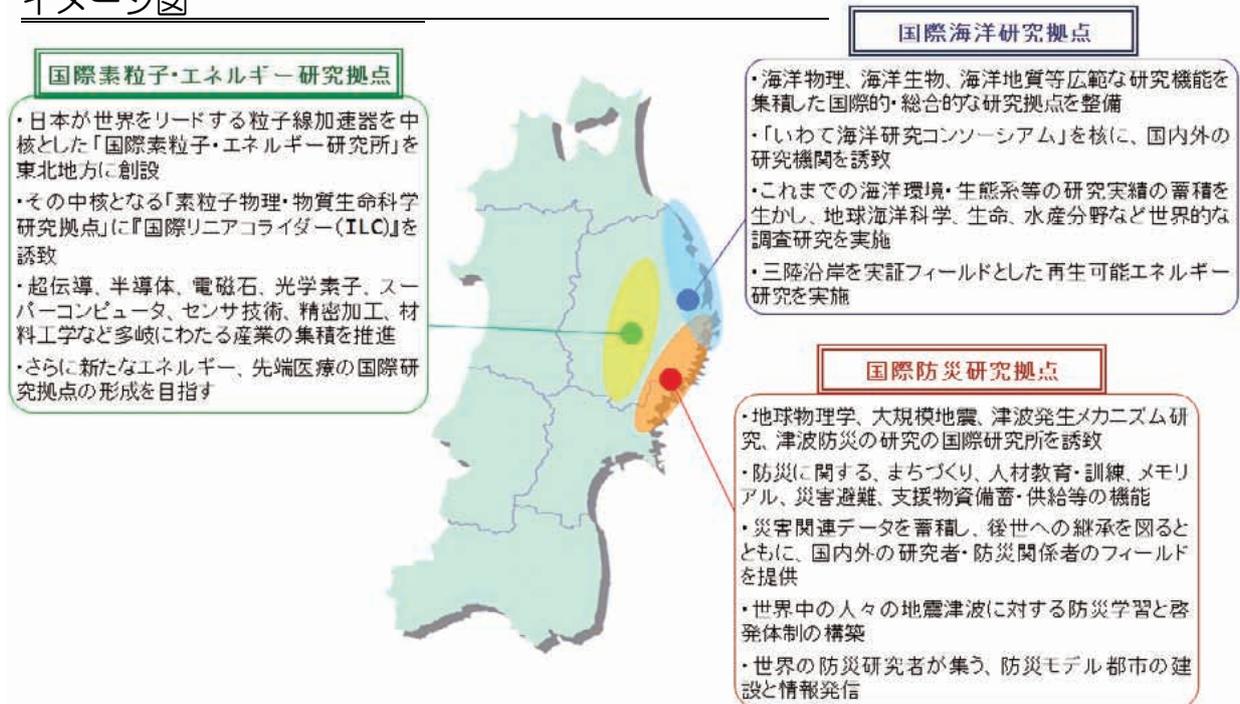
産業振興分野

『さんりく産業振興』プロジェクト

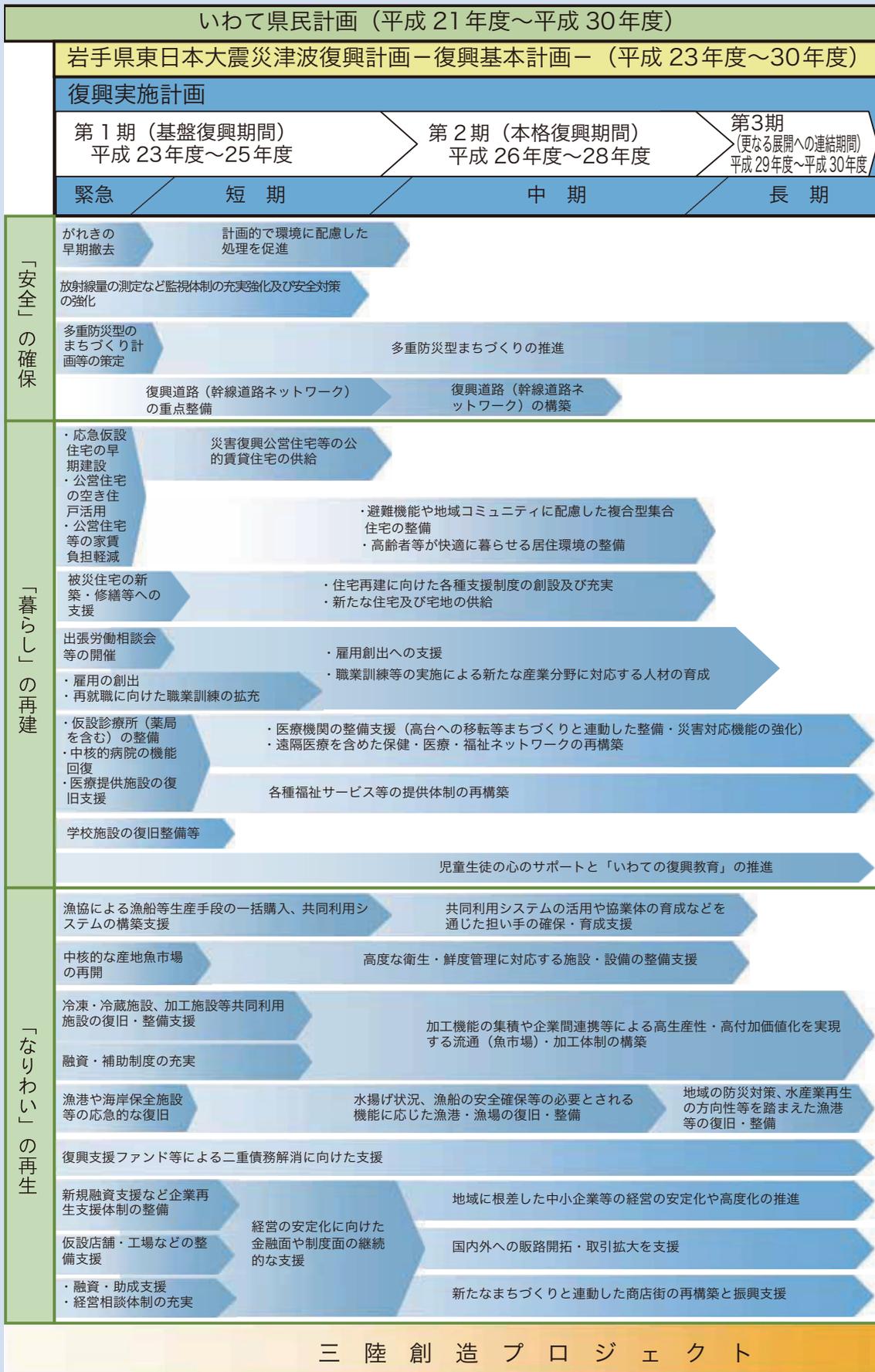
新たな交流による地域づくり

『新たな交流による地域づくり』プロジェクト

イメージ図



〈参考〉復興への歩み



10 復興の進め方

1 市町村と連携した復興の取組

(1) 被災市町村との連携

復興の実現に向けて、県は、被災市町村の状況と復興に向けた考え方を十分に踏まえて計画を策定し、県の取組を重点的に進めるとともに、制度的、人的・技術的な面などから被災市町村の取組を最大限支援することが重要である。

このため、復興に向かって歩みを進めるに当たっては、被災状況や土地利用の状況、産業構造等の地域特性を十分に尊重しつつ、被災市町村の復興計画等の策定段階や実施段階など、それぞれのステージにおいて当該市町村との連携を図りながら、復興が着実に達成されるよう取組を推進する。

(2) 内陸市町村との連携

今回の大震災津波においては、発生直後から被災地の後方支援活動拠点として様々な支援を行っている遠野市をはじめ、内陸地域の市町村による被災地への支援が継続的に実施されている。

このように、復興に向けては、沿岸地域と内陸地域の連携による全県一体となった継続的な取組が重要であり、県として、内陸市町村とも情報共有・意見交換を密にしながら十分な連携を図り、

県全体として痛みと希望を分かち合いつつ、長期的な視野に立った取組を推進する。

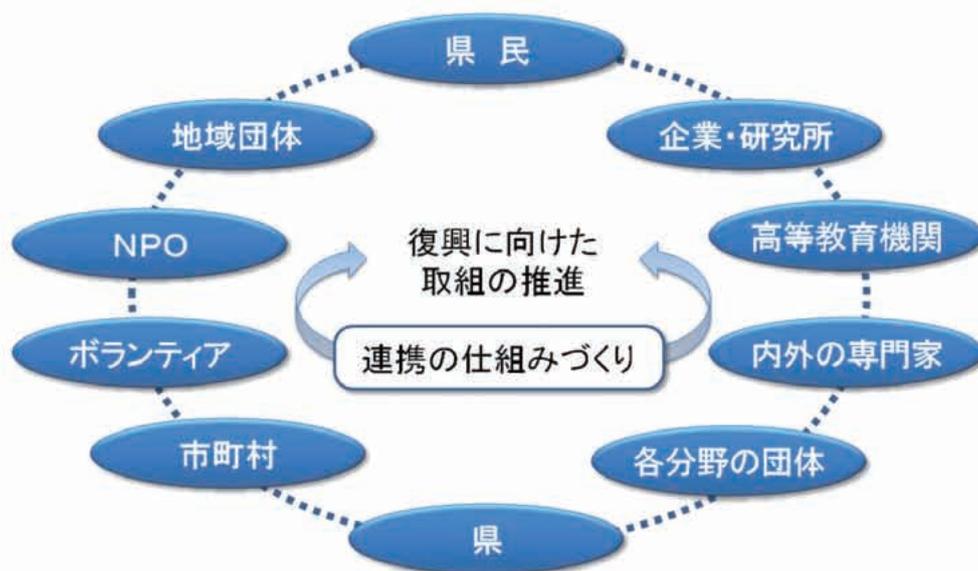
2 県民、関係団体、企業、NPO、高等教育機関など県内外の多様な主体との連携

今回の大震災津波の発生以降、県民はもとより、全国や海外から様々な支援が寄せられるとともに、被災者一人ひとりに寄り添う様々なボランティア活動などが展開されている。被災者の「暮らし」の再建や「なりわい」の再生などの復興に向けた取組に当たって、こうした県民、各分野や地域等の関係団体、企業、NPO、高等教育機関をはじめとした多様な活動主体による「新しい公共」が果たす役割は大きい。

「いわて県民計画」においても、地域社会を構成するあらゆる主体が、共に支え合い総力を結集していくという「地域経営」の考え方に基づく取組を推進してきたところであり、復興に向けても、こうした「新しい公共」の力が最大限に発揮されるよう、民間を中心とした多様な復興活動の展開のための連携の仕組みづくりを促進し、その活動を支援する。

また、被災に伴い、地域や職場、家庭でのつながりが薄れることによって社会的な孤立が生じることが懸念されており、こうした課題に対応し、被災者

復興に向けた多様な主体との連携のイメージ



一人ひとりにとっての復興を実現するため、女性や高齢者、障がい者、子ども、若者、外国人県民等の視点も含めた、社会的包摂（ソーシャル・インクルージョン）の観点に立った取組の展開が図られるよう留意する。

さらに、災害直後からの救援・復旧に当たって全国や海外と培われたつながりの芽を大切にし、引き続き、復興に向けた多様な連携の輪を広げていく。

3 国家プロジェクトとしての復興の提案等

今回の大震災津波は、被害の広域性・甚大性から、県や市町村において対応できる範囲を大きく超える国家的な災害となっている。また、本県沿岸地域をはじめとする東北の被災地が今回の大震災津波からの復興を遂げることは、日本全体の復興と、更なる発展に結び付くものである。

このため、県では、復興に向けた必要な措置を講じるよう、国に対して提案等を行っているところであり、この計画で、県としての復興の方向性と取組を明らかにしながら、引き続き、国に対して必要な提案等を行っている。

4 他の地方公共団体との連携

今回の大震災津波は、本県のみならず、宮城県、福島県など広範な地域に未曾有の被害をもたらしている。また、災害に伴う産業活動の停滞や風評被害などによる社会経済への影響も甚大であり、今後の復興に向けた様々な課題を克服していくため、本県として進める取組のほか、これら被災県、さらには、北海道・東北などの連携による県境を越えた取組を行っている。

さらに、発災以降、本県に現地事務所を設置した関西広域連合をはじめ、東京都、静岡県、名古屋市など、多くの地方公共団体から力強い支援の手が差し伸べられており、こうした連携は、新たな地方自治の姿を示唆するものと考えている。引き続き、地方公共団体との連携も復興の力としながら、取組を進めていく。

5 復興財源の確保

復興のためには、国庫補助負担率の引き上げや補助対象の拡大、採択基準の弾力化等、国の力強い支援を基本とした措置の創設が不可欠であり、国に対して強く要請していく。

国庫補助負担率の引き上げや補助対象の拡大がなされた場合でも、地方が負担する費用は膨大とな

り、また、国庫補助制度等のすき間を埋めるきめ細かな単独事業の実施が重要であることから、これらの地方負担に対する財源措置の充実・確保が必要である。さらに、「復興一括交付金」など地方の創意工夫を発揮させる自由度の高い仕組みの創設なども必要であるため、これらについて引き続き国に対して強く要請していく。

また、本県では、独自課税として、「いわての森林づくり県民税」及び「産業廃棄物税」を実施し、それぞれの課税目的に則した施策を展開してきたところであるが、これらの税収についても、制度趣旨に基づく範囲において復興のために活用していく。

6 計画の進行管理

迅速な復興を達成するため、計画の進行管理については、計画のマネジメントサイクルに基づき、県が行う施策、事業の実施状況や進捗について明らかにし、計画の実効性を高め、その着実な推進を図るとともに、次に実施する取組につなげていく。

第3節

復興の足跡 「いわて復興だより」から

県では、復興に向けて歩み出した「岩手の今」を県内、そして全国に発信していくため、平成23年7月以降、「いわて復興だより」を発行し、被災地の復興に向けた取組を中心に紹介してきた。

ここでは、復興だよりに掲載された話題の中から、主なものを抜載し、これまでの復興の歩みを紹介する。

創刊号(平成23年7月1日)

被災地では予定している仮設住宅が全て着工するなど、復興に向けて少しずつ前進しています。復興に向けて歩み出した岩手の今をご紹介します。

◆復興基本計画案を公表！

岩手県では、東日本大震災津波からの復興を進めるため、復興基本計画案を公表しました。

再び人命が失われることがないように「いのちを守り 海と大地と共に生きる ふるさと岩手・三陸の創造」を目指す姿としています。また、復興に向けた3つの原則として「安全の確保」「暮らしの再建」「なりわいの再生」を掲げ、緊急の取組から長期的な取組まで復興に向けた歩みを示しています。

現在、パブリックコメント（7月31日まで）を実施中。今後、地域説明会等を開催し、その意見をさらに反映させ、今秋に策定する予定です。

◆「平泉の文化遺産」が世界遺産に！

6月29日、「平泉の文化遺産」が世界遺産に登録されました。

●世界遺産委員会で行った知事スピーチ(抜粋)

3月11日の大震災で被害を受けた地域である岩手県の知事として、われわれにいただいた皆様の温かい温情の気持ちと大きなご支援に感謝を申し上げます。

そしていま、平泉を世界遺産リストに登録いただいたことに対し、世界遺産委員会に御礼申し上げます。平泉の登録は、平泉の建設のもともとの理念に立ち返りながら、3月11日の惨禍からの復興とい

う途方もない任務に直面している私たちに対し、大きな勇気を与えてくれるものです。

われわれの前に立ちはだかる課題は容易なものではありません。しかし、本日の登録が私たちに与えてくれた力は、必ずや目的達成に成功するであろうことを物語っています。私が本日感じている歓喜と皆様への感謝の念は、必ず将来の世代に受け継ぎます。それにより平泉の遺産をしっかりと保全していくことができるでしょう。

第2号(平成23年7月20日)

◆遠野市の後方支援活動

遠野市は、今回の大震災で、沿岸被災地域への後方支援活動の拠点として、重要な役割を果たしています。

津波で甚大な被害を受けた大槌町、釜石市、大船渡市、陸前高田市まで半径50キロ以内に位置し、車での所要時間は約1時間。その立地環境などから遠野市は平成19年度から「地震・津波災害における後方支援拠点施設整備構想」を進めていました。

県の「災害対策本部遠野支援基地」のほか、自衛隊、警察、消防、行政機関、医療・福祉などの関係団体、ボランティア団体など、多くの団体が遠野市に集結、被災地支援を行ってきました。

また、遠野市では、高齢者や子育て世帯へのケアを重視した仮設住宅の建設を進め、7月16日から入居が開始されました。愛称は「希望の郷『絆』」です。

◆仮設テントで商店街を再開(山田町)

市街地の多くが被害にあった山田町では、公園の仮設テントで9つの商店が営業を再開しました。遠くまで買い物に行けない町の人たちの感謝の声に支えられています。50年続く書店の店主は「店も自宅も津波で流されて……。でも、買い物に来てくれるとうれしい」と話しています。町は仮設商店街を通じて少しずつ日常を取り戻そうとしています。

第3号(平成23年8月11日)

◆自衛隊の皆さん、ありがとうございました!

東日本大震災津波の発災以来、県内被災地の災害支援活動を続けていた自衛隊が、7月26日、任務を終了しました。達増知事が同日朝の県災害対策本部員会議で撤収を要請し、138日間にわたった支援活動を終えたものです。

県庁前で開かれた感謝式には、県庁職員ら約300人が出席。陸上自衛隊第9師団の幹部約30人を前に知事が「危険を顧みず任務を果たしてこられたことに心からの敬意を表します。今回の災害は自衛隊の支援なくしては対応不可能だった。その活動に多くの県民が深い感謝と尊敬の念を抱いています」と、感謝の言葉を述べました。

これに対し、林師団長からは「各地で多くの激励をいただいたことに感謝申し上げます。陸上自衛隊は



県庁前で行われた感謝式

いついかなる時でも出動し皆様のそばに立つ覚悟。力強く邁進され、被災地域に多くの笑顔が戻り、美しくよみがえることを祈念する」との言葉をいただきました。

撤収後、県庁では自衛隊の方を見かけることがなくなり、ちょっぴり寂しさも感じます。

自衛隊の皆さん、長い間ありがとうございました!



自衛隊の県内での支援活動は138日間に及んだ

第4号(平成23年9月1日)

◆被災後最初のお盆を迎えました

東日本大震災津波後、最初のお盆を迎え、被災地の仮設住宅では、先祖を迎えるため、部屋の中に祭壇(精霊棚)を設けた世帯も見かけられました。

また、普段は離れて暮らしている家族や親戚など、多くの方が帰省し、お墓参りや迎え火で先祖や津波で亡くなった家族らの冥福を祈りました。そんな中、岩泉町小本地区の仮設住宅団地では、お盆の15日と16日、地域のつながりと元気を取り戻そうと盆踊りが行われました。参加者の一人は「泣いてばかりもいられないから……」と話します。会場にはたくさんのお盆がたなびいていました。

◆なでしこジャパン・岩清水選手からメッセージ

FIFA女子W杯ドイツ2011で見事優勝を果たし、8月8日に「岩手県県民栄誉賞」が贈呈された滝沢村出身の岩清水梓選手より、応援メッセージをいただきました!

東北のみなさんへ
 忘れたことはありません。
 いつも自分にできることを考えています。
 今回「良い結果を届ける」その一心でした。
 メダルを持ってみなさんのところへ会いに行きます。
 待っていて下さい。
 応援ありがとうございました。
 共に歩もう！東北魂！！

なでしこジャパン 岩清水 梓



岩清水選手から届いた応援メッセージと寄贈された品々

第5号(平成23年9月15日)

◆大槌町の5小中学校が仮設校舎へ引っ越し

大槌町では、震災の被害で使えなくなった学校の仮設校舎が整備され、開校式を間近に控えています。

13日には吉里吉里小を間借りしていた大槌北小、安渡小、赤浜小と吉里吉里小をあわせた4校の全校児童が参加して、仮設校舎への引っ越しを前にお別れ式が行われました。仮設校舎は、別の施設を間借りしていた大槌小と大槌中を含めた5校が利用し、15日に開校式が行われ、20日に小学校の授業が、22日には中学校の授業がスタートします。子どもたちの教育環境も少しずつ改善されています。

◆きたかみ復興ステーションが開所

9月1日、北上市に被災者支援と被災地復興支援の拠点となる「きたかみ復興ステーション」が開所しました。沿岸と内陸の結節点となっている同市の地理的特徴を生かし、被災者の支援に取り組む拠点が北上駅前に設置されたものです。このステーションは4つの機能として▽内陸へ避難された方の相談の場▽沿岸地域の情報を得られる場▽復興への活動

を推進する場▽みんなが集う場を目指しています。

1日にあった開所式には、市など運営に当たる「きたかみ復興支援協働体」の構成6団体と協力団体の代表ら約40人が出席。復興に有効活用されるよう決意を新たにしました。

第8号(平成23年11月1日)

◆岸壁に乗り上げた船を撤去(釜石市)

10月20日、津波で釜石港の岸壁に乗り上げた大型貨物船の撤去作業が行われました。この貨物船は、全長約100メートルの「アジアシンフォニー」。津波で押し流され、船首部分は防潮堤を壊して道路に突き出し、通行の妨げになっていました。この日の作業でおよそ7カ月ぶりに海に下ろされた「アジアシンフォニー」は、今後、修復のため広島県内の造船所に向かうとのことです。



岸壁に乗り上げた「アジアシンフォニー」

第9号(平成23年11月15日)

◆三陸鉄道・復旧工事安全祈願祭と起工式

11月3日、三陸鉄道の復旧工事安全祈願祭と起工式が、野田村の北リアス線現地で行われました。三陸鉄道は、昭和59年に全国初の第三セクター鉄道として開業しました。以来、地域住民をはじめ、多くの方々の支援をいただきながら、三陸沿岸地域の生活の足として、観光や地域振興の社会基盤として、重要な役割を果たしてきました。

三陸鉄道は津波で甚大な被害を受けました。「とにかく復旧できるところから列車を動かそう」と、震災5日後の3月16日には久慈～陸中野田間で、20日には宮古～田老間で、29日には田老～小本間で運転を再開したものの、現在の運転再開区間は全線の3分の1程度にすぎません。三陸鉄道の復旧は、

今回の震災からの復興の象徴であり、地域住民の希望の光です。全線復旧を成し遂げ、鉄道を、開業時の先人の熱い想いを、将来に渡ってつなげていくため、引き続き、皆さんのご支援をお願いします。

第10号(平成23年12月1日)

◆復興道路の着工式(田野畑村)

11月20日、田野畑村において、「復興道路」の着工式が行われました。式典には国や県、地元関係者が出席し、主催者を代表して達増知事は「復興道路は東日本大震災津波からの復興をけん引する基幹事業として、大きな期待を寄せているところ。このたびの工事着手は、全線開通の早期実現に向けた大きな一歩」と挨拶しました。

また、会場では震災直前の3月5日に部分開通した三陸縦貫自動車道「釜石山田道路」を避難路として、まさに「命の道」として利用した鶴住居小学校、釜石東中学校の子どもたちからのビデオレターが紹介されました。最後に関係者による鍬入れ、トンネルの掘削が開始され、復興道路の整備がスタートしました。

第11号(平成23年12月15日)

◆神戸から陸前高田へ 「3.11 希望の灯り」が点灯

神戸市のガス灯「希望の灯(あかり)」の火がともされました。

今回の分灯は、神戸の灯りを管理運営するNPO「阪神淡路大震災1.17希望の灯り」(堀内正美代表)が陸前高田に救援物資を届けたのがきっかけで決定。犠牲者の追悼と復興への願いが込められた炎の前で、両市の市民は、互いに支え合いながらこの難局に立ち向かっていくことを誓い合いました。

第12号(平成24年1月1日)

◆大槌町に沿岸最大級の商業施設が復活

12月22日、津波の被害を受けていた大槌町のショッピングセンターが営業を再開しました。

このショッピングセンターは、津波で大きな被害を受け、震災直後はがれきに覆われていました。再建に向けては国や県の補助事業(いわゆる「グループ補助金」)を活用し、9月に施設の改修に着工、この日の営業再開を迎えたものです。営業再開により

地元商店を含む約45店舗のテナントが入店、従業員約300名の地元雇用が生まれたほか、多目的ホールなどの集会施設も新たに整備され、地域の賑わいが創出されました。

グループ補助金は、今年度、3次にわたり募集が行われました。2次募集までに11グループが認定され、12月27日には新たに19グループが認定されました。一歩ずつ産業機能の回復が進んでいます。



沿岸最大級のショッピングセンターが営業を再開

第14号(平成24年2月1日)

◆小本小と小本中の校舎が完成(岩泉町)

岩泉町の小本小と小本中の両仮設校舎が完成し、19日、3学期の始業式が行われました。完成した仮設校舎は、町内業者により木造で建てられたもので、ペアガラスや断熱材で十分な耐寒性が確保されています。両校の校舎は津波で浸水し、震災後、およそ20km内陸にある岩泉小、岩泉中の校舎をそれぞれ間借りして授業を行ってきました。温かい木造の仮設校舎で新学期を迎えたものです。

県内で震災により使えなくなった小・中・高校は27校。3学期始業までにこの2校のほか大槌町の大槌小、安渡小、赤浜小、大槌北小、大槌中が同一の、釜石市の唐丹小、唐丹中が各々の仮設校舎で、宮古市の田老一中、宮古工高が補修により自校舎で授業を再開しています。学校施設の復旧も着実に進んでいます。

◆「奇跡の一本松」の苗木が名古屋へ

1月18日、名古屋市河村たかし市長は陸前高田市の戸羽太市長と会談し、津波に耐えたものの現在枯死状態の「奇跡の一本松」の苗木を3年後をめどに名古屋市の東山動植物園に移して育てることで合意しました。

一方、戸羽市長は、名古屋市職員の派遣を来年度も継続するように要請。河村市長はそれを快諾しま

した。名古屋市は震災直後から学校建設や税務、福祉などの職員延べ約130人を陸前高田市に派遣しています。



「奇跡の一本松」は復興のシンボル

第15号(平成24年2月20日)

◆ワタミのコールセンターが稼働開始(陸前高田市)

2月3日、飲食店チェーン「ワタミ」の子会社で、高齢者向けの弁当宅配事業を全国展開する「ワタミタクシヨク」の受付センターが、陸前高田市で稼働開始しました。震災以降、陸前高田市への本格的な企業立地は、このコールセンターが第1号です。

建物の竣工式は1月25日に行われ、震災以降、陸前高田市の参与を務めているワタミの渡邊美樹会長も訪れ、従業員を激励しました。従業員は、正社員としてこの春卒業予定の高校生が2名、パート採用は70人(2月3日時点)。今後、採用枠を150人ほどまでに増やしていく方針とのことです。

第17号(平成24年4月1日)

◆防潮堤・防波堤の災害復旧工事が進む

東日本大震災の津波で破壊された湾口防波堤や防潮堤の復旧工事が進んでいます。

3月8日、宮古市の金浜海岸で災害復旧工事の着工式が行われました。金浜海岸の防潮堤は、倒壊部分を被災前の8.5mまで盛り土した後、新たに10.4mに全体をかさ上げします。被災した県内防潮堤の本格復旧第1号です。

県内ではこのほか、2月26日に釜石港湾口防波堤の復旧着工式が、3月17日には宮古港の復旧事業着工式が行われました。防潮堤などの施設の整備は、まちづくりの根幹となるものです。ソフト対策を組み合わせ、多重防災型のまちづくりを進めています。

第18号(平成24年4月15日)

◆三陸鉄道 陸中野田駅～田野畑駅の運転再開

4月1日、三陸鉄道北リアス線陸中野田駅～田野畑駅で運転が再開され、田野畑駅で記念式典が行われました。三陸鉄道は昨年の大震災津波で駅舎や線路が流出するなど甚大な被害を受けました。

そんな中、「とにかく復旧できるところから列車を動かそう」と発災5日後には一部区間で運転を再開。その後も少しずつ運転区間を延ばしてはいましたが、全体の3分の2が不通の状態が続いていました。この区間の運転再開で、北リアス線は8割以上が復旧。線路を流出しながらも1年余りでの復旧に、地域の復興の起爆剤として期待が高まっています。

平成26年4月の全線再開に向け、関係者が一丸となって復旧に取り組んでいきます。引き続き、ご支援をよろしくお願いいたします。

第21号(平成24年6月1日)

◆「東北六魂祭・2012 盛岡」が開催されました!

魂を奮い立たせ、震災を乗り越えようと、昨年、仙台市で開催された東北六魂祭。今年は5月26日、27日に盛岡市で開催されました。

パレードでは東北6大祭(盛岡さんさ踊り、青森ねぶた、秋田竿灯まつり、山形花笠まつり、仙台七夕まつり、福島わらじまつり)に加え、地元盛岡市から盛岡秋まつりの山車も参加しました。

天候にも恵まれ、県内外から訪れた方々は2日間合わせて24万3,000人。この盛り上がりをも復興への力にかえていきます。

第22号(平成24年6月15日)

◆三陸鉄道・復旧工事の安全祈願

6月13日、震災で被災した三陸鉄道北リアス線小本駅～田野畑駅間(10.5km)の復旧工事の安全祈願祭が、田野畑村の島越跡地で行われました。

北リアス線は津波で線路が流出する被害を受けましたが、現在は8割以上の区間が復旧し、宮古駅～小本駅、田野畑駅～久慈駅間で運行されています。

安全祈願祭が行われた島越駅付近は、駅舎や橋が流失し、三陸鉄道の区間の中で最も被害の大きかつ

た箇所です。鳥越駅は元の場所より北側のトンネル付近に建設されます。小本駅～田野畑駅間は平成26年4月の運行開始を目指しています。

また、5月30日には三陸鉄道南リアス線盛駅～吉浜駅間(21.6km)の復旧工事安全祈願祭が、大船渡市三陸町の甫嶺(ほれい)駅近くで行われました。南リアス線は、震災の影響で釜石駅から盛駅の間で不通になっています。今回、祈願祭が行われた盛駅～吉浜駅間は、平成25年4月の運行再開を目指し、盛り土や橋の補修、陸前赤崎駅の既設駅舎の撤去・新設などを行っていきます。

第23号(平成24年7月1日)

◆災害復興公営住宅の着工式(釜石市)

6月14日、釜石市平田地区の旧釜石商業高校の敷地で、被災後県内初となる災害復興公営住宅の着工式が行われました。

当日は、津川復興大臣政務官や野田釜石市長などの来賓や達増知事が安全を祈願し、鍬入れを行いました。今後、敷地内の旧校舎を解体した後、住宅の建設に着手し、平成25年の秋には鉄筋コンクリート造り7階建て・計126戸が完成する予定です。災害復興公営住宅は、市町村とも連携しながら、県内で約5,300戸を整備していく予定です。

その第一弾となる今回の着工式は、津波で被災した三陸沿岸地域の住宅復興に向けて大きな一歩を踏み出すものです。被災された方々が希望を持って、それぞれの「ふるさと」に住み続けることができるよう、地域のまちづくりと一体となった住宅の供給に全力を挙げ、県の復興計画の柱の一つにある「暮らしの再建」に向けた取組を進めていきます。



県内初となる災害復興公営住宅の着工式

第24号(平成24年7月15日)

◆ウニの産地復活に向けて(洋野町)

洋野町は、東日本大震災津波により、漁業施設な

どに大きな被害を受けました。

岩手県栽培漁業協会種市事業所では、人工授精して生産した稚ウニを放流して、2～3年後に成長したウニを収穫する「つくり育てる漁業」を実践しています。急ピッチで施設の仮復旧が進められ、平成23年9月からウニの種苗の生産を再開。平成24年5月から震災後初めてとなるウニの種苗の出荷・放流が始まりました。

第25号(平成24年8月5日)

◆浄土ヶ浜で海開き

7月21日、宮古市の浄土ヶ浜海水浴場で2年ぶりに海開きが行われました。この日の宮古市はあいにくの曇り空に加え、最高気温が18.5度で、海水浴日和とはいきませんでした。波打ち際に水遊びを楽しむ家族連れの様子がみられました。

7月26日、岩手県が梅雨明けしたとみられると発表され、梅雨明け以来、最高気温が30度を超える暑い日が続いています。

今年、岩手県では、浄土ヶ浜のほか、舟渡海水浴場(久慈市)が昨年に続いて、江戸ヶ浜海水浴場(洋野町)と藤の川海水浴場(宮古市)が2年ぶりに海開きをしています。



三陸名所の浄土ヶ浜が2年ぶりに海開き

◆「グリーンハートやまだ」の取組

山田町で花や野菜の栽培をしていた藤原長一さんは、あの津波で園芸ハウスやトラクターを流されました。かつて園芸ハウスがあった場所は、震災後、がれき置き場になるなど営農を断念せざるを得ない状況がしばらく続いていました。

「もう一度、花や野菜を育てたい」と平成23年8月に営農組合を設立し、国の補助を受けてハウスやトラクターを購入。この春から花や野菜の苗、キュウリやトマトの栽培を手掛けています。

第26号(平成24年8月25日)

◆震災後2度目のお盆を迎えました

震災後2度目のお盆を迎え、津波被災地では、お墓参りや迎え火の松明かして津波で亡くなった家族や先祖らの冥福を祈る姿が見られました。

また、県内の11市町村では、お盆の帰省時期に合わせた夏の成人式が行われました。成人式を迎えた人たちは進学や就職をする18歳のときに震災にあった世代で、それぞれの地域で復興の一翼を担う決意を新たにしました。

8月11日、津波被災地のうち7市町村(野田村、宮古市、山田町、大槌町、釜石市、大船渡市、陸前高田市)で、「追悼」と「復興」の祈りを込めた花火(計約2万発)が打ち上げられました。



この花火は「LIGHT UP NIPPON実行委員会」が主催したもので、全国からの寄付で購入された花火が被災地の夜空を照らした

◆復興の味方 遠野かっぱ工事隊

「遠野かっぱ工事隊」は、遠野市内の建設業者を中心として結成された団体で、遠野市内をはじめ県内各地の河川や道路の土木工事、建築工事を行っています。震災直後には大槌や釜石でがれき処理や行方不明者の捜索にも取り組みました。復興の手助けを明るく前向きに！「遠野かっぱ工事隊」の活躍が続きます！

第27号(平成24年9月15日)

◆「奇跡の一本松」を永遠に

震災から1年半が過ぎた9月12日、陸前高田市の「奇跡の一本松」を防腐処理し保存するための切断処理が始まりました。

「奇跡の一本松」がある高田松原は、全長2kmに渡り松林と砂浜が続く陸中海岸国立公園の景勝地でしたが、大津波により7万本もの松林がなぎ倒され

流失しました。奇跡的に残った1本も枯死していることがわかり、保存処理を進めるため、この日の切断作業をむかえました。同市の計画では、切断した松を一つに組み立ててカーボン製の心棒を通した上で、コンクリートの基礎工事を施し、来年2月に元の場所に戻し、立ち姿のまま保存する予定です。

◆高田高校の新校舎着工式

9月15日、陸前高田市の高田高校の新校舎着工式が、同市高田町の高田高校第2グラウンド屋内練習場で行われました。着工式では、生徒が司会を務め、音楽部が合唱を披露しました。高田高校は津波で校舎が全壊し、現在は、大船渡市の旧大船渡農業高校の校舎を使っています。

新校舎の建設用地は同グラウンド北側の約1万2,200㎡で、4階建て校舎のほか体育館や柔剣道場などが建設されます。今月から造成工事が始まり、主要施設の完成は2014年度末を予定しています。



音楽部による合唱

第28号(平成24年10月1日)

◆陸前高田市・防潮堤の着工式

9月25日、陸前高田市高田町(高田松原)で防潮堤の復旧工事着工式が行われました。この地区の防潮堤は今回の津波で倒壊・流失、すぐ背後にあった高田松原も「奇跡の一本松」と呼ばれた1本を残し約7万本もの松林がなぎ倒されて流失し、さらにその背後に形成されていた陸前高田市の市街地も壊滅するなど、甚大な被害となりました。

この日の着工式には関係者約70名が出席。上野岩手県副知事や津川復興大臣政務官、戸羽陸前高田市長らが「くわ入れ」を行い工事の安全を祈願しました。今回着手されるのは、全体延長約2,000mの一部で、全体の完成は平成27年度を予定しています。

多重防災型のまちづくりに向けた大きな一歩を踏み出しました。

◆復興を支えるひとづくり

今、県内の教育現場では復興教育が本格化しています。野田村の野田中学校では、「郷土を愛し、そ

の復興・発展を支える人の育成」を目的に、復興教育を行っています。具体的には、ボランティア活動などを通して、ふるさと野田の復興を考え取り組みを行っています。野田中学校をはじめ、県内各地の小中学校・高校で始まった復興教育は、岩手のさらなる復興・発展を担う人材を育むことに大きく役立つでしょう。

第29号(平成24年10月15日)

◆田野畑村・高台移転先の造成工事起工式

10月10日、田野畑村で高台移転造成工事の安全祈願祭と起工式が行われました。田野畑村は、今回の津波で羅賀、島越地区が大きな被害を受けました。高台移転先は4地区で、4地区合同の式典が、移転先の1つである松前沢地区で、この日、行われたものです。

式典には、平野復興大臣や県関係者、上机田野畑村長、移転先の地権者、移転住民などが出席。神事に続いて起工式が行われ、「くわ入れ」を行って工事が本格的にスタートしました。

また、同日には、釜石市上中島町でも災害復興公営住宅の地鎮祭が行われました。

被災者にとって喫緊の課題である住宅の確保に向けた大きな一歩が踏み出されました。

◆広田半島営農組合の挑戦!

昨年は、津波による冠水で1ヘクタールしか作付できなかった陸前高田市広田地区の水田。今年は、大区画化が図られ作付面積を8ヘクタールまで増やし、大型機械を導入し集団営農による生産性向上に取り組んでいます。営農組合では被災した農産加工施設を再建。地元海産物を使ったおやきを作り、人気を博しています。広田半島では、農業の再生が地域の再生へとつながっています。

第31号(平成24年11月15日)

◆復興道路の整備が加速しています

岩手県では、沿岸被災地の復興に必要な不可欠なものとして、三陸沿岸地域を南北に結ぶ縦断道と内陸部と沿岸部を結ぶ横断道のいわゆる「復興道路」の整備を進めています。

11月4日、釜石花巻道路(釜石～釜石西)の起工式が行われました。事業化から工事着手まで通常は4年程度かかるところ、この区間は1年以内に着工

する「即年着工」の運びとなりました。起工式には、国や県、市の関係者、地権者などが出席し、工事の安全と早期完成を願いました。

また、今月25日には東北横断自動車道釜石秋田線の宮守IC・東和IC間が開通します。「復興道路・復興支援道路」で初めての開通区間で、当初の予定より4か月程早い開通となります。

沿岸被災地の一日も早い復興に弾みがつくものと期待されています。

第32号(平成24年12月1日)

◆三陸沿岸道路(宮古中央～田老間)の起工式

11月18日、三陸沿岸道路(宮古中央～田老間)の起工式が行われました。事業化から1年以内に着工する「即年着工」の運びとなったものです。震災後に新規事業化された県内の三陸沿岸道路で初めての工事着手区間です。この日の起工式では鉄入れなどで工事の安全、早期完成を祈念しました。

◆東北横断道釜石秋田線(宮守～東和間)が開通

11月25日、東北横断自動車道釜石秋田線の宮守IC～東和IC間が開通しました。「復興道路」で初めての開通区間です。今回の開通で、内陸から釜石、大船渡地域への所要時間が短縮され、物流の効率化や救急医療への支援、災害時の防災力強化など、各分野に大きな効果をもたらすことが期待され、復興に向けた大きな弾みとなります。

◆ハウス栽培にける夢～アグリランド高田

陸前高田市でトマトの契約栽培を行っていた農業生産法人「アグリランド高田」は、震災津波でハウスや畑1.3ヘクタールを失いました。

しかし、津波被害のなかった横田地区に休耕ハウスを借りて、ミニトマトの栽培を開始。その後作として促成イチゴの栽培を始めました。今年は更に10棟のハウスを再建しました。間もなく収穫を迎え、「復興イチゴ」として各地に届けられます。



東北横断道秋田釜石線 (宮守～東和間)開通

岩手県東日本大震災津波の記録

岩手県東日本大震災津波の記録

第8章 資料編

- 被災状況等を伝える新聞記事 ● 第1節
- 来県者リスト ● 第2節
- ボランティア支援団体一覧 ● 第3節

岩手日報

発行所 岩手日報社
〒980-0801 岩手県盛岡市
盛岡市大町1-1-1
電話 019-653-2111
FAX 019-653-2112
Eメール rokushu@isrte-mp.co.jp

東日本大震災で特別報道
特別報道として、東日本大震災の被災地から、被災者の声や、被災地の様子、復興の状況などを、随時、随所で特別報道していきます。

24日の天気



- 14、15 生活情報 16 避難者名簿**
- 2 被災者の移送本格化
 - 3 行政支援へ職員派遣
 - 5 揺らぐ「食の安全」
 - 20 患者思い衛星電話守る
 - 21 妻と悲しみの再会
 - 22 それでも海に生きる

山火事注意 3/15/31

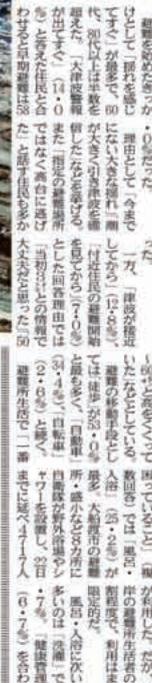
岩手日報ホームページ <http://www.isrte-mp.co.jp/>
 編集センター (平日9-17時)
 〒980-0801 盛岡市大町1-1-1
 〒980-0801 盛岡市大町1-1-1

被災者への支援
被災者への支援として、被災地の様子や、被災者の声などを、随時、随所で特別報道していきます。

東日本大震災 避難者アンケート

揺れてすぐ避難 44%
風呂困っている 25%

東日本大震災発生後、被災地から避難した約10万人の避難者に対するアンケート調査の結果が明らかになった。調査によると、被災発生後、揺れてすぐ避難した人は44%に達した。また、避難先で風呂が困っている人は25%に達した。調査は、被災地から避難した約10万人を対象に行われ、そのうち約5万人が回答した。調査期間は、3月15日から3月22日まで。調査結果は、3月23日(木曜日)の朝刊に掲載される。



東日本大震災避難者アンケートの結果、被災発生後、揺れてすぐ避難した人は44%に達した。また、避難先で風呂が困っている人は25%に達した。調査は、被災地から避難した約10万人を対象に行われ、そのうち約5万人が回答した。調査期間は、3月15日から3月22日まで。調査結果は、3月23日(木曜日)の朝刊に掲載される。

死者2875人、不明は4947人 県内内陸移送460人が希望

東日本大震災発生後、被災地から避難した約10万人の避難者に対するアンケート調査の結果が明らかになった。調査によると、被災発生後、揺れてすぐ避難した人は44%に達した。また、避難先で風呂が困っている人は25%に達した。調査は、被災地から避難した約10万人を対象に行われ、そのうち約5万人が回答した。調査期間は、3月15日から3月22日まで。調査結果は、3月23日(木曜日)の朝刊に掲載される。

福島原発事故 30キロ圏外でも100ミリ超

福島原発事故発生後、放射性物質が拡散していることが明らかになった。調査によると、福島原発から30キロ圏外でも、放射性物質の濃度が100ミリベクレルを超えていることが確認された。これは、健康に影響を及ぼすレベルである。調査は、福島県内の各地で行われ、その結果は、3月23日(木曜日)の朝刊に掲載される。

首相 摂取制限を指示

首相は、福島原発事故発生後、放射性物質の摂取制限を指示した。これは、健康に影響を及ぼすレベルである。調査は、福島県内の各地で行われ、その結果は、3月23日(木曜日)の朝刊に掲載される。

内 容	内 数	死 者 数	行 方 不 明 者 数	負 傷 者 数
陸前高田市	844	1646	不明	不明
大船渡市	240	191	不明	不明
住 友 町	0	3	不明	不明
石 川 町	567	630	不明	不明
石 川 町	463	1032	不明	不明
大 山 町	391	不明	不明	不明
宮 古 町	316	1400	33	33
岩 手 町	5	1	0	0
田 代 町	14	26	8	1
野 田 町	0	3	3	1
野 田 町	33	5	34	7
野 田 町	2	2	0	0
久 津 野 町	0	0	0	0
久 津 野 町	0	0	8	46
合 計	2875	4947	130	

23日現在、被災者対策本部調べ



東日本大震災で多くの建物・家屋が大津波にのまれた山田町。23日午後0時41分、陸上自衛隊陸上ヘリから(報道部・柳川撮影)

消えた町並み 山田町上空撮影

東日本大震災発生後、被災地から避難した約10万人の避難者に対するアンケート調査の結果が明らかになった。調査によると、被災発生後、揺れてすぐ避難した人は44%に達した。また、避難先で風呂が困っている人は25%に達した。調査は、被災地から避難した約10万人を対象に行われ、そのうち約5万人が回答した。調査期間は、3月15日から3月22日まで。調査結果は、3月23日(木曜日)の朝刊に掲載される。

東北道全線 きのう開通

東北道全線がきのう開通した。これは、被災地からの交通を回復させるための重要な一歩である。調査は、被災地から避難した約10万人を対象に行われ、その結果は、3月23日(木曜日)の朝刊に掲載される。

被災者への支援
被災者への支援として、被災地の様子や、被災者の声などを、随時、随所で特別報道していきます。

岩手日報

発行所 岩手日報社
〒980-0855 岩手県盛岡市
電話 019-653-8200
FAX 019-653-8206
Eメール dokuwa@naste-ma.co.jp

25日の天気
盛岡 晴
大館 晴
宮古 晴
釜石 晴
一関 晴



東日本大震災で特別報道
東日本大震災の被災地をめぐって、被災者の声や、被災地の様子などを特別報道します。

13 避難者名簿 14.15 生活情報
2 本県の浸水49平方キロ
3 三陸キャンパス使わず
6 放射性物質に動揺拡大
18 支え合い共同生活
19 家族救えず自責の思い
20 明日を信じて一歩ずつ

風土計
岩手県内各地の気候や生活習慣に関する情報を提供します。

生活の不安尽きず

県内4万3千人なお避難

仮設住宅、移送は着々

東日本大震災半月



25日現在から半月が経過する東日本大震災は、県内約4万3千人避難者居る。被災者の生活は、生活への不安は尽き、行方不明者の捜索は、わずかな手掛かりを求め多くの人があつちをさまよる。被災地は、目撃者によって、被災の全容が見え、仮設住宅の建設や被災者の生活の不安は、被災地の状況に反映されている。

25日午後、釜石市で仮設住宅の建設作業が行われている。仮設住宅の建設は、被災者の生活の安定に大きく貢献している。

福島原発事故

復旧再開、3人被ばく

3号機で敷設作業中

東日本大震災による福島第一原発の事故は、3月12日に発生して以来、復旧作業は着々と進んでいる。3月24日、3号機で敷設作業が再開された。この作業には、3人の作業員が被ばくしている。

千葉、茨城など基準超え

水質検査の結果、千葉県や茨城県などでは、放射性物質の濃度が基準値を超えている。これは、被災地の状況に反映されている。

放射性物質の濃度が基準値を超えている地域は、避難区域に指定されている。住民は、避難指示に従って行動する必要がある。

死者2976人、不明4869人 県内

Table showing the number of deaths and missing persons in Iwate Prefecture. Total deaths: 2976, Total missing: 4869.

東日本大震災は、県内約4万3千人を避難させた。死者は2976人、不明者は4869人。被災者の生活は、生活への不安は尽き、行方不明者の捜索は、わずかな手掛かりを求め多くの人があつちをさまよる。

避難者名簿 14.15 生活情報

- List of evacuation centers and their capacities. Includes information about the Tohoku University campus and other facilities.

山火事注意

山火事注意
3/15-3/31
山火事注意
3/15-3/31

岩手日報

発行所 岩手日報社
〒980-0811 岩手県盛岡市
電話 019-226-1111
FAX 019-226-1112
発行日 2011年4月12日

水産の街 復興の灯

東日本大震災1カ月
宮古市魚市場が再開
水産の街、復興の灯をともす



宮古市魚市場が再開
水産の街、復興の灯をともす
宮古市魚市場が再開
水産の街、復興の灯をともす

「がんばろう岩手」宣言

「がんばろう岩手」宣言
県民一丸へ知事が決意
知事「岩手県民一丸でがんばろう」



釜石市千人雇用へ
仮設住宅設置 被災者対象に

釜石市千人雇用へ
仮設住宅設置 被災者対象に
釜石市千人雇用へ
仮設住宅設置 被災者対象に



午後2時46分 静かな折り
被災者への声援
被災者への声援
被災者への声援

福島、茨城で震度6弱
M7.0原発注水が一時停止
福島、茨城で震度6弱
M7.0原発注水が一時停止

Table with columns: 被災者数, 死者数, 負傷者数, 行方不明者数. Lists data for various municipalities like 陸前高田市, 大船渡市, etc.

風土計
岩手県
岩手県
岩手県

立ち上がる岩手
2 職分離に複数の提言
3 仮設校舎 2千校分
5 汚染水処理足踏み状態
20 内陸部の学校に転入
21 命奪われ癒えぬ心
22 再生の船出支える力に
17 生活情報、慶弔
http://www.iaste-np.co.jp/

岩手日報

発行所 岩手日報社
〒980-0801 岩手県盛岡市大町1丁目1番1号
電話 019-653-2000
FAX 019-653-2006
Eメール dokuwa@yate-np.co.jp
©岩手日報社2011

11日の天気

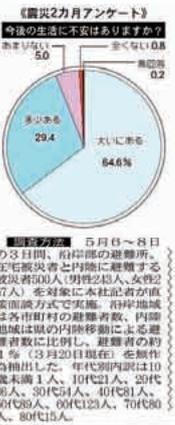
盛岡 晴
宮古 晴
大船渡 晴
一関 晴
盛岡 晴
宮古 晴
大船渡 晴
一関 晴

全国天気

札幌 晴
仙台 晴
東京 晴
大阪 晴
福岡 晴

生活に不安 94%

東日本大震災2カ月 避難者調査 家、資金、仕事で半数 復興ビジョン策定切望



東日本大震災の発生から2カ月が経過した。岩手日報は、被災者の生活状況や復興への不安を調査した。調査結果は、今後の生活に不安を感じる人が94%と、圧倒的に多い。また、家、資金、仕事で半数の被災者が不安を感じていることが分かった。

復興への不安を感じる人は、被災者の約94%と、圧倒的に多い。また、家、資金、仕事で半数の被災者が不安を感じていることが分かった。

「平泉」勧告通り望ましい

近藤文化庁長官インタビュー 柳之御所は追加を視野

【東京10日】文化庁長官近藤昭典は、東北地方の被災地を視察した上で、平泉の復興計画について、柳之御所の追加を視野に入れていると述べた。近藤氏は、平泉の復興計画について、柳之御所の追加を視野に入れていると述べた。

近藤氏は、平泉の復興計画について、柳之御所の追加を視野に入れていると述べた。



寄り添う調べ

ピアニスト小山さん 釜石・双葉小で慰問演奏

ピアニスト小山さんが、釜石市と双葉町の被災小中学校で慰問演奏を行った。小山さんは、被災地の子供たちに寄り添う調べを奏し、涙を誘った。

首相、給与返上を表明

首相、給与返上を表明 原発事故「国の責任」

首相は、原発事故の被害者に対する支援として、自身の給与の一部を返上する意向を表明した。これは、国の責任を重く受け止めているというメッセージである。

県内の被害者数(人)

死者	4400
行方不明者	3269

10日現在、震災対策本部まとめ

被災者の生活状況や復興への不安を調査した。調査結果は、今後の生活に不安を感じる人が94%と、圧倒的に多い。

仮設住宅完成1割未満

仮設住宅完成1割未満 本県の全公立校再開

被災者の仮設住宅の完成率は1割未満にとどまっている。また、本県の全公立校が再開された。

立ち上がるろう岩手

- 2 復興と経済再生同時に
- 3 「住」の適地確保が焦点
- 14 避難500人アンケート
- 24 地域復興度も大丈夫
- 25 逆境の中で思い交錯
- 26 地サイダー失わせぬ

立ち上がるろう岩手

被災者の生活状況や復興への不安を調査した。調査結果は、今後の生活に不安を感じる人が94%と、圧倒的に多い。

多重防災型のまち整備

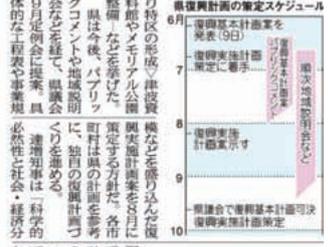
県復興委 基本計画案 9月県議会に提案

県東日本大震災復興委員会（委員長・藤井宮子岩手会長、委員19人）の第5回会合は、日、盛岡市内で開かれ、2018年度までの5年計画期間で進めたい方向性の具体的な取組を示した「復興基本計画」案をまとめた。震災を受けて「人命が失われ、心もなやまず被災者は今更けに苦しみ」との決意を記し、被災地周辺に広がる「三つの復興パターン」を示し、ソフト面でも多重防災型のまちづくりを推進した。9日（正式発表）。

計画案は復興の目指す姿として、「いのちを守る」「地盤の被災状況に応じての高度移転宅地・鉄守り・海と大地に共に」「都市機能再興」「道路・道路のかさ上げ・生きる、ふくと岩手」市機能の一部喪失「集落ビル・タワーの建・三陸の創造に役立」落着きの三つの復興パターンを提示し、「安全の確保」「暮らしの再建」「なごみ」の再生の三原則の下、防衛などのハード策として震災の教訓を具体的な事業を列記した。

【解説】

その他、水産再生港は機能に応じて復旧案も併示し、国際的な力を求め、漁業・整備を目指す。また、「三陸創造プロジェクト」を推進し、震災から10年、即ち「三陸復興10年」を契機として復興の教訓を生かした復興計画の策定にも盛り込んだ。



野の必要性を踏まえて、手あしかりとした計画、広く県民や県外との連携を共有し復興・復興に向かう機運ができた、大きな前進だと話す。

岩手日報／平成23年6月8日

「8年」計画案を了承 減災の考え方も導入

復興基本計画案(2011～18年度の主な事業)

緊急	短期	中期	長期
基礎復興期間 2011～13年度	本格復興期間 2014～16年度	さらなる展開への連結期間 2017～18年度	



県の復興本部会議は9日、県庁で開かれ、8年の計画期間で復興ビジョンや具体的な取組を示した「復興基本計画」案をまとめた。震災を受けて「人命が失われ、心もなやまず被災者は今更けに苦しみ」との決意を記し、被災地周辺に広がる「三つの復興パターン」を示し、ソフト面でも多重防災型のまちづくりを推進した。9日（正式発表）。

本計画案を正式に了承し、その後、記者会見で記者の質問に答えた。復興の道筋を確保し、「暮らしの再建」を促す長期の「三陸創造プロジェクト」の創設プロジェクトの創設として、国際的な防災・海洋研究拠点の設置など取り組む。8月の海洋研究拠点の設置など取り組む。8月の海洋研究拠点の設置など取り組む。

特に、ハード、ソフト両面にも多重防災型のまちづくりを提唱。最悪時には、被災自治体からの指摘などを受け、被害をできるだけ最小限にとどめるという「減災」の考え方も盛り込んだ。震災発生から3カ月を前に計画案が策定されたことについて、連増知事は「さまざまな分野からの提言をいただき、速やかな策定にすぎなかった。県の復興委員会の関係者、多くの方の声をいただいた被災者の皆さんにも感謝したい」と述べた。

岩手日報／平成23年6月10日

捜索や生活支援4カ月半



見送りの園児や町民に笑顔で応え、握手を交わす
自衛隊員—大槌町小銃・ふれあい運動公園野球場

東日本大震災に伴い、本県で復旧支援に当たってきた自衛隊が26日、全ての活動を終え、撤収した。過酷な状況下での行方不明者捜索のほか、炊き出しや給水、入浴といった生活支援など、4カ月半にわたり被災地に寄り添ってきた。甚大な被害を受けた大槌町では感謝の会があり「ありがとう」と言いたくて雷雨の中集まった町民約600人が「自立」への誓いを新たに隊員を見送った。

自衛隊 ありがとう

被災者ら涙の見送り

町参与の東梅政昭前副町長は「心から敬意

惜しんだ。

約210人との別れを

第9戦車大隊など隊員

特科群、岩手駐屯地の

八戸駐屯地の第5高射

れ、町民約600人が、

動公園野球場で開か

大槌町の感謝の会は

同町小銃のふれあい運

と町民の思いを代弁。

大槌小の児童4人が花

束などを贈り、おさな

ご幼稚園の園児31人は

各隊員の首に手作りの



撤収する隊員に「感謝申し上げます」の横断幕を示す大勢の県職員—盛岡市・県庁前

感謝式を行った。撤収を要請した達増知事は「かつてない大災害にかつてない支援をもらった」と謝辞を述べ、陸上自衛隊第9師団の林一也師団長は「笑顔

「恩を忘れず、前よりいい町にするため協力して頑張る」と誓った。指揮司令部を置いた県庁でも同日、県職員約300人が庁舎前で

道にも車列に手を振る人垣ができ、同町吉里吉里の佐藤裕菜さん(28)は「物資は何が足りないと優しく接してくれた」、吉里吉里中3年の佐野智則君は

町民は涙ながらに隊員と握手し、拍手で見送った。国道45号の沿道にも車列に手を振る人垣ができ、同町吉里吉里の佐藤裕菜さん(28)は「物資は何が足りないと優しく接してくれた」、吉里吉里中3年の佐野智則君は

群長は「大槌に残っていたが自立の心を阻害してはいけない。一日も早い復興を願う」とエールを送った。

ペンダントを掛け、ほほ笑み合った。

感謝式を行った。撤収を要請した達増知事は「かつてない大災害にかつてない支援をもらった」と謝辞を述べ、陸上自衛隊第9師団の林一也師団長は「笑顔

道にも車列に手を振る人垣ができ、同町吉里吉里の佐藤裕菜さん(28)は「物資は何が足りないと優しく接してくれた」、吉里吉里中3年の佐野智則君は

町民は涙ながらに隊員と握手し、拍手で見送った。国道45号の沿道にも車列に手を振る人垣ができ、同町吉里吉里の佐藤裕菜さん(28)は「物資は何が足りないと優しく接してくれた」、吉里吉里中3年の佐野智則君は

群長は「大槌に残っていたが自立の心を阻害してはいけない。一日も早い復興を願う」とエールを送った。

ペンダントを掛け、ほほ笑み合った。

美しくよみがえるよう祈る」と応えた。

知事が撤収要請 大槌、県庁で式

きょう県災害
対策本部廃止

事務引き継ぎ

県は10日、東日本大震災の応急対応を担う県災害対策本部（本部長・達増知事）を11日に廃止すると発表し

た。総合防災室内に事務レベルによる県災害対応連絡調整本部（本部長・小山雄士総合防災室長）を設け、事務を引き継ぐ。

ライフラインが全面復旧し仮設住宅も12日に全戸完成予定となるなど、応急対応が一段落したと判断。11日の県議会本会議で県復興計画案が可決されれば、本格復興に歩みだす段階に入るため、緊急対応を担う対策本部を廃止する。

岩手日報／平成23年8月11日

県復興計画を正式決定

震災発生
5カ月 復旧期から移行

県議会可決

県議会臨時会は11日正式に決まった。震災日、本会議を再開。東から同日でちょうど5日本大震災の復興策を盛り込んだ復興計画案を可決し、同計画が

から復興期へと移行する。【関連記事2、4面】

計画案について、斉藤信氏（共産）が反対を述べ、佐々木一栄議長を除く全議員45人で起立採決し、44対1の賛成多数で可決した。

同計画は2011〜18年度の8カ年計画。多重防災型のまちづく

り▽幹線道路網や三陸鉄道などの復旧、整備▽二重債務の解消支援▽養殖施設の共同利用など水産業の復興▽再生可能エネルギーの利用促進―など273項目を盛り込む。具体的な事業や工程表を示した実施計画（11〜13年度）も同日策定した。計画決定を経て、達増知事は県災害対策本部員会議で「市町村と国、県がフルセットでより強力に被災者を支援していかなければならない」と述べた。本会議ではこのほか、学校などの放射線測定費、震災孤児への奨学金給付事業費を含む総額305億1400万円の11年度一般会計補正予算案など14議案、国の第3次補正予算の早期編成を求める意見書など発議案7件を可決。午後2時54分に閉会した。

岩手日報／平成23年8月12日

県土再興歩み本格化

東日本大震災からの本県再興の設計図となる県復興計画は11日、正式に決まり、復興と自立への取り組みが本格化する。沿岸市町村ではまちづくりの模索が続く中、同計画の柱となる事業から被災地の将来像をイメージする。【本記一画】

復興計画 正式決定



多重防災のまちづくり

災害で犠牲者を出さないまちをどうつくるかが復興の起点となる。防波堤や防潮堤だけでなく都市全体に災害への備えを配し、津波に備える文化を守り伝える多重防災型のまちづくりが始まる。市街地のほぼ全域が流失した陸前高田市などを想定した都市再生型のまちづくり像を見てみた

避難路充実 自然エネも

防潮堤などを再生、堅固なコンクリート建築物を海岸に置き、防浪ビルとする。道路や鉄道は土を盛って第2、第3の防潮堤とする。住宅、学校、病院などはかさ上げ地盤や高台に集め、海沿いの魚市場も人工地盤上に設ける。商業地や農地、水産加工団地などエリアごとに避難ビルを建て、避難路を張り巡らす。太陽光や風力など自然エネルギーも活用。大規模停電や燃料不足が発生しても数日は電力と熱源を自給できるようにする。

復興道路

早期整備を国に求める

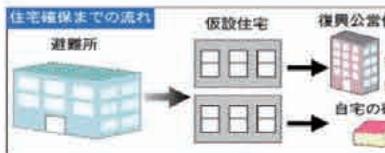
県は国に対し、沿岸に残る同釜石秋田線の一部を廃止する三陸縦貫道や三陸北縦貫道、八戸・久慈自動車道を縦断し、秋田と結ぶ東北横断道(石秋田線、宮古盛岡横断道)を10年以内で完成させる方針を示した。内陸と沿岸を結ぶ宮古盛岡横断道(国道106号)を横軸とし、「復興道路」として早期整備を求め、国も物資輸送やパークエリアの災害時拠点活用など幹線道路の機能を評価。国交省は既に縦軸3路線(県内延長計22.2km)の10年をめどとする整備方針を決定。大田草園国土交通相は、未事業化区間を譲った。仮設住宅は11



高台移転は14年度完了

住宅再建

沿岸12市町村で計2万3473棟(7月25日現在)の家屋が全半壊した。仮設住宅は11日に必要戸数1万3998戸が完了し、約2万5千人が避難所などから仮設住宅へと移った。秋から13年春をめどに用地取得と造成を行い公営住宅や一般住宅を建設。14年度初期の移転完了を想定する。

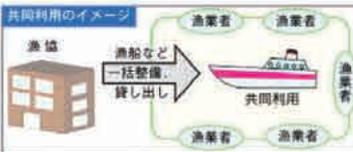


区画整理による宅地の設置や団地内道路の舗装、寒冷地用の断熱工事を順次行い、居住環境の向上に努める。恒久住宅確保の動きは今後本格化する。県は14年秋をめどに住宅再建を終える考えだ。

漁業協業化 基本戦略に

水産業

漁船が673隻が流失・損壊、定置網や刺し網1366ヶ統、ワカメやホタテなど22万6514台の養殖施設が流失した。基幹産業の復興に向けては、漁協が調整役を担って漁船や漁具を共同利用。複数経営体で作業し収益を分配する協業化が基本戦略になる。約1万2千台の養殖施設がほぼ壊滅。小型船も大半を失った。県内での生産量を誇る宮古市の重茂漁協は約9300台の養殖施設を新規整備し共同利用する。陸前高田市の広田湾漁協は数人から数十人程度で8経営体を組織し、協業化に臨む。これに伴い県は魚市場などの冷蔵冷蔵施設などの復旧を支援。大船渡など4中核市場を2013年3月までに本格化する。県内11カ所の大半が被災した漁港は、秋サケ漁までに対応。14年3月にかけて段階的に修復。加工施設の共同利用と集約化も検討しながらより効率的な生産流通体制を構築。産地の活力を導く。



応急復旧が当面の課題

医療・福祉

病院引越設、診療所125日現在。県外の題となる。1367施設、福祉服 医療支援チームが順次 設け老人福祉施設10 撤退、県医師会などの 仮設診療所など計約1 87カ所など計226 応援を受けた地域医療 30カ所の整備・修繕 医療過疎を克服する工 夫も必要だ。岩手医大 年度から、集会所など

福祉施設の復旧には12 億5千万円を計上。既に 前高田市の高田病院な ど県立3病院は仮設診 療所を開き、保険診療 を再開している。 医療機関の本復旧と 仮設住宅団地では本 震災ストレス外来を設

第2節

来県者リスト

※職名は来県時のもの
平成24年3月11日現在・県秘書広報室まとめ

【 外国政府・機関からの来県者 】

年月日	職氏名	場 所	内 容
平成23年3月14日	胡中国札幌総領事	県庁	知事会談
平成23年3月14日～20日	中国 救助隊員	大船渡市	救助活動
平成23年3月15日～19日	アメリカ 救助隊員	大船渡市、釜石市	救助活動
平成23年3月15日～17日	イギリス 救助隊員	大船渡市、釜石市	救助活動
平成23年3月23日～4月2日	国連人道問題調整事務所 (UNOCHA)	岩手県	災害調整
平成23年6月17日	申駐日韓国大使	県庁	知事会談
平成23年6月28日	ルース米国駐日大使	大船渡市、陸前高田市、大槌町	現地視察、ボランティア
平成23年6月28日	ステファン・ラウルス・ステファンソン駐日大使 (アイスランド)	県庁	副知事会談
平成23年7月14日	フィリップ・ドウ・ヘア駐日オランダ王国全権公使	県庁	副知事会談
平成23年7月27日	アンドレア・シュライヒャーOECD事務総長教育政策特別顧問兼教育局指標分析課長	県庁、釜石市、山田町	教育長会談、現地視察
平成23年8月1日	黄台湾観光協会東京事務所長 (観光応援舞踊団同行)	県庁、盛岡市、宮古市、岩泉町	知事会談、被災者激励
平成23年9月27日	ブルハヌディン・ウンル知事(インドネシア南スラウェン州アジョ県)	県庁	副知事会談
平成23年9月29日	バーエン オランダ・デルターレス研究所所長	県庁	知事会談
平成23年10月3日	レイモンド・テノリオ副知事 (米グアム準州)	県庁	義援金贈呈
平成23年10月7日	徐 前上海万博日本事務所代表	県庁	知事会談
平成23年10月7日・8日	セイコウ・イシカワ ベネズエラ駐日大使ほか計20カ国の駐日大使	花巻市、奥州市、平泉町	現地視察
平成23年10月14日	グエン・フー・ビン駐日ベトナム大使	県庁、宮古市	知事会談、ベトナム民族アンサンブル公演
平成23年10月17日	程永華 中国駐日大使	県庁、大船渡市	知事会談、現地視察
平成23年10月19日	東郷日本ユニセフ協会副会長	県庁	知事会談
平成23年11月10日	陳(財)中華民国仏教慈善慈善事業基金会総責任者	県庁	知事会談
平成23年12月6日・7日	インドラ・ラナシンゲ (スリランカ) ほか計8カ国の政府幹部職員	県庁、宮古市	知事会談、現地視察 (漁港・水産施設の復旧・復興対策研修 (JICA))
平成24年1月12日	金正秀 駐仙台韓国総領事	県庁	知事会談
平成24年2月2日	ハリール・ビン・イブラヒム・ハッサン バーレーン駐日特命全権大使	県庁	知事会談、被災小学生用サッカーボール寄贈
平成24年2月13日	イリーナ・ボコバ国連教育科学文化機関 (ユネスコ) 事務局長	平泉町	世界遺産認定書授与式、平泉視察
平成24年2月22日	崇泉中国商務省国際貿易交渉副代表「復興支援・観光促進のための視察団」	県庁	本県視察
平成24年2月28日	ルース米国駐日大使	陸前高田市	市長会談
平成24年3月7日	クリスチャン・マセ駐日フランス大使 エレーヌ夫人	県庁、陸前高田市ほか	知事会談、現地視察
平成24年3月7日	ベトナム社会主義共和国副大臣ほか	県庁	知事会談
平成24年3月8日	ヤドビカ・ロドビッチ・マリア・チェホフスカ 駐日ポーランド特命全権大使	盛岡市	「絆の架け橋」プロジェクト感謝のタペ

【 政府、国の機関等からの来県者 】

年月日	職氏名	場 所	内 容
平成23年3月12日	平野内閣府副大臣等政府調査団	県庁、陸前高田市～宮古市	知事会談、現地視察（ヘリ）
平成23年3月13日	片山総務大臣	県庁、遠野市、陸前高田市	知事会談、現地視察（ヘリ）
平成23年3月28日	大島自由民主党副総裁	県庁、陸前高田市～山田町	知事会談、現地調査
平成23年3月28日	山田衆議院農林水産委員長、主演参議院農林水産委員長ほか（小澤衆議院議員）	県庁、沿岸市町村	知事会談、現地視察
平成23年4月1日	谷垣自由民主党総裁	県庁、宮古市他	知事会談、現地視察
平成23年4月2日	石破自由民主党政調会長	久慈市、野田村	現地調査
平成23年4月2日	大島自由民主党副総裁	久慈市、野田村、県庁	現地視察、知事会談
平成23年4月2日	菅内閣総理大臣	陸前高田市	現地視察
平成23年4月7日	民主党復興ビジョン検討チーム（座長:直嶋元経済産業大臣）	県庁、陸前高田市、大船渡市	知事会談、現地視察
平成23年4月8日	岡田民主党幹事長	県庁、宮古市、山田町、大槌町、釜石市	知事会談、現地視察
平成23年4月12日	鳩山由紀夫衆議院議員ほか	県庁、久慈市ほか	知事会談、現地視察
平成23年4月14日	亀井国民新党代表、田中新党日本代表	陸前高田市、大船渡市	副知事会談、現地視察
平成23年4月16日	松本防災担当大臣	県庁、宮古市、大船渡市、陸前高田市	知事会談、現地視察
平成23年4月16日	大島国土交通大臣	県庁、宮古市、陸前高田市	知事会談、現地視察
平成23年4月16日	山口公明党代表	大船渡市、陸前高田市	市長会談
平成23年4月20日	衆議院農林水産委員会	大船渡市、陸前高田市	現地視察
平成23年5月6日・7日	志位共産党委員長ほか	県庁、陸前高田市、釜石市	副知事会談、義援金贈呈、現地視察
平成23年5月7日	東日本大震災復興構想会議委員（五百旗頭復興構想会議議長ほか）	県庁、大船渡市、陸前高田市	知事会談、現地視察
平成23年5月8日	社会民主党調査団（福島社民党党首ほか）	県庁、宮古市	知事会談、現地視察
平成23年5月9日	横路衆議院議長	県庁	知事会談
平成23年5月10日	衆議院総務委員会（委員長:原口衆議院議員）	県庁	副知事会談
平成23年5月18日	衆議院予算委員会（予算実施状況調査団）中川正春団長ほか	県庁、宮古市、釜石市	知事会談、現地視察
平成23年5月22日	枝野内閣官房長官	県庁、久慈市、野田村、普代村、田野畑村、宮古市	知事会談、現地視察
平成23年5月27日	衆議院東日本大震災復興特別委員会（委員長:黄川田衆議院議員）	県庁	知事会談
平成23年5月28日	玄葉民主党政調会長	陸前高田市	陸前高田市長会談、現地視察
平成23年6月11日	菅総理大臣	釜石市	釜石市長等会談、現地視察、避難所訪問
平成23年6月13日	民主党厚生労働・雇用対策WT	県庁	知事会談
平成23年6月30日	高木文部科学大臣	県庁、釜石市、大槌町	知事会談、現地視察
平成23年7月3日	松本復興担当大臣	県庁	知事会談
平成23年7月9日	平野復興担当大臣	県庁、久慈市	知事会談、現地視察
平成23年7月9日	谷垣自由民主党総裁	久慈市	対話集会
平成23年7月10日	岡田民主党幹事長	陸前高田市、大船渡市	大船渡市長会談、現地視察
平成23年7月16日	江田環境大臣	県庁	知事会談
平成23年7月23日	大島国土交通大臣	県庁	知事会談
平成23年8月18日	鹿野農林水産大臣	宮古市	現地視察
平成23年8月19日	五百旗頭復興構想会議議長	大船渡市、陸前高田市	現地視察

年月日	職氏名	場 所	内 容
平成23年9月10日	野田内閣総理大臣、平野復興担当大臣ほか	陸前高田市	現地視察
平成23年9月21日	川端総務大臣	県庁、山田町、大槌町、釜石市	知事会談、現地視察
平成23年9月24日	前原民主党政調会長ほか	県庁、釜石市	知事会談、現地視察
平成23年9月25日	前田国土交通大臣	県庁、釜石市	知事会談、釜石市長会談
平成23年10月1日	鹿野農林水産大臣	陸前高田市	現地視察
平成23年10月6日	衆議院国土交通委員会（伴野委員長）	県庁、宮古市、田野畑村	知事会談、現地視察
平成23年10月8日	細野環境大臣	県庁、宮古市	知事会談、現地視察
平成23年10月12日	中川文部科学大臣	県庁、釜石市、平泉町	知事会談、現地視察
平成23年10月18日・19日	自見金融担当大臣	釜石市、宮古市	現地視察
平成23年11月10日	参議院国土交通委員会（岡田委員長）	陸前高田市、大船渡市	現地視察
平成23年11月27日	平野復興担当大臣	県庁	知事会談
平成23年12月18日	山口公明党代表	盛岡市	知事会談
平成24年1月3日	小沢民主党元代表	久慈市、宮古市、釜石市、大船渡市、陸前高田市	現地視察ほか
平成24年1月10日	野田総理大臣	大船渡市	現地視察
平成24年1月19日	小宮山厚生労働大臣	釜石市	現地視察
平成24年2月19日	平野復興担当大臣	県庁	知事会談
平成24年2月22日・23日	五百旗頭復興推進委員会委員長	一関市、大船渡市、県庁	講演、現地視察、知事会談
平成24年2月26日	石原自由民主党幹事長	宮古市	現地視察
平成24年3月4日	谷垣自由民主党総裁	大船渡市、陸前高田市	現地視察
平成24年3月10日	細野環境大臣	滝沢村、盛岡市	復興創造フォーラム、知事会談
平成24年3月11日	鳩山元総理大臣	滝沢村	復興創造フォーラム

【他県の地方公共団体からの来県者】

年月日	職氏名	場 所	内 容
平成23年3月26日	佐竹秋田県知事	県庁	知事会談
平成23年3月26日	川勝静岡県知事	県庁、遠野市、大槌町、山田町	知事会談、現地調査
平成23年3月29日	松沢神奈川県知事	県庁	知事会談
平成23年3月30日	三村青森県知事	県庁	知事会談
平成23年4月3日	森全国市長会長（新潟県長岡市長）	県庁	知事会談
平成23年4月4日	小河大阪府副知事	県庁	副知事会談
平成23年4月4日	福田栃木県知事	県庁	知事会談、見舞金贈呈
平成23年4月11日・12日	藤原全国町村会会長（長野県川上村長）	大槌町、山田町、県庁	現地視察、知事会談
平成23年4月12日	蛸名青森県副知事	県庁	副知事会談
平成23年4月12日	鈴木静岡県浜松市長	県庁	知事会談
平成23年4月12日	阿部長野県知事	県庁	知事会談
平成23年4月13日	高橋北海道知事	県庁	知事会談
平成23年4月14日	儀武沖縄県金武町長	洋野町	義援金贈呈、現地視察
平成23年4月20日	海老根神奈川県藤沢市長	県庁	知事会談、義援金贈呈

年月日	職氏名	場 所	内 容
平成23年4月20日	河村愛知県名古屋市長	県庁	知事会談
平成23年4月21日	藤原長崎県南島原市長 梶原長崎県議会議長	県庁	副知事会談、義援金贈呈
平成23年4月22日	堀井秋田県副知事	県庁	副知事会談、見舞金贈呈
平成23年4月25日	吉村山形県知事	県庁	知事会談、見舞金贈呈
平成23年4月27日	竹山大阪府堺市長	県庁	知事会談、見舞金贈呈
平成23年5月1日	中村愛媛県知事	県庁	知事会談
平成23年5月11日	山田京都府知事(全国知事会長)	県庁	知事会談
平成23年5月11日	石原東京都知事	県庁	知事会談
平成23年5月11日	上田埼玉県知事	県庁	知事会談
平成23年5月12日	仲井眞沖縄県知事	県庁	知事会談、見舞金贈呈
平成23年5月13日	河村愛知県名古屋市長	県庁	知事会談、乗用車贈呈
平成23年5月20日	山下兵庫県宝塚市副市長	大船渡市	漫画本(手塚治虫)寄贈
平成23年5月22日	中崎全国町村議長会副会長	葛巻町	義援金贈呈
平成23年5月24日	中村長崎県知事	陸前高田市、県庁	現地視察、知事会談、義援金贈呈
平成23年6月10日	石井岡山県知事	県庁、陸前高田市、大船渡市	知事会談、現地視察
平成23年7月8日	長友東京都調布市長	遠野市	被災地献本用漫画本寄贈
平成23年7月9日	野田大阪府東大阪市長	陸前高田市	ラガーシャツ贈呈
平成23年7月11日	橋下大阪府知事	陸前高田市、遠野市ほか	遠野市長会談、現地視察
平成23年7月11日	二井山口県知事	県庁	国体等参加支援金贈呈
平成23年7月13日	荒井奈良県知事	県庁	知事会談、見舞金贈呈
平成23年7月22日・23日	河村愛知県名古屋市長	陸前高田市、県庁	陸前高田市長会談、知事会談
平成23年8月1日	大村愛知県知事	県庁	知事会談
平成23年8月7日	阿部山形県酒田市長	一関市	県バスケットボール協会への義援金贈呈
平成23年8月19日	片桐愛知県副知事	花巻市内	副知事会談
平成23年8月20日	川勝静岡県知事	遠野市	市長会談、被災地支援活動拠点視察
平成23年8月31日	麻生前福岡県知事	県庁	副知事会談
平成23年8月31日	近藤京都府議会議長	県庁	副知事会談
平成23年9月2日	広畑埼玉県副知事	県庁	副知事会談
平成23年10月5日	大村静岡県副知事	県庁	副知事会談
平成23年11月2日	市道大阪府羽曳野市副市長ほか	陸前高田市	ポンプ車、給水車贈呈
平成23年11月7日	中野秋田県副知事	県庁	副知事会談
平成23年11月9日	小河大阪府副知事	陸前高田市	現地視察
平成23年11月22日	鈴木静岡県浜松市長	大船渡市	地域公民館設置費用贈呈
平成24年1月7日	黒岩神奈川県知事	宮古市	現地視察
平成24年1月15日	奥山宮城県仙台市長	盛岡市	復興シンポジウム
平成24年1月18日	河村愛知県名古屋市長	陸前高田市	意見交換、現地視察
平成24年1月26日	桜井静岡県島田市長	大船渡市	現地視察、避難者慰問
平成24年2月7日	佐竹秋田県知事	県庁	災害廃棄物処理協定締結式
平成24年2月21日	松井大阪府知事	県庁、宮古市、山田町	知事会談、現地視察

第8章

資料編

第3節

ボランティア支援団体一覧

※県社協および沿岸被災地各VCに記載登録のあったもの

【 県社協 】

世界宗教者平和会議WCRP
(株) アデランス
しげる工業(株)
北上ピエロの会
NPOコミュニティひめかみ
特定非営利活動法人グッドネーバーズジャパン
アキラ企画
助産師会
(株) シンクロ・エンターテイメント
全国青年ボランティアセンター
倉敷市社会福祉協議会
日立桜ライオンズクラブ
日本自治体労働組合連合
(株) フジヤマ
SAVE IWATE
東京自治体労働組合総連合
倉敷市社会福祉協議会
北辰商事(株) ロジャース大宮店
NPO法人ユニバーサル ダイビングネットワーク
NPO法人愛知ネット
ときがわ町有志の会
トップツアー(株)
一関市立山目中学校1年生
盛岡市立巻堀中学校
医療法人 秀峰会
改革国民会議
ホープインターナショナル開発機構
トップツアー(株)
天理教湖東大協会
みんな丸ごと家族だべ
末日聖徒イエス・キリスト教会管理本部
多治見市社会福祉協議会
新潟市社会福祉協議会
大垣市社会福祉協議会
早稲田大学レスリング部 早稲田クラブ
(株) 電通
法政大学 水文学地理学研究室
自治労連埼玉本部

【 釜石VC 】

JR東労組
北上JC(hands)
立正佼成会
カリタスジャパン
天理教ひのきしん隊
曹洞宗
ヤマト運輸

経団連
連合岩手(基幹労連)
COOP
釧路ネット
まごころネット
サンボット
共立精工
北海道HFT
ネオス
富士大女子ソフト部
岩手県庁チーム
盛岡消防
釜石商工野球部
アート引越し
大平中
北上北中
銀河ネット
クラッシュジャパン
駒木不動寺
ネクスコ
神戸まごころ便
京都暁星高校
拓殖大学(TVT)
秋田県社会福祉事業団
朝顔ネットワーク
遠野市赤十字奉仕団
米内地区民児協
水沢商業高校
石鳥谷キャット
北上市建設業協会
雫石市社協
北上市社協
花巻市社協
川崎市社協
座間市社協
横須賀市社協
横浜市社協
横浜市金沢区社協
横浜市青葉区社協
横浜市瀬谷区社協
綾瀬市社協
埼玉青年会議所
深谷青年会議所
藤沢青年会議所
北上中学校
修徳高校ラグビー部
昭和大学
相生産業高校

新潟NSGカレッジリーグ
逗子市社協
茅ヶ崎市社協
中津第一歯科
北社市社協
絆プロジェクト
海老名市社協
北九州市社協
他消防系
他役所・県庁・教員系
他大学系
他高校系
他中学系
他学校関連
ツアーボラバス
他JC系
他宗教系

【 山田町VC 】

静岡県社協V
岩手県ボランティアバス
みえ災害V支援C
NPO法人群大クラブ
愛知県東海市社協V
三重県伊勢市V
長野県飯山市社協V
静岡県菊川市社協V
三桜工業(株)V
三重県伊賀市V
株式会社奥村組
長野県須坂市社協V
JR宮古(佐々木)
アート引越センター
長野県岡谷市社協V
静岡県磐田市社協VB
東日本ハウスV
神奈川県茅ヶ崎市VB
長野県山形村社協VB
神奈川災害ボランティアネットワーク
横須賀市社協、横須賀市ボランティアネットワーク
日本いきいきライフ協力機構JILCA
かずさ災害ネットワーク
かわいキャンプVR(盛岡市社協)

【 大船渡市VC 】

岩手大学教育学部
水沢学苑看護専門学校
社団法人岩手県建設業協会奥州支部奥州地区建設協議会

川嶋印刷株式会社
西和賀町消防団
レイダースグループ(雪合戦チーム)
岩手県立前沢明峰支援学校
奥州市社会福祉協議会
岩手県立水沢商業高等学校
社団法人岩手県理学療法士会
岩手県労働組合連合会
日本労働組合総連合会岩手県連合会
奥州市立水沢南中学校
学校法人協和学院水沢第一高等学校
北上市社会福祉協議会
岩手県立盛岡商業高等学校
JA岩手ふるさと女性部
岩手県立西和賀高等学校
岩手県庁
北上市立北上中学校
岩手県立水沢工業高等学校
株式会社岩手日報社労働組合
北上市ボランティア連絡協議会
公立大学法人岩手県立大学いわてGINGA-NET
盛岡勤労組合
新堀体育協会
金ヶ崎町社会福祉協議会
KCSセンター盛岡南
日本ボーイスカウト岩手連盟花北地区花巻第1団
花巻市消防団第17分団
奥州金ヶ崎行政事務組合消防本部
石鳥谷消防団
岩手県立高校事務職員組合胆沢支部
一関市立山目中学校
岩手県建設業女性マネジングスタッフ協議会
社団法人岩手県薬剤師会
ヤマトオートワークス株式会社岩手工場
岩手県交通株式会社
公益社団法人北上青年会議所
公益社団法人花巻青年会議所
岩手県民主機関医療連合会
NPO法人岩手県レクリエーション協会
医療法人社団帰厚堂南昌病院
いわて生活協同組合

【大槌町VC】

美容室アービル
全国友の会
岩手県鍼灸師会
J C
連合いわて
遠野まごころネット
日本ヨーガ学会
長和町教育委員会
J R北海道
K I K
関東自動車
しげる工業
パレスチナこどものキャンペーン
北海道島牧商工会
県競馬組合

いわて生協
こうりん
東北財務局
盛岡財務局
豊田合成株
秀明インターナショナル
株式会社クック
太田市スポーツアカデミー
県社協
ウィズフローリング
ヴィクトリー
秋田NPO
秋田県社協
群馬商工会議所
和歌山県社協
一関下水道
民族博物館
奥州市社協
静岡沼津
支援P石井
絆プロジェクト
県社協ボラバス
盛岡玉山消防団
ベストグループ
SAVEiwate
岩手県理容師会
ワールドサポート
小塚工業
民主支援いわて
岩手県議会民主友愛
いちごみるく
美容室カーム
日野市災対協
三原青年会議所
長野県大手町自治会
戸田九
ライオンズクラブ
青森県深浦町
川喜ラーメン
ランドローバー
新潟県十日町上山青年団
御前崎災害支援ネットワーク
高橋正肖
ざくろ
長野県災害ボランティア委員会
カリタスジャパン
三十路会
イングリッシュスクール
上田市社協
盛岡消防団28分団
ベジフルカラーズ
平田ジュレート
矢巾町消防団
北海道蘭越町商工会
エコプロジェクト
復興食堂
盛岡市 美容師
モルモンヘルピングハンズ

岐阜県災害対策本部
県社協ボラバス
岐阜ボランティア
金ヶ崎社協
日本老人福祉財団
NGOグッドネーバース
八千代工業株
盛岡若者ステーション
脇川建設工業
長野市ボランティア
ボランティア連合
天理教大阪青年部
岡谷市社協
岩手女子高校
日本青年会議所東海地区協議会
環境カウンセラー
岐阜県社協
和歌山県社協
立正佼成会
APバンク
神山ボランティア
長野県社協
おからくらぶ
マスマン食品
得和グループ
盛岡市社協
大曲市青年会議所
八戸ラーメン会
シンクロエンターテイメント
名古屋市社協
北上市社協
サンコウ商事
カナセ電機
支援P
ホクミン
広島青年会議所
由利本荘市社協
立科社協
岩手銀行労働組合
西武トラベル
トップツアー
バスリレーボラバス
日赤神奈川
NPO法人ねおす
東北労働組合
伊勢市ボランティア連絡協議会
日本を美しくする会
大東岩手ライオンズクラブ
サーブ東北
コープ
いわて生協
CTC
立正佼成会
日本法輪大法学会
タージマホール
東北パイオニア
双新会
ポコペク

元気秋田応援隊
TTV
グリーンサポート
東舎
軽井沢町社協
ニカイングリッシュブワール
㈱マルイ
子供会連合会
㈱農協観光
白川土木
㈱リュミエール
東京大学
札幌市社協
名鉄観光
サイエンスキャラバン
セリナ
山桜の会
ジャパンユニオン
セーブイワテ静岡
南長野青年会議所
日野市消防団
長野県上田市大手町自治会
テラ・ルネッサンス
南長野JC
JTB中部
名古屋災害ボラバス
日本生協連
花巻文化村協議会
COG
広前青年会議所
あすなろ
韓国民団
総和中央病院
しなの青年会議所
NPOともだちエイド
北海道鳥牧村商工会
盛岡第5団ボーイスカウト
海老名カイロプラクティックセンター
全国スイーツ支援の会
TEAMJAPAN
菰野町社協
近畿日本ツーリスト
長野県池田町ボラセン
アーレックス
ジンコーボレーション
静岡ボランティア協会
鶴見四季岳会
ヤマト運輸
大阪府枚方市災害復興支援隊
下諏訪町社協
パワーコミュニケーション
㈱トーション
日立トラベル
宮古こみゆにていちゃーち
JCOG
札幌市社協
辰野青年会議所
インタラクティブ

松緑神道大和山
オペレーションブレッシグ
かわいキャンブ
三木コーヒー
日本糖尿協会
上田女子短期大学
上田市社協
明治学院大学
岩手県青年国際交流機構
千葉県社協
太平洋旅行
坂祝町社協
震災ボランティアパーティー
丸志田倶楽部
各務原市社協
盛岡三高
早稲田大ボラセン
岩手県社協
ふるさと清掃運動会
Barkleys証券
関市社協
津賀町商工会
富士宮市
岩手県立大学
トップツアー
日本体育大学
名張市社協
NPO M's POWER
潤心会
日本IBM
浜名湖青年会議所
㈱田子の目
レッグジャパン
山形市青年会議所
富山市社協
ショーワ石油
岩手日報労働組合
トップツアー
山の神温泉
沖縄大学
富士見市社協
WWFジャパン
TRWV-DB
立山町山岳協会
花園大学
富良野災害支援隊
モスフードサービス
東北支援
ポケモン
盛岡大付属高校
日本森林協会
茨城県塗装組合
東大教育学部
和歌山県ボラバス
トラック協会
小布施町社協
須坂市社協
日野市ボランティア

カストロール
宮城寺
安曇社協
teamEVah
サムルビー
日本救急
JR西日本
ピースポート
東京バプテスト教会
所沢レストラン
河内長野青年会議所
名鉄観光
県北バス
withFloorry
なかよしクラブ
可児市社協
山河
小千谷市闘牛会
西和賀社協
三公商事
経団連
東京海上
静岡県伊豆漁業組合
松本青年会議所
小諸市社協
フカウラ開発
日本COG
キリスト教団チーム
佐久青年会議所
岩手理容師組合
サーブ
三原青年会議所
バリアフリー
茨城県交通
東北バイオニア
宝塚市災害支援課
平田ジェイレス
横手炊き出し隊
日本社会事業
REBMOB
ふくよし
モップス
つくも農園
敬和学園
BPカストロール
生長の家岩手県教化部
フカウラ観光ホテル
金ヶ崎町職工組合
五城目町観光協会
東京海上火災
三公商事
府中青年会議所
伊那青年会議所
関東自動車
山形ローターアクトクラブ
ワークスロケーションクルー
多治見市社協
パークレイズキャピタル証券

ビクトリークリスチャンセンター
東北労働金庫労働組合
岩手県針灸師会
榊永沢
NPO日本トルコ親善交流会
アガペーCGN
エバラ食品
愛とヒューマンのコンサート委員会
ワミレス東北販売株
松本市社協
そば商組合
くらしまちづくりネットワーク
東京工業大学
高山市社協
佐藤水産
三重県災害ボラセン
たい焼き隊
桑名市社協
ケアスタッフ
曹洞宗ボラセン
美濃加茂市社協
県立産業短期大学
京都工芸繊維大学
静岡県ボランティア協会
エンカベラ
尾高氏社協
クリエイティブ日進
東北応援団
I GR
やきとり龍鳳
ニチイ学館
鈴鹿市社協
盛岡市社協ボラバス
日本デザイナー芸術学院
そちらライオンズクラブ
スマイル三里
西条市役所
丹下建設
釜石シーウェーブス
茨城県作業療法士会
久慈市観光物産協会
河内長野市役所
松坂市社協ボラバス
台湾傾聴ボラ
木村観光バス
岩手県人事課
日本バプテスト
真庭青年会議所
ピアサポートネット渋谷
お米シスターズ
秋田県歯科技工士会
榊モリレイ
西武トラベル
西和賀町社協
NPO法人かぜさん
ニューヨーク国連国際学校
大垣市社協
プロジェクト伝

NPO法人ガイアファミリー
岐阜県社協
住田町墓地
東日本ハウス
富田歯科
河北アドセンター
千葉発東北応援団
世紀東急工業
AGC里山の会
菜の花P支援会
赤いとうがらし
NPO法人パワーアップ支援室
和歌山県社協
札幌市社協
東京でボランティア
銀河ネット
けっぱれ東北
東京と岩手をつなごう
南箕輪村社協
LOTS災害支援団
宮崎幼稚園
しがNPOセンター
岩手ホスピスの会
豊中市社協
岡山経済同友会
京都現地支援
末日キリスト教会
神戸町社協
アジア航測
住友化学
清泉女学院
京都教区
岐阜経済大学
地球の歩き方
高槻市社協
秋田県にかほ高等学校
群馬県教職員組合
NPO法人アクト
目白大学
豊石町社協
御前崎災害ネットワーク
四日市社協
水戸あおいライオンズ
日立AD
ものみゆさんの会
和歌山県学生ボラ
イエスキリスト教会
紀北町ボラ
茨城県塗装組合
諏訪東京理科大学
明石魚住ライオンズクラブ
フラッシュジャパン
防衛医大ナミヤ
東北フローズン
全国環境教育ネットワーク
大阪保育福祉専門学校
瑞穂市社協
白百合学園

千代田区社協
浦上修二
栃木県佐野高校ボート
大西勝
堀籠博行
石井
東京大学教育学部
ビクトリー
鷹取裕成
山形市社協
泉孝志
田澤文子
松原弘樹
岩手県北観光
菜の花プロジェクト支援会
日野市災害対策協会
中部防災ボランティア
河口藍
藤本友美
長野市災害ボランティア委員会
ヘルピングハンズ
紀北町ボラセン
大手町自治会
長野県御代田町
住友化学株式会社
矢巾町社協
南箕輪村社協
三井精糖株式会社
高山市社協
南箕輪村社協
北上市社協
北上市ボランティア連絡協議会
山之内社協
千代田社協
石狩市社協
NPOセラピストネットワーク
パワーアップ支援室
千葉商科大学
佐久市社協
東濃信用金庫
盛岡医師会
サノフィアベンティス
名鉄観光
飯網町ボラセン
トップツアー
CGCジャパン
ぬりかべ隊
ベストグループ
スマイル三里
TOTO株式会社
岩手大学オハイオ大学
松坂市社協
川を知る会
東京大学
メガネのバリミキ
長野県中野市社協
養老町社協
専大松戸中高

沼宮内高
東芝ツーリスト
湯沢総合ビルサービス
大同工業株式会社
カッププランニング
ベネッセ
vance
秋田県太田中学校
ガイル
ココフルプロジェクト
八幡商店応援隊
3HAPPYプロジェクト
久保田晃平民謡研究会
岡山コープ
本業社協
NPO法人環境維新会
市民球団かずさマジック
㈱メディアエンス
home team
NPOエマージェンシー
五城目町シルバー人材センター
NPO法人エフェー
㈱カンワ
オリックスグループ
JA岩手中央会
金ヶ崎町役場職員構成会
わんにゃんを愛する会
NPO法人オラトコ
立命館大学
浄土宗浅草組青年会
秋田県由利本荘市消防団
永観堂青年会
おらが復興夢広場
タイズ・イン・ザ・ミュージック・キャラバン
カリタスジャパン大槌ベース
カリタスジャパン釜石ベース
盛岡民生委員会
大槌民謡研究会
おらえのおかずの集い
地域交流
福岡県災害ボランティア連絡会
坂祝町ツナガレンジャー
ベストグループ東北 北グループ
NPO ZEROキッズ
土岐民謡愛好会
江戸川区被災地支援ゆうしの会
世界の医療団
北條建築構造研究所
OSS-AKINDS
千葉県大網白里町商工会青年部
ギャラゴ
千葉工務店
スラヴァミニキャラバン
ヘルピングハンス藤沢ステーク
埼玉県社協
日本IBM
さわやかウォーク
NPO全国自死総合支援センター

大阪府大槌町ボラ教会
いっぽやいっぽ山田セントマーチン
鹿島道路株式会社
富山県となみ青年会議所
有限会社服部組
日高精機㈱
カトリック調布教会CCCひょうたん島
NPO EMA
伊藤忠テクノソリューションズ
資生堂
茨城県交通
JXホールディングス
鉄建建設
大瀬川振興センター
南部屋産業
釜石海上保安部
神奈川県東日本大震災ボランティアステーション
一竜斎春水
いんばぬま探検隊
中津川社協
健康フラ体操
岩手県聴覚支援学校高等部
子供地球サミット
盛岡第三高校
産業技術短期大学
秋田県立湯沢翔北高校
トヨタ自動車東日本岩手工場
茨城県立下館第一高校
昭和大学
川口市社協
安楽寺
青少年ボランティアフォーラム
大阪府枚方市社協
大槌保育園
チームN

【野田村VC】

久慈市役所
洋野町
軽米町社会福祉協議会
九戸村役場
県北広域振興局
久慈ボランティア
岩手県立大学
久慈中学校職員
久慈中部小中高ELT
若手料理人の会
野田村議会
久慈工業高校
木村水道土木
センダ班
ヤングチーム
ひばり会
大野高校
賀美鉄筋
久慈青年会議所
北部ブロック商工会青年部
センター事業団

岩手農政事務所
アイアム
パーマ銀のはさみ
野田中学校
ホクミン
曹洞宗岩手県青年会
米軍三沢航空基地
弘前大学
八戸工業高等専門学校
工藤左官
スノー班
シャンティ国際ボランティア会
日本災害救援ボランティアネットワーク
洋野町東大野自治会
八戸多摩川精機
弘前市役所
西日屋村役場
青空郵便局
眼鏡市場久慈店
メガネの浪岡
大野婦人会
五戸町立石沢小学校
洋野町社会福祉協議会
久慈高校
晴山石材
理容ボランティア(押川)
東北農政局
バンクラブ
北海道教育大学岩見沢校
JR東労組
ボディセラピスト
くじ音楽でまちづくり協議会
菅グループ
チーム上村
谷地グループ
株式会社風来堂
さいたまユネスコ
普代村職員組合
SeRV青森
岩手県曹洞宗青年会
天理教災害救援ひのきしん隊
米軍赤十字ボラ
青森中央学院大学
東大野自治会
久慈地域労働組合
郵便局久慈部会
久慈地域労連
久慈建設業協会
美容師ボラ(フジタススム)
洋野町婦人協
屋久島ガイド
盛岡市社会福祉協議会
一沢コンクリート
アイガモ楽団
癒美庵
富山県災害救援ボランティア
NPOコミュニティ活動支援センター
九戸村日赤奉仕団

久慈音楽でまちづくり協議会
盛岡中央消防署
一戸高校
音更町役場
知床ガイド
(株)サンオキ
十文字班
歯科医三人組
チーム明内
株式会社アルバライフ
岩手県自治労連東北支部
門協ファミリー
JACE日本洞穴探検協会
三菱商事
写真班
野田YHグループ
トップ観光
ユウアイアソシエー
ション
工藤班
工友会
石井麻衣子班
村上組
岩手町消防団
長野県山形小学校
滝沢歯科
四役班
チーム小坂
TATSUKOの会
エコツーリズム
野田村食生活改善推進員協議会
野田村民生児童委員協議会
岩手県北支部
軽米町役場
中村
葛西組
一戸町社会福祉協議会
八幡平市社会福祉協議会
チーム北リアス(関西大学等)
八戸大学
軽米町職労
晴山組
八千代エンジニヤリング(株)
久慈広域消防
大野保育所
岩手県建設業協会久慈支部
チーム工藤
十和田市役所
ツバメクリーニング
スズラン
JA北海道中央会
菅原班
三沢米軍消防団
盛岡市役所
八戸工業大学
聖学院大学
江良組
検集労 久慈班

ハマ・ボランティア
黒石市ボラ連協
おりつめ荘
平内町社会福祉協議会
平川市社会福祉協議会
チーム葛西
チーム西塚
県北観光
トムセカンド
藤巻町社会福祉協議会
天理教定分教会
二戸農林振興センター
日本共産党東青地区委員会
上十三電気工事協同組合青年部会
ささえあいネットワークなんぶ
日本共産党三八地区委員会
東北町乙供元町ボランティア会(青森県)
日本共産党上十三地区委員会
葛巻町社会福祉協議会
連合青森三八地域協議会
岩手県学校生協
葛巻町役場
六戸町社会福祉協議会
八戸工大一高
みどりが丘保育園
生長の家青森県教
八戸青年会議所
(株)ストヨネ
みさと町社会福祉協議会
チームM
郵便局局長会
キュービー伊丹工場
葛巻消防団
ベストグループ
PFコンビ
抱民舎岩木ボランティア会
東北PGC
和訳ボランティア
浅川町役場
久慈東高校
茨城流通経済大学
おいらせ町連合町内会
軽米町民生委員児童委員協議会
豊田
三本木高校バレーボール部
イエスキリスト教会
学習院大学
聖愛高校
盛岡工業高校
笹渡中学校
福岡カトリック教会
侍浜中学校
聖石町協
岩手県庁人事課
鉢盛中学校
二戸市社会福祉協議会
東京農業大学
末日聖徒イエス・キリスト教会釧路地方部

JA新岩手一戸地区園芸生産部会
桐蔭横浜大学
JA北海道中央会
岩手県レクリエーション協会
いわて教会ネットワーク
上町団地町内会
動こう津軽!
青森県立保健大学
青森三沢ボランティア(小池道場、興雲寺)
二戸市健康マージャンボランティア
日本バプテスト連盟
ダール・アズィーザ
花工房Iapis夢のしっぽ
ぼらんていあcafeそらばん
葛巻町立小屋瀬小学校
八幡平市立田山中学校
岩手県立二戸高等看護学院
スポネット弘前
県北教育事務所
盛岡市立巻堀中学校
久慈警察署
青森県立尾上総合高等学校



岩手県東日本大震災津波の記録

■取材協力(50音順・敬称略)

岩手医科大学附属病院 岩手県高度救命救急センター 秋富 慎司
社団法人岩手県高圧ガス保安協会 専務理事 佐藤 次夫
業務課主査 葛巻 健一
社会福祉法人岩手県社会福祉協議会
社団法人岩手県トラック協会 専務理事 佐藤 耕造
岩手県立高田病院 院長 石木 幹人
岩手県立中部病院 脳神経外科・災害医療科 眞瀬 智彦
大槌町消防団長 煙山 佳成
大槌町総務部長兼総務課長 平野 公三
釜石漁業無線局長 東谷 傳
一般社団法人 SAVE IWATE
全国消防長会
名古屋工業大学 リスクマネジメントセンター 防災安全部門長 渡辺 研司
名古屋市消防局
一般財団法人日本気象協会
東日本大震災に伴う緊急消防援助隊 北海道東北ブロック活動検証会議作業部会
盛岡地区広域消防組合紫波消防署長 阿部 貢
盛岡地区広域消防組合盛岡西消防署警防係長 川村 孝政
陸上自衛隊北部方面総監部幕僚副長 川崎 朗

■写真提供(50音順・敬称略)

秋田市消防本部
一関市
岩手医科大学附属病院 岩手県高度救命救急センター 秋富 慎司
特定非営利活動法人いわて GINGA-NET
社団法人岩手県高圧ガス保安協会
社会福祉法人岩手県社会福祉協議会、
株式会社岩手日報社
大船渡地区消防組合消防本部
海上保安庁
釜石漁業無線局
自衛隊岩手地方協力本部
一般社団法人 SAVE IWATE
田野畑村
特定非営利活動法人遠野まごころネット
名古屋市消防局
宮古市
陸上自衛隊第2師団司令部広報室
陸上自衛隊第9師団司令部広報室

※取材協力・写真提供者の所属及び役職は平成23年12月当時のものです。

岩手県東日本大震災津波の記録

平成 25 年 3 月発行

企画・発行 岩手県

〒 020-8570

岩手県盛岡市内丸 10 番 1 号

編集・印刷 山口北州印刷株式会社

※本書に掲載する写真・図表の転載・複製は固く禁じます。

